

平成 22 年度
包括外部監査の結果に関する報告書

保育事業及び地域療育センターの
管理運営に関する事務の執行

平成 23 年 1 月

川崎市包括外部監査人

丸山 邦彦

目 次

第1	外部監査の概要	
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	外部監査の方法	3
4.	外部監査実施期間	4
5.	外部監査人及び補助者	5
6.	利害関係	5
第2	川崎市の保育事業及び地域療育センターの概要	
I.	保育事業の概要	6
1.	保育所の目的	6
2.	市における保育所の現状	6
3.	市の保育を取巻く環境と保育の状況	12
4.	市の保育計画	16
5.	政令指定都市における待機児童の状況とその対応	23
6.	政令指定都市における公営保育所民営化の状況	32
7.	保育事業に係る組織の概要	37
8.	保育事業費に係る予算及び決算額の推移	41
9.	監査対象範囲	43
II.	地域療育センターの概要	44
1.	地域療育センターの目的	44
2.	療育システム	45
3.	地域療育センターの現状	47
第3	外部監査の結果及び意見	
I.	公営保育所の民営化推進について	51
1.	市における民営化の概要	51
2.	民営化の手続	57
3.	民営化の効果測定	86
II.	指定管理委託料の実態について	104
1.	指定管理委託料の妥当性	104
2.	指定管理委託料の支払事務	116

III. 認可保育所の収支管理について	119
1. 公営保育所の収支管理	119
2. 民営保育所の収支管理	121
IV. 保育事業における委託業務について	126
1. 委託事務の流れ	126
2. おなかま保育室事業委託	128
3. 公営保育所の給食調理業務委託	138
4. 公営保育所の一般廃棄物処理委託	141
5. 乳幼児健康支援一時預かり事業委託	147
6. 公営保育所民営化に係る引継業務委託	148
V. 保育事業における扶助費及び補助金について	152
1. 扶助費	152
(1) 概要	152
(2) 民間保育所運営費	156
(3) 民間保育所第2運営費	157
(4) 地域保育園援護費	161
(5) かわさき保育室援護費	165
2. 補助金	166
(1) 概要	166
(2) 民間保育所特別保育事業費補助金	168
(3) 民間保育所整備費等補助金	176
(4) 民間保育所運営費補助金	179
(5) 民間保育所施設整備費補助金	186
VI. 認可保育所の保育料について	188
1. 保育料の水準	188
2. 保育料の収納手続	195
VII. 認可保育所の入所選考について	200
VIII. 認可保育所職員の状況について	206
1. 配置基準	206
2. 年齢構成	211
3. 公営保育所職員の就業管理	213
IX. 認可保育所職員に対する研修について	214
X. 保育事業における資産管理について	222
1. 公有財産の管理	222
2. 備品の管理	223
3. 公営保育所の安全対策	226

X I.	保育所運営におけるモニタリングについて	233
1.	認可保育所に係る指導監査	233
2.	認可外保育施設に係る指導監督	240
3.	認可保育所に係る福祉サービス第三者評価	244
X II.	待機児童について	247
X III.	多様な保育事業について	260
1.	概要	260
2.	認可保育所による多様な保育	260
3.	認可外保育施設による多様な保育	270
4.	家庭保育福祉員（保育ママ）による多様な保育	280
X IV.	地域療育センターの管理運営について	282
資料	川崎市保育園等一覧	293

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

保育事業及び地域療育センターの管理運営に関する事務の執行

(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

近年、少子化・核家族化の進行や価値観の多様化等により、子どもをめぐる環境は、急速に変化している。また、女性の就労機会の増大や就労形態の変化もあり、子育て支援に対する行政の役割も変化し、多様化している。

川崎市においては、子ども支援に関する総合調整機能の強化や成長、地域特性に対応した機能の強化を図ることにより、生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども支援施策を一体的に推進し、地域社会全体で子育てや子どもの成長を支援するため、平成20年4月に新設した市民・こども局に「こども本部」を設置しており、総合的な子ども・子育て支援を行っている。

特に、市においては、大規模住宅開発や中高層のマンション等が増えており、20歳代から40歳代の若い世代の転入が増えていることを要因として、就学前児童が増加している。

平成22年4月現在の就学前児童（0～5歳児）は80,012人となっており、前年同期と比較して951人増加している。これに伴い、認可保育所入所児童15,435人や、認可外保育施設等入所児童などに関する市の保育事業費も、平成21年度予算で217億20百万円であり、前年度と比較して9億46百万円増加している。

市は、高まる保育需要に対応するため、平成19年7月に策定した「保育緊急5か年計画」の保育所整備目標量等を見直し、平成22年3月に「保育緊急5か年計画（改訂版）」を策定したところであるが、国の保育制度改革、地域主権改革など保育を取り巻く社会状況が変化していくなかで、今後の市の保育施策の方向性を示すために、「(仮称)新・保育基本計画」を平成22年度末に策定予定である。

また、市においては、保育事業に加え、子どもの総合的な相談・支援として、障害児の発達支援を目的とした地域療育センターを有している。市では、平成 22 年 4 月に市内 4 か所目の地域療育センターとして、「川崎西部地域療育センター」を民設民営の手法により開設するなど、療育支援の充実に向けた施策を展開しているところである。

そこで、市の重点施策であり、予算額も急増し、また市民の関心が高い保育事業及び、障害児の発達支援を目的とした地域療育センターを対象とし、川崎再生フロンティアプラン第 2 期実行計画における「多様な保育の充実」及び「障害児の発達支援の推進」について、支出の経済性、効率性及び有効性が図られているかどうかは、市民の関心が高いものと考え、特定の事件として選定した。

(3) 外部監査対象年度

原則として、平成 21 年度

必要に応じて、他の年度についても監査対象とする。

(4) 外部監査対象部局

主な外部監査対象部局は以下のとおりである。

市民・こども局	こども本部	子育て施策部	保育課
同		こども支援部	こども福祉課
同		保育所整備推進室	
健康福祉局	総務部	監査指導課	

3. 外部監査の方法

(1) 監査の視点

保育事業及び地域療育センターの財務に関する事務の執行及び管理運営が、関連する法令及び条例・規則等に従い適切に行われているか、また、保育事業及び地域療育センターが経済的・効率的・効果的に運営されているかという視点で、主に以下の項目について監査を実施した。

- ①公営保育所の民営化推進
- ②指定管理委託料の実態
- ③認可保育所の収支管理
- ④保育事業における委託業務
- ⑤保育事業における扶助費及び補助金
- ⑥認可保育所の保育料
- ⑦認可保育所の入所選考
- ⑧認可保育所職員の状況
- ⑨認可保育所職員に対する研修
- ⑩保育事業における資産管理
- ⑪保育所運営におけるモニタリング
- ⑫待機児童
- ⑬多様な保育事業
- ⑭地域療育センターの管理運営

(2) 主な監査手続

上記(1) 監査の視点に基づき実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ①所管部局への質問により、関連諸法令、事業及び施設の状況並びに予算の執行状況等を概括的に調査した。
- ②上記①を踏まえた上で、財務事務の執行並びに事業及び施設の管理運営について関連資料を閲覧・照合し、必要に応じて関連資料の分析及び担当者への質問を実施した。
- ③現場視察を実施し、認可保育所においては資産の管理状況等を確認した。

(3) 視察対象施設

視察した保育園等及び地域療育センターは以下の表のとおりである。

①保育園等

i. 認可保育所

(単位：人)

運営形態	保育園名	所在地	定員
公設公営	中野島保育園	多摩区布田 18-25	60
	中野島乳児保育園		35
公設民営	宮前平保育園	宮前区宮前平 2-11-6	150
民設民営	そらまめ保育園	多摩区宿河原 1-1-40	30

ii. 認可外保育施設

(単位：人)

形態	保育園名（福祉員名）	所在地	定員
おなかま保育室	おなかま保育室川中島	川崎区大師駅前 1-1-2	26
かわさき保育室	だるまキッズ大師園	川崎区昭和 2-2-2	30
川崎市認定保育園	大師新生保育園	川崎区大師町 15-9	18
家庭保育福祉員 (保育ママ)	長田 京子氏	川崎区小田 5 丁目	5

②地域療育センター

(単位：人)

運営形態	施設名	所在地	定員
公設公営	川崎市南部地域療育センター	川崎区日進町 5-1	知的障害児 40 肢体不自由児 40
民設民営	川崎西部地域療育センター	宮前区平 2-6-1	知的障害児 60

4. 外部監査実施期間

平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 1 月 7 日まで

5. 外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 丸山 邦彦

(2) 補助者

公認会計士 石川 誠

公認会計士 大西 正祐

公認会計士 澤栗 利紀

公認会計士 近藤 亮介

公認会計士 安池 威志

公認会計士 南 和樹

公認会計士 井上 東

公認会計士 牧野 成治

公認会計士 星野 光信

公認会計士 山崎 唯

公認会計士 笹木 博行

その他 安藤 歩

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 金額は単位未満を切捨てし、%は小数点以下第 2 位を四捨五入している。

なお、報告書中の表は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 川崎市の保育事業及び地域療育センターの概要

I. 保育事業の概要

1. 保育所の目的

厚生労働省が平成20年4月に改訂した「保育所保育指針」によれば、保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないとされている。

保育所では、保護者が仕事や病気などのために、家庭で保育できない0歳から5歳までの就学前児童をただ預かるだけでなく、長時間にわたる保育の中で、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことが求められている。

2. 市における保育所の現状

(1) 保育所の分類

保育所は大きく分けて認可保育所と認可外保育施設に区別される。認可保育所とは、保育所運営に当たり、国の最低基準を満たし、行政から認可を受けることで運営費が支給されている保育所であり、それ以外の保育所は認可外保育施設となる。なお、認可を受けていない認可外保育施設のうち、後述する川崎市認定保育園等の一部の保育施設については、一定の要件を備えていることを市長が認定し、市が運営費の一部を援護している。

また、認可保育所を設置主体及び運営主体で捉えた場合、市が設置及び運営している保育所である公設公営保育所、市が設置し、民間で運営している公設民営保育所並びに民間で設置及び運営している民設民営保育所に区分される。

なお、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）に基づき、教育及び保育を一体的に提供し地域における子育て支援を実施する施設として都道府県の認定を受けた、いわゆる幼保連携型認定子ども園のうち民間で設置及び運営している保育所については、民設民営保育所に区分している。



※商店街店舗活用保育施設は平成 22 年度より、かわさき保育室に統合している。

(2) 認可保育所の施設数及び定員

市の認可保育所は平成 22 年 4 月 1 日現在で、161 施設（定員数 14,675 人）となっている。そのうち、公設公営保育所は 69 施設（定員数 6,530 人）、公設民営保育所は 15 施設（定員数 1,580 人）、民設民営保育所は 77 施設（定員数 6,565 人）となっている。

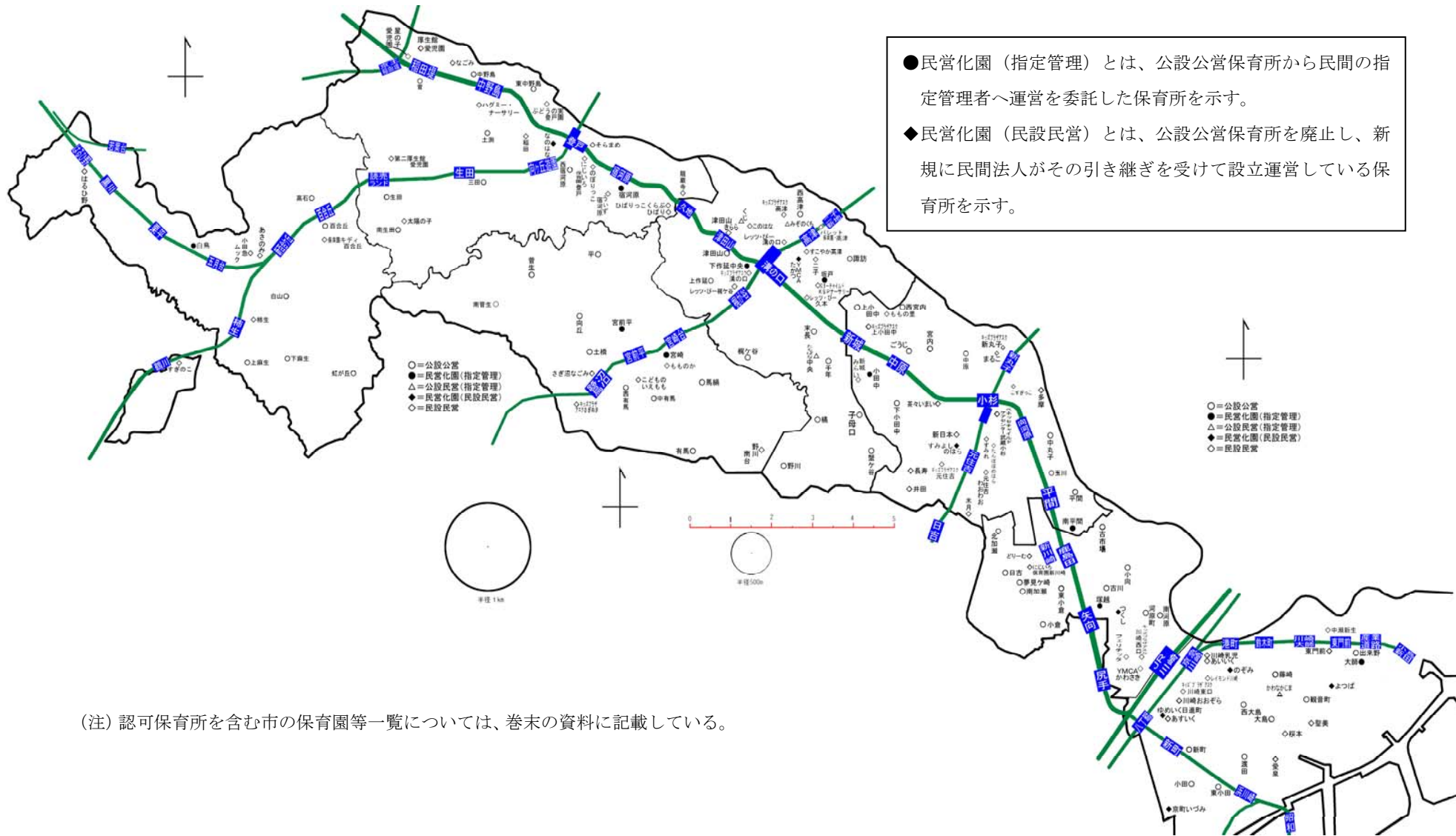
以下の表は認可保育所の施設数と定員数を区別に集計したものである。

< 認可保育所の施設数及び定員数 >

区 分	公設公営		公設民営		民設民営		合計	
	施設数 (箇所)	定 員 (人)	施設数 (箇所)	定 員 (人)	施設数 (箇所)	定 員 (人)	施設数 (箇所)	定 員 (人)
川崎区	10	1,010	2	250	15	1,080	27	2,340
幸区	11	1,150	1	90	6	480	18	1,720
中原区	11	890	3	245	18	1,735	32	2,870
高津区	11	1,060	5	480	12	750	28	2,290
宮前区	10	995	2	300	5	430	17	1,725
多摩区	10	855	1	95	15	1,500	26	2,450
麻生区	6	570	1	120	6	590	13	1,280
合計	69	6,530	15	1,580	77	6,565	161	14,675

(注) 民設民営の中には、認定こども園（1 箇所、定員 120 人）が含まれている。

(3) 認可保育所の配置 (平成 22 年 7 月 1 日現在)



(注) 認可保育所を含む市の保育園等一覧については、巻末の資料に記載している。

(4) 認可保育所の職員数

保育所の職員数は、平成 22 年 5 月 1 日現在で公営及び民営合計で 2,854 人である。また、保育所 1 園当たりの職員数は 17.7 人となっており、保育士（看護師を含む）は、保育所 1 園当たり 14.5 人が配置されている。以下の表は認可保育所の職員数を集計したものである。

＜認可保育所の職員数＞ (単位：人)

区分	公設公営	公設民営	民設民営	合計
施設長	63	14	77	154
保育士	922	245	1,070	2,237
看護師	54	11	28	93
栄養士	37	20	115	172
調理員	40	12	31	83
用務員	63	4	2	69
事務員等	—	10	36	46
合計	1,179	316	1,359	2,854

(注) 公営の地域子育て支援センター内の保育士 5 人及び一般事務職 5 人の計 10 人については、表の人数に含めていない。

(5) 認可外保育施設

①川崎市認定保育園

川崎市認定保育園（以下「認定保育園」という。）とは、児童福祉法第 35 条第 4 項に規定する保育所の認可を受けていない保育施設の中から、一定の要件を備えた施設を市長が認定し、在園児の福祉の向上を図るために市が運営費の一部を援護している保育施設である。

＜川崎市認定保育園の施設数及び定員数＞

区分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
施設数 (箇所)	7	2	11	11	4	6	4	45
定員数 (人)	172	125	901	376	190	352	352	2,468

(注) 平成 22 年 3 月 31 日現在の状況である。

②地域保育園

地域保育園とは、児童福祉法 35 条第 4 項に規定する保育所の認可を受けていない保育施設のうち、上記①及び下記③、⑤に属さないものである。

<地域保育園の施設数及び定員数>

区分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
施設数 (箇所)	12	13	15	16	10	4	4	74
定員数 (人)	493	430	622	566	309	153	329	2,902

(注) 平成 22 年 3 月 31 日現在の状況である。

③おなかま保育室

おなかま保育室とは、認可保育所に申し込みをし、入所要件を満たしているながら入所できない低年齢児（0～2 歳児）を対象に、家庭的な雰囲気の中で小グループによる保育を実施する保育施設である。

<おなかま保育室の設置状況及び定員数>

区分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数 (箇所)	2	—	5	3	2	2	—	14
定員数 (人)	58	—	136	79	42	30	—	345

(注) 平成 22 年 4 月 1 日現在の状況である。

④家庭保育福祉員（保育ママ）

家庭保育福祉員とは、心身ともに健康で、児童に対し豊かな愛情を持ち、また保育士、助産師、保健師、看護師、幼稚園教諭のいずれかの資格を持ち、かつ乳幼児の養育経験がある方の中から市長がふさわしいと認めた者をいう。

この制度は、児童の養育経験と技能を有する保育者に保育を委託することにより、家庭的な雰囲気の中で保育を実施し、保護者の就労と育児の支援を実施することを目的としている。その対象は、日中保育に欠け、市内に居住する生後 6 週間（43 日目）以上 3 歳未満の児童である。

<家庭保育福祉員の人数及び定員数>

(単位：人)

区分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
福祉員数	1	4	4	1	1	4	4	19
定員数	5	16	14	3	4	15	14	71

(注) 平成 22 年 4 月 1 日現在の状況である。

⑤かわさき保育室・商店街店舗活用保育施設

かわさき保育室及び商店街店舗活用保育施設とは、認可保育所に申し込みをし、入所要件を満たしていながら入所できない 1 歳児から 4 歳未満児が充実した保育を受けられるよう、市が独自の基準で認定した保育施設であり、児童の入室数に応じて市が助成を行っている。これらの施設は、民間のマンションや商店街の店舗等を保育室としている。なお、平成 22 年度より商店街店舗活用保育施設はかわさき保育室に統合している。

<かわさき保育室・商店街店舗活用保育施設の設置状況及び定員数>

区分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数 (箇所)	1	2	2	2	2	1	1	11
定員数 (人)	30	60	60	50	60	30	30	320

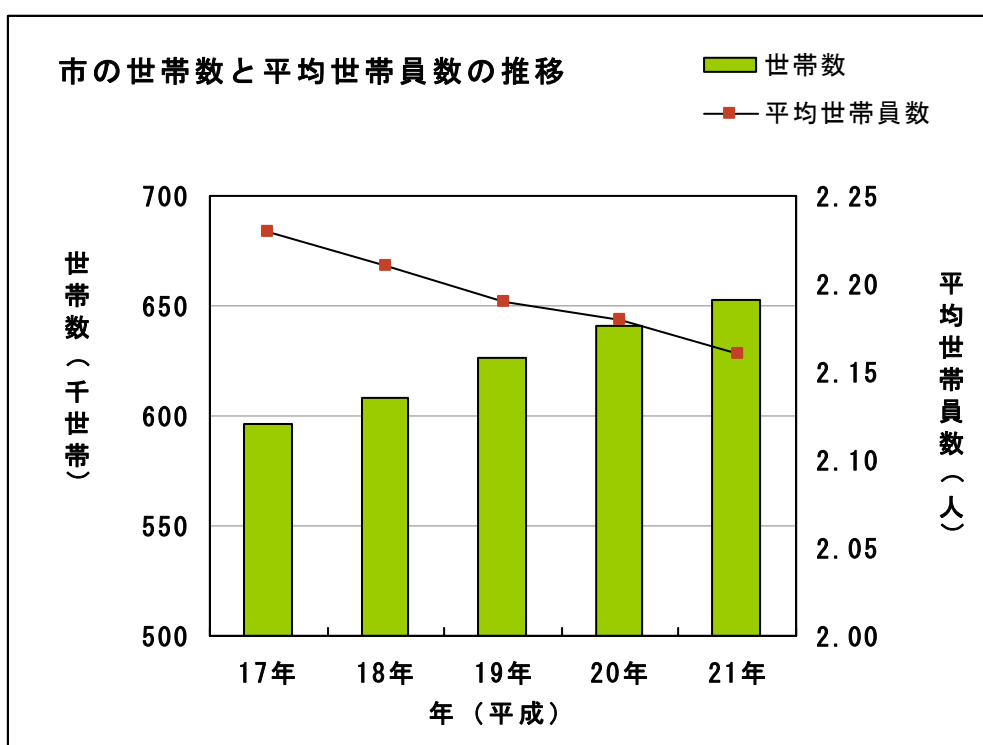
(注) 平成 22 年 4 月 1 日現在の状況である。

3. 市の保育を取巻く環境と保育の状況

(1) 就学前児童数の推移

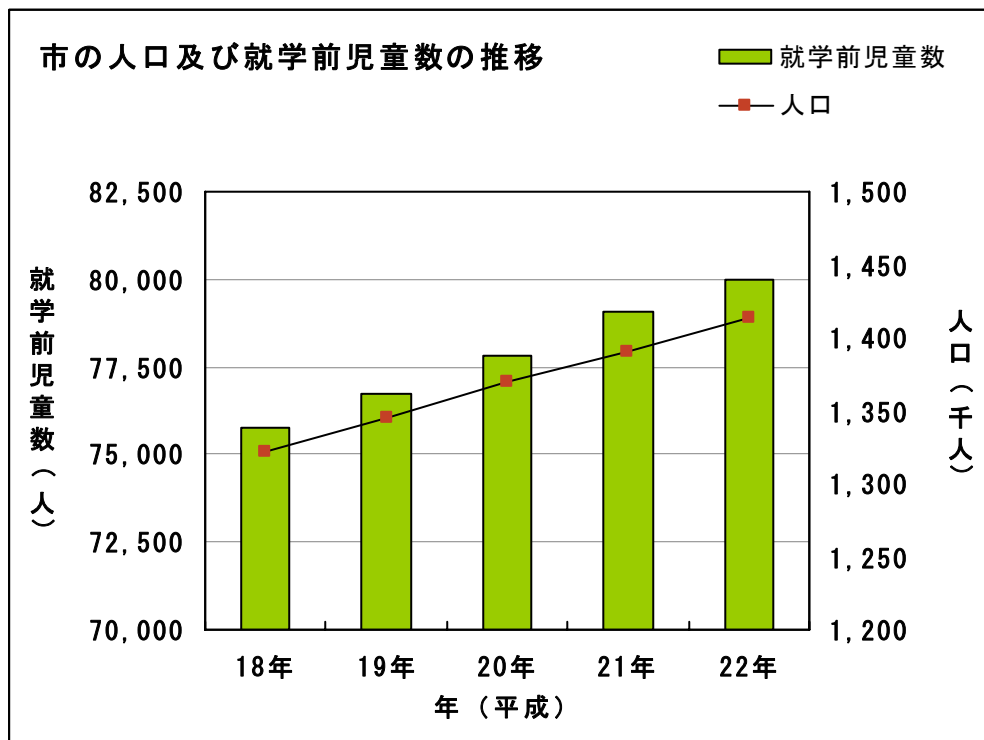
転入超過を主要因として、市の人口は増加傾向にある。他の首都圏近郊の大都市と比較しても人口増加率は非常に高い水準となっており、平成 19 年以降は出生数が 1 万 4 千人台で推移している。

また、人口増加に伴い世帯数も増加している一方、平均世帯員数は減少している。これは、核家族世帯の増加等が原因であると考えられる。



(注) 各年の数値は、3月31日現在の状況である。

このような状況により、市の就学前児童数は急増しており、平成 22 年 4 月には 8 万人を超える状況となっている。市の人口増加に伴う就学前児童数の推移は、以下のグラフのとおりである。

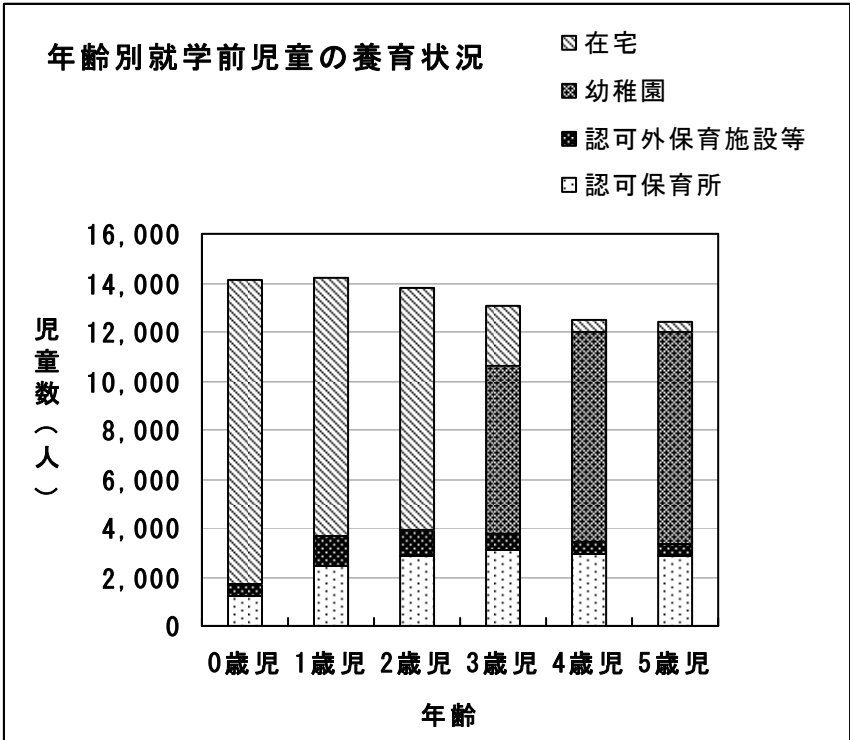
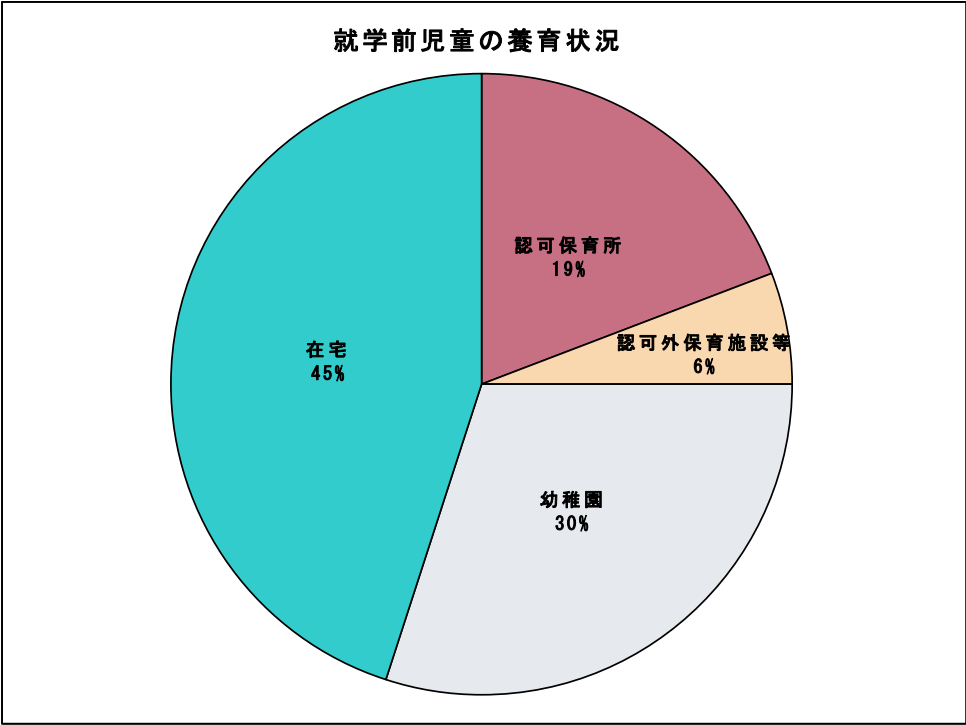


(注) 各年の数値は、3月31日現在の人数である。

(2) 保育所の入所状況

① 就学前児童の養育状況

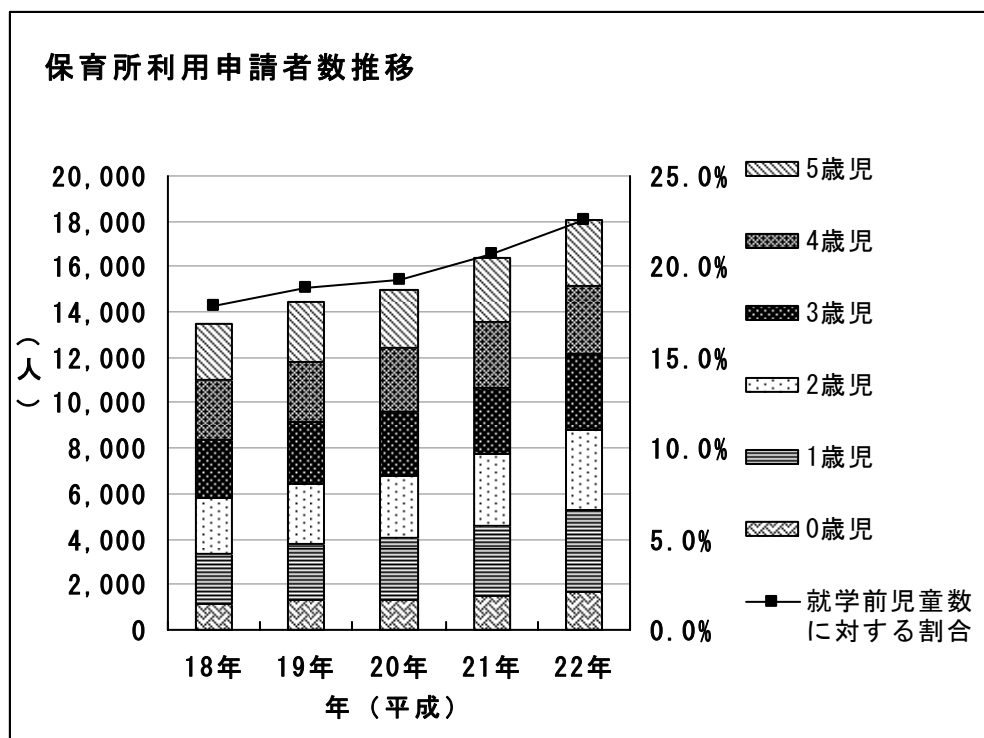
市の就学前児童の養育状況は、保育所が約 25% (認可保育所が約 19%、認可外保育施設等が約 6%)、幼稚園が約 30%となっており、それ以外の約 45%は在宅等で養育されている児童となっている。また、年齢別にみると、0歳児から2歳児までは在宅児童が大きな割合を占めている一方、3歳児からは幼稚園に通う児童もおり、在宅等で養育されている児童の割合が減少している。



(注1) 認可保育所入所児童数は、平成22年4月1日現在の入所者数である。
 (注2) 認可外保育施設等入所児童数は、平成21年10月1日現在の利用者数である。
 (注3) 幼稚園児数は、平成22年5月1日現在の入所者数である。

②保育所利用申請者数及びその割合の推移

就学前児童数の増加に伴い保育所利用申請者数も増加しているが、共働き世帯の増加等により、就学前児童数に対する保育所利用申請者割合も年々増加傾向にある。保育所利用申請者数及び就学前児童数に対する割合の推移は、以下のグラフのとおりである。

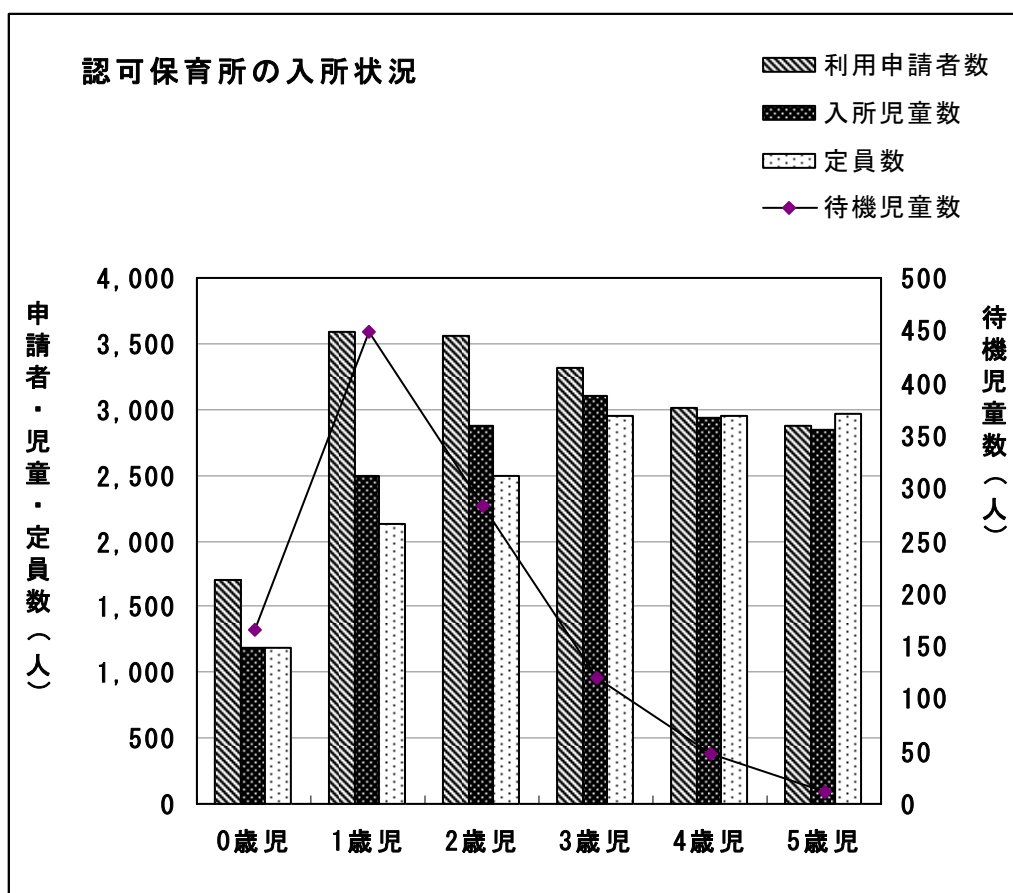


(注) 各年の数値は4月1日現在の状況である。

③認可保育所の利用申請者数、入所児童数及び待機児童数の推移

育児休業制度の普及等に伴い、1歳児からの利用申請者数が増加している。利用申請の多い1歳児及び2歳児については、定員を超えた児童が入所しているにもかかわらず利用申請者数が入所児童数を上回る状況にあることから、待機児童は1歳児及び2歳児に多く発生している。

認可保育所の利用申請者数、入所児童数、定員数及び待機児童数の推移は、以下のグラフのとおりである。



(注) 平成 22 年 4 月 1 日現在の人数である。

4. 市の保育計画

(1) 保育計画の変遷

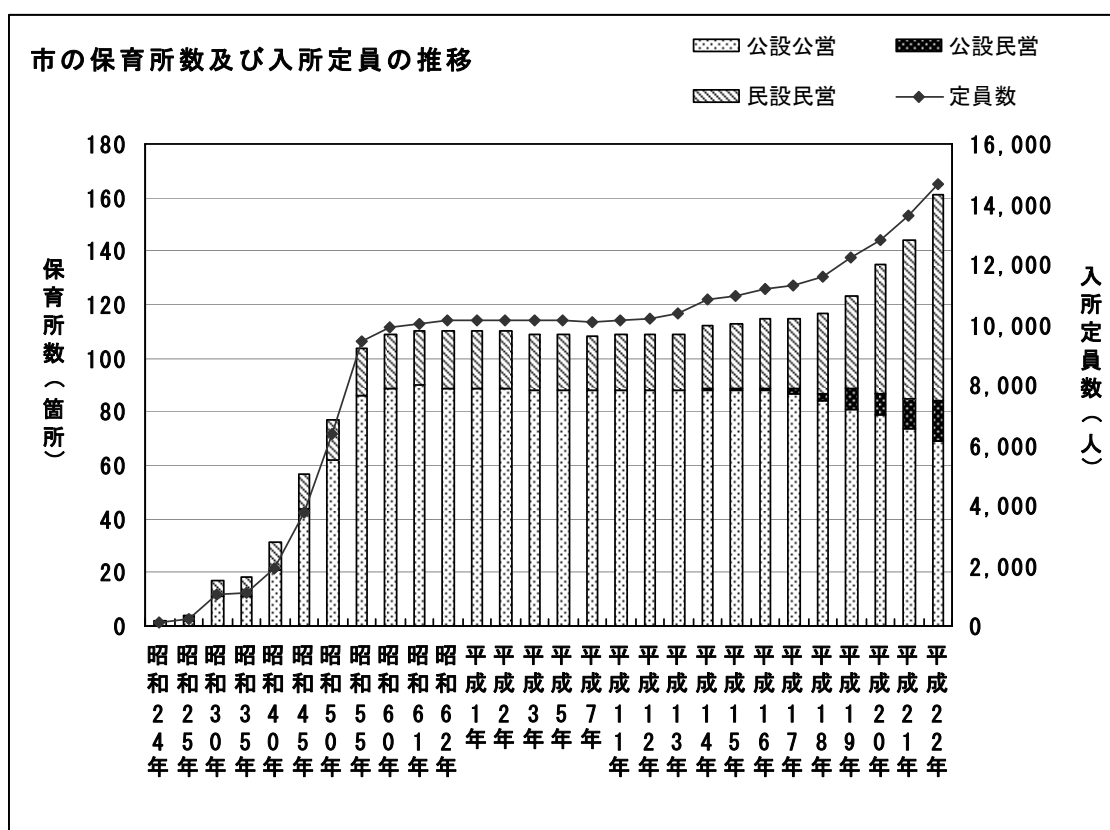
市では、昭和 24 年に 2 か所の公営保育所を設置して以来、保育所の運営を行っている。昭和 47 年度には、社会経済状況の変化により保育需要が急増したため、「人口 1 万人に 1 か所の保育所整備計画 5 カ年計画」を策定し、保育所の整備促進を図ってきた。

しかし、近年の核家族化の進行や共働き世帯の増加により、保育所の利用ニーズが年々高まっており、待機児童の問題が発生している。そのため、平成 9 年度には「川崎市保育待機児童の緊急解消計画」を策定し、保育の受入れ枠の拡大を図っている。また、平成 13 年度には「川崎市保育基本計画」を策定し、今後 10 年間の保育施策の指針を発表している。

さらに、保育需要の増加や多様な保育ニーズに対応するため、平成 19 年 3 月に「川崎市保育基本計画（改訂版）」、平成 19 年 7 月に「保育緊急 5 か年計画」をそれぞれ策定し、公営保育所の民営化促進や民営保育所の増設、認可外保育施設の充実等を中心に、待機児童の受入れ体制の整備を進めている。

市においては、最近の大規模住宅建設等の増加に伴い若い世代の転入が増加しているため、保育所の利用ニーズが高まっている。このような状況を受け、大幅な保育受入れ枠の拡大を図るため、平成 22 年 3 月に「保育緊急 5 か年計画（改訂版）」を策定している。同計画においては、保育所整備目標量等を見直し、認可保育所の新設等により全体的な保育受入れ枠の拡大を図るとともに、長時間延長や一時保育事業の拡充等により、保育事業の充実を図っている。

市の保育所数及び保育所入所定員数の推移は、以下のグラフのとおりである。第 2 次ベビーブームを背景として、昭和 40 年から昭和 55 年にかけて大きく保育所数及び入所定員数が増加していることがわかる。また、最近の大規模住宅建設等を主要因として、平成 19 年以降は保育所利用者数が急増しているため、市では保育所数及び入所定員数を増やすことにより対応している。



(2) 保育計画の現状

①川崎再生フロンティアプラン第2期実行計画

市では新総合計画として平成17年3月に策定された10年間の「川崎市再生フロンティアプラン」に基づき、3か年ごとに実行計画を策定しており、現在、第2期である平成20年度から平成22年度までの実行計画に基づき施策を行っている。これは、近年の大規模住宅建設等による人口急増を主要因とした保育需要の高まりや保育ニーズが多様化している現状をかんがみ、民間事業者を活用することも含め、多様な保育の充実を図ることを目的としている。

「川崎再生フロンティアプラン第2期実行計画」の保育事業に関する基本政策及び計画期間における主な施策は以下のとおりである。

i. 保育事業に関する基本政策

「人を育て心を育むまちづくり」を基本政策として、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることができる社会をめざし、総合的な子育て支援体制を確立し、多様な子育てサービスを選択、利用することのできる環境づくりを進めることとしている。

ii. 計画期間（平成20年度から平成22年度まで）における主な施策

- (ア) 「保育緊急5か年計画」に基づき、総合的に保育施策の充実を図り、5か年で約2,600人の入所枠の拡大を図る。
- (イ) 従来の認可保育所の整備に加え、新たに「小規模認可保育所」を整備するとともに、公営保育所の民営化などにより、認可保育所の定員を平成22年度までに1,765人増加させる。
- (ウ) 民営保育所との連携のもと、長時間延長保育、一時保育などの充実を図る。
- (エ) 認可外保育施設等における事業体系を大幅に見直し、受入れ枠及びサービスの拡充を図る。
- (オ) 公営保育所の効率的で効果的な運営を進めるとともに、計画的な民営化を推進する。

②保育緊急5か年計画（改訂版）

保育緊急5か年計画は、保育ニーズの高まりを受け、平成19年度から平成23年度までの5年間について、保育受入れ枠の拡大を主な目的として策定されたものである。しかし、就学前児童数の増加に伴って保育所利用申請者が急増している状況をかんがみ、当初策定した保育緊急5か年計画を見直し、平成21年度から平成23年度の保育事業の整備目標量等を改訂した「保育緊急5か年計画（改訂版）」を平成22年3月に策定している。

保育緊急5か年計画（改訂版）における保育事業推進への主な取り組み及び保育事業における3年間の整備目標は、以下のとおりである。

- i. 保育事業推進への主な取り組み（平成21年度から平成23年度まで）
 - (ア) 認可保育所の整備により、3年間で3,000人超の定員増を図る。
 - (イ) 民間事業者活用型保育所整備を推進し、特に需要が大きい1歳児枠の拡大を図る。
 - (ウ) 低年齢児を中心として、認可外保育事業の充実を図る。
 - (エ) 公営保育所の民営化の推進を図る。

ii. 保育事業における3年間の整備目標

市では、認可保育所の整備により各年度1,000人超、3年間で3,000人超の定員増を目標としている。認可保育所の定員増加に係る計画は、以下の表のとおりである。

<認可保育所の定員増加に係る計画>

項目	施策目標	事業年度		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
認可保育所の整備	3,000人超の定員増	1,040人増	350人増	390人増
公営保育所の民営化		45人増	30人増	95人増
民間事業者活用型保育所の整備		—	690人増	630人増
民営保育所の定員増		45人増	—	—
定員増計		1,130人増	1,070人増	1,115人増

また、認可外保育施設については、2,300人超の受入れ枠を確保することを目標としている。具体的には、平成22年度にかわさき保育室を4か所増設して110人の受入れ枠増加を行う等、平成22年度に2,316人の受入れ枠を確保している。認可外保育施設の実施計画は、以下の表のとおりである。

<認可外保育施設の実施計画>

項目	施策目標	事業年度		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
川崎市認定保育園	2,300人超の 受入れ枠確保	1,580人	検討中	→
家庭保育福祉員		71人 (18人増)	77人 (6人増)	83人 (6人増)
おなかま保育室		345人	事業推進	→
かわさき保育室		320人 (110人増)	事業推進	→
受入れ枠増計		2,316人 (128人増)		

③ (仮称) 新・保育基本計画素案

市の総合計画である川崎再生フロンティアプランに基づき、保育施策を総合的に推進するため、平成22年10月に「(仮称) 新・保育基本計画素案」が作成されている。この素案の発表を行うことにより、各方面からの意見を反映させて、最終版である「(仮称) 新・保育基本計画」を平成22年度末までに策定する予定となっている。

同計画は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年を保育施策の方向性を示す計画期間として策定し、そのうち平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 か年の施策目標を具体的に設定している。主な施策目標としては、認可保育所の定員枠を 4,000 人拡大し、待機児童の解消に取り組むことや、各年度において公営保育所の民営化を 5 園実施することを掲げている。同計画の基本方針及び施策目標は、以下の表のとおりである。

i. 基本方針

基本目標	小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき
3つの基本方向	9つの施策
かわさきの子育て支援の充実	保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切な対応
	利用者の視点に立った情報提供とサービスの質の向上
	保育サービスの利用における受益と負担の適正化
社会全体で子育てを支える仕組みづくり	地域で子育てを支える取組の推進
	企業等（雇用主）における子育て支援の取組の推進
	多様な主体との協働による取組の推進
新たな制度への対応と大都市等との広域連携	新たな制度への対応
	国・県・企業等との連携・協力
	大都市等との広域的な連携

ii. 施策目標

施策	平成 22 年度 当初	平成 23 年度 当初（予定）	平成 23 年度～平成 25 年度 の施策目標
認可保育所の定員枠 拡大	定員：14,675 人 (161 園)	定員：16,075 人 (185 園)	4,000 人の定員枠の拡大
長時間延長保育（20 時まで）実施園	73 園	98 園	新設保育所における全園 で実施
3 歳以上児への主食提 供実施園	85 園	110 園	
認可外保育事業の充 実	援護対象児童※ 2,316 人	援護対象児童※ 2,349 人	援護対象児童※の拡大
公営保育所の民営化 の推進	69 園 (公営保育所)	68 園 (公営保育所)	各年度 5 園での実施

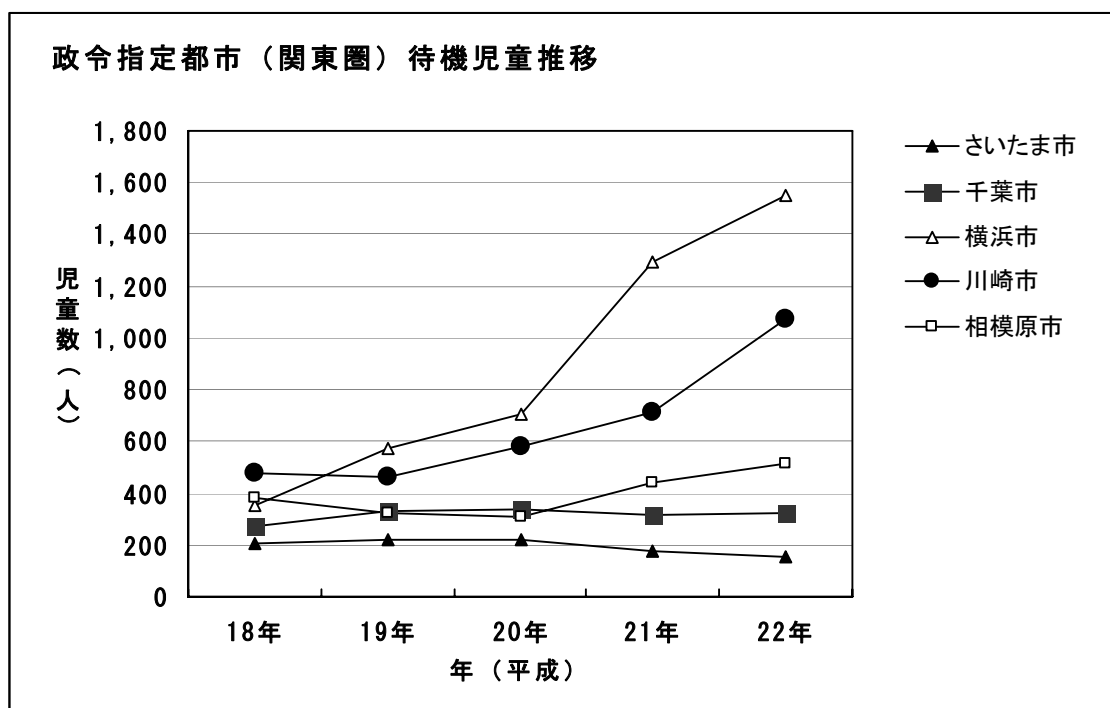
施策	平成 22 年度 当初	平成 23 年度 当初 (予定)	平成 23 年度～平成 25 年度 の施策目標
一時保育の実施	32 園	35 園	新設保育所における事業 の拡充
地域子育て支援セン ター事業 (センター 型) の実施	22 園	23 園	
休日保育の実施	6 園	6 園	1 か所の事業の拡充
年末保育の実施	7 園	7 園	事業推進
夜間保育の実施	1 園	1 園	事業推進
乳幼児健康支援一時 預かり事業 (病後児保 育) の実施	3 か所	3 か所	1 か所の事業の拡充
情報提供及び相談・コ ーディネート機能の 充実	—	事業検討	事業推進
第三者評価制度の受 審	24 園 (民営保育所)	36 園 (民営保育所)	各年度 10 園の実施と民営 化園における実施
保育料の収納率の向 上	収納率 95.2% (現年度分 98.7%) [平成 21 年度決算]	—	収納率 97%以上 (現年度分 99%以上) を目指し、収納 対策の取組を強化
ふれあい子育てサポ ート事業の充実	3 か所	4 か所	1 か所の事業拡充
家庭保育福 祉員制度の 充実	居宅型 19 人 (受入児童 71 人)	21 人 (受入児童 77 人)	各年度 2 人 : 6 人増 (受入児童 18 人増)
	共同型 —	3 か所 : 9 人 (受入児童 27 人)	各年度 3 か所 : 27 人増 (受入児童 81 人増)
事業所内保育の実施	—	事業検討	施設設置に向けた協議の 推進

※援護対象児童とは、認可外保育施設のうち、市長が認定した施設に通う一定の要件を満たしている児童をいう。

5. 政令指定都市における待機児童の状況とその対応

(1) 政令指定都市（関東圏）別の待機児童の推移

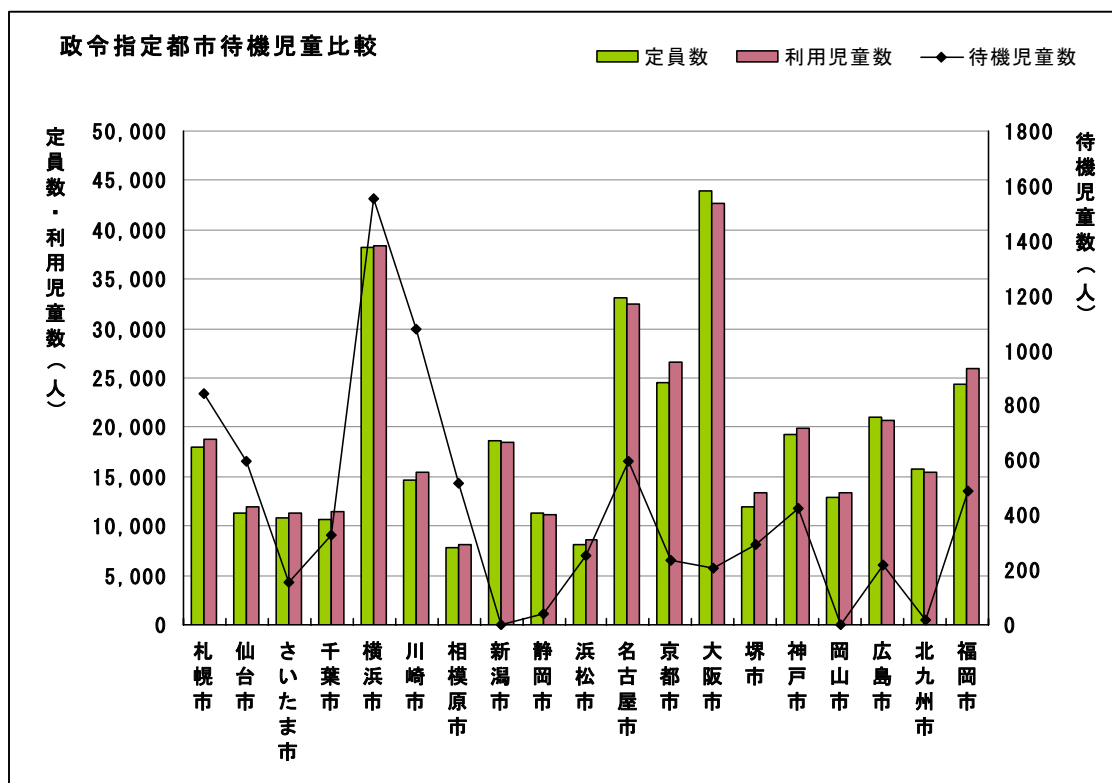
政令指定都市（関東圏）別に待機児童の推移をみると、特に横浜市と川崎市において平成20年頃から急増していることがわかる。また、相模原市においても増加傾向にある。



(注) 各年の数値は4月1日現在の人数である。

(2) 政令指定都市の保育所定員数・利用児童数・待機児童数比較

各政令指定都市における平成22年4月1日現在の保育所定員数、利用児童数及び待機児童数は、以下のグラフ及び表のとおりである。川崎市の待機児童数は、横浜市に次いで2番目に多い1,076人となっている。



(注) 平成22年4月1日現在の人数である。

＜政令指定都市の保育所定員数、利用児童数及び待機児童数＞

(単位：人)

都市名	定員数	利用児童数	待機児童数
札幌市	17,950	18,829	840
仙台市	11,230	11,983	594
さいたま市	10,831	11,262	154
千葉市	10,618	11,406	324
横浜市	38,295	38,331	1,552
川崎市	14,675	15,435	1,076
相模原市	7,803	8,184	514
新潟市	18,635	18,424	0
静岡市	11,365	11,109	40
浜松市	8,195	8,675	253
名古屋市	33,128	32,522	598
京都市	24,525	26,613	236
大阪市	44,020	42,630	205
堺市	11,967	13,400	290
神戸市	19,328	19,909	423
岡山市	12,917	13,316	0
広島市	21,090	20,762	220
北九州市	15,754	15,445	16
福岡市	24,349	25,913	489
計	356,675	364,148	7,824

(注) 厚生労働省ホームページ「都道府県・政令指定都市・中核市別 保育所待機児童数 集約表」によ
っている。

(3) 政府及び他の政令指定都市による待機児童問題への対応

①政府による待機児童問題への対応

i. 子ども・子育てビジョン

政府は、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を平成22年1月29日に閣議決定している。その中で、待機児童問題への対応についても検討しており、平日昼間の保育サービスの定員数を、平成20年度の215万人（うち、3歳未満児は75万人）から、平成26年度には241万人（うち、3歳未満児は102万人）とすることを目標としている。

そのための具体的な施策としては、保育所の整備に加えて、小中学校の余剰教室や幼稚園等の既存社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備及び家庭的保育の拡充の推進等を掲げており、それにより計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡充を図ることとしている。

ii. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト

待機児童数は都市部において近年増加傾向にあり、過去最高の水準に近づいている。待機児童解消を一刻も早く実現することは、雇用の創出において有効であるとともに、子育て世代の育児と就労支援や少子化対策の推進の観点から重要性が高いと考えられる。

そのため、子ども・子育てビジョンに基づき平成25年に導入を予定していた待機児童解消を目指す「子ども・子育て新システム」を、前倒しして実施することをスピーディに検討するために、平成22年10月に待機児童ゼロ特命チームを設置している。待機児童ゼロ特命チームは、平成22年10月から各自治体等に対し待機児童の解消策についてのヒアリング等を行い、平成22年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を公表した。

同プロジェクトにおいては、待機児童がいるから保育所を整備するという従来の「後追い」発想を改め、潜在的な保育ニーズを考慮（「先取り」）して待機児童解消を積極的に図る発想に基づき、さまざまな施策をパッケージで実施していくことを目指している。また、同プロジェクトの対象は、まずは待機児童が多くその解消に意欲的に取り組む自治体とし、徐々にその対象を広げていくことを予定している。また、認可外保育施設においても、認可保育所の最低基準を満たす施設には公的支援を行うことを検討している。

同プロジェクトの概要及び平成 23 年度に予定している具体的な施策は、以下の表のとおりである。

<国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクトの概要>

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度以降
対象	待機児童ゼロに先進的に取り組むモデル自治体	待機児童のいるすべての自治体	すべての自治体
所要見込額 (億円)	200	500	※
効果	約 3 万 5 千人分の保育サービスの供給増促進	約 8 万 8 千人分の保育サービスの供給増促進	約 41 万人分の保育サービスの供給増促進

※「子ども・子育て新システム」の施行に伴い実施する。

< 具体的な施策（平成 23 年度） >

目的	具体的施策
既存の制度に縛られない「多様で柔軟な保育サービス」の確保	待機児童の 8 割以上を占める 3 歳未満児を主に対象とする家庭的保育の量的拡充を図る。
	幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。
	新システムでの客観的な基準に基づく指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒しで公費助成の対象とする。
「場所」の確保	公共施設（庁舎、学校等）などの既存の建物の余裕スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。
	都市部における土地確保を後押しするため、公有地や私有地の活用を促進する。
「人材」の確保	短時間勤務保育士の活用は既に認められていることを地方自治体に周知を図る。
	保育を担う潜在的な人材の掘り起こしや再教育を行う。
	業務改善マニュアルにより現場のムリ・ムダ・ムラの改善を促進し、より良い労務環境整備により人材確保を側面的に促す。
	過去の保育サービスにおける事故等を収集・分析し、事故等を未然に予防するためのノウハウを確立。保育従事者の人材育成等に役立てる。

②他の政令指定都市による対応

i. 横浜市

横浜市の平成 22 年 4 月 1 日現在における待機児童数は、政令指定都市の中で最も多い 1,552 人となっている。そのため、待機児童問題への対策を市の重点課題として取り組んでおり、平成 25 年度までの 4 年間に約 390 億円の対策費を投入して待機児童をゼロにする計画を、平成 22 年 9 月 2 日に発表している。平成 22 年度における具体的な取組内容は、以下の表のとおりである。

<横浜市における平成 22 年度の待機児童解消への主な取組内容> (単位：百万円)

取組	事業内容	事業量	平成 22 年度 予算
保育所の新設等による定員増			
認可保育所整備	市有地貸付や整備促進など多様な手法により認可保育所を整備する。 ・新設・増築等：23か所 定員1,310人増 ・老朽改築：2か所 定員57人増	定員増 1,367人	1,798
横浜保育室整備 費助成 ※1	保育ニーズの高い駅周辺での整備を促進するため、横浜保育室を整備する法人に整備費を助成する。 ・新設及び20人以上の増員 7,500千円×5か所 ・10～19人の増員 3,750千円×4か所	定員増 140人	52
家庭保育事業	3歳未満の児童を日中に保育する家庭保育福祉員に助成する。また、複数の福祉員が共同で保育を実施する共同型家庭保育福祉員を新設する。 ・従来型：福祉員48人（定員163人→178人） ・共同型：福祉員8人（定員0人→32人）	定員増 77人程度	317
NPOなどを活用した家庭的保育事業	NPO法人等の事業者が保育者を雇用し、マンション等の一室等で少人数の児童を複数の保育者が保育を行う。 ・定員10人程度×3か所		37

取組	事業内容	事業量	平成 22 年度 予算
既存保育資源の有効活用			
横浜保育室 運営費助成	定員規模に応じて運営費を拡充することで既存施設の運営の安定化を図るとともに、新規参入を促進する。 また、所得に応じた保育料の軽減助成を実施することで利用しやすくし、入所率の向上を図る。 具体的には保育料軽減助成として一律1万円/月としていたものを、所得に応じて1～4万円/月に増加する。また、入所率については、前年度の81.5%から85%へ上昇させる。	128 か所 (入所率) 81.5% ↓ 85.0%	5,293
民設民営幼稚園 の活用	幼稚園の保育資源を利用して、長時間保育に対し運営費の補助を行う。また、実施条件を緩和した預かり保育をモデル実施する。 ・通常型：75か所 ・条件緩和型：2か所（土曜日休業、夏休期間中5日休業可）	77 か所 (利用者増 339人) ※2	731

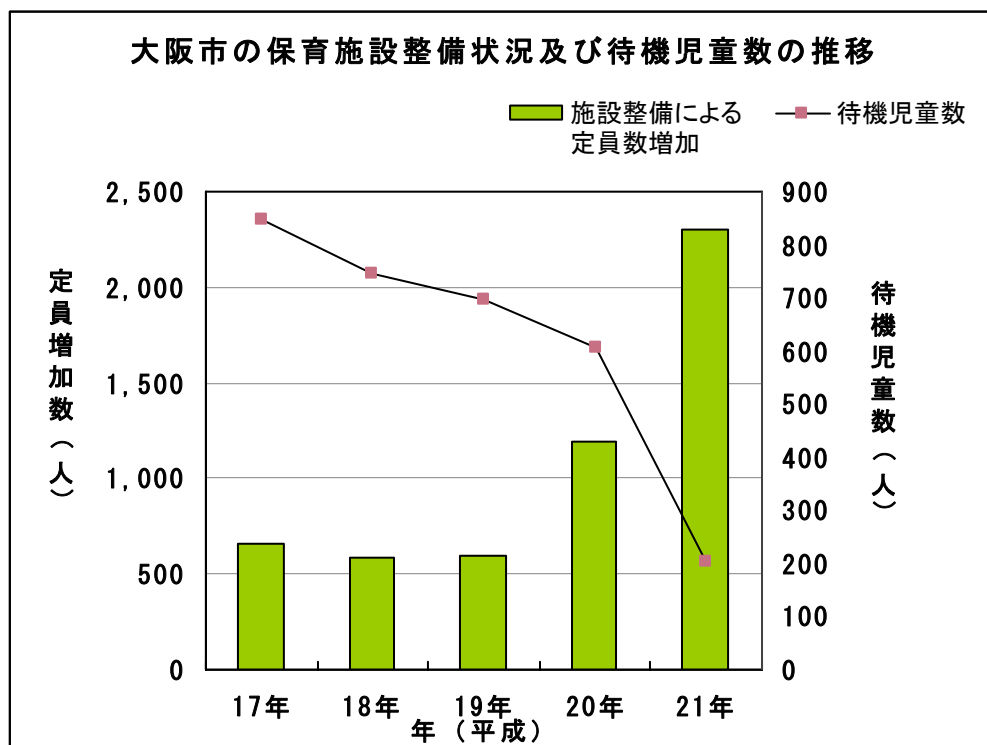
※1 横浜保育室とは、個人や企業等が経営する認可外保育施設のうち、横浜市が独自に設けた保育料や保育環境、保育時間等に係る一定の基準を満たす施設であり、横浜市が助成を行っている。

※2 民設民営幼稚園預かり保育の利用者増については、平成 22 年度における受入枠増加量の見込みである。

また、横浜市では、神奈川県で初めて未利用国有地について定期借地権を利用した保育所整備を行うことを平成 22 年 12 月 10 日に発表し、保育所を運営する社会福祉法人を募集、選定した上で、定員 60 人の保育所を設置することを予定している。

ii. 大阪市

大阪市においては、以前は待機児童数が高い水準で推移しており、大きな問題となっていた。そこで、さまざまな施策をもってその解消に取り組んだ結果、現在は待機児童数が大幅に減少している。特に、平成 21 年度に大きく減少しているのは保育施設の整備を大幅に進めたためである。大阪市における保育施設の整備状況及び待機児童数の推移は、以下のグラフのとおりである。



(注) 施設整備数は各年度末の実績値であり、待機児童数は翌年度4月1日現在の人数である。

また、具体的な取組み内容は以下のとおりである。

- (ア) 民営保育所の本園の新設及び増改築による整備
- (イ) 賃貸物件を利用した分園整備
 - － 全国に先駆けて、平成13年度から整備（改修）補助及び賃料補助を市単独施策として実施
 - － 全国で最も多く分園を整備（81ヶ所）
- (ウ) 市有地を活用した民営保育所整備
 - － 小学校や大阪市営住宅の跡地活用
 - － 10年間無償貸与
- (エ) 未利用施設を活用した民営保育所整備
 - － もと勤労青少年ホームや区役所付施設の空室活用
 - － 10年間無償貸与
- (オ) 保育ママ事業の実施
 - － 全国に先駆けて、平成18年度から民営保育所が保育ママを雇用する「保育所実施型」を実施

6. 政令指定都市における公営保育所民営化の状況

(1) 認可保育所の設置主体及び運営主体について

地方公共団体が認可する認可保育所は、設置主体及び運営主体の違いにより公設公営、公設民営及び民設民営の3つに区分することができ、公設公営の保育所を公設民営又は民設民営の保育所とすることを保育所の民営化と呼ぶ。なお、公設民営は、指定管理者制度を利用する手法が原則であるが、民間事業者と委託契約を結ぶ手法（民間委託）を採用している都市も存在する。

(2) 保育所運営主体別の状況

政令指定都市別の保育所運営主体別の状況は、以下の表のとおりである。政令指定都市全体では約70%の認可保育所が民営となっているが、都市によってその割合はさまざまである。例えば、千葉市や広島市のように、公設と民設合わせても民営保育所の割合が50%未満の都市もあれば、福岡市のように民営保育所が90%以上の都市もある。

<政令指定都市別の運営主体別保育所数>

都市名	公設公営		公設民営		民設民営		合計	
	(箇所)	(%)	(箇所)	(%)	(箇所)	(%)	(箇所)	(%)
札幌市	22	11.2	3	1.5	171	87.2	196	100.0
仙台市	48	39.0	0	0.0	75	61.0	123	100.0
さいたま市	62	50.0	0	0.0	62	50.0	124	100.0
千葉市	60	57.1	0	0.0	45	42.9	105	100.0
横浜市	100	22.9	2	0.5	334	76.6	436	100.0
川崎市	69	43.1	15	9.4	76	47.5	160	100.0
相模原市	25	32.9	0	0.0	51	67.1	76	100.0
新潟市	92	44.7	0	0.0	114	55.3	206	100.0
静岡市	46	44.2	0	0.0	58	55.8	104	100.0
浜松市	23	27.4	0	0.0	61	72.6	84	100.0
名古屋市	122	41.8	0	0.0	170	58.2	292	100.0
京都市	30	11.7	1	0.4	225	87.9	256	100.0
大阪市	102	22.0	27	5.8	335	72.2	464	100.0
堺市	22	22.9	1	1.0	73	76.0	96	100.0
神戸市	69	34.7	0	0.0	130	65.3	199	100.0
岡山市	53	46.5	0	0.0	61	53.5	114	100.0
広島市	88	53.7	1	0.6	75	45.7	164	100.0
北九州市	23	14.6	8	5.1	126	80.3	157	100.0
福岡市	15	8.2	0	0.0	169	91.8	184	100.0
計	1,071	30.3	58	1.6	2,411	68.1	3,540	100.0

(注1) 認定こども園は含めていない。

(注2) 「保育園を考える親の会」発行の「100都市 保育力充実度チェック (2010年版)」より抜粋している。(3)の表、(4)の表及び(5)の表も同様。

(3) 公営保育所民営化件数の推移

政令指定都市別の公営保育所民営化件数の推移は、以下の表のとおりである。平成16年度以前から積極的に民営化を行っている都市がある一方、現在まで全く民営化を行っていない都市もあり、こちらも都市によってその状況はさまざまであることがわかる。

<政令指定都市別の公営保育所民営化件数の推移>

(単位：箇所)

都市名	16年 以前	17年	18年	19年	20年	21年	22年	合計
札幌市	2	2	1	0	0	1	0	6
仙台市	0	0	0	0	0	2	0	2
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	4	4	4	4	4	4	0	24
川崎市	0	1	3	3	2	5	5	19
相模原市	0	1	0	0	1	1	1	4
新潟市	0	0	0	0	2	0	0	2
静岡市	0	0	0	2	0	1	1	4
浜松市	1	1	0	0	0	0	0	2
名古屋市	0	0	0	1	0	0	1	2
京都市	0	32	5	0	0	0	0	37
大阪市	3	4	4	5	5	0	6	27
堺市	6	3	2	3	1	1	1	17
神戸市	0	0	3	3	3	3	2	14
岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	14	18	13	1	0	1	0	47
福岡市	0	1	2	1	0	1	1	6
計	30	67	37	23	18	20	18	213

(注) 各年の表記「年」とあるのは、年号は「平成」で「年度」を示している。

(4) 手法別の件数

政令指定都市別の手法別民営化件数は、以下の表のとおりである。既設保育所の譲渡又は建替えによる民設民営化の件数が最も多く、指定管理者制度を利用しての民営化は最も件数が少ない。しかし、川崎市では指定管理者制度を利用して民営化する事例が多く、その件数は全政令指定都市の半数以上を占めることとなっている。

<政令指定都市別の手法別民営化件数>

都市名	民設民営化		民間委託		指定管理者		合計	
	(箇所)	(%)	(箇所)	(%)	(箇所)	(%)	(箇所)	(%)
札幌市	6	100.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0
仙台市	2	100.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
さいたま市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
千葉市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
横浜市	24	100.0	0	0.0	0	0.0	24	100.0
川崎市	8	42.1	0	0.0	11	57.9	19	100.0
相模原市	4	100.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0
新潟市	2	100.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
静岡市	4	100.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0
浜松市	0	0.0	2	100.0	0	0.0	2	100.0
名古屋市	2	100.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
京都市	36	97.3	0	0.0	1	2.7	37	100.0
大阪市	0	0.0	27	100.0	0	0.0	27	100.0
堺市	17	100.0	0	0.0	0	0.0	17	100.0
神戸市	14	100.0	0	0.0	0	0.0	14	100.0
岡山市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
広島市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
北九州市	18	38.3	22	46.8	7	14.9	47	100.0
福岡市	6	100.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0
計	143	67.1	51	23.9	19	8.9	213	100.0

(5) 民営化後の運営法人別内訳

政令指定都市別の民営化後の運営法人別内訳は、以下の表のとおりである。民営化後は大多数が社会福祉法人の運営となり、現在までのところ株式会社やその他の法人（NPO 法人等）の運営が少ないことがわかる。なお、民営化後の運営法人に株式会社を選んでいる都市は、政令指定都市に限れば現在までのところ川崎市のみである。

<民営化後の運営法人別内訳>

都市名	社会福祉法人		株式会社		その他		合計	
	(箇所)	(%)	(箇所)	(%)	(箇所)	(%)	(箇所)	(%)
札幌市	5	83.3	0	0.0	1	16.7	6	100.0
仙台市	2	100.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
さいたま市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
千葉市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
横浜市	24	100.0	0	0.0	0	0.0	24	100.0
川崎市	14	73.7	3	15.8	2	10.5	19	100.0
相模原市	4	100.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0
新潟市	2	100.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
静岡市	4	100.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0
浜松市	2	100.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
名古屋市	2	100.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
京都市	36	97.3	0	0.0	1	2.7	37	100.0
大阪市	27	100.0	0	0.0	0	0.0	27	100.0
堺市	17	100.0	0	0.0	0	0.0	17	100.0
神戸市	14	100.0	0	0.0	0	0.0	14	100.0
岡山市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
広島市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
北九州市	47	100.0	0	0.0	0	0.0	47	100.0
福岡市	6	100.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0
計	206	96.7	3	1.4	4	1.9	213	100.0

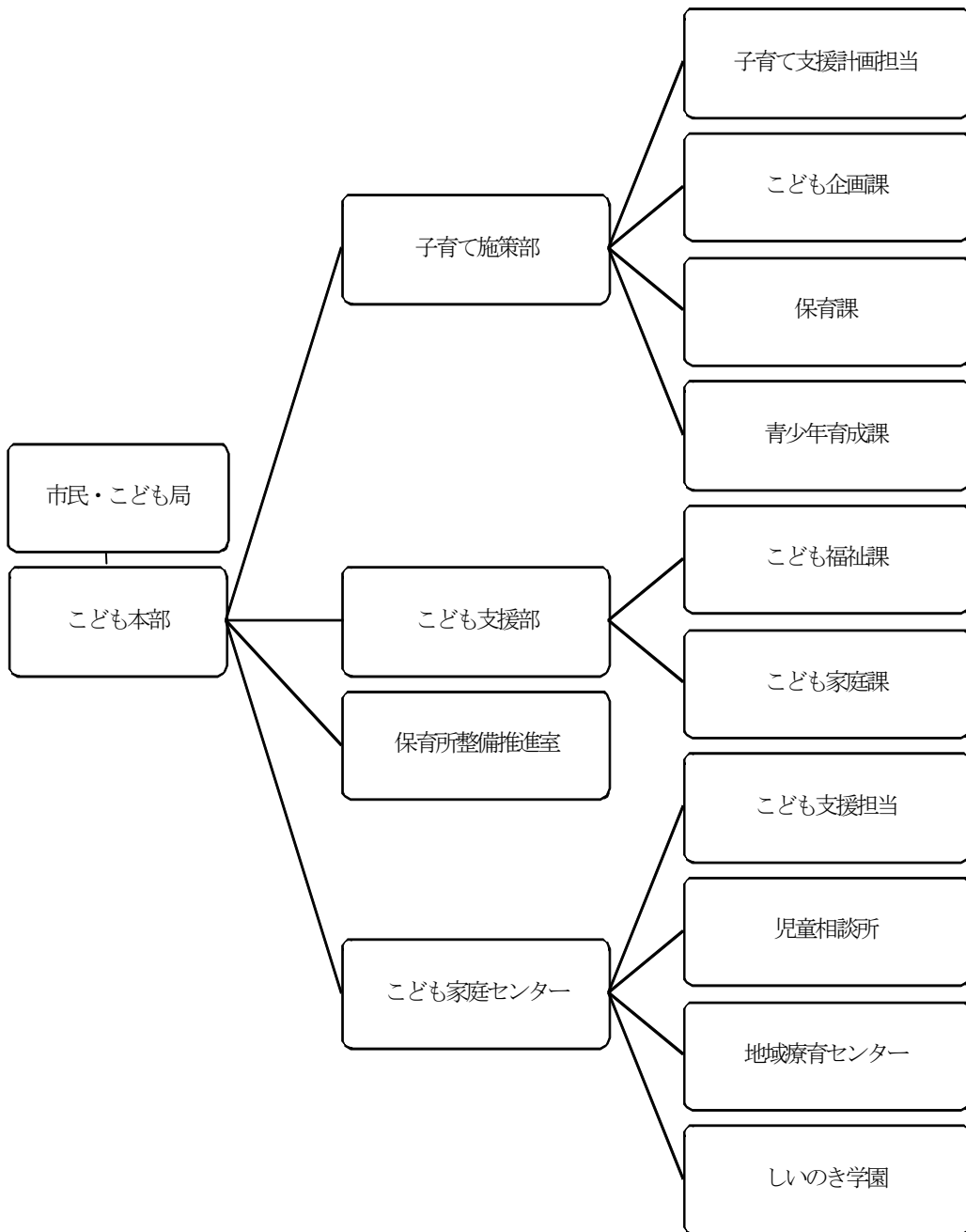
7. 保育事業に係る組織の概要

市における保育事業は、市民・こども局こども本部の子育て施策部及び保育所整備推進室にて行われている。

市民・こども局こども本部は、子ども支援に関する総合調整機能の強化や、成長・地域特性に対応した機能の強化を図ることにより、生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども支援施策を一体的に推進するとともに、区役所との連携の強化を図り、地域社会全体で子育てや子どもの成長を支援することを目的として、平成20年4月に新設されたものである。

市民・こども局こども本部の平成22年4月1日現在の組織図は、以下のとおりとなっている。

<市民・こども局こども本部組織図>



また、こども本部の事務分掌は以下の表のとおりである。

部	課	主な事務
子育て施策部	子育て支援計画担当	子育て支援の施策に係る企画、調整及び推進に関すること
		こども企画課
	こども施策に係る企画、調整及び推進（青少年育成課の所管に属するものを除く。）	
	次世代育成支援対策の推進	
	本部事業の調査	
	地域子育て支援	
	私立幼稚園の就園奨励	
	私立学校等の助成	
	認定こども園	
	幼児教育の支援	
	本部内他の課の主管に属しないこと	
	保育課	児童福祉法（保育所関係に限る。）の施行
		市立保育所
		市立保育所職員の研修
		私立保育所の育成及び指導
		家庭保育福祉員
		認可外保育施設
	青少年育成課	青少年施策の企画、調整及び推進
		青少年の健全育成
		青少年団体の育成
		青少年問題協議会
		こども文化センター
		ふれあい館
		青少年の家
		少年自然の家
		黒川青少年野外活動センター
		子ども夢パーク
こども支援部	こども福祉課	母子及び寡婦福祉法の施行
		児童福祉法(他の所管に属するものを除く。)の施行
		児童福祉審議会

部	課	主な事務
		婦人保護
		児童虐待の防止等に関する法律の施行
		こども家庭センターとの連絡調整
		母子生活支援施設
		家庭児童相談室
		発達障害者支援法の施行
		障害児の在宅福祉
		障害児の社会参加促進
		児童福祉施設（他の所管に属するものを除く。）の整備
	こども家庭課	児童手当及び子ども手当
		児童扶養手当及び特別児童扶養手当
		災害遺児等福祉手当
		母性及び乳幼児の保健
		母性、乳幼児等の公費負担医療の給付等
		ひとり親家庭等医療費助成
		小児医療費助成
		小児ぜん息患者医療費助成
		障害者自立支援法（育成医療に係るものに限る。）の施行
	保育所整備推進室	
こども家庭センター	こども支援担当	こども及び家庭に係る専門的な相談、支援及び治療
		関係機関への調整及び支援
		児童相談所、地域療育センター及びしいのき学園との連絡調整
	児童相談所 (中央・南部)	所の維持管理
		所の措置に伴う費用の徴収
		児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分（中央）
		児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療
		児童及び家庭についての調査及び指導

部	課	主な事務
		児童の家庭裁判所への送致
		障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給の要否の決定
		児童の児童福祉施設等への措置
		児童の相談及び通告
		児童の一時保護
		一時保護所（中央）
	地域療育センター（南部・中部・北部）	センターの維持管理
		心身障害児の相談、指導助言及び訓練
		通所児の療育及び機能回復訓練
		保護者に対する療育指導
		地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供
	しいのき学園	園の維持管理
		入所児の保護及び指導

8. 保育事業費に係る予算及び決算額の推移

保育事業費は、保育施設の整備拡大や定員数の増加に伴い、年々増加傾向にある。保育事業費には、公設公営保育所・民設民営保育所の運営費や公設民営保育所の指定管理者への委託料をはじめ、保育所の整備費用や公営保育所の民営化費用等が含まれ、市はこれらの予算を事業計画に基づき計上している。以下の表は保育事業費の予算・決算額の推移である。

<保育事業費予算・決算額推移>

(単位：百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
当初予算額	17,220	17,614	18,661	20,773	21,720
決算額	16,867	17,174	18,322	20,179	21,336

(注) 平成 19 年度以前については、健康福祉局における「児童福祉総務費」、「保育所費」、「施設整備費」、「施設建設費」及び「児童福祉事業費」の該当事業に係る合計額である。

なお、保育事業費の予算・決算額の内訳の推移は、以下の表のとおりである。

< 保育事業費の内訳推移 >

(単位：百万円)

予算科目	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	当初 予算額	決算額	当初 予算額	決算額	当初 予算額	決算額
職員給与費	7,095	6,674	6,654	6,498	6,254	6,113
公立保育所運営費	3,035	2,775	2,977	2,786	2,985	2,694
民間保育所運営費	4,847	4,986	5,687	5,803	7,228	7,226
民間保育所入所児童処遇 改善費及び施設振興費	1,572	1,578	2,031	1,974	2,511	2,430
家庭保育福祉事業費	35	43	55	52	71	72
乳児保育事業費	403	403	406	406	360	373
認可外保育施設援護事業 費	731	742	791	816	1,041	1,087
乳幼児健康支援一時預か り事業費	54	54	53	54	76	78
民間保育所整備事業費	554	663	1,227	997	454	563
民間認定こども園整備事 業費	0	0	5	6	193	226
公立保育所民営化事業費	26	44	555	462	282	233
公立保育所整備費	229	277	273	262	202	178
その他経費	75	77	53	56	58	58
保育事業費合計	18,661	18,322	20,773	20,179	21,720	21,336

9. 監査対象範囲

保育に係る事業は多岐に渡るため、本報告書の監査対象範囲は、川崎再生ボランティアプラン第 2 期実行計画における「多様な保育の充実」に関するものとしている。多様な保育の充実に係る具体的な事業名は、以下のとおりである。

- ・ 認可保育所の整備
- ・ 民間保育所の運営
- ・ 認可外保育施設の援護等
- ・ 公立保育所の運営
- ・ 保育に係る補助金
- ・ 保育料収納対策
- ・ 児童福祉施設苦情解決第三者委員会運営※
- ・ 保育所職員の育成事業

※平成 21 年度において第三者委員により苦情解決を図ったケースはなかった。

II. 地域療育センターの概要

1. 地域療育センターの目的

地域療育センターとは、0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童※1と、その家族を対象として支援を行っておりノーマライゼーション※2の考え方にに基づき、児童のライフステージに沿った支援が継続的・総合的になされるよう関係機関との緊密な連携をとりながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練及び指導等の総合的療育サービスを展開している施設である。

※1 障害のある児童には、身体障害児、知的障害児及び発達障害児が含まれている。各障害等の定義は以下の表のとおりである。

障害児の形態	定義
身体障害児	肢体不自由、聴覚・言語障害、視覚障害、内部障害などが持続し、かつ日常生活に制限を受ける児童
知的障害児	一般的には金銭管理・読み書き・計算など、日常生活や学校生活の上で頭脳を使う知的行動に支障がある児童
発達障害児	自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）及び注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障害のある児童

発達障害の形態	定義
自閉症	他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害
アスペルガー症候群	知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの
学習障害（LD）	基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す
注意欠陥・多動性障害（ADHD）	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもの

※2 ノーマライゼーションとは、高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方のことである。

2. 療育システム

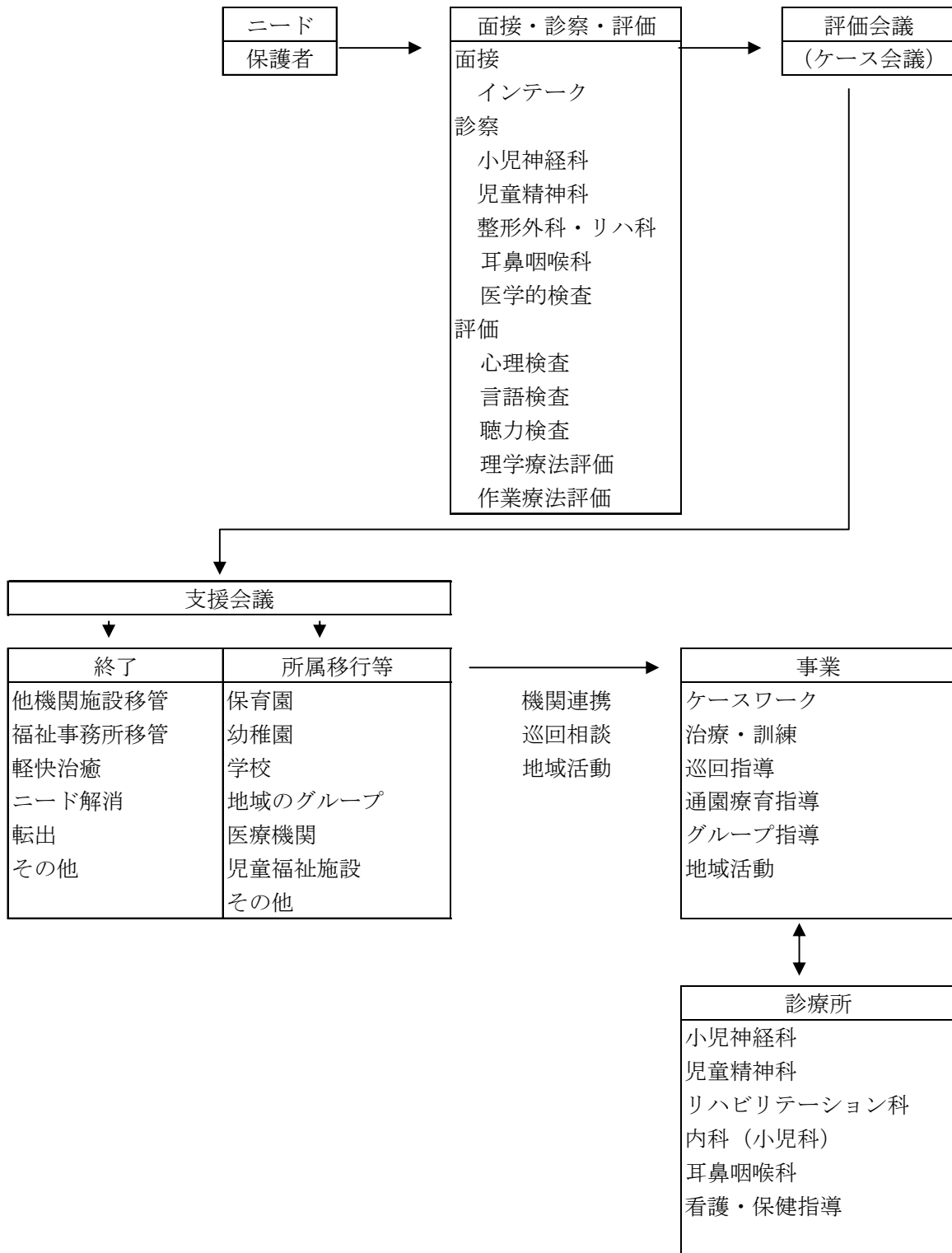
市の地域療育センターにおける児童の支援については、相談来所児（保護者）のニーズを的確に受け止め、インテーク※1・医師による診察・専門セラピストによる評価※2 を行い、支援会議にて検討した支援方針に基づいて支援を進めている。また、必要に応じて支援会議で支援方針の再検討を行い適正化を図っている。

※1 インテークとは、ケースワーカーによる初回面接のことであり、児童それぞれの状態を把握し、必要な検査や評価に繋げている。

※2 児童の発達状況を客観的に捉え、今後の適切な支援・訓練に繋げるために、職種ごとに以下の評価内容に基づいた評価を行っている。

職種	評価内容
理学療法士	筋力テスト、腱反射や筋緊張などの神経学的な検査を行い、麻痺の有無などを評価する。
作業療法士	観察による発達の評価や JSI-R、J-MAP 等の検査法により不器用さや感覚の偏り等について評価する。また、摂食評価を行っている。
言語聴覚士	S-S 法言語発達遅滞検査や ITPA 検査を実施し言語発達の段階を評価する。吃音検査や構音検査でどもりや発音不明瞭の状態を評価する。聴力検査で聴覚障害の有無を評価する。これらを通してその後の指導に繋げている。
心理職	発達検査で児童の発達段階や特徴を捉え、助言を行うとともに必要な集団療育等に繋げている。

<療育システム>



(注) ニードとは、児童個々の状態や保護者の希望に応じた療育相談・支援への需要のことである。

3. 地域療育センターの現状

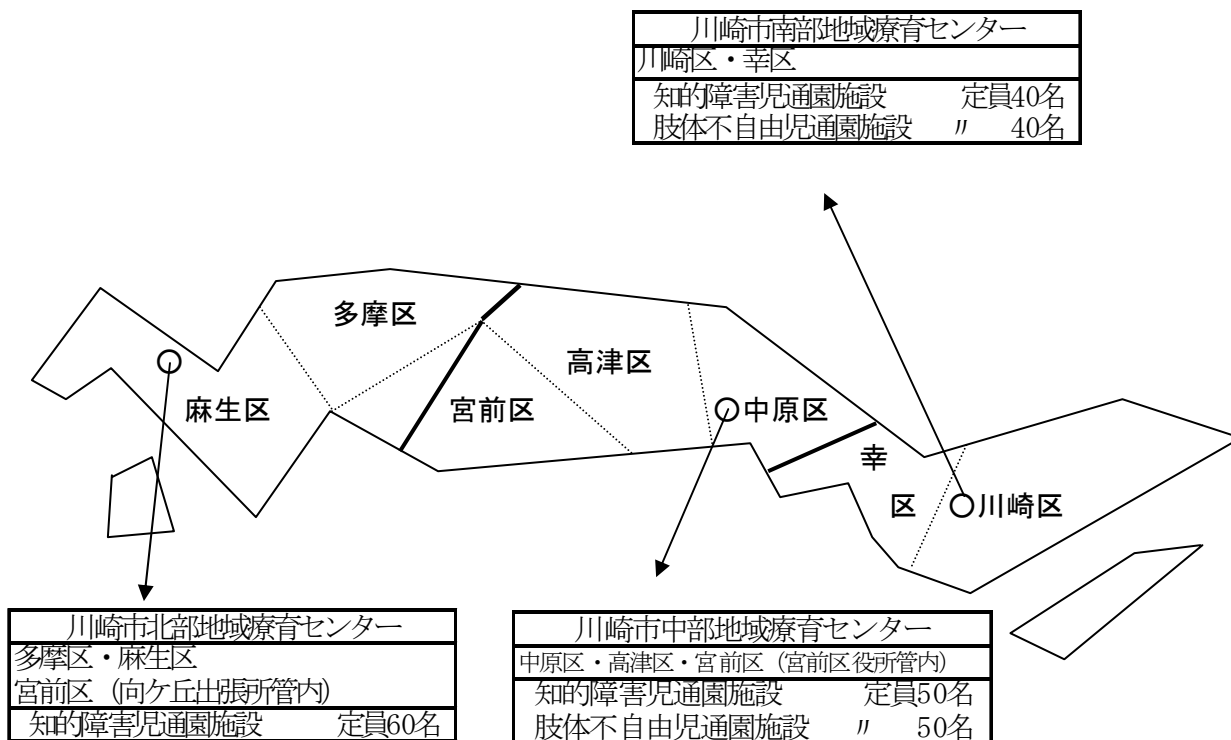
市には、平成 22 年 3 月 31 日時点で、川崎市南部地域療育センター（以下「南部」という。）、川崎市中部地域療育センター（以下「中部」という。）及び川崎市北部地域療育センター（以下「北部」という。）がある。



(写真) 南部外観（川崎市福祉センター内） (写真) 南部受付

それぞれの地域療育センターの配置及び所管は以下のとおりである。各地域療育センター機能の一部である通園施設は、市が運営している保育所と同様 0 歳児から 5 歳児を対象としている。

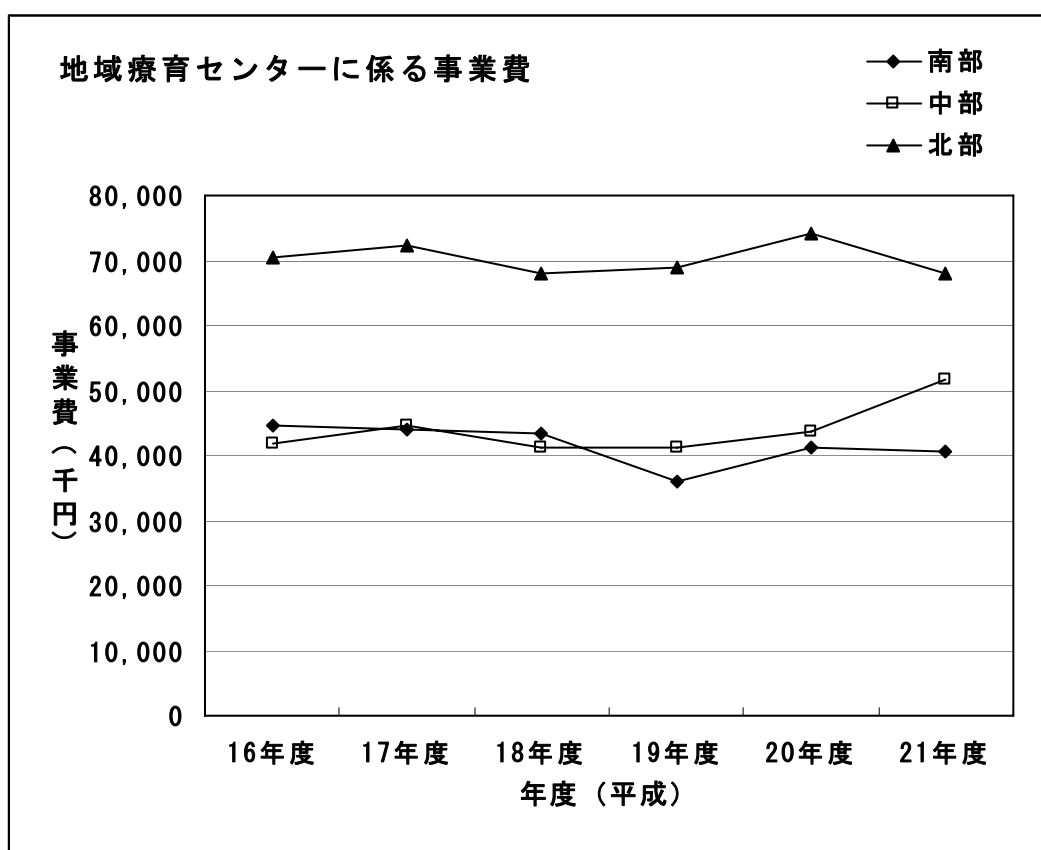
なお、平成 22 年 4 月に川崎西部地域療育センター（以下「西部」という。）が新設されている。



また、各地域療育センターの事業費（決算額）の年度別推移、平成 21 年 4 月 1 日現在の組織及び人員は以下の表及びグラフのとおりである。

（単位：千円）

年度	南部	中部	北部
16 年度	44,558	41,871	70,408
17 年度	43,898	44,480	72,202
18 年度	43,241	41,163	67,901
19 年度	36,079	41,110	69,052
20 年度	41,183	43,687	74,234
21 年度	40,507	51,692	68,123



(注) 市の地域療育センターは、昭和 47 年から平成 3 年にかけて順次設置されている。

以降、軽微な修繕等は実施しているものの、「整備」は実施していないことから事業費はすべて運営に係るものである。また、当該事業費には市の正規職員の人件費は含まれていない。

各地域療育センターの事業費は平成 16 年度から平成 21 年度まで中部を除き、ほぼ横ばいで推移している。中部では、平成 21 年度に事業費が急増しているが、この理由は以下の 2 点である。第一に、平成 21 年度に通園バス 2 台のうち市所有 1 台について使用不能になったことから、市の運転手による運行から業務委託に切り替えたことがあげられる。第二に、平成 20 年度に常勤の言語聴覚士 1 名が退職したことにより、それまで非常勤の言語聴覚士は 1 名で週 3 日であったのが 2 名で週 8 日となった。このことにより、非常勤の言語聴覚士に係る報酬及び共済費が増加したことがあげられる。

また、北部の事業費は、南部より各年度において約 30 百万円上回っているが、この理由は以下の 2 点である。第一に、南部は、福祉センターという複合施設の一角にあることから、設備等の保守委託料及び光熱水費等の経費は福祉センター全体の管理経費に計上しており、南部の事業費に計上していないことがあげられる。第二に北部では、南部に比して非常勤職員を 4 名多く配置していることによる人件費の差があげられる。これは、南部は園舎が非常に狭いので、児童の受入れ数に制約があるためである。

さらに、同様に北部の事業費は、中部より各年度において 20 百万円から 30 百万円程度上回っている。この理由は、中部は北部と同様に単体施設であるが、北部の設備全般が中部に比して高機能・高性能であることから、これに係る保守委託料及び光熱水費も北部の方が高いことによる。

平成 21 年 4 月 1 日現在の地域療育センターの組織及び人員

(単位：人)

		南部		中部		北部	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
施設長		1		1		1	
庶務	事務職員	2		2		1	
	栄養士		1				1
	調理師・調理員			2		1	1
通園療育部門	児童指導員	2		6		5	
	保育士	9		12		10	1
	療育補助員		2				
診療部門	看護師	2		2		1	1
	医師						
	小児神経科		1		1		2
	リハビリテーション科		1		2		1
	児童精神科		2		3		2
	内科（小児）		1		2		1
	整形外科		1				
	耳鼻咽喉科		1		1		1
相談外来部門	ケースワーカー	3	1	4	1	3	1
	理学療法士	2		4		3	1
	作業療法士	2		4		2	
	心理職	2		3	1	2	1
	言語聴覚士	1	1	2	2	1	2
合計		26	12	42	13	30	16

(注) 南部のみ給食業務外部委託を行っているため、調理師・調理員はいない。

各地域療育センターとも、平成 21 年 4 月 1 日現在で常勤の医師はいない状況にある。

第3 外部監査の結果及び意見

I. 公営保育所の民営化推進について

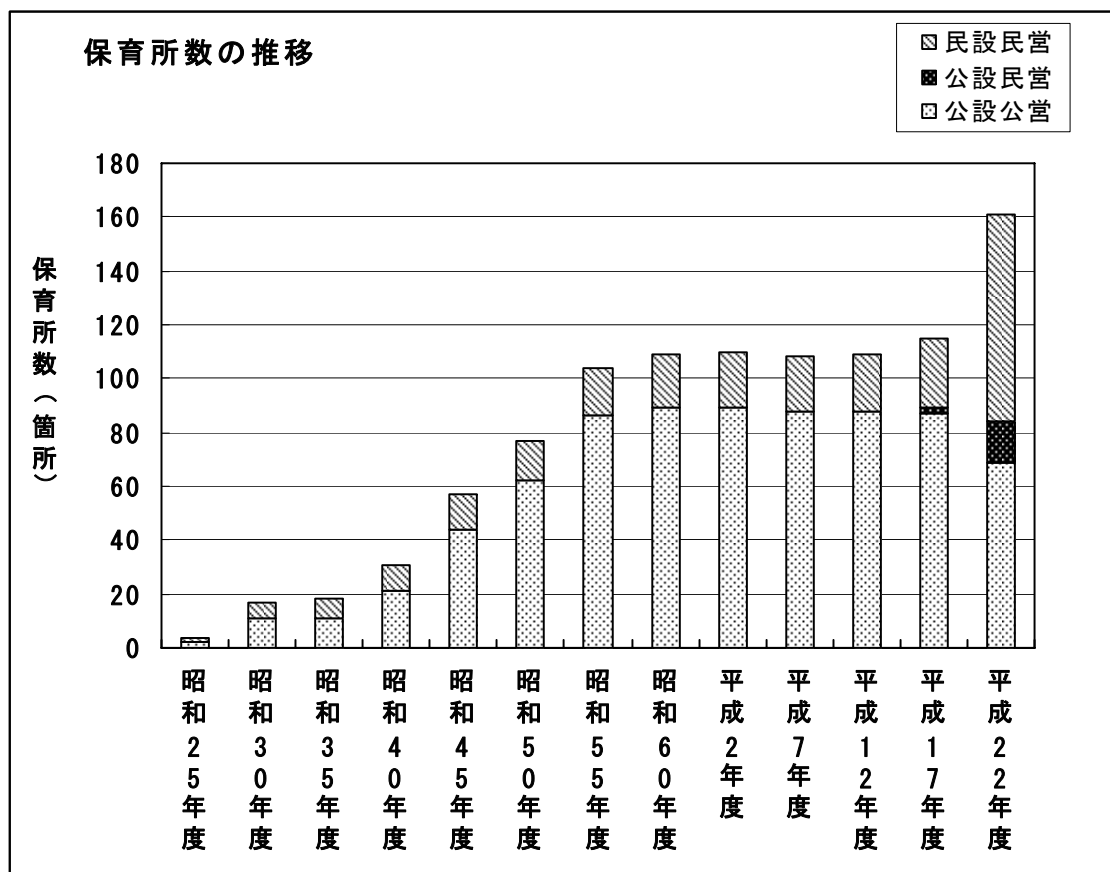
1. 市における民営化の概要

(1) 民営化についての市の方針

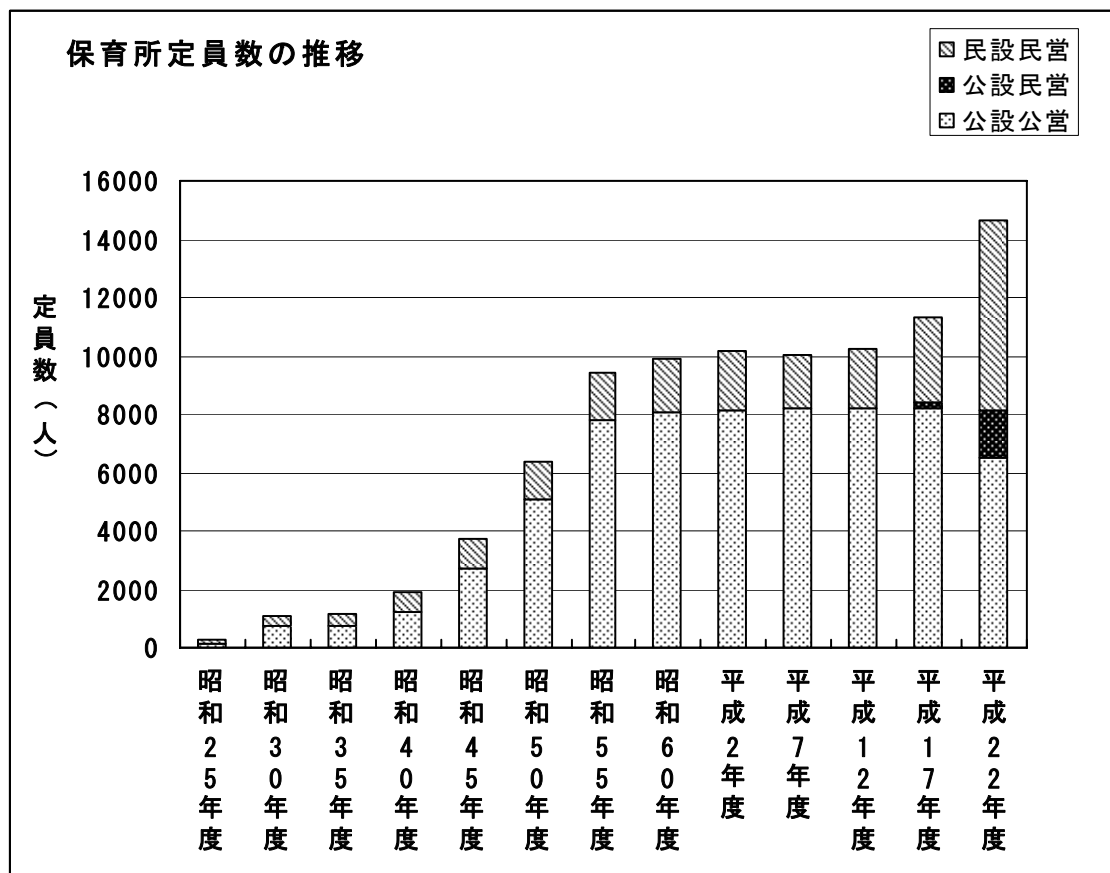
市では、これまで公営と民営の保育所がそれぞれの特徴を活かしながら、川崎の保育をつくりあげてきた。昭和40年代から昭和50年代にかけては、公営保育所を中心とした保育所の整備が進められ、平成3年には公営保育所が88園、民営保育所が21園となった。

その後は高まる保育ニーズにこたえるため、平成14年以降は「保育基本計画」に基づき民間による保育所整備を進めている。一方、公営保育所については、規制緩和や整備費及び運営費等の一般財源化等を背景として、「民間でできることは民間で」という行財政改革の基本方針のもと、その民営化を進めている。

以下のグラフは、昭和 25 年度から平成 22 年度までの、運営形態別の保育所数の推移である。これをみると、民間による保育所整備及び公営保育所の民営化という市の方針をはっきりと読み取ることができる。すなわち、保育所の民営化を初めて実施した平成 17 年度以降、公設民営及び民設民営の保育所は急増しているが、反対に公設公営の保育所は減少している。



運営形態別の保育所定員数の推移は以下のグラフのとおりである。定員数についても、保育所数と同様の推移をたどっていることがわかる。



民営化する保育所を選定する際には、継続的な保育需要が見込まれる地域かどうかや、特別保育の需要見込みはどの程度か、建物整備の条件は整っているか等の条件を考慮していくとのことである。

なお、ここでいう公営保育所の民営化とは、公設公営の保育所を建替え、新たな民設民営の保育所とすること及び公設公営の保育所の運営を指定管理者に委託し、公設民営の保育所とすることを指すものとする。現状では、園舎を運営主体に売却し、そのままの園舎で民設民営の保育所となるという事例はない。

(2) 民営化の目的

市は、保育所民営化の目的について、「川崎市保育基本計画（改訂版）」において以下のように記載している。

『本市では、保護者の就労支援や育児に対する不安感・負担感の軽減という今日的な課題に対応するため、今後も、保育所の整備や特別保育事業及び地域子育て支援事業の拡充を図っていく必要があります。

この間、国において保育サービスに関する規制緩和が行われ、従来の行政、社会福祉法人だけでなく、民間事業者、NPO 法人など多様なサービス実施主体が参入できることになりましたので、今後は、いろいろな事業者と協働し推進していくことになります。

一方、本市の財政環境は、依然として厳しいものがあり、今後の保育事業の推進に当たっては、「市民が求める質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくりあげる」という考え方にに基づき、既存資源を最大限に活用しながら、効率的で効果的なサービスの提供を目指していく必要があります。また、公正・公平で適正なサービスが、真に必要とされる人々に、持続的に提供されるよう保育所の運営を見直していかなければなりません。

そのため、公立保育所と比較し、より柔軟で、かつ多様な保育サービスを提供することができる民間活力を活用し、公立保育所の民営化を推進します。』

上記を踏まえると、公営保育所を民営化する目的は、より効率的かつ効果的に保育所の運営を行うことにあると言える。言い換えれば、市のコスト負担を抑えつつ（効率的）、保育サービスの充実を図っていく（効果的）ということであろう。

(3) 民営化の状況

市の公営保育所の民営化は、平成17年4月に指定管理化された下作延中央保育園を手始めに、平成22年4月までに19の保育所においてなされている。平成22年4月までの民営化の状況は、以下の表のとおりである。

<民営化された保育所一覧>

No.	民営化年月	保育園名（旧名）	民営化種別※
1	平成17年4月	下作延中央保育園	公設民営（指定管理）
2	平成18年4月	のぞみ保育園（中島）	民設民営（移築）
3		よつば保育園（四谷）	民設民営（改築）
4		なのはな保育園（多摩福祉館）	民設民営（移築）
5	平成19年4月	塚越保育園	公設民営（指定管理）
6		小田中保育園	公設民営（指定管理）
7		小田中乳児保育園	公設民営（指定管理）
8	平成20年4月	ゆめいく日進町保育園（日進町）	民設民営（移築）
9		YMCA たかつ保育園（高津）	民設民営（移築）
10	平成21年4月	南平間保育園	公設民営（指定管理）
11		宮前平保育園	公設民営（指定管理）
12		白鳥保育園	公設民営（指定管理）
13		京町いづみ保育園（京町）	民設民営（改築）
14		つくし保育園（戸手）	民設民営（改築）
15	平成22年4月	大師保育園	公設民営（指定管理）
16		坂戸保育園	公設民営（指定管理）
17		宮崎保育園	公設民営（指定管理）
18		宿河原保育園	公設民営（指定管理）
19		すみよしのはら保育園（住吉）	民設民営（移築）

※元の場所で園舎を建替えることを改築、場所を移して建替えることを移築と呼んでいる。

建替えが可能な保育所については民営化に伴って移築又は改築を行い、民設民営の保育所としている。また、建替えが困難な保育所については、増築又は改修を行った上で指定管理者制度を導入し、公設民営の保育所としている。

また、平成 22 年 11 月 11 日現在において、民営化が決定している保育所は以下の表のとおりである。

<民営化予定の保育所一覧>

No.	民営化予定年月	保育園名	民営化種別
1	平成 23 年 4 月	末長保育園	民設民営（改築）
2	平成 24 年 4 月	西大島保育園	民設民営（改築）
3		東小倉保育園	民設民営（改築）
4		玉川保育園	民設民営（改築）
5		玉川乳児保育園	民設民営（改築）
6		百合丘保育園	民設民営（改築）
7		平成 25 年 4 月	出来野保育園
8	古市場保育園		民設民営（改築）
9	千年保育園		民設民営（改築）
10	中野島保育園		民設民営（改築）
11	中野島乳児保育園		民設民営（改築）
12	西宿河原保育園		民設民営（改築）

民営化を行う保育所については、従前は民営化される 1 年半前に公表していたが、「保育緊急 5 か年計画（改訂版）」において、原則として 2 年半前に公表することと改正された。これは、より円滑に民営化を行っていくため、準備の期間や関係者と話し合うための期間を長く取りたいという判断によるものである。

前述のとおり、市は今後も保育所の民営化を進めていくこととしている。ただし、民営化する以上、より効率的かつ効果的に保育所を運営していくという目的が果たされていなければならない。当該目的がどの程度果たされているかについては、「3. 民営化の効果測定」で検証していくこととする。

2. 民営化の手続

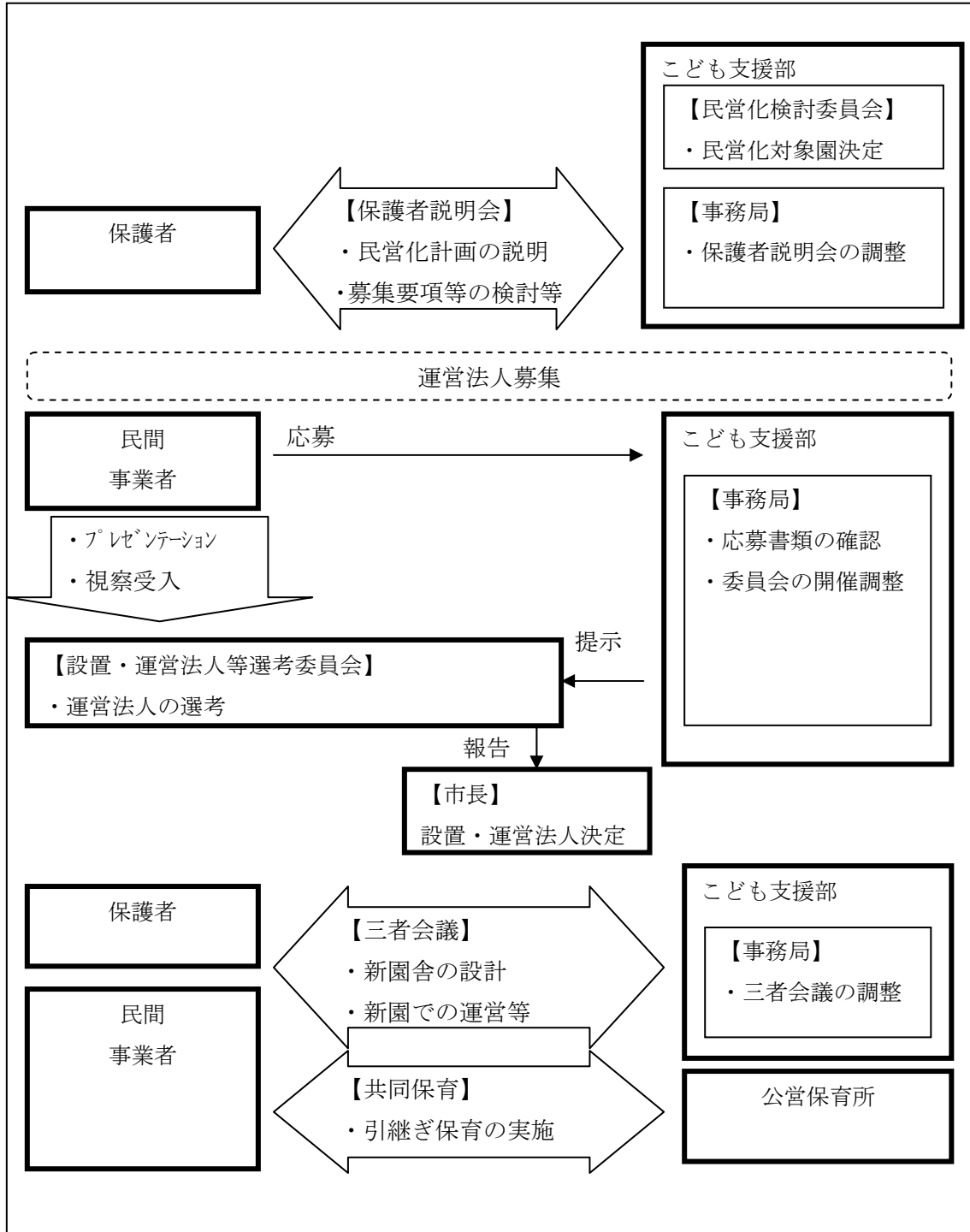
(1) 民営化プロセスの全体像

①概要

市は待機児童解消の施策として、民設民営保育所を整備する一方で、公設公営保育所の民営化も推進している。民営化の手法についてはいくつか種別があるが、運営主体が民間事業者であることには変わりはなく、民営化のプロセスは、おおむね以下の図のとおりである。

なお、民営化対象の決定から実施までのスケジュールは前述の「1. 市における民営化の概要」でも記載したとおり、平成23年4月から民営化する末長保育園までは約1年半であったが、平成24年4月から民営化する保育園からは、約2年半かけて民営化する予定である。

<平成 21 年度の民設民営化プロセス全体像>



②監査手続

公設公営の保育所から民営化される手続が適切に行われていたかについて検証するために、関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

当該監査手続の対象とした保育所は、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて選定された保育所として、平成 22 年 4 月 1 日から民設民営化されたすみよしのはら（旧住吉）保育園と平成 23 年 4 月 1 日から民設民営化される末長保育園とした。

また、指定管理化の保育所も同様に平成 20 年度から平成 21 年度にかけて選定された保育所として、平成 22 年 4 月 1 日から公設民営化された大師保育園、坂戸保育園、宮崎保育園、宿河原保育園を主な監査対象とした。

③実施した監査手続の結果

公営保育所を民営化するに当たり、まずはどの保育所が民営化の対象となるかを決定する。市の基本的な方向性として、高まる保育ニーズや規制緩和、市の財政状況を勘案し、保育サービスに民間の活力を活かすかたちで、保育所の民営化を推進している。ただし、市もやみくもに民営化の対象保育所を選定しているのではない。仮に民営化されたとしても、保育ニーズが乏しく保育所運営が成り立たず民間事業者の撤退により、保育所が閉園してしまっただけでは、必要な保育サービスを受けることのできない子どもを増加させてしまうおそれがある。

したがって、民営化の対象とする保育所は、将来的にも民間事業者が保育サービスを継続できる可能性の高い保育所を選定し、民間の力を活かした保育サービスの向上を期待している。

また、公設公営の保育所では、建築から 30 年以上経過した園舎も多く、老朽化の問題もある。そのため、園舎の建替えが必要となるが、その際に民設民営の保育所については、整備費や運営費について、国庫補助金等の活用が図れることも民営化を推進する理由となっている。

i. 民営化対象保育所の決定

市の民営化の方針として、年間で 5 園の公営保育所の民営化を目標としている。民営化する園は、「市民・こども局こども本部公の施設管理運営調整委員会」及び市の「公の施設管理運営調整委員会」を経て決定されるが、保育基本計画（改訂版）に基づき、以下の条件に合致する保育所を民営化対象としている。

- (1) 長時間延長保育など特別保育事業の利用が多く見込まれる地域であること
- (2) 将来においても継続的な保育需要が見込まれる地域であること
- (3) 建物の整備が必要である場合に、条件（増築、改修等）が整っていること

なお、実際の選定においては、上記条件を個別の園に適用していくのではなく、これらの条件を踏まえて、地域的なバランスや周辺地域の待機児童の状況等の総合的な判断により、民営化される保育所が決定されるとされている。しかし、このような判断の過程において、延長保育等の利用状況や待機児童数の一覧といった資料は作成されていたが、例えば延長保育の利用状況がどの程度であれば民営化の対象となるのかといった具体的な判断の基準までは設けられていない。

ii. 応募団体

民営化事業者の募集については、建替えによる民設民営と指定管理化では違いがある。建替えによる民設民営は、新しく園舎を建設する際に整備補助金が交付される要件があるため、社会福祉法人に限定しているが、指定管理者は様々な団体が応募することができる。

なお、具体的な応募基準として、建替民営化の末長保育園と指定管理者（大師保育園、坂戸保育園、宮崎保育園、宿河原保育園）の基準は、以下のとおりである。

<建替民営化の応募基準>

- (1) 社会福祉法人法第 22 条の規定により設立された社会福祉法人であること。
- (2) 平成 21 年 4 月 1 日現在、神奈川県内又は東京都内において、定員 60 名以上の、児童福祉法第 35 条第 4 項の規定により認可された保育所を 1 年以上安定的に運営しており、当該保育所を今後も継続して運営する法人であること。
- (3) 社会福祉事業に熱意と見識を有し、新たに保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。

<指定管理者の応募基準>

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 平成20年4月現在、定員60名以上の認可保育所を1年以上継続して運営している者であること。
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により川崎市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (5) 川崎市から指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立をしていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者であること。

iii. 応募期間

民設民営の運営法人及び指定管理者は、現状は民営化による運営が開始されるおよそ2年前に募集されるが、従前は約1年前であった。募集期間は、すみよしのはら保育園は約3週間であるが、指定管理者及び末長保育園では約1か月であった。

<すみよしのはら保育園>

受付期間：平成21年1月23日～2月13日

<末長保育園>

受付期間：平成22年1月12日～2月12日

<指定管理者>

受付期間：平成21年2月9日～3月9日

iv. 保護者への説明

公営保育所が、民営化の対象と決定した際には、まずは保護者への説明が行われる。そこで、民営化計画の説明、応募事業者の募集要項等の検討が行われ、保護者への理解を求める説明が行われる。その後、保育所を運営する民間事業者が決定した後、保護者、民間事業者、市による三者会議が開催される。

対象とした保育所に関する保護者説明会及び三者会議の開催数は以下の表のとおりである。

(単位：回)

保育園名	保護者説明会	三者会議
すみよしのはら保育園	6	11
末長保育園	6	4
大師保育園	9	11
坂戸保育園	11	8
宮崎保育園	8	7
宿河原保育園	10	5

(注) 平成 22 年 10 月現在の状況である。

民営化が決定すると保護者から不安の声が上がることが多い。したがって、当初の説明会においては、なぜ民営化するのかという点について主に質疑が行われている。そして、園によっては保護者と市側で民営化に対する考え方がかみ合わず、長時間に及ぶ意見交換が行われている場合もある。

しかしながら、保護者説明会を多く重ねていくにつれて、徐々に民営化された後の保育所運営に議題が移行していき、建設的な意見交換が行われていくようである。

v. 共同保育

民間の運営事業者が決定した後、保育所運営の引継ぎとして、これまでの職員と民間事業者の職員による6か月間の共同保育が実施される。この共同保育を実施することにより、民間事業者が保育所の運営ノウハウを吸収するとともに、保育所に通う子どもたちとの信頼関係を構築している。

そこで、共同保育が適切に実施されているかの確認をしたところ、すでに引継ぎが完了しているすみよしのはら保育園と指定管理4園については、第1期、2期、3期とすべて「引継ぎ実施報告書」が作成されており、おおむね順調に引継ぎ業務が実施されていた。

(監査意見) 民営化対象保育所の決定

どの保育所を民営化の対象にするかについては、目安となる基準として3項目挙げられているが、具体的な基準について市では特に文書で定めていない。民営化される保育所の保護者にとっては、なぜ自分の子どもが通う保育所が民営化の対象となり、他の保育所が対象とならなかったのかについて、一番に疑問に思うことである。したがって、市としても保護者が理解するよう、より合理的な説明を交えて回答することにより、民営化がスムーズに進むことが望まれる。

(2) 建替民営化による運営法人の選考

①概要

建替えにより民営化される保育所の運営法人の選考については、応募資格のある法人の申請を受付け、「市民・こども局こども本部保育所設置・運営法人等選考委員会」において、「保育所設置・運営法人等選考委員会設置要綱」に沿って選考される。そして、当該委員会で選考された後、市長の決定を経て、全申請法人に選考結果を文書で通知する。

i. 募集要項

建替えによる民営化に関する募集要項は、保育所ごとに作成されており、園舎を建替えるため「保育所に係る施設整備等の条件」と「保育所に係る保育所運営条件」により詳細な条件を記載している。

これらの募集要項は、保護者説明会により保護者の要望等も一部考慮されている。

ii. 選考基準

運営法人の選考は、団体の概要と事業計画（保育園の運営、職員の確保、地域の子育て支援、引継ぎ）の各基準において点数化され、最も点数の高い団体を各選考委員が投票し、その投票数が最も多い法人を民営の運営法人として選考する。

なお、採点については各委員 140 点満点で点数化するが、ある一定の得点未達の点数となった場合には、無効票となり、無効票の数が最多得票数を上回った場合には、再公募、再選考が行われる。

例示として、旧住吉保育園に関する運営法人の評価基準及び配点表は以下のとおりである。

住吉保育園跡地保育所の設置・運営法人の選考基準

選考基準	配点
I 団体の概要	
(1) 保育園の管理運営を行うにふさわしい理念を有している。	3点
(2) 安定した財政基盤を有している（外部アドバイザーの報告後、委員会で決定）。	10点
(3) 保育園の管理運営を行うに十分な実績を有している	10点
(4) 諸規程が適正に整備されている（各規程は必ずしも単独で規定されていない）。	3点
(5) 現在実施している事業を積極的に外部に情報提供している。	3点
II 事業計画	
1 保育園の運営	
(6) 保育園の運営方針・保育目標は的確である。	5点
(7) 職員の資質の向上に向けた取り組みを具体的に示している。	5点
(8) 児童の健康管理について、適正な配慮がなされている。	5点
(9) 児童の状態に合わせた給食の対応について具体的に示している。	5点
(10) 障害児保育についての理解があり、対応を具体的に示している。	5点
(11) 虐待の防止及び早期発見について、具体的な方法を示している。	5点
(12) 危機管理に対する体制を具体的に示している。	5点
(13) 保護者との連携を具体的に示している。	5点
(14) 要望・苦情に対する対応の体制を具体的に示している。	10点
2 職員の確保	
(15) 施設長予定者は十分な経験を有している。	5点
(16) 主任保育士予定者は十分な経験を有している。	5点
(17) その他の職員について、経験者の確保に努めている。	10点
(18) 職員確保の方法を具体的に示している。	5点
(19) 保育の実施（延長保育を含む）に際し、必要な職種の職員を配置し、その体制は適正である。	5点
(20) 職員の継続的な雇用に努めている。	5点
3 地域の子育て支援	
(21) 地域の子育て支援に対する考え方を具体的に示している。	3点
(22) 地域及び関係機関との連携について具体的に示している。	3点
4 引継ぎ	
(23) 新年度から円滑な運営ができるような引継ぎ方法を具体的に示している。	10点
(24) 引継ぎにおいて児童及び保護者に対する配慮を示している。	10点
合 計	140点

iii. 選考委員

運営法人を選考している保育所設置・運営法人等選考委員（平成 21 年 3 月時点）は、以下のメンバーにより構成されている。

学識経験者 1 名
川崎市児童福祉審議会委員 2 名
福祉サービス第三者評価調査評価者 1 名
社会福祉協議会役職者 1 名
市民代表 1 名
行政委員 2 名

なお、公設公営からの民営化においては、民営化の対象となる保育所の保護者代表 1 名が選考委員として参加できる。

②監査手続

これまでに建替えにより民営化された保育所の一覧、及び選定法人について関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

なお、選考手続については、平成 21 年度に選考が行われた末長保育園を対象とするが、当保育園は応募法人が 1 団体で比較対象の法人がなかったため、平成 20 年度に選考が行われたすみよしのはら(旧住吉)保育園も対象とした。

③実施した監査手続の結果

i. 応募法人数

これまでに建替えにより民営化された保育所に関する運営法人、及びその他の応募法人数は以下の表のとおりである。

<過去の民営化選考法人>

保育園名（旧名）	民営化時期	運営法人	その他の応募法人
のぞみ保育園 （中島）	平成 18 年 4 月	（福）ふたば愛児会	なし
よつば保育園 （四谷）	平成 18 年 4 月	（福）川崎市社会福祉 事業団	なし
なのはな保育園 （多摩福祉館）	平成 18 年 4 月	（福）川崎市社会福祉 事業団	2 法人
ゆめいく日進町保育園 （日進町）	平成 20 年 4 月	（福）母子育成会	なし
YMCA たかつ保育園 （高津）	平成 20 年 4 月	（福）横浜 YMCA 福祉 会	2 法人
つくし保育園 （戸手）	平成 21 年 4 月	（福）川崎市社会福祉 事業団	1 法人
京町いづみ保育園 （京町）	平成 21 年 4 月	（福）三篠会	なし
すみよしのはら保育園 （住吉）	平成 22 年 4 月	（福）大慈会	2 法人
末長保育園	平成 23 年 4 月	（福）尚徳福祉会	なし
西大島保育園	平成 24 年 4 月	（福）イクソス会	なし
東小倉保育園	平成 24 年 4 月	（福）長尾福祉会	1 法人
玉川保育園 玉川乳児保育園	平成 24 年 4 月	（福）長幼会	2 法人
百合丘保育園	平成 24 年 4 月	（福）厚生館福祉会	2 法人

これまでのところ、14 園が建替えによる民営化によって運営、若しくは運営予定であるが、そのうち 6 園では応募法人が 1 法人のみであった。

応募法人が少ない理由を市の担当者へ質問したところ、建替えによる民営化は応募団体を社会福祉法人のみとしており、民営化を始めた段階では、更に川崎市に本部を置く社会福祉法人に限定していたとのことである。ただし、応募団体の社会福祉法人の範囲については、徐々に範囲を広げており、現在では神奈川県内、東京都内、埼玉県内又は千葉県内において定員 60 名以上の認可保育所を 1 年以上安定的に運営している社会福祉法人となっている。

建替えによる民営化の応募団体を社会福祉法人に限定している主な理由は、園舎を建替える際に、建設費の一部について国からの補助金を利用しており、その補助金の受給要件として、社会福祉法人であることが求められているためとのことである。

(監査意見) 建替えによる民営化の応募法人数

建替えによる民設民営保育所の運営法人選考について、過去の選考の約半数について応募法人が 1 法人のみであるが、応募法人が 1 法人であっても、「保育所設置・運営法人等選考委員会」による選考は実施される。なお、これまでに 1 法人のみの応募で選考されなかった例はない。

また、応募法人が複数であっても、最大で 3 法人となっている。民営化される保育所の保護者から見ると、少しでも良い保育を実施する法人に運営を担ってほしいという要望を持つはずであり、市も同様の考えのはずである。そのためには、応募法人を増やし運営法人の選択肢を増やし、保護者や市の望む保育を実施できるような法人が選定されることが望まれる。市でも、応募できる応募団体の社会福祉法人の範囲を拡大させることにより対応を図っているが、これまでの応募法人数の推移を見る限りでは、その効果はまだ出ていない。

したがって、応募法人が増えない別の理由があるはずであり、応募法人が増加するような方法を検討すべきである。また、今後建替えによる整備費補助金の要件が社会福祉法人に限定されなくなった際には、応募団体の要件を柔軟に見直すべきである。

ii. 選考基準

公設公営から民設民営へと移行された保育所のうち、すみよしのはら保育園と末長保育園の運営法人の選考結果について、その過程を確認した。

運営法人の選考は、応募法人の提出した応募書類の確認、プレゼンテーション、運営する既存保育所の視察を行ったうえで、「保育所設置・運営法人等選考委員会」により行われている。

すみよしのはら保育園は、3 法人のなかから選考され、末長保育園は 1 法人から選考されている。「保育所設置・運営法人等選考委員会」での選考の過程は、安定した財務基盤を有しているかについては、外部アドバイザーである公認会計士による評価内容の報告をもとに委員会全体として点数が決定される。

残りの項目については、実際に運営する保育所の視察結果、及びプレゼンテーションや提出書類について意見交換が行われる。その後、各委員がそれぞれ評価シート上で採点し、最も点数が高い法人に 1 票が投じられ、最多票を得た法人が選考される。

(監査意見) 建替えによる民営化の運営法人選考基準

「保育所設置・運営法人等選考委員会」における運営法人の選考において、評価項目及び標準点と加点・減点の目安は整備されているが、一部の項目においてどの程度のレベルであれば標準点に相当するか明確でないと思わせる評価項目が存在した。

実際の選考委員会の議事録においても、複数の法人が応募している際には相対的に評価されているのではないかと思われる部分もあり、実際に安定した財務基盤を有しているかの評価については、絶対的な数値基準ではなく、外部アドバイザーの意見を聞いた上であるが、相対的な基準により、10 点、8 点、6 点と点数化されている。

また、財務基盤以外の項目においても、相対的な採点が行われているのではないかと感じさせるような項目もあった。

したがって、項目によっては絶対的な基準を設けることは難しい面もあるが、財務状況など数値化できる項目については可能な限り数値化し、選考の透明性を高めることが望まれる。

(3) 指定管理者の選定

①概要

市では、公設民営による保育所の運営団体について、指定管理者制度を利用している。指定管理者制度とは、平成15年9月の地方自治法の改正により、公の施設の管理運営について、これまでの制度である管理委託制度に代わり、新たに導入されたものである。指定管理者制度の目的は、公の施設の管理運営に民間等の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることにある。

指定管理者制度は、これまで公営により運営されていた保育所を指定管理者へ運営を委託する場合と、新たに市が保育所を設置し、その運営を委託する場合がある。

指定管理者の選定については、応募資格のある団体の申請を受け付け、「市民・こども局こども本部指定管理予定者選定等委員会」、及び「川崎市公の施設管理運営調整委員会」において、指定管理予定者選定基準に沿って選定される。その後、市長により決定され、申請者全員に選定結果を文書で通知する。

i. 募集要項

平成21年度における指定管理者に関する募集要項は4園まとめて作成されており、保育所ごとの「仕様書」により運営条件が決められている。また、指定管理者の募集要項や仕様書も、保護者の要望等が一部考慮されている。

ii. 指定管理予定者選定基準

指定管理者の選定は、団体の概要と事業計画・経費見積（保育園の運営、職員の確保、事業経費・人件費、地域の子育て支援、引継ぎ）の各基準において点数化され、各委員の合計点数が最も高い団体が指定管理者として選定される。

例示として、大師保育園、坂戸保育園、宮崎保育園、宿河原保育園に関する指定管理者の評価基準及び配点表は以下のとおりである。

川崎市保育所指定管理予定者 選定基準

平成20年度募集（平成22年4月指定管理移行）

大師保育園・坂戸保育園・宮崎保育園・宿河原保育園

配点 割合

1 団体の概要	(29)	17%
① 保育園の管理を行うにふさわしい理念及び組織を有している。	3	
② 安定した財政基盤を有している。	10	
③ 保育園の管理を行うに十分な実績を有している。	10	
④ 諸規定が適正に整備されている。	3	
⑤ 現在実施している事業を積極的に外部に情報提供している。	3	
2 事業計画・経費見積		
(1) 保育園の運営	(55)	32%
① 保育園の運営方針・保育目標が的確である。	5	
② 職員の資質の向上に向けた取り組みを具体的に示している。	5	
③ 児童の健康管理について、適正な配慮がなされている。	5	
④ 児童の状態に合わせた給食の対応について具体的に示している。	5	
⑤ 障害児保育についての理解があり、対応を具体的に示している。	5	
⑥ 虐待の防止及び早期発見について、具体的な方法を示している。	5	
⑦ 危機管理に対する体制を具体的に示している。	5	
⑧ 保護者との連携を具体的に示している。	5	
⑨ 要望・苦情に対する対応の体制を具体的に示している。	10	
⑩ 保育環境(衛生面・安全面)の整備についての考え方を示している。	5	
(2) 職員の確保	(30)	18%
① 施設長予定者は十分な経験を有している。	5	
② 主任保育士予定者は十分な経験を有している。	5	
③ 職員について、経験者の確保に努めている。	10	
④ 職員確保の方法を具体的に示している。	5	
⑤ 職員の継続した雇用について努めている。	5	
(3) 事業経費・人件費	(30)	18%
① 経費見積りの各項目について、無理・無駄がなく適正である。	10	
② 保育の実施に際し、適正に職員を配置している。	10	
③ 職種・経験年数・雇用形態に基づき適正な人件費を算出している。	10	
(4) 地域の子育て支援	(6)	3%
① 地域の子育て支援に対する考え方を具体的に示している。	3	
② 地域及び関係機関との連携について、具体的に示している。	3	
(5) 引継ぎ	(20)	12%
① 新年度から円滑な運営ができるような引継ぎ方法を具体的に示している。	10	
② 引継ぎにおいて児童及び保護者に対する配慮を示している。	10	
合計	170	100%

※提出書類、事業提案説明、施設見学を総合判断して採点を行う。

	優れている			普通			劣っている		
3点満点	3				2			1	0
5点満点	5		4		3		2	1	0
10点満点	10	9	8	7	6	5	4	3	2
									1
									0

各委員持ち点170点。

・出席委員全員の点数を合計した総合計点を出席委員数で除し、平均点数が114点を超えていない場合は選定できない。なお、配点が10点の項目について、平均点が6点未満の場合にはその項目をもって選定しないものとする。

・出席委員の総合計点が最上位の団体を指定管理予定者とする。また、総合計点が2番目に多い団体を次点とする。

iii. 選定委員

指定管理予定者を選定している市民・こども局こども本部指定管理予定者選定等委員会の委員（平成21年3月時点）は、以下のメンバーにより構成されている。

こども本部長
こども本部医務監
こども青少年部長
こども支援部長
こども家庭センター所長
こども青少年部こども企画課長
市民生活部長
人権・男女共同参画室長

②監査手続

公設民営保育所（予定を含む）の選定結果について、関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

更に平成21年度に指定管理者の選定が決定された保育所について、指定管理者の選定が適切に実施されていることを検証するため、関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

③実施した監査手続の結果

i. 応募団体

公設民営保育所（予定を含む）の指定管理者一覧、及びその他応募団体の一覧は以下の表のとおりである。

<これまでの指定管理者選定結果>

保育園名	指定管理期間	指定管理者	その他の応募団体数
下作延中央保育園	平成17年度から 平成21年度まで	(財)神奈川県民間保 育園協会	3団体
	平成22年度から 平成26年度まで	(財)神奈川県民間保 育園協会	なし
かわなかじま保育園	平成18年度から 平成22年度まで	(株)こどもの森	6団体
	平成23年度から 平成27年度まで	(株)こどもの森	なし

保育園名	指定管理期間	指定管理者	その他の応募団体数
みぞのくち保育園	平成 18 年度から 平成 22 年度まで	(福) 大慈会	なし
	平成 23 年度から 平成 27 年度まで	(福) 大慈会	なし
塚越保育園	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	(株) サクセスアカデ ミー	3 団体
小田中・小田中乳児 保育園	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	(福) 川崎市社会福祉 事業団※	2 団体
たちばな中央保育園	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	(福) 厚生館福祉会	8 団体
くじ保育園	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	(福) 大慈会	4 団体
南平間保育園	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	(株) サクセスアカデ ミー	3 団体
宮前平保育園	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	(株) 日本保育サービ ス	2 団体
白鳥保育園	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	(福) 横浜悠久会	7 団体
大師保育園	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	(財) 神奈川県労働福 祉協会	1 団体
坂戸保育園	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	(福) 尚徳福祉会	2 団体
宮崎保育園	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	(福) 種の会	1 団体
宿河原保育園	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	(福) 横浜悠久会	1 団体

※川崎市社会福祉事業団は、市が設立した外郭団体であり、現在は役員 10 名中 3 名、常勤職員 391 名中 6 名の市職員 0B が所属している社会福祉法人である。

これまでのところ、15 園が指定管理者制度によって運営されているが、17 回の指定管理者募集が行われている。そのうち更新による 3 回を除くと、応募団体が 1 団体の選定は 1 回だけであった。また、応募団体が 2 団体の選定が 3 回あった。現在選定されている 14 団体（小田中保育園・小田中乳児保育園で 1 団体）を団体種別で分類すると、社会福祉法人 8 法人、財団法人 2 法人、株式会社 4 法人となっている。

なお、社会福祉法人 8 法人のうち、一つは市が設立した外郭団体である。

(監査意見) 外郭団体等の応募に係る選定

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間活力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることを目的としており、民間のノウハウが発揮されることが期待されている。また、指定管理者を選定する際の選定委員会のメンバーが市の職員であることを考えると、一般論として本当に公平な選定が行われたのか疑問を生じさせるおそれがある。

したがって、公営と同様であると見られる市の OB が所属する外郭団体も応募対象とするような運営団体の選定については、より慎重に選定を行い、透明性を高めることが望まれる。

なお、選定委員のメンバーという点については、現在は市の職員ではなく外部の者で構成されており、より透明性を高める対策が図られているとのことである。

ii. 個別の選定

大師保育園、坂戸保育園、宮崎保育園、宿河原保育園、下作延中央保育園の指定管理者選定について具体的に確認した。

平成 21 年 3 月 27 日に「市民・こども局こども本部指定管理予定者選定等委員会」が開催され、同委員会委員により選定された結果は以下のとおりである。なお、当該選考結果については、市のホームページにより掲載されていたものであり、選定の経緯を始めとし、大師保育園、坂戸保育園、宮崎保育園、宿河原保育園それぞれの応募事業者とその審査結果、主な選定理由などが公表されている。

<大師保育園>

選定基準	配点	財団法人 神奈川県 労働福祉協会	株式会社 日本保育サービス
1 団体の概要	203 点	174 点	174 点
2 事業計画・経費見積			
(1) 保育園の運営	385 点	282 点	279 点
(2) 職員の確保	210 点	164 点	132 点
(3) 事業経費・人件費	210 点	156 点	150 点
(4) 地域の子育て支援	42 点	31 点	30 点
(5) 引継ぎ	140 点	104 点	90 点
合 計	1,190 点	911 点	855 点

- ・ 運営方針や目標が子ども、保護者、地域をもとにした的確なものとなっている。また、49 年にわたる認可保育所の運営実績を有しており、市内においても円滑な運営がなされている。横浜市でも認可保育所を運営しており十分な管理、運営能力が認められ、保育園の運営の評価において他の団体を 3 ポイント上回った。
- ・ 十分な実績を持つ施設長予定者や経験年数の豊かな引継保育士を配置していることなどが高く評価され、職員の確保の評価において他の団体を 32 ポイント上回った。
- ・ 経費見積もりについて、安定した園運営が可能な職員配置と適正な人件費の算出をしていることなどが評価され、事業経費や人件費の評価において他の団体を 6 ポイント上回った。
- ・ 円滑かつ確実な引継ぎを行うために、経験豊かな保育園園長経験者を施設長予定者として配置し、保護者との信頼関係の構築にも十分な配慮を行うなどの項目が評価され、引継ぎの評価において他の団体を 14 ポイント上回った。

<坂戸保育園>

選定基準	配点	社会福祉 法人 尚徳福社会	財団法人 神奈川県 民間保育園 協会	社会福祉 法人 檸檬会
1 団体の概要	203点	167点	173点	170点
2 事業計画・経費見積				
(1) 保育園の運営	385点	276点	259点	263点
(2) 職員の確保	210点	162点	122点	135点
(3) 事業経費・人件費	210点	156点	154点	135点
(4) 地域の子育て支援	42点	29点	29点	29点
(5) 引継ぎ	140点	110点	84点	84点
合計	1,190点	900点	821点	816点

- 法人の本部が鳥取県であり団体の概要については他の団体から-6ポイントの差がついたが、横浜市での民間移管の経験や認可保育所運営については12年の実績と十分な能力がある。また、運営方針や目標が子ども、保護者、地域を基にした的確なものとなっている。食育、健康管理、職員の資質向上を含めて、保育所運営に関して、具体的な提案をしていることが評価され、保育園の運営の評価において他の団体を13ポイント上回った。
- 円滑かつ確実な引継ぎを行うため、施設長予定者及び主任保育士予定者に経験年数の豊かな保育士を配置し、その他の保育士にも10年以上の豊かな経験を持つ者を多く配置していることが高く評価され、職員の確保の評価において他の団体を27ポイント上回った。
- 経費の見積もりについても、安定した園運営が可能な適正な見積もりがなされていることなどが評価され、事業経費や人件費の評価において他の団体を2ポイント上回った。
- 引継計画が明確であり、引継職員も既に確保済みである。さらに、その他の職員についても現に運営している保育所からの異動を中心に提案しており、保育士の事前配置などの工夫も、保護者との信頼関係構築に十分な配慮をしていることなどが評価され、引継ぎの評価において他の団体を26ポイント上回った。

<宮崎保育園>

選定基準	配点	社会福祉法人 種の会	社会福祉法人 伸こう福祉会
1 団体の概要	203点	182点	153点
2 事業計画・経費見積			
(1) 保育園の運営	385点	286点	272点
(2) 職員の確保	210点	139点	129点
(3) 事業経費・人件費	210点	157点	137点
(4) 地域の子育て支援	42点	29点	28点
(5) 引継ぎ	140点	98点	86点
合 計	1,190点	891点	805点

- ・ 横浜市や神戸市での民間移管の経験や、認可保育所運営についての十分な能力と安定した園運営を行う経営基盤を有していることなどが認められ、団体の概要の評価において他の団体を29ポイント上回った。
- ・ 運営方針や目標が子ども、保護者、地域を基にした的確なものとなっており、一人ひとりの子どもにあわせた保育理念を持ち、それが具体的に実行されていることなどが評価され、保育園の運営の評価において他の団体を14ポイント上回った。
- ・ 経費の見積もりについても、安定した園運営が可能な適正な見積もりがなされているなどが評価され、事業経費や人件費の評価において他の団体を20ポイント上回った。
- ・ 円滑かつ確実な引継ぎを行うためのこれまでの民間移管の経験を活かした職員採用の工夫もしており、保護者との信頼関係構築に十分な配慮をしているなどの項目が評価され、引継ぎの評価において他の団体を12ポイント上回った。

<宿河原保育園>

選定基準	配点	社会福祉法人 横浜悠久会	社会福祉法人 宿河原会
1 団体の概要	203点	167点	171点
2 事業計画・経費見積			
(1) 保育園の運営	385点	258点	264点
(2) 職員の確保	210点	151点	130点
(3) 事業経費・人件費	210点	155点	151点
(4) 地域の子育て支援	42点	28点	28点
(5) 引継ぎ	140点	101点	84点
合 計	1,190点	860点	828点

- ・ 団体の概要においては、他の団体と-4ポイントの差がつき、保育園の運営についての評価でも他の団体と-6ポイントの差がついたが、川崎市白鳥保育園の指定管理者として民営化を経験しており、横浜市でも民間移管を経験していることや、認可保育所運営もしていることなどから、保育園の管理運営能力は十分にある。また、運営方針や目標は子ども、保護者、地域を基にした的確なものとなっている。
- ・ 職員確保について施設長予定者に経験豊かな保育士を配置することなどが評価され、職員の確保の評価において他の団体を21ポイント上回った。
- ・ 経費の見積もりについても、安定した園運営が可能な適正な見積もりがなされていることなどが評価され、事業経費や人件費の評価において他の団体を4ポイント上回った。
- ・ 円滑かつ確実な引継ぎを行うため、施設長予定者に、経験年数の豊かな保育所の園長経験者を配置し、その他の引継保育士も経験年数の豊かな者を配置している。さらに、看護師や用務員についても2か月の引継を実施するなどの工夫をしており、保護者との信頼関係構築に十分な配慮をしているなどの項目が評価され、引継ぎの評価において他の団体を17ポイント上回った。

上記のとおりホームページ上に公表されている主な選定理由が、曖昧な理由であり、なぜそのポイント差がついたのかがはっきりと読取ることができなかった。

また、下作延中央保育園の選定理由については、継続のためホームページ上で公表されていないが、以下のとおりである。

<下作延中央保育園>

下作延中央保育園は、平成 17 年度から指定管理化による運営が行われており、今回が指定管理者更新の選定となる。当初は、次の指定管理期間については、改めて事業者を募集し選定することを想定したが、事前の指定管理予定者選定委員会において、非公募の方針とされ、以前からの指定管理者である財団法人神奈川県民間保育園協会 1 団体のみの選定が行われた。

市が非公募とした理由としては、市民サービスの向上とコスト削減の指定管理者制度の導入メリットを發揮するためには、改めて事業者を募集して、その中から選定することが望ましいことを理解しているが、保育所の運営上職員と保護者の関係性が重要であるという点も認識しており、指定管理者の変更に伴う職員の入替わりが頻繁に行われることのデメリットを考慮したためである。さらに、継続するに当たっても公明性を確保するために、以下の条件を付している。

- i 第三者評価機関による評価を受けていること
- ii 保護者アンケート等により、利用者の意向を確認すること
- iii 指定管理期間中の運営実績を十分に調査すること
- iv 総括評価と継続審査の実施を行うこと
- v 保護者説明会を実施し、意見を聞くこと
- vi 指定管理料の見積りを行わせること
- vii 議会の議決を得て、指定管理者として決定すること

委員会の議事録によれば、第三者評価を受けており、指定管理仕様書に定められた内容を遵守しながら、安定的な運営が行われているとのことである。また、市の指導監査においても改善事項は速やかに対処されており、保護者アンケート等においてもおおむね良好な評価を得ているとのことである。さらに、保護者説明会においても、指定管理者の継続に関してまったく反対意見はなく、保護者会からは指定管理者の継続に関する要望書が提出されているとのことである。

本来であれば、公募を実施し、より適切な指定管理者を選ぶ方法が望ましい面もあるが、指定管理者が変更されるたびに職員が総入れ替えとなると、引継ぎに掛かるコストも必要であるし、また実際に保育所に通っている児童や保護者の負担も考慮して判断する必要があるため、今回は合理的な決定がなされたものと考えられる。

(監査意見) 公表されている主な指定管理者選定理由

公表されている主な選定理由であるが、現状の記載内容では、選定対象となった団体間の違いが読み取れない。

したがって、選定されなかった法人名も公表していることから、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、具体的に記載することが困難かもしれないが、可能な範囲で選定理由の記載内容を明確にすることが望まれる。

(監査意見) 事業経費・人件費に係る選定基準における判断方法

指定管理者制度の目的として、民間の効率的な運営ノウハウを利用することによって、コストを下げることが言われているが、それを測る選定基準として、前掲した川崎市保育所指定管理予定者選定基準の(3)事業経費・人件費の項目がある。しかし、(3)事業経費・人件費のうち、②の職員配置は(2)職員の確保に関する項目であり、(3)事業経費・人件費に関する項目ではなく、実質的に(3)事業経費・人件費に関する配点が170点中20点となる。

また、今回閲覧した議事録において、人件費と関連する人員配置や給与規程に係る議論が多少行われていたものの、経費見積りの適切性やコスト削減効果について意見交換しているような節は見当たらず、提示した経費見積り金額の安さが高得点につながる訳でもないため、効率的な運営を行う応募者の努力が反映されにくい結果となっている。

確かに、民営化するに当たって、いわゆる保育の質に関連する項目も重要であるが、コスト面の効果も無視してよいものでもない。したがって、経験を持った職員の配置や十分な人数の職員配置については、職員の確保の項目で判断されることであり、事業経費・人件費の項目では、よりコスト面に重点を置いて判断することが望まれる。

(4) 民間事業者活用型整備における団体の選定

①概要

これまで、公設公営であった保育所を対象に民営化するプロセスを記載したが、市では国の補助を利用できる民設民営保育所の整備を行っている。これらは、民営化推進前であれば市が公設で保育所を整備していたような案件に対し、国の補助を活用することにより、新たに民設民営の整備を後押しするものである。市が保育所を整備したいと考えている場所、市有地や市が指定した地域に民間事業者が保育所を整備するため、市有地の無償貸与や補助金支給の限度額の都合上、応募団体が認可保育所運営主体として適切であるかを判定することを含め、応募団体が複数存在する場合にはその運営主体を選定する手続きが発生する。

②監査手続

市からの補助の対象となる市有地貸与型と小規模認可型の運営法人選定手続を検証するために、関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

③実施した監査手続の結果

i. 市有地貸与型

市有地貸与型による保育所の整備は、市が保有する土地を無償で事業者に貸与し、その事業者が園舎を整備する方式である。市有地貸与型による整備は、市有地を無償で貸与することから、その応募団体を社会福祉法人に限定している。

平成19年度から平成21年度における、市有地貸与型の応募状況及び運営法人の一覧は以下の表のとおりである。

<市有地貸与型>

保育園名	募集時期	運営法人	その他の応募法人
あすいく保育園 (日進町)	平成19年度	(福)母子育成会	なし
すこやか高津保育園 (高津)	平成19年度	(福)多摩福祉会	3法人
たんぽぽのはら保育園 (元住吉駅周辺)	平成19年度	(福)大慈会	なし
ももの里保育園 (宮内地内)	平成21年度	(福)川崎保育会	なし
らいらっく保育園 (木月伊勢町地内)	平成21年度	(福)リラ福祉会	なし
ふくじゅ保育園 (鹿島田地内)	平成21年度	(福)長寿福祉会	4法人

(注) 保育園名の括弧内は旧保育園名、若しくは整備予定地域を示す。

平成19年度から平成21年度にかけて、市有地貸与型による募集が6園で実施されているが、そのうち4園の募集において応募法人が1法人のみであった。建替えによる民営化と同様に応募法人が少ないが、その理由として社会福祉法人に限っていることがあげられる。

そこで、平成21年度における市有地貸与型の応募法人の募集要項を確認したところ、以下のような要項であった。

< (仮称) 宮内地内保育所 >

市内において、保育所を運営する新たな社会福祉法人を育成していく必要があることから、当該市有地に整備する民設民営保育所における応募資格を「市内に本部を置く予定の新設社会福祉法人」とし、応募時点において、設立のための準備委員会等を設置しているものとします。

ア 次の(1)から(3)の条件をすべて満たすこと。

- (1) 社会福祉法第22条の規定により設立を予定している社会福祉法人であること。
- (2) 川崎市の保育施策に貢献がある者が中心となって法人を設立し、かつ法人本部を川崎市内に置く予定であること。
- (3) 社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。

イ その他、市長が必要と認める条件を満たすこと。

< (仮称) 木月伊勢町地内保育所 >

川崎市では、市内において保育所を運営する新たな社会福祉法人を育成していく必要があると考えています。よって、当該市有地に整備する民設民営保育所における応募資格を「川崎市内に本部を置く保育事業未実施の社会福祉法人又は川崎市の保育施策に貢献がある者が中心となって設立する市内に本部を置く予定の新設社会福祉法人」とします。新設社会福祉法人については、応募時点において、設立のための準備委員会等を設置しているものとします。

< (仮称) 鹿島田地内保育所 >

神奈川県内において、児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所を安定的に運営しており、当該保育所を今後も継続して運営する社会福祉法人であることとします。

ii. 小規模認可保育所

小規模認可保育所は、保育需要が高いが大規模な保育所を整備することができない地域において、ビル等の一部に開設する小規模な保育所である。市では、その整備費の一部の助成を行っているが、その整備数は「保育緊急 5 か年計画」により定められているため、応募団体が多い場合にはその選定が行われている。

小規模認可保育所の応募は社会福祉法人に限定されておらず、整備する物件の場所までは指定されていないため、株式会社を始めとして多くの団体からの応募が見込まれる。

平成 19 年度から平成 21 年度における、小規模認可保育所の整備状況及び運営団体の一覧は以下の表のとおりである。

<過去 3 年度の小規模認可保育所応募状況>

整備時期	整備保育所数	運営団体	その他の申請団体
平成 19 年度	10 園	(株) ばんびーな (株) こどもの森 ワオ・ジャパン (株) (株) エス・エイ・ワイ (株) エムケイグループ (2 か所) (株) みつば (株) グレース NPO 法人子ども未来じゅく (株) 日本保育サービス	NP01 法人 株式会社 1 法人
平成 20 年度	3 園	(福) まあれ愛恵会 (学) 島崎学園 NPO 法人子ども未来じゅく	株式会社 8 法人 個人 2 団体
平成 21 年度	7 園	(福) 檸檬会 (株) 日本保育サービス (学) 島崎学園 NPO 法人子ども未来じゅく (株) WITH (株) ぶどうの木 (株) こどもの森	株式会社 6 法人 医療法人 1 法人 社会福祉法人 1 法人

小規模認可保育所の応募団体は多く、応募団体として社会福祉法人が少なく、株式会社が多い特徴がある。また、平成20年度と21年度においては、当初予定から追加した整備数であり、多くの団体からの応募があったといえる。

(監査意見) 市有地貸与型における応募団体数

市有地貸与型による民設民営保育所の運営団体選定について、過去3年間の選定の半数以上について応募団体が1団体のみである。これは、市有地を無償で貸与するため、市の制度上社会福祉法人に限定されていることもあるが、社会福祉法人からの応募自体が増加していないからである。したがって、市有地貸与型の民設民営においても、建替えによる民営化による応募と同様に、応募団体を増加させる方策を検討すべきである。

(監査意見) 市有地貸与型における募集要項の記載

市有地貸与型による民設民営保育所の運営団体選定について、宮内地内保育所と木月伊勢町地内保育所に応募できる社会福祉法人が、「川崎市内に本部を置く保育事業未実施の社会福祉法人又は川崎市の保育施策に貢献がある者が中心となって設立する市内に本部を置く予定の新設社会福祉法人」と限定されていた。

確かに、新たな社会福祉法人を育成することは大事であるが、対象の法人を限定することにより、応募法人が少なくなってしまうと言わざるを得ない。また、「川崎市の保育施策に貢献がある者が中心となって設立する市内に本部を置く予定の新設社会福祉法人」とあるが、どのような行為が貢献にあたるのかが不透明である。

保育を必要としている市民にとっては、少しでも良い運営を行う団体に保育所を運営してもらいたいと考えているはずであるため、募集段階で応募する社会福祉法人を限定しているととられかねない募集要項は避けることが望ましい。

3. 民営化の効果測定

(1) 概要

近年、全国的に公営の保育所を民営化していく動きが広まっている。前述のとおり、市においても、より効率的かつ効果的な保育所運営を行っていくことを目的として、公営保育所の民営化を進めている。

しかし、保育所の民営化については、ステークホルダーである園児を預ける保護者、民営保育所の保育士、保育サービスを提供する行政及び税金を支払う市民から、賛否両論さまざまな意見があることも事実である。

これらの意見を整理すると、民営化の是非は、「コスト」と「保育サービス」の両面から検討しなければならないことがわかる。すなわち、賛成意見は主に「市のコスト負担の軽減が図られること」及び「保育サービスが向上すること」が論拠となっており、一方で反対意見は主に「民営化により保育サービスの質が下がること」が論拠となっているのである。

上記を踏まえたうえで、保育所の民営化についてコストと保育の質の両面から検証を行い、その是非について検討を行う。

まずは、市負担のコストの面から、民営化の効果について検証していくこととするが、保育所に係る市負担のコストには、大きく「保育所運営コスト」と「建替コスト」に分けることができる。以下では、上記2つの面から検討を行う。

(2) 保育所運営コスト

① 監査手続

保育所を民営化することによって、保育所運営コストの市負担額ほどの程度軽減されるのかを検証するため、関連資料の閲覧を実施した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

②実施した監査手続の結果

i. 一般会計予算に占める保育事業費の割合

平成 21 年度の一般会計予算に占める保育事業費の割合は 3.7% (217 億円) であり、これは、教育総務費 (100 億円)、小学校費 (62 億円)、中学校費 (24 億円) 及び高等学校費 (38 億円) の合計とほぼ同水準となっている。このことから、保育事業は市の最も重要な事業のひとつであると言えると同時に、大きな財政負担ともなっていることがわかる。そのため、苦しい市の財政状況を勘案すれば、保育サービスの質を落とさない範囲内で当該事業費をできるかぎり縮減していくことを検討することは合理的であると思われる。

ii. 園児一人当たりの市負担額

前述のとおり市は民営化の目的としてより効率的な保育所運営を掲げているが、当該目的がどの程度達成されたかを検証するためには、民営化された個々の保育所について、民営化前後で市負担コストの増減比較を行い、検証する必要がある。

しかし、民営化後は保育所の定員が増加したり、延長保育の時間が延びたり、また英語や体操等、公営の時には実施されていなかったサービスが実施されることも多い。そのため、単純にコストの多寡のみでは効率化がなされているか否かを測定できないとして、市では、保育所ごとの民営化前後のコスト比較を実施していない。

そこで、民営化による運営効率化について測定するために、園児一人当たりの市負担額について、公民比較を行った。平成 21 年度決算ベースの園児一人当たりの市負担額は、以下の表のとおりとなっている。

<平成 21 年度決算における園児一人当たりの市負担額>

項目	公営保育所	民営保育所	合計
運営経費 (千円)	12,597,598	9,518,150	22,115,748
保護者負担額 (千円)	▲2,258,825	▲2,457,752	▲4,716,577
国庫補助金 (千円)	—	▲1,696,409	▲1,696,409
市の負担額 (千円)	10,338,773	5,363,989	15,702,762
園児数 (人) ※	7,380	7,269	14,649
園児一人当たりの市負担額 (千円/人)	1,401	738	1,072

※毎月の在籍園児数の平均人数を用いている。

民営の保育所は、園児一人当たりの市負担額が公営の約半分となっている。公営保育所の運営経費の大部分は保育士の人件費であり、民営保育所の運営経費の大部分は扶助費又は指定管理委託料であるから、公営のまま保育士の人件費を支払うよりも、民営化して運営主体に扶助費又は指定管理委託料を支払った方が、市の負担額が大幅に軽減することがわかる。

民営化した場合（民設民営に限る。）は、運営経費の一部を国から補助してもらうことができ、その点においても市の負担は軽減されることとなるため、単純にコストの面だけを考慮すれば、民営化した方が市の負担が軽減することは明らかである。

ただし、これは園児一人当たりの市負担額を用いた概算的な比較であり、民営化によるコスト縮減効果を正確に把握するためには、個々の保育所ごとに民営化前後でのコスト比較を行うべきである。

（監査意見） 民営化前後でのコスト比較

民営化によってより効率的な保育所運営がなされることを適切に把握するため、個々の保育所ごとに民営化前後でのコスト比較を行うことが望まれる。そのためには、公設公営の保育所について、保育所ごとの収支管理を行うことが前提となる。

また、苦しい市の財政状況を勘案すれば、保育の質を落とさない範囲で市負担の保育所運営コストを縮減していくことは合理的であると思われる。そのため、保育所運営コストの面からは、民営化を推進していくことが望ましいと考えられる。

(3) 園舎の建替コスト

①監査手続

保育所を民営化することによって園舎の建替コストはどの程度軽減されたのかについて検証するため、関連資料の閲覧を実施した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

②実施した監査手続の結果

i. 公営保育所の建替えの必要性

「1. 市における民営化の概要」で述べたとおり、公営保育所の園舎は昭和40年代から昭和50年代に建設されたものが多いため老朽化が進んでおり、安全面や快適な保育環境の提供という面から、建替えが必要とされるものがほとんどである。園舎の改築又は移築を行った保育所は以下の表のとおりである（予定も含む）。

建替（予定）年度	保育園名（旧名）	建替種別
平成 18 年度	のぞみ保育園（中島）	移築
	よつば保育園（四谷）	改築
	なのはな保育園（多摩福祉館）	移築
平成 20 年度	ゆめいく日進町保育園（日進町）	移築
	YMCA たかつ保育園（高津）	移築
平成 21 年度	京町いづみ保育園（京町）	改築
	つくし保育園（戸手）	改築
平成 22 年度	すみよしのはら保育園（住吉）	移築
平成 23 年度	末長保育園	改築
平成 24 年度	西大島保育園	改築
	東小倉保育園	改築
	玉川保育園	改築
	玉川乳児保育園	改築
	百合丘保育園	改築
平成 25 年度	出来野保育園	改築
	古市場保育園	改築
	千年保育園	改築
	中野島保育園	改築
	中野島乳児保育園	改築
	西宿河原保育園	改築



(写真) のぞみ保育園 (旧中島保育園)



(写真) よつば保育園 (旧四谷保育園)



(写真) YMCA たかつ保育園 (旧高津保育園)

民営化によって8園が改築又は移築されており、今後も12園が改築されることとなっている。

保育所を全面的に建替えるためには、平均しておよそ2億円のコストが掛かる。これらについて公設公営のまま建替えを実施するとすれば、その全額を市が負担しなければならないため、市の財政負担は莫大なものとなり、現実的ではない。なお、上記はすべて民営化に際して改築又は移築を行ったものであり、近年は公設公営のまま園舎の建替えを行った事例はない。

ii. 民営化に際し建替えを行う場合の市負担の補助金

民営化により民設民営の保育所として建替えを行う場合は、市は補助金という形でそのコストの一部を負担すれば足りるため、民営化により園舎の建替えが進むこととなる。当該補助金については、「V. 保育事業における扶助費及び補助金について」にて詳細に検討を行っている。

iii. 民営化に際し建替えを行う場合の国や県からの補助金

民営化に際し園舎の建替えを行う場合は、平成 19 年度以前は「次世代育成支援対策施設整備交付金」（いわゆる「ハード交付金」）を、また平成 20 年度以降は「安心こども基金」を利用して、市は国や県から補助金の交付を受けることができる。

これらの制度の目的は、待機児童を解消させ、また保育の質の向上を図って、子どもを安心して育てることができるような体制を整備することである。すなわち、民営化に際して園舎の建替えを行う場合は、建替費用の市負担額の一部について国や県から補助金が交付されるため、市負担額が軽減することとなる。

<保育所建替えに伴う市の負担額>

(単位：千円)

保育園名	工事代金	運営者負担額	市負担補助金	県や国の補助金	市の実質負担額	市の実質負担割合
	A=B+C	B	C	D	E=C-D	E/A
のぞみ保育園※	—	—	—	—	—	—
よつば保育園	158,797	60,604	98,193	23,928	74,265	46.8%
なのはな保育園	245,376	57,294	188,082	46,072	142,010	57.9%
ゆめいく日進町保育園	292,603	103,389	189,214	59,380	129,834	44.4%
YMCA たかつ保育園	289,464	108,420	181,044	67,490	113,554	39.2%
京町いづみ保育園	456,125	148,667	307,458	67,660	239,798	52.6%
つくし保育園	332,466	97,239	235,227	67,660	167,567	50.4%
すみよしのはら保育園	234,832	55,334	179,498	84,739	94,759	40.3%

※のぞみ保育園は、独立行政法人都市再生機構が保育所を整備したため、工事代金等は発生していない。

県や国からの補助金を考慮すると、建替えに係るコストの市負担額は半分程度に軽減されることとなる。

(監査意見) 民営化と園舎の建替コスト

前述のとおり、市の公営保育所のほとんどは園舎の老朽化が進んでいる。民営化することによって市負担の園舎の建替コストが抑えられ、より早期に、より多くの園舎の建替えが行われるのであれば、民営化を推進していくことが望ましいと考えられる。

次に、保育サービス及び保育の質の面から、民営化の効果について検証していく。なお、ここでいう保育サービスとは、定員や延長保育時間の増減等、単純なデータ比較で効果を検証できる事項を指すものとし、保育の質とは主に保育士の資質や能力、経験等に左右され、単純な比較が難しい事項を指すものとする。

まずは、保育サービスの面から民営化の効果について検証する。

(4) 民営化による定員の変化

① 監査手続

民営化によって保育所の定員がどのように変化するかを検証するため、関連資料の閲覧を実施した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

② 実施した監査手続の結果

民営化により園舎の建替えが進むこととなれば、同時に園舎の建物面積を増やすことができる。また、全面的な建替えを行うことができない場合であっても、一部増築を行うことによって建物面積を増やすことができる。これにより、定員を増加させ、高まる保育ニーズに対応することが可能となる。

そのような理由により、民営化後は保育所の定員が増加する事例が多い。民営化によって定員が増加した保育所は以下の表のとおりである。

(単位：人)

民営化（予定）年月	保育園名（旧名）	旧定員	新定員	増員数
平成 17 年 4 月	下作延中央保育園	90	120	30
平成 18 年 4 月	のぞみ保育園（中島）	60	90	30
	なのはな保育園（多摩福祉館）	95	120	25
平成 20 年 4 月	ゆめいく日進町保育園（日進町）	95	100	5
	YMCA たかつ保育園（高津）	85	120	35
平成 21 年 4 月	南平間保育園	95	120	25
	宮前平保育園	120	150	30
	白鳥保育園	90	120	30
	京町いつみ保育園（京町）	90	120	30
	つくし保育園（戸手）	90	120	30
平成 22 年 4 月	大師保育園	120	130	10
	すみよしのはら保育園（住吉）	95	100	5
平成 23 年 4 月	末長保育園	60	90	30
平成 24 年 4 月	西大島保育園	95	120	25
	東小倉保育園	90	120	30
	玉川・玉川乳児保育園	125	135	10
	百合丘保育園	60	90	30
平成 25 年 4 月	出来野保育園	90	120	30
	古市場保育園	120	130	10
	千年保育園	120	130	10
	中野島・中野島乳児保育園	95	120	25
	西宿河原保育園	120	130	10
合計		2,100	2,595	495

なお、大師保育園は増改築を行っていないが、民営化に当たって定員の見直しを行った結果、定員が増加している。

（監査意見）民営化と保育所の定員増加

市内の保育ニーズは年々高まっており、待機児童の問題も相当に深刻なものとなっている。そのような事情を考慮すると、現状ではできるかぎり定員を増加させていくことが望ましいと考えられる。そのため、民営化の推進に当たっては、引続き定員を増加させることも検討していくべきである。

(5) 民営化による保育時間の変化

① 監査手続

民営化によって保育時間がどのように変化するかを検証するため、関連資料の閲覧を実施した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

② 実施した監査手続の結果

i. 保育開始時間

保育時間に関しては、公営と民営では明確に差が生じている。公営の保育所は、保育時間が7時30分から18時までとなっているのに対し、民営の保育所の保育時間は7時から18時となっている。したがって、公営の保育所が民営化された場合は、朝の保育時間が30分早まることとなる。

ii. 延長保育時間

また、延長保育の時間は、公営の保育所は18時から19時までの1時間であるが、民営化された保育所においては平成22年度までに民営化された19園すべてにおいて、延長保育時間が1時間延長され、20時までとなっている。なお、延長保育時間については、もともと民営であった保育所の中には公営と同じ19時までとしているところもあるが、多くは20時までとなっている。

(監査意見) 民営化と延長保育

現在の厳しい経済環境において保護者の就労形態は多様化しており、保育時間を延長することに対するニーズは年々高まってきていると考えられる。公営の保育所は、朝夕に保育時間を延長することが難しいのであれば、やはり民営化を推進し、保護者の保育時間延長のニーズに対応していくべきである。

(6) 休日保育及び一時保育

① 監査手続

市は、保育ニーズの多様化に対応するため、日曜や祝日にも園児を預かる休日保育や、保護者の仕事の都合や病気などの理由により一時的に子供を預かる一時保育を、一部の保育所に導入している。これらの保育サービスが、民営化によってどのように変化するかについて検証するため、関連資料の閲覧を実施した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

② 実施した監査手続の結果

i. 休日保育

休日保育に対応しているのは、以下の6つの保育所である。

(単位：人)

所在地	保育園名	公民種別	定員数	保育時間
川崎区	のぞみ保育園	民営 (民営化)	10	8時～18時
幸 区	YMCA かわさき保育園	民営	10	8時～18時
中原区	すみれ保育園	民営	10	8時～18時
高津区	下作延中央保育園	民営 (民営化)	10	8時～18時
宮前区	さぎ沼なごみ保育園	民営	10	8時～18時
多摩区	なのはな保育園	民営 (民営化)	10	8時～18時

市の全7区のうち6区に1つずつ休日保育対応の保育所が存在しており、需要と供給のバランスを考慮したうえでの配置となっていると考えられる。

しかし、特筆すべきは上記の保育所がすべて民営保育所であるということである。加えて、6園中3園(のぞみ保育園、下作延中央保育園及びなのはな保育園)が民営化された保育所であることも注目すべき点である。

ii. 一時保育

一時保育に対応しているのは以下の保育所である。

所在地	保育園名	公民種別	曜日	保育時間
川崎区	夜間保育所あいいく	民営	月曜から金曜	9時～18時
	のぞみ保育園	民営（民営化）	月曜から金曜	8時30分～17時
	よつば保育園	民営（民営化）	月曜から金曜	8時30分～17時
	かわなかじま保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
	あすいく保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
	京町いづみ保育園	民営（民営化）	月曜から金曜	8時30分～17時
幸 区	YMCA かわさき保育園	民営	月曜から金曜	8時～17時30分
	どりーむ保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
	つくし保育園	民営（民営化）	月曜から金曜	8時30分～17時
中原区	長寿保育園	民営	月曜から金曜	9時～17時30分
	すみれ保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～18時
	多摩保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～18時
	木月保育園	民営	月曜から金曜	9時～17時30分
	南平間保育園	民営（民営化）	月曜から金曜	8時30分～17時
	ももの里保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
高津区	みぞのくち保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
	下作延中央保育園	民営（民営化）	月曜から金曜	8時30分～17時
	たちばな中央保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
	YMCA たかつ保育園	民営（民営化）	月曜から金曜	8時30分～17時
	すこやか高津保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～18時
	このはな保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
宮前区	こどものいえもも保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
	さぎ沼なごみ保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
	宮前平保育園	民営（民営化）	月曜から金曜	8時30分～17時
多摩区	ひばり保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
	星の子保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
	なのはな保育園	民営（民営化）	月曜から金曜	8時～17時
	ハグミー・ナーサリー	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
麻生区	あさのみ保育園	民営	月曜から金曜	9時～17時30分
	柿生保育園	民営	月曜から金曜	9時～17時
	はるひ野保育園	民営	月曜から金曜	8時30分～17時
	白鳥保育園	民営（民営化）	月曜から金曜	8時30分～17時

一時保育に対応している保育所も各区に複数存在しており、需要と供給のバランスを考慮したうえでの配置となっていると考えられる。

しかし、休日保育同様、一時保育に対応している保育所もすべて民営保育所である。また、全 32 園中 10 園が民営化された保育所であり、民営化された保育所 19 園の半数以上が一時保育に対応していることとなる。さらに、平成 25 年 4 月までに民営化されることが決まっている乳児保育所を含む全 12 園のうち、百合丘保育園、古市場保育園及び千年保育園を除く 9 園は一時保育を実施する予定である。

休日保育や一時保育を実施するに当たっては、民営化という運営主体を変更するタイミングで行うことがスムーズであるため、運営主体を募集する際に、休日保育や一時保育の実施を条件にすることも多いとのことである。

(監査意見) 民営化と休日保育・一時保育

休日保育及び一時保育に対応する保育所はすべて民営保育所である。また、中でも民営化された保育所の割合は高いものとなっている。延長保育の項で述べたとおり、保護者の就労形態は多様化しており、それは休日保育及び一時保育に対する一定のニーズがあることを意味すると考えられる。

民営化に際して休日保育や一時保育への対応を図るという事例が多いことを踏まえると、今後も民営化する保育所を増やし、多様な保育ニーズに対応する保育所を増やしていくことが必要であると思われる。

次に、保育の質の面から民営化の効果について検証する。しかし、保育の質というものは数値として表わされるものではないため、その優劣をつけることは難しい。そこで、我々は公設公営、公設民営及び民設民営の各保育所においてどのような保育が行われているかを確かめるために、保育所の視察を行った。

(7) 保育の質

① 監査手続

運営主体の違いによって保育の質にどのような差異が表れるのかについて検証するため、公設公営、公設民営及び民設民営の保育所を視察し、関連資料等の閲覧を実施した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

② 実施した監査手続の結果

今回、視察を行った保育所は以下の3園である。

	中野島保育園・中野島乳児保育園	宮前平保育園	そらまめ保育園
開設年月	昭和40年7月	昭和51年12月	平成21年4月
所在地	多摩区	宮前区	多摩区
延床面積	339.15 m ²	811.67 m ²	167.55 m ²
運営形態	公設公営	公設民営	民設民営
運営主体	川崎市	株式会社 日本保育サービス	特定非営利活動法人 子ども未来じゅく
定員	95名 (乳児保育園を含む)	150名	30名
保育士数 (非常勤含む)	22名	35名	12名

i. 中野島保育園及び中野島乳児保育園



(写真) 中野島保育園及び中野島乳児保育園外観

中野島保育園及び中野島乳児保育園は、昭和 40 年に開設された歴史ある保育所である。そのため、園舎は老朽化しており建替えの必要性は高いと思われるが、現状で保育に支障をきたすようなところはない。

園児と保育士の割合は市の保育所職員配置基準のとおりであり、特に手厚いということとはなかったが、公営の保育所らしく経験豊富な保育士も多く、ヒアリングした保育士からは保育に対する熱意を感じた。

ii. 宮前平保育園



(写真) 宮前平保育園外観

向かって左側の建物が従来からの園舎であり、右側の建物は指定管理移行時に増築されたものである。

宮前平保育園は、昭和 51 年に開設され、平成 21 年 4 月に指定管理者制度を導入して民営化された保育所である。指定管理者は株式会社 日本保育サービスであり、同社は神奈川県と東京都を中心に、数多くの認可保育所の運営を行っている。

同園は定員が 150 名の大規模園であり、保育士や職員の数も多く、園内が活気に満ちている。比較的若い保育士の割合が高いものの、経験豊富な保育士も少なくない。同園は、英語や体操等の授業を取り入れるなど、特徴ある保育サービスを実施している。

iii. そらまめ保育園



(写真) そらまめ保育園外観

そらまめ保育園は、平成 21 年に開設された比較的新しい保育所である。運営している特定非営利活動法人子ども未来じゅくは、そらまめ保育園以外にも、市内に 2 園及び市外に 2 園の合計 5 か所の認可保育所を運営している。

同園は定員が 30 名と小規模であるため、非常にきめ細やかな保育が行われているという印象を受けた。実際に、保育士一人当たりの園児数は、市の保育所職員配置基準よりも手厚くなっている。

上記 3 つの保育所を視察した限りでは、保育の質には、運営主体の違いはそれほど影響しないのではないかと心証を得た。

iv. 保育の質の評価基準

保育の質を評価する場合、さまざまな基準があると考えられる。

例えば、一般的には経験豊富な保育士が多い方が保育の質が高まるものと考えられる。一方で、若くて元気の良い保育士を望む保護者も少なからず存在する。また、一般的には、きめ細やかな保育を実施するためには、保育士一人当たりの園児数はできるだけ少ない方が望ましいと考えられる。

さらに、園舎の使いやすさや設備の充実度、また園庭の広さや保育所周辺の環境等、保育の質を左右する要素は非常に多いと考えられる。このように、保育の質を評価する場合はさまざまな基準があり、評価者がどの基準を重視するかによって保育の質の評価は変わってくることとなる。

(監査意見) 保育の質の評価基準

保育の質を評価する場合には、実にさまざまな要素がある。しかし、いうまでもないことだが、保育の質を確保するための大前提は、何よりも保育士ひとりひとりの能力や熱意であり、公民の区別なくこれらを維持向上させる環境を整備していくことが、市全体の保育の質を高めていくことにつながるのである。

そのためには、研修等の保育士の能力を高めるための機会をより充実させることや、保育士ひとりひとりの能力や熱意が適切に評価されるようにしていくことが望まれる。

(8) 民営化の推進に当たって

(監査意見) 民営化推進のあり方

今後、市は市負担のコストを抑えながら、定員の増加、保育時間の延長及び休日保育や一時保育への対応を図り、保育サービスを充実させていくとともに、保育の質の向上を図っていかねばならない。それをなし得るためには、市が掲げるようにより柔軟で、かつ多様な保育サービスを提供することができる民間活力を活用していくことが必要であると思われる。

一方、民営化に当たっては、保護者から不安の声があがることもある。それは例えば、民営である以上、運営法人が倒産して保育所の運営が継続されなくなるといった事態の可能性を考えてのことである。また、運営主体が変わることや、保育士がほとんど入れ替わってしまうことに不安を覚えることも考えられる。民営化の推進に際しては、これらのことを十分に考慮し慎重に対応していくことが必要である。

市では、平成 20 年に、実際に民営の運営法人（株式会社エムケイグループ）の経営状況が悪化し、保育所 2 園の運営が継続できなくなるという事態が発生している。そのような事態の再発を防ぐため、民営保育所の運営法人を選定する際には、公認会計士に外部アドバイザーとして財務状況をチェックさせ、「川崎市保育所設置・運営法人等選考委員会」に報告させることとしている。また、運営開始後は保育所ごとに事業報告書の提出を義務付けているため、市が各保育所の収支状況を把握できるようになっている。

一方、市は運営主体及び保育士が変わることに対する保護者の不安を取り除くよう努めてきたものの、一部の保護者からの理解を十分に得られない中で民営化を進めてきた結果、中原区の保育所では、早急な民営化の是非をめぐる保護者と市の間で訴訟となってしまった。当該訴訟においては保育の質の低下が争点となったが、東京高等裁判所は平成 22 年 5 月に「市が民営化を選択することには合理性がある」との判断を下している。しかし、早急な民営化に対する保護者の不安も理解できるので、市としても民営化の推進に悪影響を与えないように配慮していく必要がある。

そこで、運営主体が変わることに対する不安については、市は民営化する保育所を民営化の 2 年半前に公表し、じっくり時間を掛けて保護者の不安を取り除くことに努めている。保育士がほとんど入れ替わってしまうことについては、民営化に当たっては 6 か月間の引き継ぎ期間を設け、園児や保護者に過度に負担を与えないよう配慮することとしている。ただし、2 年半前や 6 か月間という期間も重要ではあるが、できるだけ多くの関係者が理解したうえで、スムーズな民営化がなされることがより重要なのである。

市は、多様化しながら急速に高まっている保育ニーズに対応していくために、できるだけ多くの関係者が理解できるかたちで民営化を推進し、保育サービスの充実と保育の質の向上を目指してほしいところである。

Ⅱ. 指定管理委託料の実態について

1. 指定管理委託料の妥当性

(1) 概要

市では、公設民営保育所の指定管理者に対して、指定管理委託料として運営費を支出している。指定管理者制度により運営されている保育所は、平成17年度からの下作延中央保育園を始めとし、平成18年度には2園、平成19年度には5園、平成21年度には3園が指定管理化され、21年度までに合計11園が公設民営保育所として運営されている。なお、平成22年度には4園が指定管理化されており、平成23年1月現在では、15園が公設民営保育所として運営されている。

指定管理により運営される保育所の増加により、市の負担する指定管理委託料も増加している。市で計上されている公設民営保育所に係る収入と支出は、以下の表のとおりである。

<公設民営保育所における収入と支出の推移>

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育料等負担金収入 (A)	155	182	233
国庫支出金による収入 (B)	7	8	11
指定管理委託料支出 (C)	1,022	1,031	1,534
市の収支 (D=A+B-C)	▲860	▲841	▲1,290
公設民営保育所数 (E)	8園	8園	11園
1園当たりの委託料 (C/E)	128	129	139

参考までに平成22年度の指定管理委託料の執行予定額は15園で約22億円弱である。

(2) 監査手続

指定管理委託料の決定方法が適切かどうかを検証するため、関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

指定管理委託料は、基本委託料と追加委託料の二つに分類され、指定管理者の選定の際に、「管理に要する経費見積書【様式 3】」により 5 年分の見積経費を指定管理者から提出させ、その見積書の年平均額が年間の基本委託料となる。この「管理に要する経費見積書【様式 3】」では、保育所の運営に係る運営管理費は人件費支出、事務費支出、事業費支出とし、収入を延長保育料、一時保育料、給食費（3 歳児以上の主食代）とし、当該支出から当該収入を差し引いた金額を経費見積額としている。

また、追加委託料は「指定管理に関する年度協定書」に記載された基本委託料では見込むことのできない部分であり、被保護世帯及び市民税非課税世帯の延長保育利用や超過受入、障害児受入等の実績に応じて支払うものである。

なお、「管理に要する経費見積書【様式 3】」における経費項目は以下の表のとおりである。

<運営管理費の項目>

運営管理費	費目の内容
人件費	職員報酬、非常勤職員給与、法定福利費等の人件費全般
事務費	旅費交通費、業務委託料、本部管理費等の保育所運営に係る経費全般
事業費	水道光熱費、保育材料費、給食食材費等保育に係る経費全般

①指定管理者の決算状況

指定管理者は、年間の運営状況を「事業報告書」として市へ提出している。その報告書に記載されている決算状況により、各指定管理者の収入と支出の状況をまとめた一覧は、以下の表のとおりである。

<平成 21 年度の各指定管理者が運営する保育所の収入と支出の状況> (単位:千円)

保育園名	指定管理委託料収入	その他収入	収入合計	人件費支出	その他支出	支出合計	収支差額
下作延中央保育園	152,231	12,545	164,776	112,920	47,092	160,013	4,763
かわなかじま保育園	151,707	7,377	159,085	105,869	52,881	158,751	333
みぞのくち保育園	215,063	30,329	245,392	179,679	65,569	245,248	144
塚越保育園	120,640	2,422	123,063	77,260	14,549	91,809	31,254
小田中・小田中乳児保育園	187,875	8,588	196,463	108,937	43,470	152,407	44,056
たちばな中央保育園	120,490	12,070	132,560	99,903	28,773	128,676	3,884
くじ保育園	108,777	3,305	112,082	85,105	26,568	111,673	408
南平間保育園	152,346	4,108	156,454	93,133	19,478	112,611	43,843
宮前平保育園	170,913	6,014	176,928	92,688	60,332	153,021	23,906
白鳥保育園	164,969	9,378	174,348	119,434	32,749	152,184	22,164

指定管理により運営されている保育所の収支状況は、どの園もプラスであり、堅実な運営がなされているといえる。一部の保育所では、収支状況が若干のプラスしかないが、その他収入、及びその他支出の内訳に「経理区分間繰入金収入/支出」という指定管理者本部との収支調整の勘定、施設整備等による収支、及び財務活動（預金や金融資産の購入）による収支が含まれている。

施設整備等による収支は事業運営上必要な経費と考えられるが、できる限り実際の保育所運営に係る収支差額を把握するために、「経理区分間繰入金収入/支出」と財務活動による収支を除いた調整後の収支結果を以下の表に示す。

＜平成 21 年度の各園の調整後収支＞ (単位：千円)

保育園名	収支差額	調整後収支差額
下作延中央保育園	4,763	6,763
かわなかじま保育園	333	7,333
みぞのくち保育園	144	15,024
塚越保育園	31,254	31,254
小田中・小田中乳児保育園	44,056	44,056
たちばな中央保育園	3,884	13,434
くじ保育園	408	7,954
南平間保育園	43,843	43,843
宮前平保育園	23,906	23,906
白鳥保育園	22,164	17,764

指定管理による運営は収支が十分にプラスとなるような運営が行われており、指定管理者の財務的リスクはそれほど高くないといえる。

②指定管理委託料の水準

一方、指定管理者制度の目的のひとつに、経費の削減を図ることがある。すなわち、公営で運営していた経費よりも、指定管理者制度による運営経費の方が削減されることが期待されている。したがって、指定管理者制度へ移行した保育所について、公営による運営費と指定管理者制度による運営費の比較をすべきであるが、各公営保育所の保育所別運営費を把握することが困難であるため、直接の比較は行えなかった。

そこで、代替案として指定管理へ移行した保育所の指定管理委託料及び各指定管理者からの報告書をもとに、各保育所の指標分析を実施した。各保育所の指標は、以下の表のとおりである。

<平成 21 年度の公設民営保育所の各指標>

保育園名	児童数 (人)	職員数 (人)	児童 1 人 当たり指 定管理 委託料 (千円)	児童 1 人 当たり支 出(千円)	調整後児 童 1 人当 たり支出 (千円)	職員 1 人 当たり 人件費 (千円)	児童 1 人 当たり 人件費 (千円)
下作延中央保 育園	129	33(8)	1,180	1,240	1,224	3,421	875
かわなかじま 保育園	124	28(0)	1,223	1,280	1,223	3,781	853
みぞのくち保 育園	135	50(22)	1,593	1,816	1,764	3,593	1,330
塚越保育園	92	34(14)	1,311	997	997	2,272	839
小田中・小田 中乳児保育園	125	42(19)	1,503	1,219	1,219	2,593	871
たちばな中央 保育園	101	37(19)	1,192	1,274	1,179	2,700	989
くじ保育園	67	33(22)	1,623	1,666	1,549	2,578	1,270
南平間保育園	112	33(8)	1,360	1,005	1,005	2,822	831
宮前平保育園	149	34(9)	1,147	1,026	1,026	2,726	622
白鳥保育園	116	39(15)	1,422	1,311	1,311	3,062	1,029

(注 1) 児童数及び職員数は、平成 21 年 4 月 1 日時点のデータである。

(注 2) 児童 1 人当たり指定管理委託料、支出額、人件費は、前述の各指定管理者が運営する保育所の収入と支出の状況の金額を児童数で割って計算している。

(注 3) 括弧内は非常勤職員数であり、内数である。

(注 4) 職員及び児童 1 人当たり人件費は、非常勤職員数も含んだ職員数で計算している。

(注 5) 調整後児童 1 人当たり支出は、「経理区分間繰入金収入/支出」と財務活動による収支を除いて計算している。

同じ公設民営により運営されている保育所であっても、児童1人に係るコストという点で差が生じた。また、児童1人当たり指定管理委託料は、市が支出した指定管理委託料を児童数で除したため、市が負担する当該保育所の児童1人当たりのコストと考えることができる。

市が算定する平成21年度公営保育所全体の児童1人当たりの保育コストは、前述した民営化の効果測定で記載されている運営経費と園児数から、年間1,706千円と見積もることができる。

したがって、少なくともこのコストを下回るコストでなければ、指定管理によるコスト削減が図られていないことになる。そのため、市の立場からすると、児童1人当たり指定管理委託料が上記の金額をおおむね下回っており、指定管理者制度の利用により、ある程度のコスト削減が図られていると推測される。

なお、児童1人当たりのコストといっても、低年齢の児童と高年齢の児童では、保育士の配置数が大きくことなるため、単純な比較を行えない。そこで、全児童数のうち保育士を多く配置することが必要となる2歳児以下の児童の比率を保育所ごとに算定したところ、どの保育所も40%～45%の間であったため、比較結果にそれほど大きな影響を与えないものと仮定して、ここでは全児童の平均として比較を行った。

ここで、児童1人当たり支出で示される金額は、指定管理者の運営管理費全体を児童数で除したため、純粋な児童1人当たりの保育コストと考えることができる。コストの内訳として、児童数に比例して発生する変動費と児童数にかかわらず必ず発生する固定費があることを考慮すると、一般的には児童数が多い保育所ほど1人当たりの支出が小さくなるはずである。

しかし、各指標分析の結果は必ずしも、そのような傾向にはなっていない。各保育所によって置かれている状況が異なるため、職員の経験年数や特別保育の実施状況に違いがあり、一概に比較することはできないが、一部の保育所では他の保育所と比較して支出が多いのではないかと思われる保育所もある。支出の多くを占めるものは人件費支出であるため、児童1人当たりの支出が多い保育所は、児童1人当たり人件費も高くなっている傾向にある。ただし、職員1人当たり人件費については、常勤職員と非常勤職員が混在しているため、その構成割合により大きく異なり、児童1人当たり人件費と必ずしも連動しているわけではない点に留意が必要である。

(監査意見) 指定管理化によるコスト削減

今後、民営化を推進していく上で、保護者等へ説明をする際に、指定管理化によるメリットとデメリットを明確にし理解を得ていく必要がある。そこで、指定管理者制度の利用により、公営保育所による運営からどの程度コスト削減されているかを測定しようとしたが、市では公営保育所ごとの運営費の把握が困難であるため、指定管理者制度移行前後での直接的な比較はできなかった。

現状では、市全体で試算した公営保育所と民営保育所の運営経費の差に児童数を乗じた金額を削減効果として説明に用いているが、この金額は市全体の保育所で試算したものであり、あくまで参考情報としての域を出ないものである。本来であれば、公営保育所として運営していた支出と指定管理委託料を比較すれば、市としてのコスト削減効果を測定できるはずである。

保育においても、在宅児童の保護者との公平性の観点から、税金が使われている以上はコストの視点も重要である。実際の保育コストのうち保護者の支払う保育料は約2割であり、残り8割は国と市の支出、すなわち税金により賄われている。

したがって、市が民営化を進めるならば、指定管理化の前後におけるコスト削減効果を保護者等へ今まで以上に説明することが望まれる。

(監査意見) 高コスト構造の運営

指定管理委託料に関して、他の公設民営保育所と比較して児童1人当たり支出額が高い保育所があり、1番目と2番目に高い保育所は同じ指定管理者により運営されていた。また、これらの保育所は児童1人当たり人件費でも高いため、比較的高コスト構造による運営が行われていることが想定される。もちろん、児童1人当たりの支出が高ければ、それだけ経験豊富な職員の配置など十分な保育が行われていることも考えられるが、コストが高いままでは指定管理者制度を導入した意義が損なわれてしまう。

したがって、他の指定管理者と比較すると数字上はコストが高いという結果が事実として明らかであるため、高コストとなっている要因を調査し、必要があればより効率的な運営を促すよう指導することが望まれる。

③予算額と決算額の対比

指定管理者は、年度の開始時に事業計画書において年間の収支予算を市へ提出している。当初見込むことのできない経費や追加委託料は、実際に運営した結果として確定するものであるため、予算額と実際の決算額においてある程度の乖離が生じることが考えられる。

しかし、見込むことのできない経費を補填する意味合いを含めて追加委託料が支払われていることを考えると、基本的にはそれほど大きな差異は発生しないものと考えられるが、幾つかの保育所では予算額と決算額に大きな乖離が生じている。そこで、指定管理により運営されている 11 園の平成 19 年度から 21 年度の 3 年分に関する予算額と決算額を比較し、収支差額で 10 百万円以上の乖離が生じている保育所について以下の表にまとめている。

< 予算収支と決算収支の乖離状況 >

(単位：千円)

保育園名	年度 (平成)	予算収支 差額	決算収支 差額	収支差額 乖離額	差異の主要因
下作延中央 保育園	19 年度	676	13, 295	+12, 619	人件費支出▲ 5, 311 その他支出▲ 7, 271
	21 年度	▲16, 913	4, 763	+21, 676	人件費支出▲15, 229 事業費支出▲10, 655
小田中・小田中 乳児保育園	19 年度	14, 981	45, 986	+31, 005	人件費支出▲ 8, 832 事務費支出▲12, 588
	20 年度	13, 558	38, 762	+25, 204	人件費支出▲ 7, 007 事業費支出▲10, 404
	21 年度	30, 936	44, 056	+13, 120	人件費支出▲ 4, 147 事業費支出▲ 6, 146
南平間保育園	21 年度	33, 683	43, 843	+10, 160	人件費支出▲ 5, 066
宮前平保育園	21 年度	2, 119	23, 565	+21, 446	人件費支出▲30, 529 事業費支出+ 9, 787

上表以外の保育所に関する指定管理委託料の予算と決算の収支差額乖離額がおおむね 2 百万円前後であることを考えると、上記の保育所については予算額と決算額の乖離が大きいと言わざるを得ない。さらに、上記の保育所について差異の要因を調べたところ、主に人件費支出が予算よりも決算の方が少ないため、全体の収支をプラスに押し上げている。

④予算と経費見積書の乖離

指定管理者は毎年予算額を市に提出しているが、その予算額は指定管理開始時に見積りをした5年分の経費見積りを基に作成しているはずである。そして、指定管理の基本委託料は、収支差額として算定されるため、追加委託料収入とそれに係る費用の影響もあるが、基本的には年間収支予算額はプラスマイナスゼロになるものと思われる。

しかしながら、幾つかの保育所では予算額の段階で大幅なプラス収支が見込まれており、指定管理を開始する際の「管理に要する経費見積書【様式3】」と整合しないと思われるものが存在するため、指定管理により運営されている11園の平成19年度から21年度の3年分に関する予算収支差額において10百万円以上の大幅なプラスが生じている保育所について以下の表にまとめている。

<予算収支差額、及び経費見積額と予算額の乖離状況> (単位：千円)

保育園名	年度 (平成)	予算収支 差額	経費見積書との差異の主要因
小田中・小田 中乳児保育園	19年度	14,981	人件費支出▲12,020 事務費支出▲ 569 事業費支出▲ 1,867
	20年度	13,558	人件費支出▲ 9,834 事務費支出▲ 5,549 事業費支出+ 2,947
	21年度	30,936	人件費支出▲20,806 事務費支出▲ 9,991 事業費支出▲ 2,910
塚越保育園	20年度	26,988	人件費支出▲ 6,580 事務費支出▲ 5,726 事業費支出▲ 9,794
	21年度	27,822	人件費支出▲12,893 事務費支出▲ 8,412 事業費支出▲ 5,622
南平間保育園	21年度	33,683	人件費支出▲16,577 事務費支出▲ 9,900 事業費支出▲10,018
白鳥保育園	21年度	11,007	5年間で徐々に運営経費が増加する見込みのため、初年度は収支がプラスとなる計画である。 (経費見積りとの差異はなし)

一部の保育所において、経費見積書と年間予算額で大きな乖離が出ていることがわかる。ただし、指定管理委託料は、経費見積書に記載された経費の年間平均額で算出しているため、ある特定の年度に限定すると、上記白鳥保育園のように必ずしも収支がプラスマイナスゼロ付近にならない場合もある。

たとえば、経費見積書上で経費が徐々に増加しているような場合でも、収入の指定管理基本委託料は一定であるため、初年度は収支がプラスであるが、5年目には収支がマイナスとなり、5年間の平均では収支がゼロといったことが想定される。

したがって、白鳥保育園の場合には、21年度の予算収支差額は大幅なプラスであるが、ほぼ経費見積書どおりの支出額が発生しており、5年間の期間で考慮すると、ほぼ見積りどおりの支出で運営がなされているといえる。

また、経費見積書は基本委託料を計算するためのものであるが、一方で指定管理者が算定する年間予算額は、追加委託料に係る部分も考慮した予算になるはずである。しかし、追加委託料が支払われるような追加的業務に係る支出については、追加委託料でほぼ賄われていると想定すると、予算収支差額の主な要因は経費見積書と予算額との差異であると考えられる。また、今回の予算収支差額はすべて支出が大幅に減少するような差異となっている。

確かに経費見積書は5年分の見積りであるため、概算的な見積りになってしまう面も否めないが、白鳥保育園を除く上記の保育所に関しては、他の保育所と比較して経費見積書に対する年間経費予算額の減少幅が大きいと言わざるを得ない。また、経費見積書と年間予算額の乖離金額については、人件費の減少金額が大きいといえるが、減少率で考えると事務費と事業費についても大幅に減少しているといえる。

(監査意見) 経費見積額、予算額及び決算額の乖離

指定管理委託料に関して、経費見積書と年間予算額、及び年間予算額と決算額に大幅に差異が生じている保育所が存在した。指定管理委託料については、原則として指定管理者の収入と支出がほぼ同じ程度になるように設定されている。しかも、当初運営管理費として見込めないとされる超過受入や保育料免除分の費用に関しては、追加委託料という形で支払いが行われるため、予算額と決算額の間にはそれほど大きな差異は発生しないはずである。しかも、今回はすべてプラスの方向に差異が発生していた。

つまり、運営管理費の見積りの際に、実際の経費見込み額よりも多めに見積りを行っていたものと推測される。もちろん、指定管理者も民間事業者であることを考えると、赤字にならない範囲で事業を運営することが求められるため、財務基盤を安定させることも事業継続に重要であり、収支がプラスになることはむしろ望ましいといえる。

市では、指定管理委託料を決定する際に、他の民営保育所の運営管理費の水準を考慮して、指定管理委託料の適切性を判断しているとのことであるが、過度に収支がプラスとなるような指定管理委託料では、税金の使い道として効率的であるか疑問が残るところである。

したがって、市でも指定管理者の経費見積りの妥当性について、適切な判断ができるようにすべきであり、また次回の指定管理者の選定の際に参考となるような分析を実施し、適切な指定管理委託料が設定されるようにすべきである。

(監査意見) 人件費支出の減額

指定管理者の収支がプラスになっている要因として、主に人件費支出の減少があげられる。人件費支出が減少していることは、指定管理者の企業努力により無駄な人件費を削減した結果とも考えられるが、場合によっては十分な経験を持った職員が相対的に不足している等の可能性も考えられる。保育現場において職員の果たす役割は非常に重要であることから、人件費の減少により民営化された保育所の保育サービスに影響が出るおそれもある。

したがって、見積りと比較して著しく人件費支出が減少している場合には、なぜ減少しているのかについての調査を行うべきであり、必要があれば改善を促すことが望まれる。

また、人件費のみならず事業費、事務費についても、適切な保育所運営には重要な支出であり、これらの経費についても決算額が大きく減少している保育所がある。事業費や事務費には、給食費や保育教材費、消耗品費等が含まれており、実際の保育に必要な経費も多く含まれているため、経費見積書、年間予算額、実際の決算額でどの項目に大きな差異があるのかを把握すべきであり、また大きく増額や減額されている場合には、保育所の運営が適切に運営されているか調査を行うべきであり、必要があれば改善を促すことが望まれる。

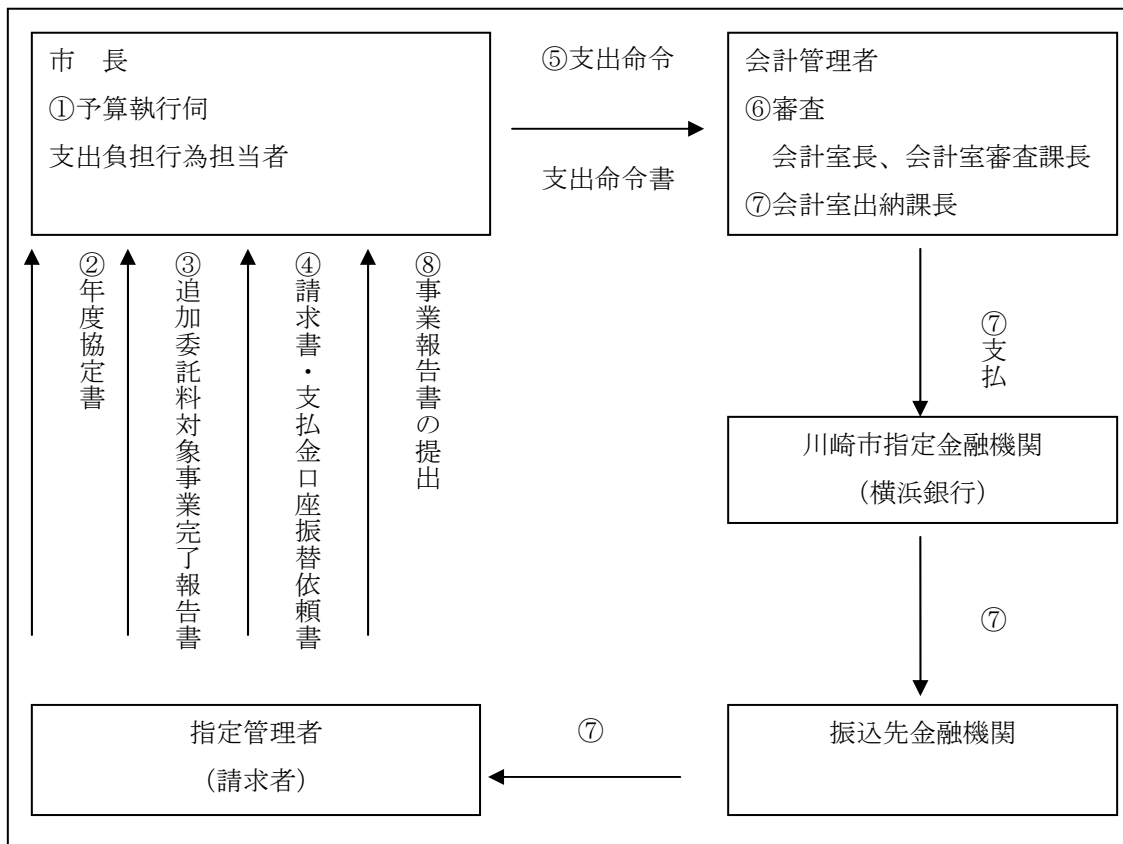
2. 指定管理委託料の支払事務

(1) 概要

指定管理委託料のうち、基本委託料は、当該保育所運営の基本となる人件費や事業費等の主たる財源となるものであり、日々の業務を円滑かつ安定的に行わせるため、地方自治法施行令第163条第2号の規定により、前金払いとし、各保育所職員の賞与支給時期も考慮して、原則4月に2か月相当分、6月に4か月相当分、10月に2か月相当分、12月に4か月相当分の4回払いとしている。

そして、追加委託料については、実績に基づいた事後払いであり、年4回の四半期ごとに支払いを行う。なお、指定管理委託料の支払事務は、その他一般の支払事務と同様である。

<指定管理委託料の支払に係る業務フロー>



【市長の権限に属する業務】

①支出負担行為担当者（川崎市金銭会計規則第3条第1項第2号（局長の指定する課長））は支出予算を執行する事業目的や事業執行予定額など必要な事項を明記した「予算執行伺」を作成し、決裁区分（川崎市事務決裁規程（金額や科目によって異なる。））に応じて決裁を受ける。

②市と指定管理者は、「基本協定書」に基づき「年度協定書」を締結する。

③追加委託料に関しては、支出負担行為担当者は指定管理者から提出された追加委託料対象事業完了報告書を受領し、その報告内容に不備がないことを確認する。（基本委託料は年度協定書で確定済み）

④指定管理者から「請求書・支払金口座振替依頼書」を受領する。

⑤支出命令者（川崎市金銭会計規則第3条第1項第3号（局長の指定する課長））は「請求書・支払金口座振替依頼書」を確認した上で支出命令書を作成し、会計管理者（会計室審査課）に送付する。

【会計管理者の権限に属する業務】

⑥川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程第2条及び第3条の規定に基づき専決権限を与えられた者（会計室長及び会計室審査課長）は支出命令書を審査し、支払手続きを行う。

⑦川崎市金銭会計規則第4条の規定に基づき専決権限を与えられる者（会計室出納課長）は支払を行う。

【指定管理者】

⑧事業年度終了後、事業報告書を提出する。

(2) 監査手続

指定管理委託料の支払が適切かどうか、関連資料の閲覧を実施した。具体的には、支払の承認があるか、支払の金額が根拠資料と一致しているかについて、「回議書」「支出命令書」の閲覧を実施した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

なお、監査対象は、平成 21 年度の指定管理委託料のうち、任意で抽出した下作延中央保育園と宮前平保育園の基本委託料、及び追加委託料とした。

(3) 実施した監査手続の結果

監査対象とした下作延中央保育園と宮前平保育園の基本委託料、及び追加委託料について、関連資料の閲覧を実施したところ、適切に支払の承認がなされており、また支払金額は根拠資料と一致しており、かつ各関連資料間において不整合はなかった。

Ⅲ. 認可保育所の収支管理について

1. 公営保育所の収支管理

(1) 概要

市では公営保育所全体で予算を作成し、収支管理を行っている。平成21年度の収支については以下の表に示している。

①公営保育所の収支

i. 歳入

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
保育所運営費負担金(基本保育料)	2,348,193	2,258,825
保育所運営費負担金(延長保育料)	77,724	76,710
他都市児童保育所受託収入	62,279	43,734
保育所完全給食自己負担金	24,624	21,914
調理業務委託厨房機器賃借料	44,085	—
厚生年金・雇用保険料納付金	58,079	50,213
その他	3,139	3,110
歳入合計	2,618,123	2,454,508

ii. 歳出

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
職員給与費	6,254,255	6,113,819
公立保育所運営費	2,111,044	1,928,555
調理業務委託事業費	775,892	680,005
延長保育事業費	94,186	82,689
保育所整備費	134,581	130,082
その他	4,544	2,921
歳出合計	9,374,502	8,938,073

(2) 監査手続

公営保育所の収支管理の有効性を検証するため関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

市では、経費削減と業務効率化を目的として、すべての公営保育所で一括した業務委託契約や物品調達等を行っていることから、公営保育所全体で収支管理を行っているが、公営保育所の施設別の収支計算を行っていないため、保育所別の収支については把握していない。

また、公営保育所全体の収支管理については予算と実績を比較し、特に差異が大きいものについての要因を把握し、次年度の予算編成の作成の際の判断材料としている。

(監査意見) 公営保育所における保育所別の収支管理

公営保育所の施設別の収支管理について、市では予算額及び決算額について公営保育所全体として収支管理を行っており、各保育所別の収支管理を行っていないため、各保育所別に児童一人当たり支出を計算することで、不効率な運営をしている保育所を把握することや民営化による効率化等の測定ができていない。

市の担当者は、保育所別の収支管理を行っていない理由として、職員一人一人の給与費による算出が困難であることや、経費節減や業務効率化を目的としてすべての公営保育所で一括した業務委託契約や物品調達を行っていること等の理由を挙げていた。

しかし、職員個々の給与費から施設別の人件費を算出することが困難であるならば、市職員の平均給与額をベースに標準単価を設定して、各保育所の職員の給与額を算定することも可能である。また、一括契約している委託業務は各保育所の規模や入所児童数に応じて配賦することや一括での物品調達についても使用実績に応じて各保育所の支出として把握することは可能であるため、保育所別の収支管理ができない理由にはならない。

したがって、各公営保育所が効率的な運営を行っているか検証することや民営化による効果を測定するためにも保育所別の収支管理を行う必要があると考える。

2. 民営保育所の収支管理

(1) 概要

民営保育所については、社会福祉法人会計基準により、保育所別の収支計算書を作成し、提出するとともに、法人の収支計算及び財務報告を行うことが求められている。なお、社会福祉法人以外の法人においても同様に報告を行うことを求めている。市では民営保育所から報告書の提示を受けて管理保管し、収支の確認等は行っているが、細かい財務分析等については行っていない。

(2) 監査手続

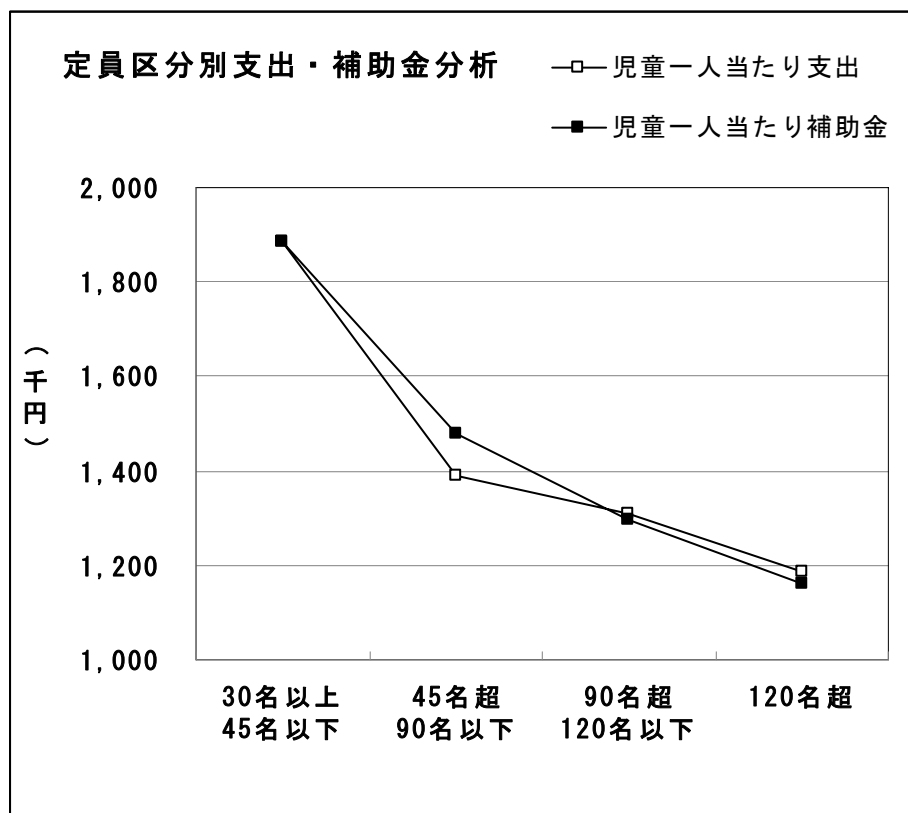
民営保育所の運営状況を検証するため関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

①民営保育所の定員区分別支出・補助金分析

定員区分	入所 総数 (人)	0歳児 (人)	1歳児 (人)	2歳児 (人)	3歳児 (人)	4歳児 (人)	5歳児 (人)	児童一 人当 り支 出 (千円)	児童一 人当 り補 助 金 (千円)
30名以上 45名以下	488	14	118	123	85	78	70	1,833	1,885
45名超 90名以下	1,889	183	300	347	356	348	355	1,388	1,477
90名超 120名以下	2,531	229	433	463	500	478	428	1,309	1,294
120名超	1,842	163	276	330	348	350	375	1,186	1,159
合計	6,750	589	1,127	1,263	1,289	1,254	1,228	1,339	1,351

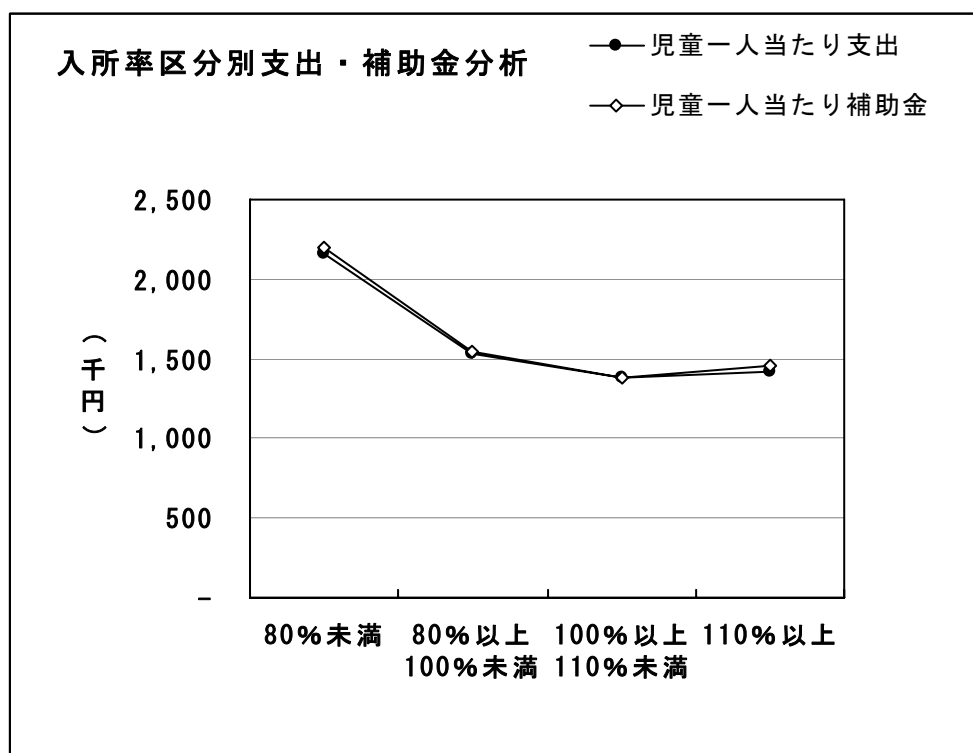
(注) 入所数は平成21年4月1日現在の数値であり、児童一人当たり支出及び児童一人当たり補助金は平成21年度の決算書に基づき作成している。



児童一人当たり支出は民営保育所の支出額ベースで計算している。また、児童一人当たり補助金については市から民営保育所に交付する運営費・補助金であり、市が各保育所に支出している金額をもとにしているものである。

グラフからもわかるように、児童一人当たり支出と児童一人当たり補助金は、ほぼ同額であり、市が支出する児童一人当たり補助金も児童一人当たり支出も保育所の規模に応じて減少している。特に定員「30名以上45名以下」の保育所における児童一人当たり支出は1,833千円であるのに対し、定員「45名超90名以下」の保育所は1,388千円と大幅に減少していることがわかる。これは小規模な保育所ほど固定的な費用負担割合が高いことが想定される。

② 民営保育所の入所率区分別分析



(注) 入所率は平成 21 年 4 月 1 日現在の数値であり、児童一人当たり支出及び児童一人当たり補助金は平成 21 年度の決算書に基づき作成している。

児童一人当たり支出を入所率区分別に分析すると、入所率が 100%未満の民営保育所は児童一人当たり支出が高いことがわかる。当然ではあるが、定員に応じて設備の基準及び保育士等の人員の配置が決められており、定員割れをしている保育所はこれらの資源を有効活用できていないことが想定される。

③ 民営保育所運営団体の財務状況の健全性

純資産比率	法人数
80%以上	12
60%以上 80%未満	12
40%以上 60%未満	6
20%以上 40%未満	6
20%未満	4
合計	40

民営保育所を運営している法人は、平成 21 年度において 40 法人であり、そのうち、純資産比率が 20%未満の法人は 4 法人となっている。この 4 法人はいずれも純資産比率が 10%未満であり、そのうち 1 法人については、債務超過であった。また、純資産比率が 10%未満の 4 法人のうち、2 法人については流動比率が 50%以下となっており、短期的な資金繰りについても厳しい状態であると推定される。

<純資産比率 10%未満の法人の財務状況について>

	純資産比率	流動比率	当期収支差額
A 法人	7.3%	43.6%	1 百万円
B 法人	1.8%	573.0%	0 百万円
C 法人	0.1%	223.4%	19 百万円
D 法人	▲351.2%	47.3%	▲45 百万円

(注) 平成 21 年度の決算書に基づき作成している。

(監査意見) 民営保育所における保育所別の収支計算書・財務報告分析

市では保育所別の収支計算書や財務報告を各運営団体から提示を受けており、収支の確認等を行っているものの、細かい分析は行っていない。

しかし、①における分析結果から、大規模な保育所にした方が補助金の支出を抑えられる傾向にあるため、市の都市環境を考慮すると小規模保育所の整備を行うことはやむを得ないものの、経営効率を考慮すれば大規模な保育所を整備することにより、より保育所運営の効率化を図ることが可能となる。

また、②における分析結果から、定員割れしている保育所は児童一人当たりの支出及び補助金がともに増加する傾向にあるため、定員割れしている状態が継続している場合には、需要に即した定員数にし、規模を縮小することで無駄な補助金支出を削減することが可能である。

さらに、③における分析結果から、財務状況が悪い運営団体が検出されているが、運営団体の突然の倒産により行き場のなくなった乳幼児が発生することがないように、定期的に運営団体の財務状況をチェックし、財務状況が悪い団体については、改善指導を行うなどの対応が必要である。

したがって、市が保育所別の収支計算書や財務報告の分析を行うことは有用であると考えます。

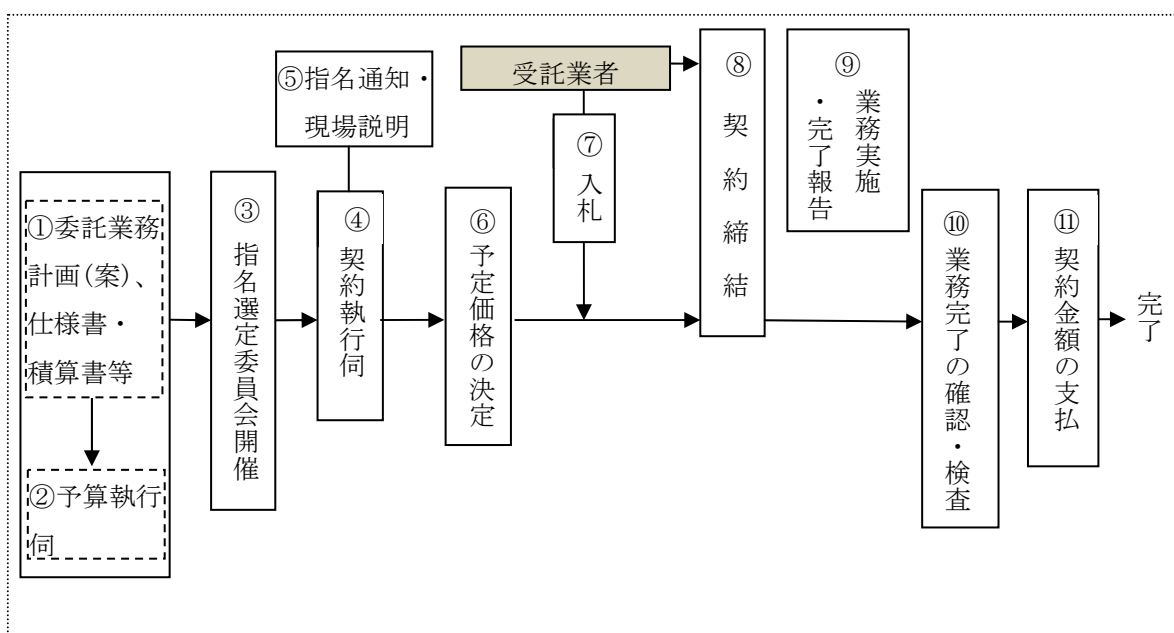
IV. 保育事業における委託業務について

1. 委託事務の流れ

市では保育に関連する様々な業務を委託により実施しており、市が定める条例・規則等に準拠して行われている。

保育に関連する委託業務は、指名競争入札及び随意契約が多く、その流れは以下のフローチャートのようにになっている。

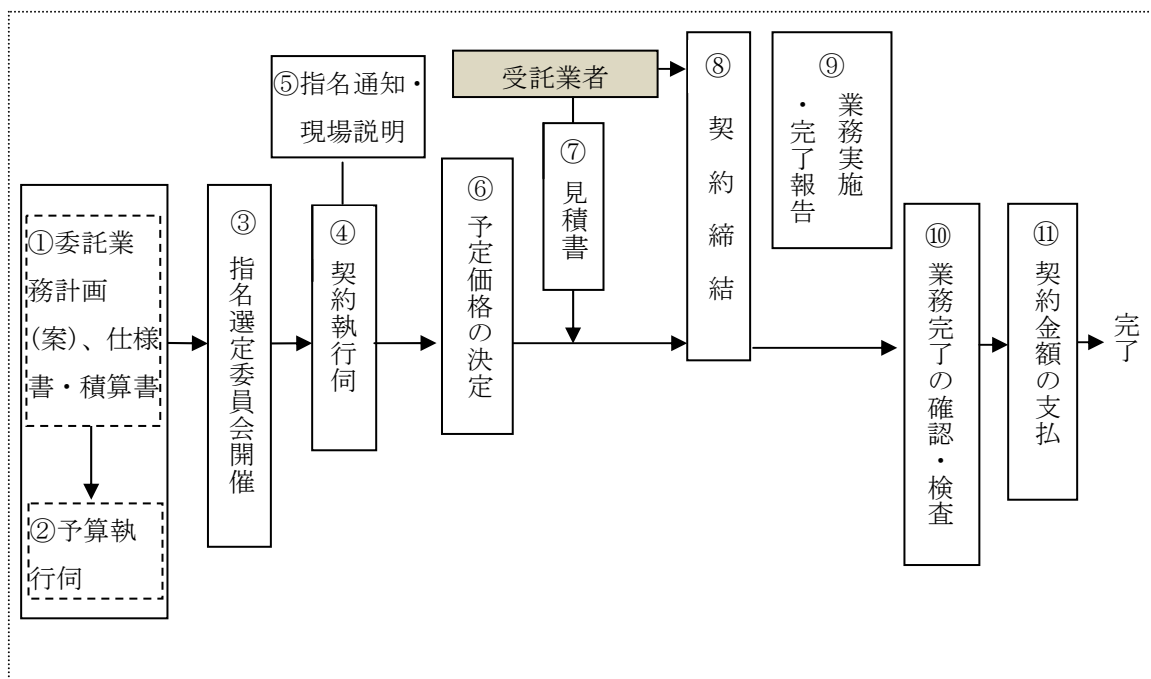
<指名競争入札のフローチャート>



<指名競争入札のフローチャートの説明>

- ①委託業務計画(案)、仕様書及び積算書等を作成する。
- ②予算執行伺を作成し、指名選定委員会開催の依頼を行う。
- ③指名選定委員会を開催し、指名業者の選定を行う。
- ④契約書(案)、入札指名調書、入札・契約保証金の納付免除に関する調書及び指名通知書(案)を作成し、契約執行伺の作成及び決裁を行う。
- ⑤業者に対して指名通知を行い、現場説明又は仕様書説明を実施する。
- ⑥予定価格の決定及び予定価格書の作成を行う。
- ⑦入札を執行し落札者を決定する。
- ⑧契約締結を行う。契約書を作成し契約保証金、業務日程表等の受領を行う。
- ⑨受託業者は業務を実施し、適時完了報告を行う。
- ⑩完了報告を受領し、業務完了検査を行う。
- ⑪契約金額を支払う。(ただし、概算払の場合は業務実施前に契約金額を支払い、業務完了確認後精算を行う。) また契約保証金等について返還を行う。

< 随意契約のフローチャート >



< 随意契約のフローチャートの説明 >

- ①委託業務計画（案）、仕様書及び積算書等を作成する。
- ②予算執行伺を作成し、指名選定委員会開催の依頼を行う。
- ③指名選定委員会を開催し、指名業者の選定を行う。（ただし契約金額 100 万円以上の場合のみ。）
- ④契約書（案）、見積り合せ指名調書、入札・契約保証金の納付免除に関する調書及び指名通知書（案）を作成し、契約締結伺の作成及び決裁を行う。
- ⑤業者に対して指名通知を行い、現場説明又は仕様書説明を実施する。
- ⑥予定価格の決定及び予定価格書の作成を行う。
- ⑦見積書入手し契約者を決定する。
- ⑧契約締結を行う。契約書を作成し契約保証金、業務日程表等の受領を行う。
- ⑨受託業者は業務を実施し、適時完了報告を行う。
- ⑩完了報告を受領し、業務完了検査を行う。
- ⑪契約金額を支払う。（ただし、概算払の場合は業務実施前に契約金額を支払い、業務完了確認後精算を行う。）また契約保証金等について返還を行う。

2. おなかま保育室事業委託

(1) 概要

市では、保護者の就労又は疾病等のため保育に欠ける児童を保護者に代わって家庭的環境の中で健康かつ安全に保育することにより、児童の福祉増進を図ることを目的としておなかま保育室事業委託を実施している。同事業の概要は以下の表のとおりである。

設置数	市内 23 室
総定員	345 名
委託契約先	財団法人 川崎市保育会
平成 21 年度委託額	373, 653 千円
対象園児	満 6 か月以上 3 歳未満 認可保育所に申し込みをし、入所要件を満たしていながら入所できない児童

(2) 監査手続

おなかま保育室事業委託契約が、関連する規則、契約等に従って適切に行われているかを検証するために、平成 21 年度の契約について、委託契約先選定、決定、契約締結、事業完了報告に至るまでの一連手続きについて関連資料を閲覧した。また、必要に応じて現場視察及び担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

①おなかま保育室の委託契約

「川崎市おなかま保育室事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第 9 条によれば、保育室の指定を受けようとする者は、保育事業に係る財団法人及び社会福祉法人でなければならないとされている。すなわち、おなかま保育室事業は財団法人又は社会福祉法人のみが受託できるということになる。おなかま保育室事業は平成 9 年に待機児童解消対策の一環として市の事業として開始され、現在に至っている。

また、23 室をひとまとまりの事業と捉え、一括で財団法人又は社会福祉法人に委託されることになるため、23 室の保育室を運営できる財団法人又は社会福祉法人は規模・ノウハウの面でも限定されることから、特命随意契約により財団法人川崎市保育会（以下「保育会」という。）が平成 9 年の事業開始以来委託先として選定されている。

(監査意見) おなかま保育室に係る一括業務委託

おなかま保育室は、23室を一括で業務委託を実施しているため、委託の相手先として可能な団体も限られてくる。そのため、これまでの実績や高度な理念等を考慮し、おなかま保育室事業の委託先として事業開始当初からの相手先である保育会との特命随意契約とされている。

しかし、一施設単位で事業者を募集している指定管理者制度等と比較しても、23室一括で委託する必要性は乏しいと考えられる。したがって、おなかま保育室を一括で保育会に特命随意契約により委託する積極的理由は見当たらない。

また、委託先が財団法人又は社会福祉法人に限定されている点については、財団法人又は社会福祉法人の保育におけるこれまでの実績や高度な理念等を考慮すると、おなかま保育室事業の委託先としてふさわしいことは理解できる。

しかし、近年においては保育を取り巻く環境が大きく変化し、規制緩和が進み、株式会社、社会福祉法人、NPO法人等様々な法人格の団体が保育事業を高い質で安定的に運営できる環境が整ってきている。その中で、小規模で家庭的で安全な環境下で保育を実施するというおなかま保育室においても、特段財団法人又は社会福祉法人でなければ実施できないという積極的な理由は見当たらない。

このように、おなかま保育室を23室一括で保育会に特命随意契約により委託する点、及び運営を財団法人又は社会福祉法人に限定する点については積極的理由が見当たらないため、おなかま保育室を一括で特命随意契約により委託することの是非及びおなかま保育室の指定を受ける者の要件については、「(仮称)新・保育基本計画」において位置づけられている認可外保育事業の再構築の検討の中で見直しを検討することが望まれる。

②家賃補助に係る委託料の支払

おなかま保育室の委託料は、以下の表に基づき算定され概算払いが行われている。

<おなかま保育室委託料算定>

費目	限度額	備考
基本委託料	月額 205,100 円 手当月額 20,510 円	従事者 1 人につき
0 歳児加算	月額 6,800 円	0 歳児 1 人につき
社会保険料	月額 44,912 円	従事者 1 人につき (上限額)
保育補助者雇用費(時差分)	月額 53,400 円	890 円×3 時間×20 日
保育補助者雇用費 (年休代替分)	年額 133,500 円	890 円×7.5 時間×5 日×4 人
交通費・需用費等	月額 78,733 円	交通費、需用費、役務費、施設賠償責任保険、ゴミ回収費
特別保育奨励費	年額 30,000 円	従事者 1 人につき
一般生活費	月額 9,100 円	児童 1 人につき
健康診断費	年額 1,670 円	児童及び従事者 1 人につき
家賃補助	月額 208,064 円	上限額
開設費用等	5,000,000 円	開設時 (初年度調弁、施設改造費、敷金等)、更新時 (更新料等) 上限額
事務員費等	給料月額 186,600 円 手当月額 47,340 円 法定福利費 43,333 円 事務パート 71,200 円 交通費 8,000 円 事務用品 5,000 円	事務員 1 人 年額で 568,080 円 (上限額) (月額、上限額) 890 円×4 時間×20 日 (月額) 400 円×20 日 (月額) (月額)
研修費	年額 60,000 円	30,000 円×2 回 (上限額)
原状回復等経費	原状回復等に係る経費	予算の範囲内
移転改修等経費	移転改修等に係る経費	市長が必要と認める額

また、平成 22 年 4 月におなかま保育室川中島 A・B が移転したことに伴い、平成 21 年度に移転改修等経費が支出されているが、当該経費は以下の表のような概算に基づき支出が行われていた。

<川中島移転改修等経費>

事業項目	費目ごと経費の概算	補足
おなかま保育室 川中島 A・B 移転費	保証金 2,250,000 円 (450,000 円×5 か月) 礼金 450,000 円 賃借料 900,000 円※ (2・3 月分 450,000 円×2 カ月) 引越代 300,000 円 事業系ゴミ処分代 200,000 円 小計 4,100,000 円	賃借料 (月額) 1 階…250,000 円 2 階…200,000 円 計 450,000 円
移転先施設改装工事費	9,072,525 円	保育室仕様に改装を行うため

※A・B2 室分の金額である。また契約条件に従い移転先の家主に対して入居前の平成 22 年 2 月分・3 月分の 2 か月分の賃料を支払っている。

なお、上記移転費のうち賃借料相当と要綱の上限額とは以下の表のような関係となっている。

移転費に含まれる賃借料相当 (A)	要綱上の家賃補助上限額 (B)	超過額 (A) - (B)
900,000 円	208,064 円 × 2 室 × 2 か月 = 832,256 円	67,744 円

移転改修等経費は要綱に基づき市が必要と認める範囲で支払われるため、委託料の家賃補助上限額とは切り離して支出される余地はあり、移転費に含まれる賃借料が要綱上の家賃補助の上限額を超えて支出されているとしても、要綱の定めのとおり市長が必要と認める額である以上、移転改修等経費の支出額は要綱に従った支出であると考えられる。

しかし、移転後の平成 22 年度においても、家賃相当額について以下の表のとおり委託料の支出が行われており、要綱の上限月額を超える支出が行われていることが判明した。

平成 22 年度川中島保育室の賃借料月額 (A)	要綱上の上限月額 (B)	超過額 (A) - (B)
1 階…250,000 円 2 階…200,000 円 計 450,000 円	208,064 円×2 室 =416,128 円	33,872 円

(監査の結果) おなかま保育室に係る上限を超えた委託料の支払い

おなかま保育室川中島が平成 22 年 4 月から移転したことに伴い、平成 22 年度の家賃について、家賃補助の上限を超えた支出が行われている。要綱に定められた金額は、委託料として適切な金額を定めたものであり、委託料の支出の際に当然遵守されるべき金額である。したがって、要綱に定められた範囲での支出を行うべきであり、平成 22 年度の委託料の精算時においては、当該超過額は適切に精算されるべきものである。

また、仮に家賃補助の上限額が適切でないとは判断されるのであれば、早急に要綱の見直しを実施すべきである。

③おなかま保育室の委託料に係る精算報告とチェック体制

おなかま保育室事業委託契約書によれば、受託者は支払を受けた委託料については、当該年度以内に事業実績報告書及び精算書を提出しなければならず、精算の結果残金が生じたときには、川崎市の指示に従い返還するものとし、不足が生じたときは市と受託者で協議するものとされている。

そこで、平成 21 年度の事業に係る精算書を確認したところ、以下の表のような報告が行われているのみであった。

(単位：千円)

	委託料	保育料	収入合計	家賃	一般生活費	事務費	リフォーム他	支出合計	差引残高
向河原	××	××	××	××	××	××	××	××	××
多摩									
(省略)				省略					
合計	360,481	111,076	471,557	39,744	36,790	389,955	18,240	484,730	-13,172

委託料の算定は、②の表〈おなかま保育室委託料算定〉で述べたように基本委託料をはじめ、用途ごとに算定されているにもかかわらず、特に支出報告に関しては、家賃、一般生活費、事務費及びリフォーム他と区分されているのみであった。

このように、概算払い時の委託料の費目に対応させた実績報告が行われていないため、委託料の上限額が設定されているものは費目ごとに精算を行い、それ以外の費目は総額での精算を実施するという、しかるべき方法での精算が行われておらず、残金の返還請求又は不足額についても協議が適切になされていない可能性があることが判明した。

また、委託料に上限額が設定されている家賃について、報告によれば、家賃支払い対象となる13施設で年間39,744千円支出されているとのことであるが、これは、一園一月当たり換算すると、 $39,744 \text{ 千円} \div 13 \text{ 施設} \div 12 \text{ か月} = 255 \text{ 千円}$ となり、家賃補助の上限額208千円を超えて支出されている。

そこで、保育課における完了報告書及び精算書のチェック状況を質問したところ、報告されてきた精算書を受け取り金額の確認はするものの、用途ごとの委託料を超えている支出がないかなどの確認ができる仕組みにはなっていないことが判明した。

(監査の結果) おなかま保育室の委託料に係る精算報告とチェック体制

おなかま保育室の委託料は、概算払いで支出されており、年度末において過不足を精算する必要がある。しかし、おなかま保育室の委託団体から提出される精算書は、支出に関して家賃、一般生活費、事務費、リフォーム他としての区分で保育室ごとに報告されているのみであり、委託料の支出において考慮すべき上限額等との関連性が不明確な報告である。さらに、市においても、特段内容を精査することなく支出金額のみ確認し精算を行っている状況である。

このような状況は、形式的な精算しか行われていないことが原因であり、適切な精算報告とチェック体制が必要であると考えられる。チェックをどこまで詳細に行うかの程度問題は生じるであろうが、少なくとも委託料一覧に記載されている費目ごとに確認できるような報告を実施し、精算したうえで適切な委託料の支払を行うべきである。

④おなかま保育室の定員超過

おなかま保育室の定員数について、要綱によればおおむね 12 人から 15 人までとされており、0 歳児は 3 人以上とするとされている。

各保育室の定員数は以下の表のとおりである。

(単位：人)

	保育室名	定員数		保育室名	定員数
1	川中島 A	13	13	溝口 A	19
2	川中島 B	13	14	溝口 B	19
3	大島上町 A	16	15	上作延 A	13
4	大島上町 B	16	16	上作延 B	13
5	向河原	15	17	高津	15
6	西丸子	21	18	宮前平 A	12
7	今井西 A	15	19	宮前平 B	9
8	今井西 B	15	20	有馬 A	12
9	第 2 新城 A	16	21	有馬 B	9
10	第 2 新城 B	16	22	多摩	15
11	第 3 新城 A	19	23	向ヶ丘遊園	15
12	第 3 新城 B	19	合計		345

しかし、A、B とある保育室については、同敷地内で保育室が運営されており、A、B の区別なく保育室の運営が行われている。

また、実際に川中島のおなかま保育室を視察したが、川中島は A、B の 2 室を同敷地内で運営しており、保育室における活動も A、B の区別なく一体で行っていた。施設は民間のビルの 1 階及び 2 階部分を賃借していたが、小規模の保育園という印象であった。



(写真) 川中島 A・B 外観



(写真) 川中島 A・B 1階部分



(写真) 川中島 A・B 2階部分

そもそも、おなかま保育室の定員を12人から15人とした背景は、家庭的環境の中で健康かつ安全に保育することができる規模が12人から15人程度であると考えられた結果である。

また、おなかま保育室の委託団体からは、以下のような単位で実績報告が行われていることが判明した。

(単位：人)

	保育室名	定員数		保育室名	定員数
1	川中島 A・B	26	8	溝口 A・B	38
2	大島上町 A・B	32	9	上作延 A・B	26
3	向河原	15	10	高津	15
4	西丸子	21	11	宮前平 A・B	21
5	今井西 A・B	30	12	有馬 A・B	21
6	第2新城 A・B	32	13	多摩	15
7	第3新城 A・B	38	14	向ヶ丘遊園	15
			合計		345

当報告は、A、B とある保育室に関しては一体で報告がなされており、実態により近い報告である。しかし、要綱に定められた定員に基づく報告としては不十分であり、また市は一体で運営している保育室については定員に基づく報告を求めている状況となっている。

(監査の結果) おなかま保育室の定員超過と実績報告

おなかま保育室の定員数は1室12人から15人程度と定められている。これは、家庭的環境の中で健康かつ安全に保育することができる規模と考えられ定められたものである。

しかし、実際には2室を合わせて運営し、受入規模が40人程度の園も存在する。2室合わせて運営されていても、従業員や広さ等の要件は満たされており、その点問題はないが、40人程度の規模にもなれば民間のマンションや一戸建ての住宅等を保育室とする当初想定されていた環境とは合致しがたい。

また、保育室を合わせて運営した方が家賃を抑えられるなどの効率的運営が実施できるとの考え方もあるが、それでは当初のおなかま保育室の設置目的と実態がますます乖離してしまうのではないかと考える。

おなかま保育室の位置づけについて、待機児童の解消目的の点を重視するのであれば、定員数は特段大きな意味を持たせる必要はないとも考えられる。しかし、家庭的環境のなか民間マンションや一戸建て住宅等の範囲で保育を実施するという目的も有しているため、おなかま保育室の現在の運営状況が当該目的に合致しているのかどうかを検討し、合致していると考えられるならば要綱上の定員数の見直しを行うべきである。また合致しないのであれば、運営状況を見直すことで要綱上の定員数との乖離を解消すべきであり、実績報告についても、現状は運営実態に即した報告が行われているのみであるため、要綱に定められた保育室（定員）単位で報告を求めるべきである。

3. 公営保育所の給食調理業務委託

(1) 概要

市は、平成 21 年度において公設公営保育所のうち 28 園について、給食調理に関する業務委託を実施している。

保育所における給食調理業務は、保育園給食の調理業務及びこれに付帯する事務が委託業務の範囲とされている。具体的には、食材の調達、給食の調理、食器類の洗浄、施設・設備の清掃及び点検、業務完了報告等が主な業務である。

(2) 監査手続

公設公営保育所の調理業務委託契約が関連する規則、契約等に従って適切に行われているかを検証するため、平成 21 年度給食調理業務委託を実施している 28 園のうち、任意に選んだ西有馬保育園、土橋保育園、観音町保育園、河原町保育園、平間保育園及び平間乳児保育園に関して、委託契約先選定、決定、契約締結、事業完了報告に至るまでの一連手続について関連資料（複数年契約で、契約締結が過年度実施の場合は過年度資料を含む）を閲覧し、また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

さらに、河原町保育園、平間保育園及び平間乳児保育園については、「川崎市保育園調理業務委託契約に関する契約書」（以下「契約書」という。）の別紙「調理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）第 10 項に掲げる各種報告書を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

①精白米の管理

契約書第 5 条によれば、委託業務の内容は、別紙仕様書によるものと定められている。また、仕様書第 10 項によれば、受託者は第 10 項に定める各種報告書を市及び保育園（報告書の種類により、両者又はいずれか一方）に提出することが求められている。

そこで、仕様書第 10 項が求める報告書を閲覧したところ、以下の表に示すとおり平間乳児保育園の精白米について受払簿上の在庫記録と実計に差異があった。

(単位：g)

	受払簿	実計	差異
平成 21 年 6 月末	3,800	7,700	3,900
平成 21 年 7 月末	1,840	4,000	2,160

上記の差異が発生した理由を確認したところ、受託業者側の担当者の変更等が考えられるも、依然理由は不明確のままであるとのことであった。また、このような受払簿の在庫記録と実計に差異があった場合の措置について、業者説明会で説明を行っているものの契約書や仕様書に明記されていなかった。

(監査の結果) 給食調理業務委託における精白米の管理

受払簿を作成することは、日々の在庫量を適時に把握し、食材の過剰在庫や不足を防ぐ意義がある他、食材の盗難等に対して抑止力としての効果もある。ひいては、必要な量の食材を適時に購入するための根拠ともなり、食料料費の実費相当を支払う市としても、適切に記録することを業者に求めることは重要である。

現在、受払簿上の在庫記録と実計に差異があった場合の措置について、業者説明会で説明を行っているものの契約書や仕様書に記載されていないため、客観的で明確な拠り所がない状況である。この状況下では、適切な受払簿を作成する効果も薄れてしまう。

したがって、受払簿上の在庫記録と実計に差異が生じた場合の措置について契約書や仕様書等に明記し、それに従い実際に措置をとることが必要である。

②乳児用ミルクの管理

仕様書第 10 項が求める報告書を閲覧したところ、以下の表に示すとおり平間乳児保育園の乳児用ミルクについて受払簿上の在庫記録と実在庫に差異があった。これは、他園から受入れた分について受払簿の記録が漏れていたことが原因であった。

(単位：箱)

		受払簿	実在庫	差異
調整粉乳/ スティック箱	平成 21 年 8 月末	5	6	1
	平成 22 年 3 月末	22	23	1

乳児用のミルクについては、委託料による実費精算によらず、市の保育課において各園における必要分を一括購入している。しかし、給食調理の一環で委託業者が園児にミルクを作っているため、他の委託料による給食材料と同様、在庫管理表及び受払簿を作成し管理している。

ミルクのみ市で一括購入している背景は、ミルクは賞味期間が1年半と短いため、各園園児に使用する分と災害時備蓄用を年2回、保育課で一括購入し、各園で回転させながら使用するためである。

また、各園間でミルクの受け渡しを行い回転させている点については、注文時には各園ともミルクの使用見込み量を予測して注文することから実使用量とのずれが生じるため、廃棄せずに使用できるよう各園間での調整をするためとのことであった。

このような運用が行われているなか、ミルクに関して他園から受入れた分について受払簿に記録が漏れていたことにより、実在庫と受払い簿上の在庫数が一致しなかった。

(監査意見) 給食調理業務委託における乳児用ミルクの管理

各園でミルクの在庫が不足した場合、園の間で在庫を調整すること自体は、調整時に市の栄養士を通じて行われており特段問題はない。しかし、市から直接受け取る食材である以上、適切な受払い及び在庫管理を行い、注文時には無駄や不足が生じないよう必要十分な量を発注する必要がある。

そのため、通常消費時の記録のみならず各園で受け渡しが行われた旨も記録に残し、月末の実在庫数の確認を待たずとも受払簿上で適時在庫数を日々把握し、園児へ安定的に提供できるようにすべきであるし、盗難・紛失を防ぐためにも適宜帳簿管理すべきである。

4. 公営保育所の一般廃棄物処理委託

(1) 概要

市は、公設公営保育所について、各園で発生した一般廃棄物の収集・運搬・処理及び資源化業務委託を実施している。当業務委託は、平成 21 年度公設公営保育所 68 か所を南部 31 か所と北部 37 か所とに分割したうえで、南部と北部で各々指名競争入札により業者選定を行っている。

受託業者は普通ごみについては土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日回収を行い、収集した当日中に市環境局の処理場へ搬入し処理を行う。また古紙類については毎月 1 回の収集を行い、運搬及び資源化を行う。

(2) 監査手続

公設公営保育所の一般廃棄物処理委託契約が、関連する規則、契約等に従って適切に行われているかを確認するために、北部及び南部の両委託契約について、業者選定から業者決定、契約締結、業務完了報告までの一連の資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

また、平成 21 年度の業務内容の妥当性を確認するために、平成 19 年度及び平成 20 年度の委託料実績との比較を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

①一般廃棄物排出量の測定

「一般廃棄物等処理業務・仕様書」（以下「仕様書」という。）によれば、一般廃棄物処理の委託料は、以下のように算定されている。

委託料算定	契約単価 (kg/円) × 一般廃棄物排出量 (kg)
一般廃棄物排出量の測定	各期の属する最初の月の 7 日の排出量を測定し、測定した 7 日間の測定量に 30/7 を乗じて算出した推定値を各月の排出量とする。 ・第一期分 (4 月から 7 月分) 測定…4 月 1 日から 4 月 7 日 ・第二期分 (8 月から 11 月分) 測定…8 月 1 日から 8 月 7 日 ・第三期分 (12 月から 3 月分) 測定…12 月 1 日から 12 月 7 日
測定方法	特定計量器の定期検査に合格した計量器を使用して業者が計量
委託料の支払	上記により算出された 1 か月当たりの委託料に消費税及び地方消費税を加えた額を毎月支払う。

(注) 上記算定方法等は、平成 19 年度、平成 20 年度及び平成 21 年度において共通である。

当委託料は、廃棄物排出量の処理実績に応じて支払うべく上記委託料の算定方法となっているが、実際の排出量の測定は、各期の最初7日間のみ実施しており、7日間の測定に基づき他の期間の排出量を推定している。

保育園で通常排出される一般廃棄物は給食の残飯、紙おむつその他紙ごみ等が主であるとのことであり、日常業務において日々のごみ量が大きく増減することはないとも考えられる。しかし、仕様書第11項6号の厳守事項によれば、保育園における行事・樹木の剪定等により、別途多量の廃棄物が生じる場合は、当該保育園より連絡し、配慮の上速やかな処理に努める旨、記載されていることから、通常業務時以上の廃棄物が生じることも想定されている。

また、平成19年度から平成21年度までの3年間における排出量の推移を確認したところ、南部及び北部の排出量及び委託料について以下の表のような結果となった。

<南部>

(単位:kg)

		平成19年度			平成20年度			平成21年度		
		1期	2期	3期	1期	2期	3期	1期	2期	3期
委託先		A社			A社			B社		
1	渡田	200	202	190	226	222	223	387	355	288
2	大島	373	371	298	361	332	256	441	525	385
3	大師	137	148	164	165	174	197	429	445	431
4	小田	110	131	132	138	144	194	301	333	263
5	新町	197	212	205	203	195	195	272	257	237
6	日進町	149	163	164						
7	西大島	430	342	289	166	160	188	290	206	276
8	東小田	190	198	192	192	199	202	249	201	159
9	観音町	448	422	336	387	370	242	328	365	274
10	京町	112	169	189	151	163	208			
11	藤崎	394	409	331	339	333	266	478	502	423
12	出来野	143	171	193	160	170	204	382	295	275
13	古市場	213	188	211	223	216	210	338	227	292
14	古川	236	231	252	233	262	231	328	188	238
15	日吉	107	150	172	167	184	218	169	137	120
16	北加瀬	194	197	213	228	234	233	185	116	171
17	小倉	105	140	158	133	155	208	190	237	279
18	河原町	707	582	531	404	347	276	500	505	381
19	南加瀬	264	245	250	288	291	267	260	274	235
20	南河原	485	455	425	422	366	310	349	326	418
21	小向	222	251	231	272	282	249	250	150	292
22	東小倉	284	305	257	289	302	267	300	252	381
23	夢見ヶ崎	140	172	179	174	220	239	273	229	281
24	戸手	302	279	272	321	317	273			
25	住吉	198	197	194	221	261	264	222	180	234
26	玉川	271	280	285	287	309	271	350	269	236
27	上小田中	184	170	178	208	244	261	353	330	266
28	宮内	216	218	219	233	275	259	252	169	202
29	平間	197	191	198	214	232	234	421	310	282
30	南平間	221	191	205	238	245	221			
31	中丸子	199	204	226	227	228	233	252	163	173
32	中原	274	234	215	271	281	260	346	355	316
33	下小田中	169	178	198	190	220	241	279	189	235
34	ごうじ	231	212	224	244	255	223	378	231	280
35	西宮内	190	190	203	209	223	220	393	270	267
7日間合計(A)		8,492	8,398	8,179	8,184	8,411	8,043	9,945	8,591	8,590
月換算(B) = (A) × 30 / 7		36,394	35,991	35,053	35,074	36,047	34,470	42,621	36,819	36,814
年間合計(C) = (B) 計 × 4		429,752			422,364			465,016		
年間委託料(D) = 単価 × (C)		単価:16.5円		7,090,908円	単価:18円		7,602,552円	単価:17円		7,905,272円
一園当たり量(C) / 園数		対象:35園		12,279kg	対象:34園		12,422kg	対象:31園		15,001kg
一園当たり金額(D) / 園数				202,597円			223,604円			255,009円

(注) 各園の測定値は各期の最初の月の1日~7日の排出量を合計した数値である。

<北部>

(単位：kg)

		平成19年度			平成20年度			平成21年度		
		1期	2期	3期	1期	2期	3期	1期	2期	3期
委託先		A社			A社			A社		
1	高津	157	172	178						
2	橘	115	124	135	173	145	147	173	179	186
3	蟹ヶ谷	87	96	113	156	141	139	156	172	179
4	諏訪	99	117	113	163	139	136	157	161	166
5	野川	156	168	167	178	174	180	181	154	159
6	末長	109	138	140	172	146	144	172	141	166
7	西高津	134	148	143	186	160	171	183	178	172
8	津田山	113	125	144	186	147	138	159	168	172
9	上作延	145	163	150	172	173	160	184	160	164
10	子母口	146	154	146	179	156	162	178	167	173
11	千年	119	142	146	171	141	139	177	181	175
12	坂戸	151	160	138	172	182	163	171	184	171
13	梶ヶ谷	192	185	175	179	166	200	179	174	164
14	向丘	157	181	172	161	159	172	162	167	177
15	有馬	150	143	145	174	177	169	174	174	167
16	西有馬	158	135	128	168	178	168	179	168	169
17	菅生	117	127	134	155	137	134	155	180	188
18	宮崎	147	143	148	164	171	164	164	164	161
19	南菅生	139	138	142	166	163	161	166	179	172
20	宮前平	150	125	124	155	175	163			
21	平	155	140	161	180	178	175	180	176	172
22	中有馬	165	150	154	172	170	195	174	181	166
23	馬絹	198	175	137	185	177	181	185	204	177
24	土橋	112	119	133	137	145	132	160	178	178
25	中野島	149	144	139	174	166	159	174	182	176
26	宿河原	189	152	149	166	203	206	167	176	184
27	生田	176	149	123	174	187	181	174	167	158
28	菅	141	140	145	174	167	163	171	172	162
29	三田	131	132	142	139	163	148	142	163	165
30	西宿河原	155	155	165	165	171	168	166	168	188
31	東中野島	135	135	152	152	157	155	159	155	166
32	土淵	167	156	154	168	172	174	164	163	182
33	南生田	159	166	174	165	163	163	164	170	165
34	百合丘	114	120	127	177	155	142	177	182	181
35	上麻生	118	144	146	150	148	137	150	158	164
36	高石	134	144	163	154	157	154	168	190	195
37	虹ヶ丘	173	169	171	160	171	181	164	168	191
38	白鳥	139	141	146	172	167	160			
39	下麻生	110	100	109	164	140	125	170	176	185
40	白山	186	149	168	172	169	186	177	164	177
7日間合計(A)		5,747	5,764	5,839	6,530	6,356	6,295	6,256	6,344	6,413
月換算(B)=(A)×30/7		24,630	24,703	25,024	27,986	27,240	26,979	26,811	27,189	27,484
年間合計(C)=(B)計×4		297,428			328,820			325,936		
年間委託料(D)=単価×(C)		単価:16.5円	4,907,562円		単価:18.9円	6,214,698円		単価:18.9円	6,160,190円	
一園当たり量(C)/園数		対象:40園		7,436kg		対象:39園		8,431kg		8,809kg
一園当たり金額(D)/園数		対象:40園		122,689円		対象:39園		159,351円		166,492円

(注) 各園の測定値は各期の最初の月の1日～7日の排出量を合計した数値である。

南部では、平成 20 年度は 34 園で 422,364 kg、平成 21 年度は 31 園で 465,016 kg と平成 20 年度に比して大幅に排出量が増加する結果となった。また、北部においても、平成 19 年度は 40 園で 297,428 kg であるのに対し平成 20 年度は 39 園で 328,820 kg と平成 19 年度に比して大幅に排出量が増加する結果となった。

なお、排出量の増加について要因は不明であるとのことであった。また、南部の委託業者については、指名競争入札の結果、平成 19 年度及び平成 20 年度の A 社から平成 21 年度に B 社へ変更されている。

(監査意見) 公営保育所の一般廃棄物排出量の測定

平成21年度において、南部の一般廃棄物の報告書上の排出量が年間で一園当たり20%増加したことに伴い、委託料が増加している。北部の平成20年度の排出量が平成19年度と比して10%程度増加している点も同様である。実際に各園の規模等は大きく変化していないことを考慮すると、測定期間のごみ量が例年より多かったという偶発的な理由によることも考えられる。

また、南部において平成21年度より受託業者が変更されたが、変更と同時期である平成21年度の排出量が大幅に増加する結果となっている。いずれの業者が受託業者であっても測定方法に差があってはならないことは当然であるが、平成21年度の排出量の増加要因が不明である状況下では、受託業者ごとの測定方法の相違も要因のひとつとなっている可能性は否定できない。

これらの事実からすると、現状の測定方法では排出量の増減要因が把握できず、排出量の実態が把握できないことから、現状の測定方法が適切かどうか疑問である。

適切な実績に基づき委託料を支払うためには、毎日測定することが理想であると考えられるが、それを業者に求めることは測定に手数を要し単価の上昇要因になるとも考えられ現実的ではない。しかし、一方で7日間だけの測定で4か月の排出量を推定するのは十分ではないと思われるので、委託料と受託業者への負担のバランスを考慮して、可能な限り実態に即した排出量の算定ができる方法を検討することが望まれる。

さらに、7日間の測定に際して、測定結果を保育園職員が立会いのもと確認した場合は、各施設における廃棄物回収に時間を要し、結果、単価の上昇要因になること、及び児童受入れの繁忙時間帯と重なる場合には保育園職員による対応が困難な場合もありうることから、受託業者が測定し結果を報告しているとのことであった。

しかし、より正確な測定結果に基づく委託料の支払の観点からは、受託業者と園の担当者の両方で結果を確認し、双方が確認した結果をもって市への報告を行う、あるいは市が抜き打ちで測定を行い報告結果と照合するなどの方法で、測定結果の確かさを補完し、市はこのような報告結果に基づく委託料の支払を行うべきであると考えられる。

5. 乳幼児健康支援一時預かり事業委託

(1) 概要

市は保育所に通所中の児童が病気回復期にあるが、集団保育が困難な期間、その児童を一時預かり（病後児保育）を行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的として、乳幼児健康支援一時預かり事業を実施しており、当事業について外部委託している。

平成 21 年度においては、南部・中部・北部に 1 か所ずつ計 3 か所の施設で事業を実施している。

地区	施設名
南部地区（川崎・幸）	乳幼児健康支援デイサービス・エンゼル幸
中部地区（中原・高津・宮前）	乳幼児健康支援デイサービス・エンゼル高津
北部地区（多摩・麻生）	乳幼児健康支援デイサービス・エンゼル多摩

(2) 監査手続

乳幼児健康支援一時預かり事業委託契約が、関連する規則及び契約等に従って適切に行われているかを確認するために、平成 21 年度委託を実施している 3 か所の施設に関して、委託契約先選定、決定、契約締結、事業完了報告に至るまでの一連手続について関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

①委託料の精算及び事業実施報告書の提出

「川崎市乳幼児健康支援一時預かり事業委託契約書」によれば、受託業者は事業年度末日に委託料を精算しなければならず、精算をした結果残金を生じたときは、精算書を添えて 20 日以内に市に返納し、不足金が生じた場合、市は受託業者の正当な請求によりこれを支払うものとされている。また、月ごとの利用状況についても川崎市乳幼児健康支援一時預かり事業実施報告書により報告することが定められている。

しかし、平成 21 年度の事業に関する精算及び報告の状況について確認したところ、監査日の平成 22 年 10 月 8 日時点でエンゼル高津の精算及び報告に関する書類が未提出であることが判明した。

この点担当課においては、平成 22 年 4 月に、精算期日前に精算に必要な書類の提示を求める連絡をしており、更に精算期日後も複数回にわたり書類の提示を求めたとのことであった。

なお監査日後、受託業者から市に対し、精算書及び事業実施報告書が提出されており、監査人においても当該書類を確認した。

(監査の結果) 乳幼児健康支援一時預かり事業に係る委託料の精算及び報告書の提出
市は、委託業務が適切に遂行されたかを確認するため、適時に精算書及び事業実施報告書を入手する必要がある。また、受託者も適時に精算書及び事業実施報告書を提出する義務がある。

今後、市は、委託業務の適切性を確認するための当該書類を適時に提出するよう受託業者を指導するべきである。

6. 公営保育所民営化に係る引継業務委託

(1) 概要

公設公営保育所を民営化するに当たり、事前に現行保育園の運営状況等を把握し、在園児や保護者との信頼関係を構築するなど、子どもへの影響を最小限に留め、円滑な民営化への移行を図ることを目的として、引継業者に対して事務及び実務の引継ぎその他必要な引継準備業務を委託している。

平成 21 年度においては、平成 22 年度から民営化される、住吉保育園、大師保育園、坂戸保育園、宮崎保育園及び宿河原保育園について当該引継業務委託が実施されている。

(2) 監査手続

公設公営保育所民営化に係る引継業務委託契約が、関連する規則、契約等に従って適切に行われているかを確認するために、平成 21 年度に引継業務委託を実施している 5 園に関して、委託契約先選定、決定、契約締結、事業完了報告に至るまでの一連手続について関連資料の閲覧を実施した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

①引継準備用消耗品等に係る委託料の範囲及び精算

引継業務委託料について、各保育所「指定管理仕様書」第 12 条第 4 項によれば、共同保育による引継ぎに要する経費は、市が予算の範囲内で必要と認める額を支払うものとされており、その予算は以下の項目で構成されている。

項目	予算
① 引継職員報酬月額	左①～④の6か月合計
② 法定福利費月額	
③ 通勤費月額	
④ 事務費月額（消耗品費・印刷製本費他）	
⑤ 引継準備用消耗品等（備品は除く）	単価 22,500 円×定員

上記表⑤にある「引継準備用消耗品等」とは、指定管理者制度導入による民営化対象園における、事前準備に必要な消耗品等の購入経費である。なお、備品は対象外であり、備品とは以下に掲げる川崎市物品会計規則により判断する。

【川崎市物品会計規則から抜粋】

（物品の分類）

第6条 物品の分類は次に掲げる区分により、品名別に整理しなければならない。

（1）備品 比較的長期間にわたって、その品質又は計上を変えることなく、使用、保存に耐えるもの

（2）消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗するもの

2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる物品は消耗品とする。

（1）取得価格又は評価価格が20,000円未満のもの（市長が別に定めるものを除く。）

（2）ガラス製品、陶磁器等破損しやすいもの（美術品及び骨とう品を除く。）

ここで、平成21年度引継業務に係る坂戸保育園の実経費内訳書及び支出明細を確認したところ、以下の表のような支出が行われていることが判明した。

（単位：円）

支出日	支出内容	金額	備考
平成22年3月30日	ビックカメラ （ビデオカメラ）	101,780	単価が高額であり備品の可能性あり
平成22年3月31日	お弁当代	26,400	支出目的が委託料の範囲内かどうか不明。
平成22年3月31日	ampm（お茶代）	3,963	支出目的が委託料の範囲内かどうか不明。
合計		132,143	

これらの支出について、市の担当者に確認したところ、そもそも坂戸保育園の引継業務に係る委託料は、概算払いで市が支出した金額 17,062,570 円に対し実経費は 17,500,167 円であり、受託者が差額の 437,597 円負担していることとなる。したがって、引継準備用消耗品として報告があがっているものについては、受託者が負担した、消耗品以外のものが含まれていたが、消耗品の支出は適正であることが確認できたため、報告の修正は求めず、指摘するに留めた。

坂戸保育園の物品については、坂戸保育園の引継業務の実経費が市の委託料を 437,597 円超過しているため、仮に当該物品 132,143 円がすべて消耗品として不適切であったとして否認しても、まだ 305,454 円超過しており、委託料返還の要件にはあてはまらないとのことである。

（監査意見） 民営化に係る引継準備用消耗品等関連委託料の範囲及び精算

引継準備用消耗品等に係る委託料は、指定管理者制度導入による民営化対象園における、事前準備に必要な消耗品等の購入経費である。しかし、その支出明細を確認したところ、消耗品として認められない可能性があるものが散見された。

委託料の精算に関しては、委託料の用途として適切な部分とそれ以外の部分を明確に区分して精算するよう受託者に求めるべきであり、委託料の範囲として認められない支出を委託料の範囲で支出したと誤認されるような精算報告は適切ではない。

さらに当委託料は、概算払いで前払いされており、そもそも精算時においては、適切な支出に対してのみ委託料が支払われるよう、市における支出のチェックは必要な書類が整っているかの形式的なチェックにとどまらず、支出内容が適切かどうかについて十分に実質的なチェックが行われる必要があると考える。

実経費の総額が委託料を超えるか否かにかかわらず、今後はより実質的なチェックが行えるよう、受託者からの報告には支出内容を明確にすることを求めるなどの改善が望まれる。

②引継準備消耗品等と引継後使用する消耗品等の区分

平成21年度に引継業務委託を実施している園のうち住吉保育園以外の4園の引継準備消耗品等の支出内容を確認したところ、事前準備に必要な消耗品等の購入にとどまらず、おそらく引継後の業務で通常使用するであろう文具類から少額のデジタルカメラまで様々な物品が購入されている可能性があることが判明した。

一方、住吉保育園については引継準備用消耗品等に係る委託料が支払われていない。これは、住吉保育園が指定管理者制度を導入する園ではないため、支払対象外となっているとのことであった。

(監査の結果) 引継準備消耗品等と引継後使用する消耗品等の区分

受託業者からの委託料に係る支出明細には、引継後使用するであろう消耗品の可能性があるものが散見された。

確かに、引継準備用の消耗品と、引継後使用する消耗品では、明確に区分し難いことは理解できるが、当該委託料相当の支出が行われていない園との公平を保つためにも、消耗品の使用目的を確認し、委託料が適切に使用されるよう改善すべきである。

V. 保育事業における扶助費及び補助金について

1. 扶助費

(1) 概要

扶助費とは、社会福祉制度の一環として、法令等の規定に基づき自治体が義務的に支出する金銭給付のことである。保育事業については、国が児童福祉法による扶助費の支給基準を定めているほか、各自治体が独自の加算制度を設けていることも多い。市においても独自の加算制度が設けられている。財源は、近年の国の保育改革により頻繁に変更されているところであるが、平成 21 年度においては、国の定める基準額については、概括すると保護者からの保育料を控除した額を国と自治体が半額ずつ負担、自治体が独自に加算する額については全額が自治体の負担となっている。

扶助費は、法令等の要請に基づき義務的に支出するものであるが、市の公金が多く投入されており、その支給に当たっては要綱、支給基準などを明らかにして公金支出の誤りを防止するとともに支出の透明性を確保することが必要である。また、市の独自に加算する扶助費については、基準額の設定方法を明らかにし、社会経済情勢及び需要の変化に適切に対応可能なものにする必要がある。

市の保育事業に係る扶助費としては、現在 4 つの制度が設けられている。それぞれ、①認可保育所に対する国基準の扶助費、②認可保育所に対する市加算分の扶助費、③認可外保育施設に対する扶助費、④かわさき保育室に対する扶助費であり、具体的な名称と支給目的、及び過去 3 年間の決算額は以下の表のとおりである。過去 3 年間で民間保育所に対する扶助費がおよそ 1.5 倍に増加するなど、近年の保育ニーズの高まりを受け大幅な増加となっている。

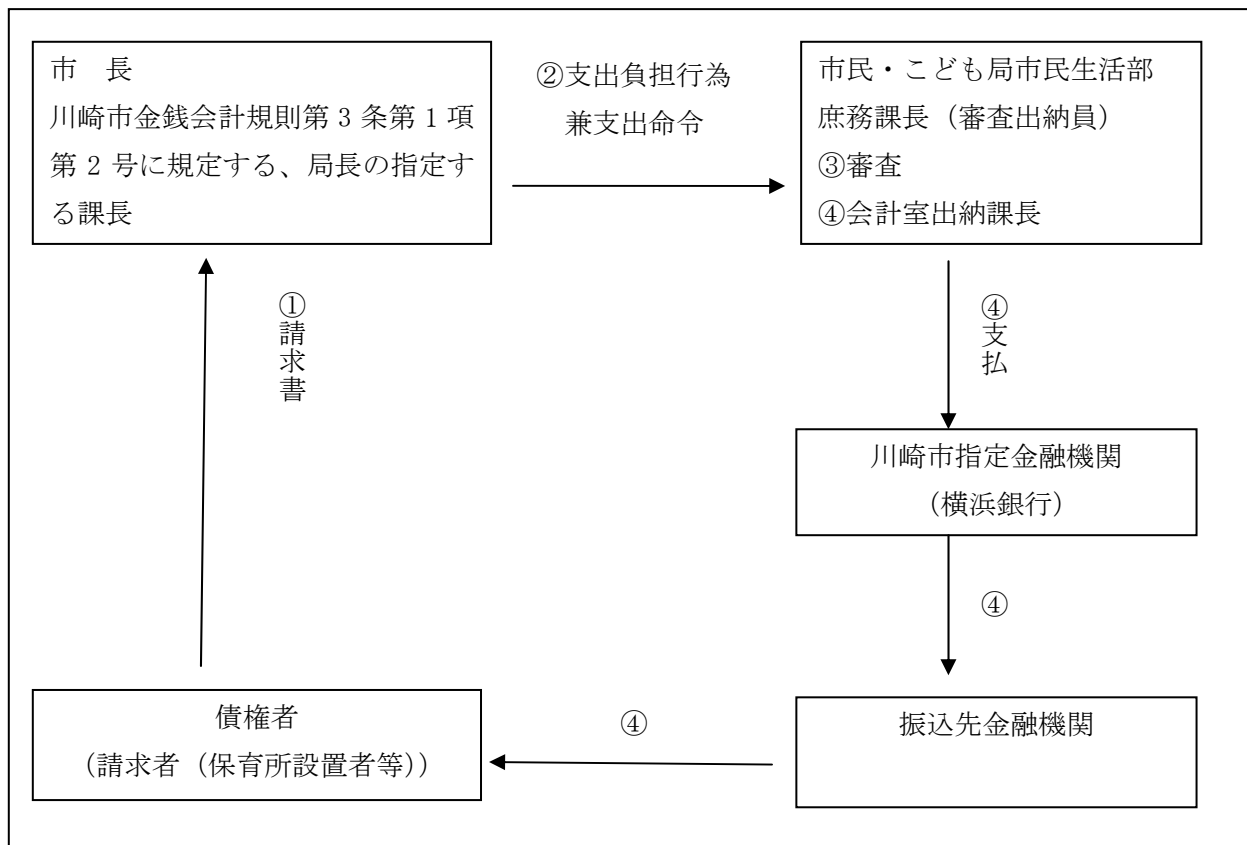
<扶助費概要>

(単位：百万円)

名称	支給目的	決算額		
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
①民間保育所 運営費	民設民営の保育所が児童福祉法の定める児童福祉施設最低基準を満たす保育を維持するため	3,963	4,772	5,691
②民間保育所 第2運営費	最低基準を超えた保育を実施し入所児童の処遇向上を図ることを目的に市が独自に定めた基準を満たすため	478	579	718
③地域保育園 援護費	地域保育園に在園している児童の福祉向上を図るため	730	747	867
④かわさき保 育室援護費	保育に欠ける児童が良質な保育環境を享受できるよう、かわさき保育室に助成金を交付する	0	49	211

また、扶助費の支給に係る業務フローは以下の図のとおりである。

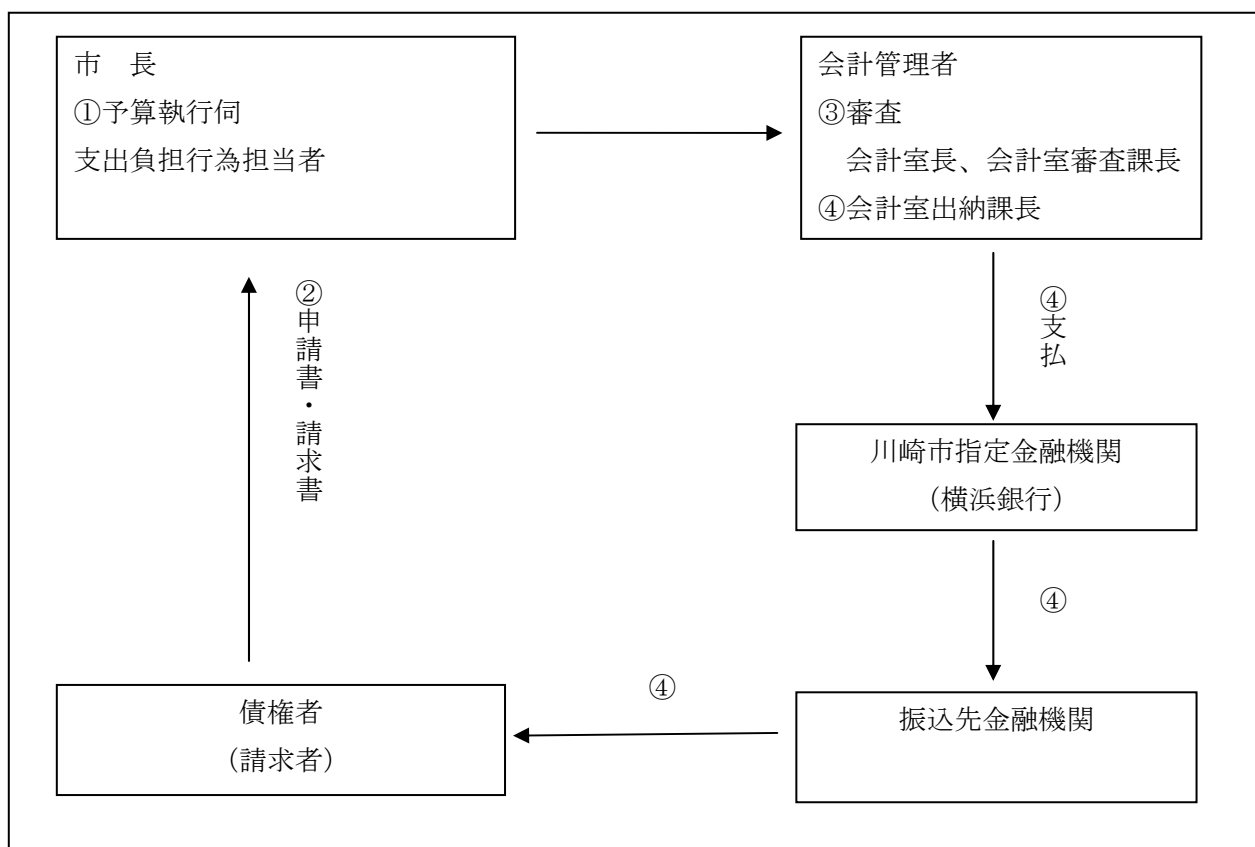
<認可保育所への扶助費の支給に係る業務フロー>



<業務フローの説明>

- ①支出負担行為担当者（川崎市金銭会計規則第3条第1項第2号（局長の指定する課長））は、請求者から提出された請求書を受理し、正当な債権者であることや請求内容等について確認する。
- ②支出負担行為担当者は、川崎市予算及び決算規則第23条ただし書に基づき、予算執行伺を省略し、支出負担行為兼支出命令を行う。
- ③審査出納員（川崎市金銭会計規則第4条の4第1項の規定に基づき審査を委任された者（市民・こども局市民生活部庶務課長））は支出負担行為兼支出命令書を審査し、支払手続を行う。
- ④会計管理者（川崎市金銭会計規則第4条の規定に基づき専決権限を与えられる者（会計室出納課長））は支払を行う。

<認可外保育施設への扶助費の支給に係る業務フロー>



<業務フローの説明>

- ①支出負担行為担当者は支出予算を執行する事業目的や事業執行予定額など必要な事項を明記した「予算執行伺」を作成し、決裁区分（川崎市事務決裁規程（金額や科目によって異なる。））に応じて決裁を受ける。
- ②支出負担行為担当者は申請者（債権者）から提出された申請書・請求書に関して、具備条件等を確認し、受理する。
- ③会計管理者（川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程第2条及び第3条の規定に基づき専決権限を与えられた者（会計室長及び会計室審査課長））は支出命令書を審査し、支払手続を行う。
- ④会計管理者（川崎市金銭会計規則第4条の規定に基づき専決権限を与えられる者（会計室出納課長））は支払を行う。

以下、市が保育事業に対して支出している扶助費について個々に検討する。

(2) 民間保育所運営費

①概要

民間保育所運営費は、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日 厚生省児発第59号の2）に定められた扶助費であり、児童の一般生活費（給食費、保育材料費、光熱水費等）、採暖費、職員人件費、管理費等からなる。すべての民設民営保育所を対象に支給され、この扶助費をもって、児童福祉法に定める児童福祉施設最低基準を満たす保育を実施することが期待されるものである。

この扶助費の支給単価は国が定めるものであるが、市ではこれを受け、各保育所に対する支給額を「川崎市保育所運営費支弁基準」で明らかにし、四半期ごとに概算払い・精算を行っている。

扶助費の使途については、原則は費目の目的に沿った用途に支出されるべきものであるが、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日 厚生省児発第299号）において、以下の7つの要件のすべてが満たされている場合にあっては費目にかかわらず当該保育所を運営する費用に充当することができ、また翌年度以降の支出へ充当することができることとされている。このため、実質的には費目自由な渡し切り助成金の性格を有しているといえる。

<第1段階の弾力化の要件>

	要件
1	児童福祉施設最低基準が遵守されていること。
2	保育所運営費国庫負担金に係る交付基準及びそれに関する通知に示す職員の配置等の事項が順守されていること。
3	給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人員費の運用が適正に行われていること。
4	給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
5	入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成20年 厚労省告示第141号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
6	運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
7	その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

②監査手続

民間保育所運営費が、市の定める業務フローに則り適正に支出されているか確かめるため、平成21年度の支給実績のうち、任意にサンプル8件を抽出して関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

③実施した監査手続の結果

支給額の計算については川崎市保育所運営費支弁基準に則って正しく計算されており、書類上の形式面や、支払時の承認手続についても、特に検出された事項はなかった。

(3) 民間保育所第2 運営費

①概要

市は、児童福祉法に定める児童福祉施設最低基準を超えた保育を実施することを目的に、独自の保育所運営基準を定めている。民間保育所第2 運営費は、この市独自の運営基準を満たすため支給される扶助費である。

民間保育所第2 運営費には、「川崎市保育所運営費支弁基準」により支給されるものと、「川崎市延長保育事業実施要領」により支給されるものがある。それぞれの具体的な項目、内容、及び単価は以下の表のとおりである。

川崎市保育所運営費支弁基準により支給されるものは、民間保育所運営費に対する市独自の加算分という位置づけであり、同運営費に準じた取扱いがなされている。すべての民設民営保育所を対象に支給され、この扶助費をもって、児童福祉法に定める児童福祉施設最低基準を超える保育を実施することが期待されている。四半期ごとに概算払い・精算を行い、また一定の要件のもとに用途の弾力運用が認められているのも同様である。

一方、川崎市延長保育事業実施要領により支給されるものは、18時以降の延長保育事業を実施する保育所に対し、その経費を補助するものである。

<川崎市保育所運営費支弁基準により支給されるもの>

加算項目	内容	児童一人当たり単価
給食費	民間保育所に入所した児童の給食内容を向上させ、健全な発育を図るために、国の運営費中の給食費に加算して支弁するもの。(通年加算)	528 円／月
行事用給食費	民間保育所の行事における特別給食のため、国の運営費中の給食費に加算して支弁するもの。(加算月は、5, 7, 8, 11, 12, 1, 3 月。うち、5, 11 月は 2 回分を加算)	150 円／回
採暖費	民間保育所に入所した児童の処遇を向上させるため、国の運営費中の採暖費に加算して支弁するもの。(加算月は 10～3 月)	115 円／月
特別扶助費	民間保育所における職員の待遇改善を図り、もって入所児童の処遇を向上させるため、国の運営費中の人件費に加算して支弁するもの。(通年加算)	2,100 円／月
一般生活費	民間保育所に入所した児童の処遇を向上させるため、国の運営費中の給食費や保育材料費等の一般生活費に加算して支弁するもの。(通年加算)	840 円／月
ぎょう虫検査費	民間保育所に入所した児童がプール指導を受ける前に実施するぎょう虫検査に要する費用を国の運営費中の保健衛生費に加算して支弁するもの。(加算月は 5～8 月。ただし、当該期間中の最初に在籍した月に 1 回のみ加算)	120 円／年
児童災害共済掛金	民間保育所に入所した児童の保育所の管理下における災害に備え、災害共済給付制度等の掛金を国の運営費中の事業費に加算して支弁するもの。(通年加算。ただし、当年度中の最初に在籍した月に 1 回のみ加算)	375 円／年
障害児保育費	民間保育所において、障害を有する児童や特別な支援が必要な児童が入所した場合に、保育士等の加配を行い、もって、当該児童の処遇の向上を図るため、国の運営費中の人件費に加算して支弁するもの。(障害の程度等により、別に市長が軽度・中度・重度の区分を認定、認定期間について加算)	軽度：83,200 円 中度：124,800 円 重度：166,400 円

<川崎市延長保育事業実施要領により支給されるもの>

事業区分	項目	内容	月額
夜間保育所以外の保育所で行う1時間延長保育事業	事業基準額基本分	6人分の標準的経費	170,900円
	事業基準額加算分	7人以上1人当たりの標準的経費	3,200円
	事業加算額※ 1時間延長分	被保護世帯・市民税非課税世帯等の児童1人当たりの各延長時間登録分の保育料相当額	2,500円
夜間保育所以外の保育所で行う2時間延長保育事業	事業基準額基本分	6人分の標準的経費	341,800円
	事業基準額加算分	7人以上1人当たりの標準的経費	6,400円
	事業加算額※ 1時間延長分	被保護世帯・市民税非課税世帯等の児童1人当たりの各延長時間登録分の保育料相当額	2,500円
	事業加算額※ 2時間延長分	1人当たりの各延長時間登録分の保育料相当額	5,000円
夜間保育所で行う2時間延長保育事業	事業基準額基本分	6人分の標準的経費	555,600円
	事業基準額加算分	7人以上1人当たりの標準的経費	18,100円
	事業加算額※ 1・2時間延長分	被保護世帯・市民税非課税世帯等の児童1人当たりの各延長時間登録分の保育料相当額	2,500円

※被保護世帯及び市民税非課税世帯は延長保育の利用に際し利用料減免があり、そのために減少する認可保育所の収入を補てんするものである。

②監査手続

民間保育所第2 運営費が、市の定める業務フローに則り適正に支出されているか確かめるため、平成21年度の支給実績のうち、任意にサンプル8件を抽出して関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

③実施した監査手続の結果

(監査意見) 民間保育所第 2 運営費に係る実績報告

現在の市の制度下では、民間保育所第 2 運営費は渡し切りとされ、その使途等について特段の報告は求められていない。

確かに扶助費は、社会福祉制度の一環として法令等の規定に基づき市が義務的に支出するものであるため、その使途等について特段の報告を求める必要はないとも考えられる。

しかし、扶助費のうち民間保育所第 2 運営費は、市独自の基準により支給されるものであり、扶助目的が具体的に示されているものについてはその実施状況を民間保育所から報告させることは適切な支給基準の策定及び扶助費の有効性の判断に有用なものとなると思われる。

先の表に記載したように、民間保育所第 2 運営費は複数の費目で構成され、具体的な扶助の目的が設定されているものも含まれる。市は、扶助目的が具体的に示されている費目については、民間保育所からその費目ごとに実施状況を報告させることにより、扶助目的が達成されているかどうか等をモニタリングし、その結果を適切な支給基準の策定及び扶助費の有効性の判断に役立てることが望まれる。

(4) 地域保育園援護費

①概要

地域保育園援護費とは、「川崎市地域保育園援護事業実施要綱」において定められている扶助費であり、地域保育園及び認定保育園に在園している児童の処遇向上を図るため、市長に設置届を提出している地域保育園及び認定保育園を対象に支給されるものである。認定保育園に対しては、地域保育園より多項目の扶助費が支給される制度となっている。

その具体的な項目、内容及び単価は、以下の表のとおりである。この援護費は、(2)(3)の保育所運営費とは異なり、これだけをもって保育園の運営を賄うことを目的とするものではなく、あくまで運営資金の一部を助成するものである。

項目	内容	単価	支給対象
児童援護費 (月額)	保育費、給食費など入所児童の処遇向上に使用する経費。	3歳未満児： 47,500円/人 3歳以上児： 14,900円/人	認定保育園のみ
乳児保育加算費 (月額)	0歳児を保育する場合、0歳児3人に対し保育士1人を配置するための経費。	29,810円/人	認定保育園のみ
特別児童援護費 (月額)	児童相談所又はリハビリテーション福祉センター障害者更生相談所などの判定機関において、障害の種類・程度が身体障害者福祉法別表等に該当する児童を保育するための経費。	20,000円/人	認定保育園のみ
多子減免加算(月額)	同一世帯で2人以上の保育に欠ける児童が当該認定保育園・認可保育所・おなかま保育室・福祉員を利用する場合に保護者負担を軽減するための経費。	10,000円/人	認定保育園のみ
職員職務奨励費 (年2回支給)	施設職員の待遇改善を図るため、常勤職員に支給する経費。	10,800円/人	認定保育園のみ
施設賠償責任保険 (年額)	施設における不慮の事故等に対する保険に係る経費。	7,700円/園	全園
職員健康診断費 (年額)	施設職員の健康管理を図るために実施する健康診断に要する経費。	1,670円/人	認定保育園のみ
児童健康診断費 (年額)	入所児童の健康管理を図るために実施する健康診断に要する経費。	1,670円/人	全園
調理職員検便費 (月額)	入所児童の衛生管理を図るために実施する検便に要する経費。	265円/人	全園

②監査手続

地域保育園援護費が、市の定める業務フローに則り適正に支出されているか確かめるため、平成21年度の支給実績のうち、任意にサンプルを2件抽出して関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

③実施した監査手続の結果

(監査の結果) 地域保育園援護費における児童援護費の根拠データの確認

児童援護費の支給額について、支給額の算定に使用された人数と、園児名簿に記載された人数が整合していないものが見られた。市の担当者は人数の照合作業を行っていたが、この誤りに気付かず、当該施設への援護費は 47,000 円過大となっていた。

市は、今後このような誤りが生じないように、チェック体制を強化すべきである。

(監査の結果) 地域保育園援護費における施設賠償責任保険の根拠データの確認

施設賠償責任保険に係る援護費について、運用上は上限を 7,700 円として実費を補助することとなっている。しかし、保険証書に記載された金額を読み違え、7,700 円を下回っているのに、上限の 7,700 円で援護費が支払われてしまっているものが見られた。

市は、今後このような誤りが生じないように、チェック体制を強化すべきである。

(監査意見) 施設賠償責任保険に係る地域保育園援護費の要綱上の記載

施設賠償責任保険に係る援護費について、要綱に記載されている支給額が一定額なのか上限額なのか、要綱上は明記されていなかった。

この点、運用上、上限額として扱っているとのことであったが、援護費のより適切な支給業務を実施するためにも、要綱に記載されている支給額が定額なのか上限額なのか、要綱上に明記しておくことが望まれる。

(監査意見) 地域保育園援護費における多子減免加算の実績確認

多子減免加算は、同一世帯で 2 人以上の保育に欠ける児童が当該認定保育園・認可保育所・おなかま保育室又は家庭保育福祉員を利用する場合に園に支給され、もって利用者の保育料負担額の軽減を促進しようとするものである。よって当該加算額が、その効果をあげているかどうかを確かめるには、保育料の減免が実際に行われているかどうかを確認することが有用である。

市は、要綱上に多子減免加算の趣旨を明記し、支給に当たっては支給要件の確認を行っているが、減免制度の適用については当該認定保育園に趣旨を周知し保護者の負担軽減を図るよう指導するにとどまっている。

扶助費を支給する以上、その金銭が目的どおりに使用されたかどうかを確認することは、必要な事項であると考え。市は、当該認定保育園から、保護者への減免に要した額を示す書類を事後的に提出させ、当該認定保育園がかかる減免制度を適用しているかどうかを把握することが望まれる。

(監査意見) 地域保育園及び認定保育園に対する支援のあり方

地域保育園及び認定保育園は「認可外保育施設指導監督基準」に基づく指導監督は受けているものの、市による入所者の選考や、保育料の決定・徴収が行われておらず、認可保育所に比べ比較的自由的な立場で運営されているものである。

また、英語や美術のカリキュラムを取り入れるなど園ごとに個性のある運営がなされている。その代わり、市の補助は認可保育所に比較して少なくなっている。経営状況についても、良好な収支状況にあるものから、そうではないというものまでさまざまである。

一方で、市における保育ニーズの増加につれ、地域保育園及び認定保育園は保育に欠ける児童の受け皿として、その重要性が増している。平成 21 年度において市が把握している地域保育園及び認定保育園の設置数は 115 園、利用者数はおよそ 4,000 人弱となっている。認可保育所の入所者数がおよそ 15,000 人弱であることをかんがみても、決して少なくない割合の児童が地域保育園及び認定保育園を利用していることがわかる。また、利用者のなかには認可保育所が満員であるため地域保育園及び認定保育園を利用しているものがあるであろうと思われる。

このような状況下において、認可保育所の利用者と認可外保育施設の利用者に負担の格差がある。認可外保育施設の利用についても利用者の不公平が生じないように相応の公費負担がされるべきという議論がある。また、公費負担の方法について、事業者に対して補助金を支給するか、それとも利用者に対して支給するかという議論がある。

この点、地域保育園及び認定保育園は、現在の制度下では、その運営に法的拘束力・強制力が弱く、また運営者の自由な工夫による多様な保育サービスの提供が期待されるものであることを考えると、事業者に対する認可保育所と同水準までの直接補助制度はなじまないと考える。

一方、利用者に対する補助であるが、これも、現在の制度下では地域保育園及び認定保育園において実施される保育の質がさまざまであること、及び市の保育事情、すなわち、保育需要が高いため利用者の選択が十分には担保されていない、ということなどを考えると、現状では適当ではないと考える。

市は、このような現状を踏まえ、地域保育園及び認定保育園に対する補助制度のあり方、及びその利用者に対する支援のあり方について、今後検討を行うことが望まれる。

(5) かわさき保育室援護費

①概要

かわさき保育室援護費とは、「かわさき保育室事業実施要綱」において定められている扶助費であり、保育に欠ける児童が良質な保育環境を享受できるようにすることを目的に、かわさき保育室に対して支給されるものである。

その具体的な項目、支給単価及び支給対象は、以下の表のとおりである。

<かわさき保育園援護費概要>

項目	支給単価	支給対象
基本助成費 (児童1人当たり)	74,000円	助成対象児童に対しての基本助成額
多子減免加算 (児童1人当たり)	15,000円	認可・認可外・福祉員にきょうだいが在籍している場合
障害児加算 (児童1人当たり)	54,600円	手帳・診断書により障害児であることが確認できる場合
延長保育費	103,800円	20時までの延長保育を実施するに当たっての定額補助
リフレッシュ保育費	56,250円	リフレッシュ保育を実施するに当たっての定額補助
家賃補助	300,000円	30万円を上限とし賃借料の1/2を補助
施設整備補助	3,750,000円	開設時のみ、500万円の3/4を上限とする。

②監査手続

かわさき保育室援護費が、市の定める業務フローに則り適正に支出されているか確かめるため、平成21年度の支給実績のうち、任意にサンプルを10件抽出して関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

③実施した監査手続の結果

支給額の計算については、かわさき保育室事業実施要綱に則って正しく計算されており、書類上の形式面や、支払時の承認手続についても、特に検出された事項はなかった。

2. 補助金

(1) 概要

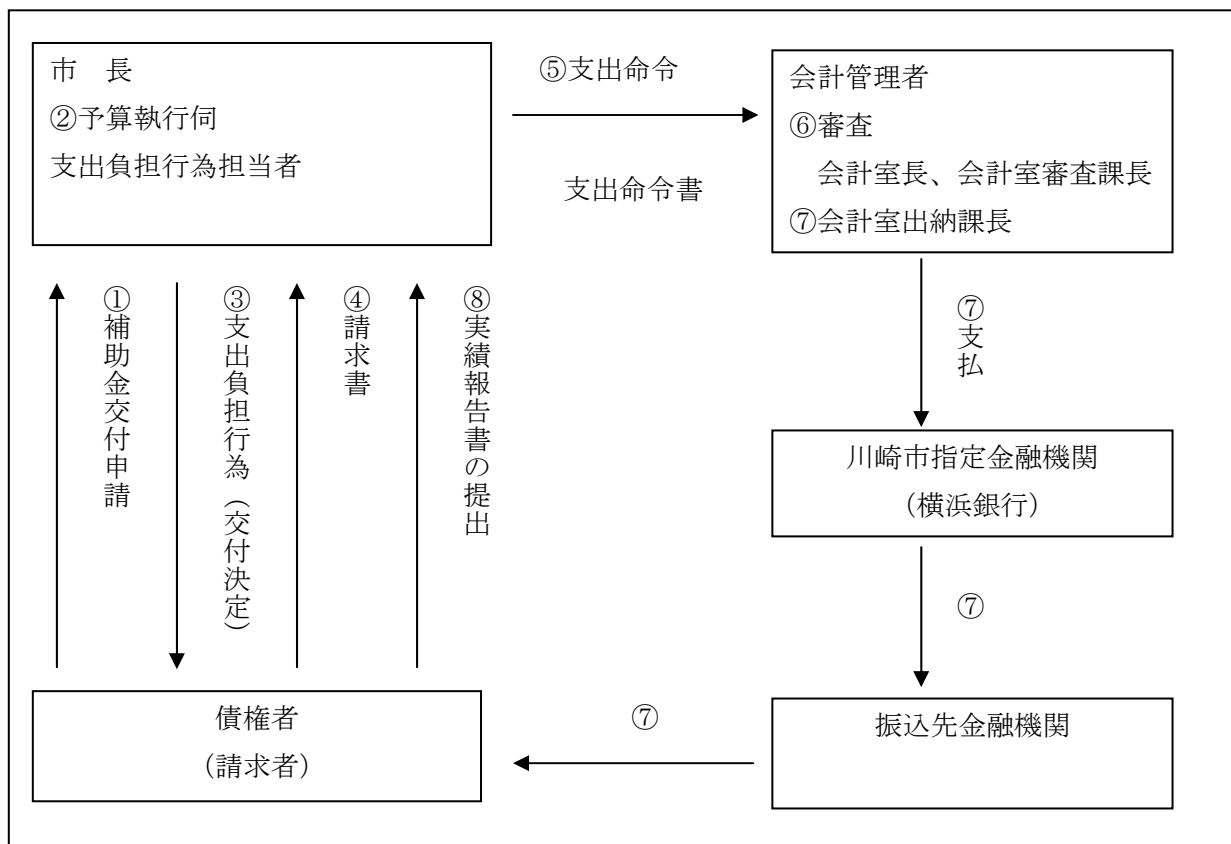
補助金とは、特定の事業に対して、公益上必要があると認めて、その事業の奨励及び促進を図るために交付される金銭である。

補助金は、公金を投入するものであるから、その支出に当たっては、要綱、支給基準などにより、支出の透明性・公平性を確保することが必要である。また、社会経済情勢及び需要の変化にあわせて、補助金の既得権益化が生じることのないよう適切に要綱、支給基準などを改定していく必要がある。

市の保育事業に係る補助金には、現在大きく 8 つの制度が設けられている。支給対象は特別保育、施設整備、保育所運営などに掛かる費用であり、補助金ごとの実施要綱・交付要綱に基づいて支給されることになっている。

補助金の支給に係る業務フローは以下の図のとおりである。

<補助金の支給に係る業務フロー>



<業務フローの説明>

- ①支出負担行為担当者（川崎市金銭会計規則第3条第1項第2号（局長の指定する課長））は補助金申請者から交付申請書を受領し、申請内容を確認する。
- ②支出負担行為担当者は支出予算を執行する事業目的や事業執行予定額など必要な事項を明記した「予算執行伺」を作成し、決裁区分（川崎市事務決裁規程（金額や科目によって異なる。））に応じて決裁を受ける。
- ③支出負担行為担当者は補助金の交付決定（支出負担行為）を行い、申請者に決定通知書を発行する。
- ④支出負担行為担当者は申請者（債権者）から提出された請求書に関して、具備条件等を確認し、受理する。
- ⑤支出命令者（川崎市金銭会計規則第3条第1項第3号（局長の指定する課長））は請求者が正当な債権者であることや、請求内容を確認した上で支出命令書を作成し、会計管理者（会計室審査課）に送付する。
- ⑥会計管理者（川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程第2条及び第3条の規定に基づき専決権限を与えられた者（会計室長及び会計室審査課長））は支出命令書を審査し、支払手続を行う。
- ⑦会計管理者（川崎市金銭会計規則第4条の規定に基づき専決権限を与えられる者（会計室出納課長））は支払を行う。
- ⑧補助金申請者は事業終了後、実績報告書を提出する。支出負担行為担当者は実績報告書の内容を検査し、補助対象事業が完了していることを確認する。

また、具体的な補助金名称及び平成19年度以降の決算額は、以下の表のとおりである。以下の表で①②③⑧に示した補助金の支給額が、近年大きく増加していることがわかる。

<補助金決算額の推移>

（単位：百万円）

補助金名称	決算額		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
①民間保育所特別保育事業費補助金	166	212	263
②民間保育所整備費等補助金	88	203	275
③民間保育所運営費補助金	845	978	1,173
④民間保育所運営育成費	31	26	26
⑤児童厚生施設「こどもの杜」補助金	4	4	4
⑥保育センター運営費補助金	3	3	3
⑦民間保育所産休等代替職員雇用費	7	7	6
⑧民間保育所施設整備費補助金	663	997	939

これらの補助金のうち、平成21年度の決算額が1億円を超えるもの、すなわち①民間保育所特別保育事業費補助金、②民間保育所整備費等補助金、③民間保育所運営費補助金、及び⑧民間保育所施設整備費補助金を対象に、以下で検討することとする。

(2) 民間保育所特別保育事業費補助金

①概要

民間保育所特別保育事業費補助金は、地域活動事業、一時保育事業、休日保育事業、及び開所時間延長促進事業に掛かる費用に充てるため、これらの事業を実施する認可保育所に対して支給されるものである。各事業の根拠要綱、詳細な内容及び補助額は以下の表のとおりである。

<民間保育所特別保育事業費補助金の概要>

事業名	地域活動事業
根拠要綱	川崎市民間保育所地域活動事業実施要綱
内容	<p>認可保育所が有する専門的機能を地域の需要に応じて積極的に活用するための事業。その具体的内容は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流等事業 老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。 ・異年齢児交流等事業 保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。 ・育児講座・育児と仕事両立支援事業 地域の乳幼児を持つ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。 ・地域の特性に応じた保育事業への対応事業 地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。 ・保育所体験特別事業 適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、保健衛生費） ・原材料費 ・役務費（通信運搬費） ・旅費 ・備品購入費 ・使用料及び賃借料 ・謝金
補助額	1施設 30万円以内
平成 21 年度 支給件数	49 件
平成 21 年度 支給額	14 百万円

事業名	一時保育事業
根拠要綱	川崎市一時保育事業実施要綱
内容	<p>認可保育所が、保護者のパートタイム勤務等就労形態の多様化等に伴う一時的な保育や、保護者の急病・入院等に伴う緊急的な保育の需要にこたえるために実施する事業。その具体的内容は、下記のとおりでありあわせて実施される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非定型的保育 保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育で、利用日数は原則として週3日を限度とする。 ・緊急・一時保育 保護者の傷病、入院等の社会的にやむをえない理由により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育で、利用日数は連続14日以内を限度とする。また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するため等の私的理由も含むものとする。
定員	1日12名程度
補助額	<p>基本補助額：年間利用児童数に応じ、27万円～513万円</p> <p>加算補助額：被保護世帯及び市民税非課税世帯の利用1日につき1,200円～2,300円※</p> <p>障害児の受入1日につき4,160円</p>
平成21年度 支給件数	24件
平成21年度 支給額	100百万円

※被保護世帯及び市民税非課税世帯は一時保育の利用に際し利用料減免があり、そのために減少する認可保育所の収入を補てんするものである。

事業名	休日保育事業
根拠要綱	川崎市休日保育事業実施要綱
内容	認可保育所が、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（年末年始を除く）に、保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の保育需要に対応するため実施する事業。
定員	1日10名程度
補助額	基本補助額：当日利用あり 29,700円/日 当日利用なし 5,940円/日 加算補助額：利用児童数分補助 利用児童1人当たり 675円/日 利用料免除分補助 被保護世帯及び市民税非課税世帯の児童の利用につき、 1,200円～2,300円/日※ 障害児受入分補助 対象児童1人当たり 4,160円/日
平成21年度 支給件数	5件
平成21年度 支給額	9百万円

※被保護世帯及び市民税非課税世帯は休日保育の利用に際し利用料減免があり、そのために減少する認可保育所の収入を補てんするものである。

事業名	開所時間延長促進事業
根拠要綱	川崎市民間保育所開所時間延長促進事業補助要綱
内容	認可保育所が、午後18時以降の延長保育事業を実施し、かつ11時間以上開所する場合に、開所時間延長のために保育士を雇用する経費に対し補助する事業。 平成21年度においては、すべての民間保育所において実施されている。
補助額	2,300千円/年 ただし、事業実施月数が12月に満たない場合は、以下の算式による。 $191,660円 \times 実施月数$
平成21年度 支給件数	61件
平成21年度 支給額	138百万円

②監査手続

民間保育所特別保育事業費補助金が、市の定める業務フローに則り適正に支出されているかどうか検証するため、平成 21 年度の支給実績のうち、任意にサンプルを 18 件抽出して関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。ただし、地域活動事業補助金については、1 施設当たりの補助額が 30 万円以下と低額であることから、本手続の対象外とした。

③実施した監査手続の結果

i. 休日保育事業補助金に係る利用児童名簿の正確性の確認

補助金は、公金を投入するものであるから、補助事業実施者が補助金を適切に使用したかどうか検証し、支出の透明性・公平性を担保することが求められる。

この点、先述の業務フローのとおり市の担当者は、補助事業実施者から提出された実績報告書を検査し、補助事業が適切に完了したことを確かめることとされている。例えば、休日保育事業補助金については、市の担当者は、保育所より報告された休日保育事業利用実績の正確性について、利用児童名簿と照合することにより確かめている。

(監査の結果) 休日保育事業補助金に係る利用児童名簿の正確性の確認

休日保育事業利用児童名簿を確かめたところ、利用実績として同一の児童を同一日に二重に記載している名簿が見られた。

市の担当者は児童名簿に記載された人数、年齢や児童名をチェックしていたが、当該名簿については児童名の重複に気づいていなかった。今後はかかる誤りの見逃しがないよう、チェックを慎重に行うことが必要と考える。

ii. 休日保育事業に係る実績報告書の正確性の確認

休日保育事業に係る補助金実績報告書を確認したところ、事業収支状況として記載されている金額の合計が誤っている報告書が見られた。また、その金額は、事業予算書として提出されたものと全く同一の金額となっていた（予算書においても同様に合計を誤っていた）。

(監査の結果) 休日保育事業に係る実績報告書の正確性の確認

市の担当者は、休日保育事業に係る補助金実績報告書に記載された事業収支状況の正確性について、収入額や支出額の合計額はチェックしていたが、収入額や支出額の費目ごとのチェックは行っていなかった。

提出された書類の単純な計算誤りの有無はチェックすべきであり、また、今回の例では、補助金実績報告書に事業収支状況として記載されている金額が予算書と同一となっていることについても疑いを持つべきであったろうと思われる。今後はかかる誤りの見逃しがないように、チェック体制を見直すべきである。

iii. 一時保育事業に係る補助金の余剰等の取扱いの明確化

補助金は、制度趣旨をかんがみるに、その補助金の目的とする事業の推進にのみ支出されるべきものであって、他事業に転用されたり、あるいは支出されずに事業者の利益になることがあってはならない性格のものである。例えば、一時保育事業補助金や休日保育事業補助金に係る交付通知書にも、補助金を他の用途に使用してはならない旨が記載されている。

(監査の結果) 一時保育事業に係る補助金の余剰等の取扱いの明確化

事業実績報告書にて補助金の用途を確かめたところ、一時保育事業補助金について、事業収支決算上、収入額が支出額を上回っている保育所が見られた。この保育所に支給された補助金は約 600 万円であり、報告されている収支差額は約 380 万円の収入余剰であるので、補助金の半額以上が余剰となっている計算である。

また、同じ認可保育所であるが、事業実績報告書にて、一時保育事業から発生した余剰金のうち 36 万円を、同保育所が実施する休日保育事業に補てんする旨が報告されていた。これは会計処理の誤りによるものとのことであった。市は、当該事業者の事業内容を審査し、もし適切でない補助金の運用があれば改善を求めるべきである。

さらに、補助金に余剰が生じることについては、事業運営の安定等の利点もあることから、一概に否定すべきものではないと考える。しかし、先に述べたように、補助金を事業に支出せずして事業者の利益としたり、あるいは他事業に転用したりすることは本来の制度趣旨とは相容れないものであり、補助金の余剰の取扱いについても慎重に判断されるべきである。

市は、将来の不測の事態や安定的な事業運営のため当該事業に係る範囲で補助金の余剰について一定の繰越等を認める場合は、運用上で行うのではなく、要綱等に条件を明記した上で行うことが適当であると考えられる。

iv. 一時保育事業補助金の基本補助額の交付申請に際し添付する書類

補助金は、透明性・公平性を担保するため、その支給に当たっては用途の事後的なチェックのみならず、事前のチェックが重要である。

この点、市は補助金の交付に当たって所定の申請書を、所定の添付書類とともに提出するよう申請者に義務付けている。例えば、一時保育事業実施要綱においては、一時保育事業に係る基本補助額を申請するときは、保育所は交付申請書に事業予算書を添付して市長に提出する必要がある旨が規定されている。ここで事業予算書を添付するのは、申請された補助金が交付の目的とする事業に適正に支出されるかどうかを審査するためである。

一時保育事業に係る基本補助額の申請について、交付申請書に添付された事業予算書を確認したところ、交付申請書に記載された申請額と事業予算書上に記載された補助金受入予定額が整合しないものが複数見られた。例えば、ある保育所は、申請額が432万円のところ、事業予算書に記載された補助金の受入れ額が405万円であった。

(監査意見) 一時保育事業補助金の基本補助額の交付申請に際し添付する書類

事業予算書は、申請額の用途を説明するために添付されているものであるから、そこに記載された金額が申請額と整合しないのは、添付書類として不相当である。

このような状況になっている理由としては、補助金交付申請額は申請時点までの利用実績を反映して算出しているにもかかわらず、多くの保育所が申請時点での予算書を再作成することをせず期首時点の事業予算書（多くの場合は前年実績どおりの金額を記載したものである）を添付していることによる。

確かに、申請時点で新たに事業予算書を作成し直すのには相応の手間がかかる。一方で、申請額に整合した事業予算書を申請時点において新たに作成し添付している保育所も存在するから、そうでない保育所に対して申請時点の事業予算書作成の手間を求めることは必ずしも不合理ではないと思われる。

あるいは、そもそも申請金額の用途を説明する書類であれば必ずしも事業予算書にこだわる必要はないのであるから、もし事業予算書の作成に手間がかかるのであれば、より手間のかからない別の書類を提出させるのも選択肢の1つである。

いずれにしろ市は、交付申請書に添付する書類の意義にかんがみ、申請金額の用途を適切に説明する書類を添付するよう保育所に求めていくことが必要である。

v. 一時保育事業補助金の支給時期

補助金は、対象となる事業の実施を金銭的に支援する性格のものであるから、事業の実施に障害とならないよう、金銭が必要となるタイミングに合わせて適時に支給されることが望ましい。

この点、例えば、一時保育事業補助金については、一時保育事業実施要綱において、補助金のうち加算補助額については、保育所は原則四半期ごとに申請を行い、市長は申請を受理したときは速やかに補助金の交付を決定するものと定められている。

(監査の結果) 一時保育事業補助金の支給時期

一時保育事業補助金に係る申請・交付状況を確認したところ、多くの保育所からの申請が四半期ごと（7月、10月、1月、3月）に行われているにもかかわらず、いずれの四半期分についても交付決定が年度末3月31日となっていた。

第1四半期については申請後9か月、第2四半期については6か月、第3四半期については2か月も交付決定まで要しており、要綱によるところの「速やかな交付決定」に照らして望ましい状況とはいえないと思われる。市は、保育所から申請があったときは速やかに補助金の交付を決定するよう努めるべきである。

なお、この点平成22年度からは改善が図られているとのことであった。

vi. 補助金支給に係る執行体制の強化

補助金全般に共通することであるが、上記のように、補助金支給においてチェック漏れとみられる見逃しや、事務の多忙によるものとみられる支給の遅れが散見された。

(監査意見) 補助金支給に係る執行体制の強化

近年は新規事業者の急増により、事業者側にも書類の作成誤りや制度の不勉強による誤りなど、誤りが生じる可能性が高まっているといえる。また、補助金の支給件数が増加し、市の担当者の業務量が増大していると思われる。

このような状況のもとで市の担当者は、支給金額の正確性のみならず、予算書や実績報告書の妥当性にも気を配りつつチェック作業を行うことが望まれる。特に、補助金が流用されたり用途不明になったりすることがないように、適切なチェックが必要である。

また、今後さらなる民営保育所の増設と、より一層の業務執行の適正化が望まれる状況下にあっては、市は、業務量を適切に把握し適正な人員を配置することが不可欠と考えられる。仮に、現在の市の扶助費・補助金の執行体制が、民営保育所の急増に対応が追いつかない状況にあるならば、市は、執行体制を強化することが必要である。

(3) 民間保育所整備費等補助金

①概要

民間保育所整備費等補助金は、施設整備借入金の返済や、借地料、施設の賃借料等に充てるため、これらの費用を支出する保育所に対して支給されるものである。

i. 土地の借地料に対する補助

市以外のものから土地の貸与を有償で受けて保育所を設置するものに対して、土地の借地料を補助金として交付するものである。

<土地借地料補助の概要>

補助金名	民間児童福祉施設土地借地料助成金
対象となる経費	民間保育所で、運営上必要な施設等の用地を賃借している場合に、賃借している施設等の借地に要する経費
補助額	賃借している施設等の用地に係る当該年度に要する借地料
平成 21 年度 支給件数	6 件
平成 21 年度 支給額	25 百万円

ii. 施設の賃借料に対する補助

民間保育所の運営に当たり、国又は地方公共団体以外のものから不動産の貸与を受けて保育所を設置するものに対して、施設の賃借料を補助金として交付するものである。

<施設賃借料の概要>

補助金名	施設賃借料助成金
対象となる経費	保育所の施設として必要とされる園舎等の貸与を受けた場合に、これに要する経費
補助額	定員 60 人以上の認可保育所の場合： 園舎：定員数や一時保育の有無などにより定められた補助基準面積 × 1,260 円/m ² /月 園庭：市長が認めた面積 × 1,260 円/m ² /月 小規模認可保育所の場合： 451,500 円/月
平成 21 年度 支給件数	22 件
平成 21 年度 支給額	156 百万円

iii. 施設整備借入金の返済に対する補助

社会福祉法人が行う、あらかじめ市が認めた施設整備に係る借入金について、施設経営の健全化を図るため返済費を助成するものである。

<施設整備借入金返済補助の概要>

補助金名	施設整備借入金返済費補助
対象となる経費	市が認めた施設整備に係る借入金の返済費元金分・利息分
補助額	元本分： 当該年度約定返済額の元金分 × 0.75 利子分： ア 独立行政法人福祉医療機構、神奈川県社会福祉協議会又は川崎市社会福祉協議会から借り入れた資金の場合は、当該年度約定返済額の利子全額 イ 川崎市に証書貸付実績を有する金融機関から借り入れた資金の場合は、貸付実行日の2営業日前の当該金融機関が適用する長期プライムレートに1%を上乗せした利率により算出した当該年度の約定返済額の利子額を上限 ウ その他金融機関から借り入れた資金の場合は、貸付実行日の独立行政法人福祉医療機構の固定金利利率により算出した当該年度約定返済額の利子額を上限
平成 21 年度 支給件数	31 件
平成 21 年度 支給額	93 百万円

②監査手続

民間保育所整備費等補助金が、市の定める業務フローに則り適正に支出されているか確かめるため、平成 21 年度の支給実績のうち支給額が 1 億円を超える補助金、すなわち施設賃借料助成金を対象に、任意にサンプルを 13 件抽出して関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

③実施した監査手続の結果

支給額の計算については川崎市民間保育所施設賃借料補助要綱に則って正しく計算されており、書類上の形式面や、支払時の承認手続についても、特に検出された事項はなかった。

(4) 民間保育所運営費補助金

①概要

民間保育所運営費補助金は、国の児童福祉施設最低基準を超える市が定める職員配置基準を満たすための人件費ほか諸経費に充てるため、支給される補助金である。

具体的な内容は、以下の表のとおりである。

<民間保育所運営費補助金の概要>

補助金名	平成 21 年度支給実績	
	件数 (件)	支給額 (百万円)
育成費助成金	61	1,086
寝具衛生費	1	1
職員給与改善費	1	82
歯科検診事業費	61	1
第三者評価普及促進事業補助金	7	1

このうち、支給額の大きい育成費助成金及び職員給与改善費について、以下で検討する。

i. 育成費助成金

a. 概要

育成費助成金は、「民間保育所育成費助成金交付要綱」に定められた補助金であり、民間保育所における入所児童の処遇向上及び施設職員の待遇改善並びに施設経営の健全化を図るため、民間保育所に対し支給するものである。

具体的な支給項目は、以下の表のとおりとなっている。

<育成費助成金の概要>

対象経費	助成目的	基準額	算定方法
職員雇用費	入所児童の処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、市の職員配置基準に基づき、国が定めた職員定数を超えて職員を雇用する。	職種別に市職員の初任給等をもとに換算した月額単価 (産休明け保育対応保育士のみ年額計算)	市基準の求める追加人数に月額単価と雇用月数を乗じる (産休明け保育対応保育士のみ年額計算)
嘱託医手当	入所児童の健康増進及び嘱託医の待遇改善を図るため、国の運営費に加算して手当を支給する。	定員及び健康診断回数に応じた月額単価	嘱託医は各施設1人とみなし、月額単価に実施月数を乗じる
入園前健康診断手当	次年度の新入園児受入れに向け、嘱託医が本手当により、入園前健康診断を実施する。	定員に応じた年額単価	年額単位を支給する 支給対象月は3月
指導用給食費	保育士が入所児童の給食指導を行うため、必要となる給食費を助成する。	対象職員1人当たり月額1,795円	対象職員数に月額単価と実施月数を乗じる

b. 監査手続

育成費助成金が、市の定める業務フローに則り適正に支出されているか確かめるため、平成21年度の支給実績のうち、任意にサンプルを8件抽出して関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

c. 実施した監査手続の結果

支給額の計算については民間保育所育成費助成金交付要綱に則って正しく計算されており、書類上の形式面や、支払時の承認手続についても、特に検出された事項はなかった。

ii. 職員給与改善費

a. 概要

職員給与改善費は、「民間保育所職員処遇改善費補助事業実施要綱」に定められた補助金であり、民間保育所に勤務する職員の処遇改善を推進し、民間保育所の施設経営の健全化を図るため、財団法人川崎市保育会（以下「保育会」という。）が実施する職員処遇改善費（職員給与是正費）交付事業に要する経費を補助するものである。

保育会は、民営保育園の経営安定と児童福祉法に基づく保育所の保育内容及び職員の資質の向上を目的として昭和 44 年に設立された団体である。平成 21 年度末の加盟保育所数は 33 園であり、市内の民営保育所（公設民営・民設民営）72 園のうち 50%弱が加盟している計算である。

保育会の行う職員処遇改善費交付事業の目的、対象施設、交付金額の算定方法は以下の表のとおりである。

<職員処遇改善費交付事業の概要>

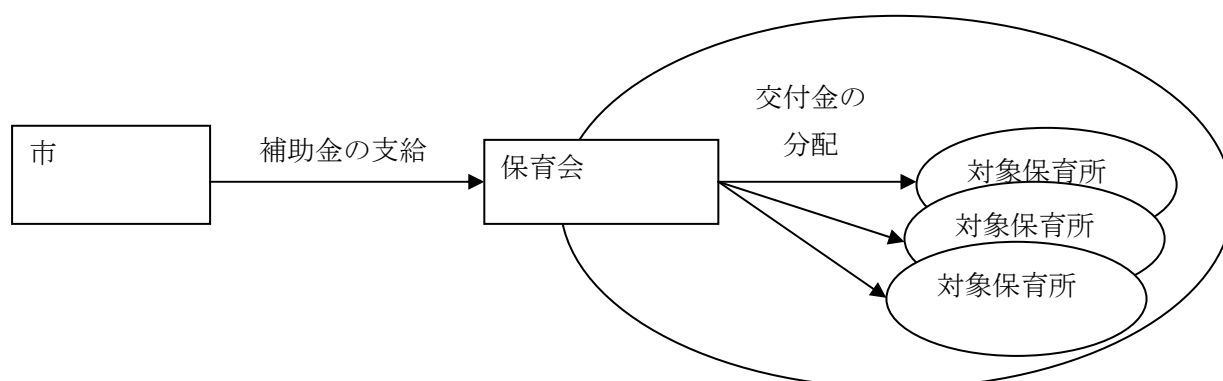
事業名	職員処遇改善費交付事業
対象施設	川崎市内の民間保育所のうち、保育会が行う川崎市の給与格付けに準じた給与格付けを受ける施設であって、その格付給与を基本とした給与支給を行っている指定施設。
対象職員	原則として専任かつ常勤の職員で、その範囲は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設長 各施設 1 人 ・児童福祉施設最低基準上の保育士 児童福祉施設最低基準により算出された保育士数 ・休憩休息保育士 最低基準上の保育士 4 人につき 1 人 ・年休代替保育士 各施設 1 人 ・調理員 保育所の定員により、2～4 人
交付額の算定方法	対象施設ごとに、 格付給与等総所要額（保育会の給与格付けにより算出された給与等の年間の総所要額）－ 運営費等総支給額（国基準及び市加算分の保育所運営費並びに市の民間保育所育成費助成金中の比較対象となる人件費相当分の年間の総支給額） で計算される額。ただし、マイナスになる場合は交付されない。
交付件数	11 件
交付金額	82 百万円

同事業によって保育会が各保育所に交付する交付金は、市から保育会に支給される補助額によって全額がまかなわれ、市からの補助額がそのまま保育会の交付額となる。

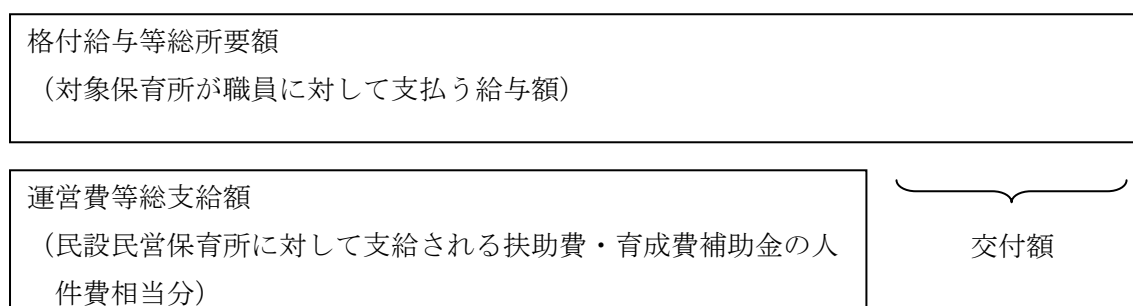
また、保育会の行う給与格付けの基準は、市の給与格付けに準拠しており、市の給料表が改正される際には、保育会給与表も合わせて改正される。平成 21 年度においては、12 月の市職員給料表改正に伴い、保育会給与表についても改正を行うよう、市保育課から保育会あてに通知が出されている。

したがって、同交付事業は実質的には、保育会の指定する施設について、市の保育職員と同水準の給与所得を市が保障するためのものであるといえる。

(参考) 補助金の流れ



(参考) 交付額の算出方法



平成 21 年度において、保育会の指定を受け交付事業の対象となった保育所は 24 施設であった。これは、同年度において保育会に加盟する民設民営保育所 29 施設の 82% に当たる。また、交付対象 24 施設のうち、実際に格付給与等総所要額が運営費等総支給額を超えるとして交付金が支給された保育所は 11 施設、支給額合計は 82 百万円であった。

<平成 21 年度 職員処遇改善費交付事業対象の格付給与等総所要額と運営費等総支給額の比較>

	施設数 (箇所)	格付給与等総所要額 (百万円)	運営費等総支給額 (百万円)	差額 (百万円)
格付給与等総所要額が運営費等 総支給額を上回る施設 ⇒差額を交付	11	1,174	1,092	▲82
格付給与等総所要額が運営費等 総支給額を下回る施設 ⇒交付なし	13	1,299	1,393	94
合計	24	2,473	2,485	

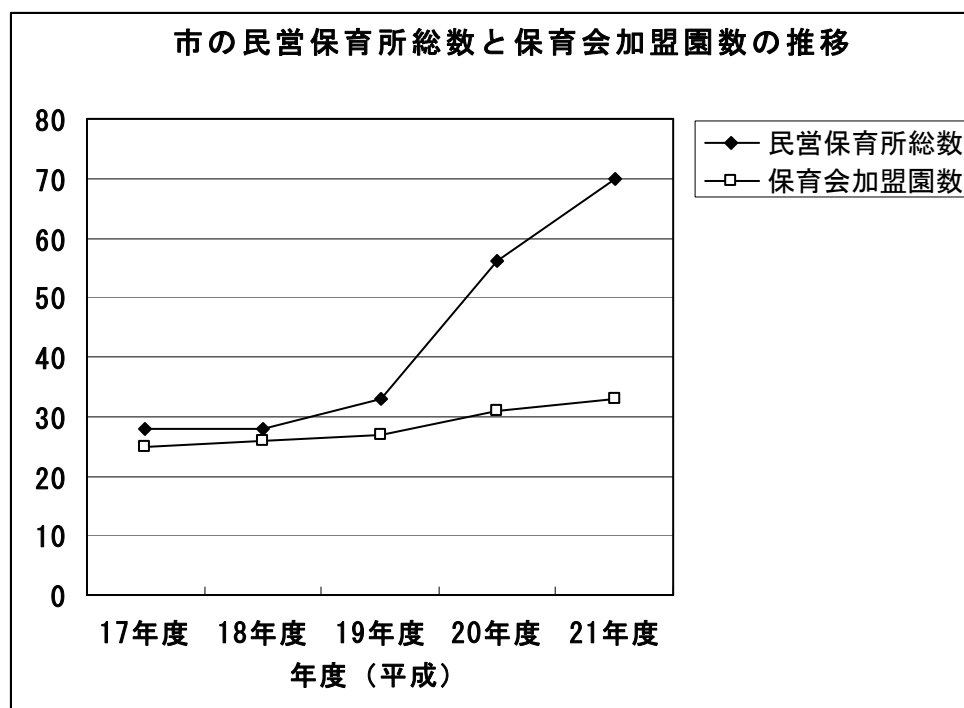
b. 監査手続

職員給与改善費補助金が、市の定める業務フローに則り適正に支出されているか確かめるため、平成 21 年度の支給実績のうち、任意にサンプルを 5 件抽出して関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

c. 実施した監査手続の結果

職員処遇改善費交付事業は保育会の事業として行われているものであるが、平成 21 年度において、当該補助金の交付対象となったのは 24 施設であった。これは市内の民設民営保育所 61 施設のうち 40%にすぎない。これは、保育会への加盟率が高くないことも一因であると思われる。

近年の保育ニーズの高まりを反映して、市内の民営保育所数は著しい増加を見せているが、保育会加盟園数の増加をそれに比較してみると、以下のグラフのように多くないことがわかる。



市では、ここ数年の保育事情の急激な変化によって民営保育所が増加するとともに、従来の社会福祉法人以外にも株式会社や NPO 法人など運営者が多様化している。このような変化のなか、平成 19 年度以降に保育会に新規に加盟した民営保育所の運営者を見てみると、以下の表のようにほとんどが従来から加盟していた運営者であることがわかる。

＜近年に保育会へ新規加盟した保育所数＞ (単位：園)

年度	新規加盟保育所数	内訳	
		従来の加盟者	新規参入
平成 19 年度	4	3	1
平成 20 年度	1	1	0
平成 21 年度	2	2	0

5 年前であれば、市の事業者のほとんどが保育会加盟者であり、そのような状況の下では市が保育会の事業に対して支援を行うことに、有効性・公平性があったことは想像に難くない。しかし、近年の変化のなかで、保育会への加盟率は低下し、公平性を担保することが困難になりつつある。

(監査意見) 職員給与改善費の対象範囲

民設民営保育所に勤務する職員の処遇改善を推進し、施設経営の健全化を図るといふ同制度は、経験ある保育士を育成し、また保育の担い手となる法人を支援していくという意味において、意義のある制度であると思われる。問題は、そのような支援が、市内の民設民営保育所に十分には行きわたっていないところにある。市は、かかる現状をかんがみ、民設民営保育所の運営が健全に図られるよう、運営法人等への支援のあり方について検討していくことが望まれる。

(5) 民間保育所施設整備費補助金

①概要

民間保育所施設整備費補助金は、保育所の整備費用に充てるため、費用を支出する保育所に対して支給されるものである。

市の認可保育所の整備方法としては、現在、以下の4つの方法が設定されており、それぞれに対象となる法人や支給される補助金が異なる。

<認可保育所の整備方法>

整備区分名	整備方法
市有地貸与型	川崎市の市有地を無償で、 <u>社会福祉法人</u> に貸し付けるとともに、川崎市が <u>施設建設費等の補助</u> をする。
民有地活用型	保育所整備を希望する <u>社会福祉法人</u> が用地を自ら調達し、川崎市が <u>施設建設費等の補助</u> をする。
民間事業者自主整備型	①保育所整備を希望する事業主体が用地等を自ら調達し、川崎市からの施設整備費の補助を受けずに建設等をした保育所を認可する。 ②大規模な住宅開発の建設や駅前等再開発事業に伴い、事業主体が用地等を自ら調達し、川崎市の施設整備費の補助を受けずに建設等をした保育所を認可する。 ③基幹交通事業者が自らの用地等を活用し、事業主体に運営させることにより、川崎市の施設整備費の補助を受けずに建設等をした保育所を認可する。
民間事業者活用型	既存の建物等を改修することにより、認可保育所を整備するもので、川崎市が改修費等の <u>施設整備費を補助</u> する。

上記の区分に対応して、市では以下の2通りの整備費補助制度が設けられている。

< 整備費補助制度の概要 >

補助金名	民間保育所施設整備費等補助
対象となる 整備方法	市有地貸与型 民有地活用型
対象となる 経費	建築工事費・設計監理費・設計費・初度調弁費・その他市長が承認したもの
補助額	定員数や一時保育の有無などに応じて定められた補助基準額の 3/4。 ただし、補助対象経費のその他に該当するものについては、これにかかわらずに市長が必要と認める額を補助することができる。
平成 21 年度 支給件数	4 件
平成 21 年度 支給額	781 百万円

補助金名	民間事業者活用型保育所整備費補助
対象となる 整備方法	民間事業者活用型
対象となる 経費	施設整備費・設計監理費・設計費・備品費等に必要経費 (用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外)
補助額	市長が認めた経費の 3/4 定員 60 人以上の保育所の場合：上限 45,000,000 円 小規模認可保育所の場合：上限 22,500,000 円
平成 21 年度 支給件数	7 件
平成 21 年度 支給額	157 百万円

②監査手続

民間保育所施設整備費補助金が、市の定める業務フローに則り適正に支出されているか確かめるため、任意にサンプルを 11 件抽出して関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

③実施した監査手続の結果

支給額の計算については川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱にそって正しく計算されており、書類上の形式面や、支払時の承認手続についても、特に検出された事項はなかった。

VI. 認可保育所の保育料について

1. 保育料の水準

(1) 概要

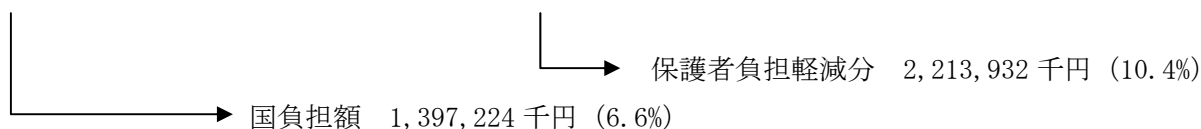
認可保育所の運営費は、国が定める保育所の規模や児童の年齢区分等による児童1人当たりの保育の実施に要する費用を基に算定され、国、市及び保護者の負担によってまかなわれる。市の保育所運営費は国の定める運営費の基準を上回り、平成21年度予算において、8,722,235千円を見込んでいる。また、保護者負担の保育料の額は、保護者の負担軽減を目的として国の基準保育料のおおむね66.4%を目途に設定しており、平成21年度の保育所運営経費全体に占める保護者の負担金は概算で20.6%となっている。

<国の基準による負担額>

運営費 12,532,936千円 (100%)	
国・市負担額 5,943,784千円 (47.4%)	保育料 (保護者負担額) 6,589,152千円 (52.6%)
国負担額 市負担額	

<市の運営費の状況>

運営費総額 21,255,171千円 (100%)				
国負担額	市負担額 4,546,560千円 (21.4%)	保育料 6,589,152千円 (31.0%)		市法定外負担金 8,722,235千円 (41.0%)
		保護者負担額 4,375,220千円 (20.6%)	保護者負担軽減分	



市における保護者の負担額は平成 21 年度予算では 4,375,220 千円と国の基準による負担額と比較すると 2,213,932 千円軽減されている。

政令指定都市において平成 22 年度に設定している、国の基準保育料に対する保護者の負担割合は以下の表のとおりである。

都市名	国基準に対する保育料	都市名	国基準に対する保育料
札幌市	63.2%	名古屋市	63.0%
仙台市	69.4%	京都市	68.4%
さいたま市	68.9%	大阪市	69.4%
千葉市	72.1%	堺市	68.0%
横浜市	70.8%	神戸市	80.5%
川崎市	66.4%	岡山市	80.5%
相模原市	69.4%	広島市	56.8%
新潟市	72.3%	北九州市	80.3%
静岡市	67.6%	福岡市	69.9%
浜松市	69.3%	平均	73.7%

他の政令指定都市と比較すると、川崎市の国の基準保育料に対する保護者の負担割合は、4 番目に低い設定となっている。

また、市では、保護者の負担となる保育料を入所世帯の前年の所得税額又は前年度の市民税額等に応じて25段階に区分して算定し、高額所得者ほど負担額を増加させている。平成21年度の市の保育料は以下の表のとおりである。

＜市の保育料金額表（平成21年度）＞

（単位：円）

区分	定 義	3歳未満児保育料（月額）		3歳以上児保育料（月額）	
		基 本 保育料	第2子 保育料	基 本 保育料	第2子 保育料
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	3,300	1,650
C2	市民税所得割 5,000円未満	6,300	3,150	4,400	2,200
C3	市民税所得割 5,000円以上	7,100	3,550	5,400	2,700
D1	所得税 1,500円未満	9,200	4,600	7,100	3,550
D2	所得税 1,500円以上 7,500円未満	10,600	5,300	8,100	4,050
D3	所得税 7,500円以上 15,000円未満	12,500	6,250	9,700	4,850
D4	所得税 15,000円以上 25,000円未満	15,500	7,750	12,700	6,350
D5	所得税 25,000円以上 30,000円未満	15,900	7,950	13,000	6,500
D6	所得税 30,000円以上 45,000円未満	21,000	10,500	17,000	8,500
D7	所得税 45,000円以上 60,000円未満	25,800	12,900	20,900	10,450
D8	所得税 60,000円以上 75,000円未満	31,000	15,500	24,100	12,050
D9	所得税 75,000円以上 87,500円未満	34,600	17,300	25,400	12,700
D10	所得税 87,500円以上 112,500円未満	37,400	18,700	26,000	13,000
D11	所得税 112,500円以上 162,500円未満	40,900	20,450	26,400	13,200
D12	所得税 162,500円以上 212,500円未満	43,000	30,100	26,400	18,480
D13	所得税 212,500円以上 272,500円未満	46,300	32,410	27,500	19,250
D14	所得税 272,500円以上 332,500円未満	48,700	34,090	27,800	19,460
D15	所得税 332,500円以上 364,900円未満	51,800	36,260	28,800	20,160
D16	所得税 364,900円以上 402,500円未満	52,200	36,540	29,200	20,440
D17	所得税 402,500円以上 472,500円未満	55,400	38,780	30,900	21,630
D18	所得税 472,500円以上 542,500円未満	57,400	40,180	31,300	21,910
D19	所得税 542,500円以上 622,500円未満	59,100	41,370	31,400	21,980
D20	所得税 622,500円以上	59,600	41,720	31,500	22,050

- (注1) 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の児童が入所又は利用している場合（学校教育法第1条に規定する幼稚園及び就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園に入所、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部、児童福祉法第42条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条第2項に規定する難聴幼児通園施設、同法第43条第3項に規定する肢体不自由児施設通園部、同法第43条第5項に規定する情緒障害児短期治療施設通園部並びに障害者自立支援法第28条第1項第6号に規定する児童デイサービスを利用している場合を含む。）の第2子目の保育料である。
- (注2) 第3子以降の保育料については、無料である。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の児童が入所又は利用している場合（学校教育法第1条に規定する幼稚園及び就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園に入所、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部、児童福祉法第42条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条第2項に規定する難聴幼児通園施設、同法第43条第3項に規定する肢体不自由児施設通園部、同法第43条第5項に規定する情緒障害児短期治療施設通園部並びに障害者自立支援法第28条第1項第6号に規定する児童デイサービスを利用している場合を含む。）である。
- (注3) この表の市民税の額は、世帯の平成20年度市民税額の年額となる。また所得税の額は、世帯の平成20年分所得税額の年額である（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明等特別控除、市町村に対する寄付金控除等の適用はない。）。
- (注4) この表においては、児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- (注5) 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要となる。

保育所入所児童の世帯の所得階層は、所得税課税世帯（D階層）が88.5%と最も多く、次に市民税非課税世帯（B階層）が5.7%、市民税課税世帯（C階層）が3.7%、生活保護世帯（A階層）が2.1%の順となっている。なお、最も多いのはD11階層で、全体の13.1%を占める。

なお、市では一定の要件を満たした場合、保育料の減免措置を行っている。同一世帯から2人以上の児童が入所又は利用している場合の第2子目の保育料については、前年の所得税額等に応じて、AからD11区分については50%、D12からD20区分については30%が減額される。また、第3子以降の保育料については全額免除される。なお、失業又は疫病等により著しく所得が減少し、保育料の支払いが困難と認めるとき、災害等により保育料の支払いが困難と認めるとき、その他市長が特に認めるときは、減免申請を行うことにより保育料の減免を受けることが可能である。

市では、現在の所得が前年の所得に比べ7割以下に減少していること、又は不測の出費の額が世帯の支出の3割以上に増加していることを基準として保育料の減免を行っており、平成21年度においては申請件数9件のうち、7件について保育料の減額を行っている。

(2) 監査手続

保育料の水準が適切であるか否かを検証するため、他の政令指定都市との比較を行った。なお、政令指定都市との比較は最も構成比率の高い所得税課税世帯を対象とし、保育料を5つの階層に区分して実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

政令指定都市の保育料を比較すると、低所得者層である所得税 4 万円未満の階層の 3 歳未満の児童に対する保育料は政令指定都市の中で 3 番目、所得税 10 万 3 千円未満では 4 番目に低い金額設定となっている。一方、高所得者層である所得税 41 万 3 千円未満の児童に対する保育料は政令指定都市の中で 6 番目、所得税 54 万 3 千円以上の階層では 6 番目に高い金額設定となっており、川崎市では他の政令指定都市と比較して、低所得者層と高所得者層に対して支払能力に応じた保育料を設定している。

また、3 歳以上の児童に対する保育料については、所得税 4 万円未満の階層は政令指定都市の中で 2 番目、所得税 10 万 3 千円未満では 8 番目に低い金額設定となっている。一方、所得税 41 万 3 千円未満は 6 番目、所得税 54 万 3 千円以上の階層では 7 番目に高い金額設定となっており、3 歳未満の児童に対する保育料と同様に支払能力に応じて保育料を設定している。

< 政令指定都市の保育料比較（3歳未満） >

（単位：千円）

都市名	所得税 4 万円 未満	所得税 10 万 3 千円未満	所得税 41 万 3 千円未満	所得税 54 万 3 千円以上	所得税 73 万 4 千円以上
札幌市	28	36	49	55	69
仙台市	27	45	54	57	—
さいたま市	20	44	55	60	—
千葉市	27	48	54	55	—
横浜市	24	40	60	60	—
川崎市	21	37	55	59	—
相模原市	24	38	51	53	62
新潟市	25	38	49	57	—
静岡市	19	33	47	52	57
浜松市	23	38	56	56	—
名古屋市	26	43	58	58	—
京都市	24	46	62	69	90
大阪市	24	39	51	57	63
堺市	25	40	54	54	—
神戸市	24	36	50	66	86
岡山市	30	43	46	48	—
広島市	24	47	55	57	62
北九州市	28	44	56	59	—
福岡市	28	39	53	64	—

（注）平成 22 年 4 月時点の状況である。

< 政令指定都市の保育料比較（3歳以上） >

（単位：千円）

都市名	所得税 4 万円 未満	所得税 10 万 3 千円未満	所得税 41 万 3 千円未満	所得税 54 万 3 千円以上	所得税 73 万 4 千円以上
札幌市	22	24	30	31	33
仙台市	22	26	27	28	—
さいたま市	16	23	24	25	—
千葉市	19	24	28	30	—
横浜市	19	21	33	33	—
川崎市	17	26	31	31	—
相模原市	21	28	28	32	28
新潟市	23	33	35	36	—
静岡市	17	24	26	27	30

都市名	所得税 4 万円 未満	所得税 10 万 3 千円未満	所得税 41 万 3 千円未満	所得税 54 万 3 千円以上	所得税 73 万 4 千円以上
浜松市	21	28	28	28	—
名古屋市	18	26	29	29	—
京都市	19	30	35	38	50
大阪市	20	25	29	30	33
堺市	23	28	28	28	—
神戸市	22	30	32	33	35
岡山市	27	28	30	31	—
広島市	20	25	30	31	34
北九州市	26	31	32	32	—
福岡市	22	26	29	30	—

(注) 平成 22 年 4 月時点の状況である。

(監査意見) 保育料の設定の見直し

市の保育料は、他の政令指定都市と比較して、より保護者の支払能力に応じた保育料を設定している。

市では現在所得税 73 万 4 千円以上の階層について保育料を設定していないが、国の階層区分が 1 階層増えたことにより早急に対応すべきである。また、支払能力の高いと想定される高所得者層から保育料を多く徴収することは、受益と負担のあり方から望ましいと考える。

したがって、保育サービスに係る受益と負担の適正化の観点から、保育料の見直しを検討すべきである。

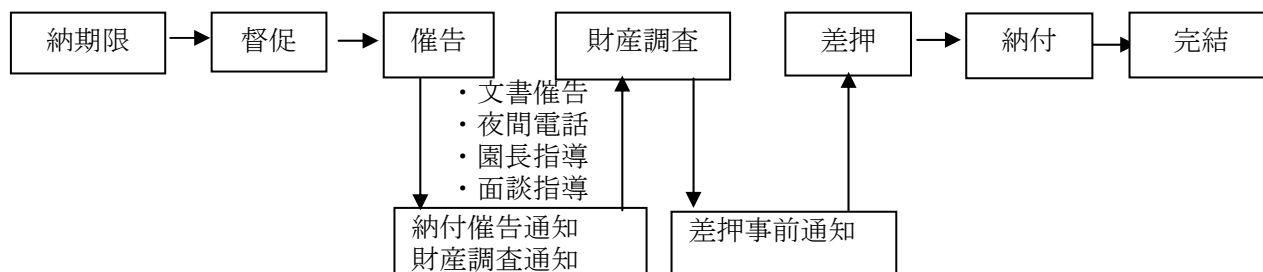
2. 保育料の収納手続

(1) 概要

認可保育所の保育料は、公営・民営にかかわらず、利用者が市に直接納付する形態をとっている。保育所への入所申込の受付、審査・決定は区役所で行っている。そのため、保育所への入所を希望する保護者は、入所申込書に前年分の所得税の額を証明する書類等を添えて各区役所へ提出する。

また、保育料は、入所児童の年齢、前年の所得税額等に基づいて決定される。納付は原則として口座振替により行われる。口座振替は翌月の2日に行われ、引き落としされなかった利用者については15日までに未納の場合は督促状と納付書を送付している。さらに25日までに納付されなかった利用者には施設へ連絡して、施設責任者から納付指導を行っている。

滞納整理の基本的な流れは、次のとおりである。



法的、制度的には督促状による督促、任意ではあるが催告状による催告の実施により納付を促し、自主納付に応じない場合には財産の差押を行うことになる。通常の督促、催告で自主納付がなされない場合には、以下のような対応を行う。

- (ア) 夜間電話による納付指導
- (イ) 文書による納付指導（滞納状況別の内容にて通知）
- (ウ) 区役所から関係書類の送付依頼（申請書、家庭状況書、就労証明書）
- (エ) 母親の勤務先あて電話による納付指導
- (オ) 差押調査予告書の送付
- (カ) 父親の勤務先あて電話による納付指導（調査実施を前提）
- (キ) 関係機関への事前調査
- (ク) 差押調査実施通知を配達記録※で送付
- (ケ) 財産調査実施（金融機関、勤務先等）
- (コ) 差押予告通知送付
- (サ) 差押実施

※配達記録で受理しない場合、普通郵便で再送付。

(2) 監査手続

収納率の向上のために市がとった対策の有効性を検証するため、関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

市では収納強化策について下記のような対応を行っている。

- i 5月、9月、1月に、催告状を定期的を送付する。
- ii 保育料指導員は、収入状況を確認して個別の文書催告を行うとともに、電話催告を実施する。
- iii 園長会で園長による滞納者への個別面談を行い、納付指導を行うように依頼する。
- iv 区役所にて、きょうだいの保育所入所や更新時に滞納者に納付指導を実施する。
- v 随時、市の担当者が個別面談や電話催告を実施する。
- vi 債権差押を中心とした滞納処分を強化する。
- vii 口座振替の勧奨を強化する。

また、平成18年度から平成21年度までの保育料の調定額、収納率等の推移は以下の表のとおりである。

(単位：千円)

項目 \ 年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年度分	調定額	3,814,187	4,126,294	4,399,350	4,799,043
	収納額	3,753,805	4,062,431	4,335,245	4,737,513
	収納率	98.4%	98.5%	98.5%	98.7%
過年度分	調定額	277,841	272,951	256,294	234,234
	収納額	20,971	35,387	53,535	56,211
	収納率	7.6%	13.0%	20.9%	24.0%
合計	調定額	4,092,029	4,399,246	4,655,645	5,033,277
	収納額	3,774,777	4,097,819	4,388,781	4,793,725
	収納率	92.3%	93.2%	94.3%	95.2%
不納欠損額		44,239	45,132	32,628	30,762
収入未済額		273,012	256,294	234,234	208,789

現年度分の保育料の収納率は、おおむね 98%台で推移しており年々上昇している。過年度分の収納率についても、同様に平成 18 年度が 7.6%であったが、平成 21 年度に 24.0%まで上昇している。これは、上記の収納強化による取組みを行った結果であると考えられる。平成 21 年度において保育料の滞納者世帯数は 1,224 世帯であり、収入未済額合計は 208,789 千円である。そのうち、財産調査を行ったのは 67 件であり、すべて給与照会によるものである。さらに実際に給与の差押を行ったのは 13 件（債権合計 9,256 千円）である。

また、平成 21 年度における政令指定都市の収納率の状況は以下の表のとおりである。

都市名	収納率	都市名	収納率
札幌市	89.8%	名古屋市	98.9%
仙台市	91.4%	京都市	91.2%
さいたま市	93.0%	大阪市	85.0%
千葉市	93.1%	堺市	89.7%
横浜市	91.8%	神戸市	88.5%
川崎市	95.2%	岡山市	90.0%
相模原市	91.0%	広島市	90.9%
新潟市	91.9%	北九州市	95.0%
静岡市	93.9%	福岡市	90.2%
浜松市	99.0%	平均	92.1%

他の政令指定都市と比較すると、市の収納率は浜松市、名古屋市に次いで 3 番目に高い収納率となっている。

（監査意見）保育料の収納強化

保育料に係る債権は 5 年の時効をもって消滅し、その時に不納欠損処理を行うことになる。そのため、時効によって債権が消滅しないように徴収に係る対応を早急に行う必要がある。しかし、保育料の滞納整理は、各区に照会し滞納者の状況を把握してから行うことになっているため、その時点ですでに徴収が困難となっている場合がある。

したがって、滞納の初期段階での対応を速やかに行うことを可能にするため、収納業務を滞納者の状況を把握している各区に移管するなどの方策を検討する必要がある。

(監査意見) 滞納者に対する財産調査の拡充

財産調査については平成 21 年度において給与照会のみを行っている。市の「保育料滞納整理マニュアル」によれば、給与の他に債権（預貯金）や不動産、自動車、電話加入権についても関係機関に調査依頼書を送付し、照会を行うこととされている。

したがって、電話加入権については、価値の下落により有効な手段とならない可能性があるが、滞納者の状況に合わせて預貯金等の照会についても実施することが望ましいと考える。

VII. 認可保育所の入所選考について

1. 概要

認可保育所の入所申込みが、保育所の受入れ可能な人数を超えた場合には、入所選考を行うこととなっている。

入所選考は、次の別表 1「保育所入所選考基準」に基づき、世帯ごとに各保護者を A から E のランクに区分し、保護者間で低い方のランクを世帯のランクとして、その世帯のランクがより高い児童の入所の内定を行うこととなっている。

(例)

甲世帯 父親ランク B 母親ランク B → 世帯のランク B

乙世帯 父親ランク B 母親ランク C → 世帯のランク C

この場合、甲世帯の児童が入所の内定を受ける。

また、同ランクで競合した場合には、別表 2「同ランク内での選考指数表」により、世帯ごとに算定した指数の高い世帯の児童から入所を内定する。さらに同ランク同指数で競合した場合には、同じく別表 3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」により、世帯ごとに相対的に判断して該当する項目が多い世帯の児童から入所の内定を行うこととなっている。

別表1「保育所入所選考基準」

番号	保護者の状況		細目	ランク
1	居宅外労働 (自宅外自営を除く) ※常勤・非常勤等の呼称にかかわらず、その就労日数及び実働時間により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行うものとする。		月20日以上、1日実働7時間以上就労	A
			(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労	B
			(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労	C
			就労先確定	D
2	自営 (自宅外自営、親族等が経営の自営を含む) ※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※内職従事者については、協力者の細目を適用する。 ※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。	中心者	月20日以上、1日実働7時間以上就労	A
			(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労	B
			(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労	C
			就労先確定	D
	協力者	月20日以上、1日実働7時間以上就労	B	
		(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労	C	
		(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労	D	
		就労先確定(求職活動より上位とする。)	E	
3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	C
4	疾病・負傷・心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。	A
			疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	B
			慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	C
5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A~C
		居宅内での介護 (通院・通所の付添いを含む)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く)	A~C
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A~C

番号	保護者の状況	細目	ランク	
7	市長による特例	通学	卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～D
		ひとり親世帯等	自立の促進が認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A～D
		求職活動	求職のため昼間外出することを常態としている場合	E
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例) 夜間に労働に従事し、昼間に睡眠又は休養をとることを常態としている場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合	A～E

別表2「同ランク内での選考指数表」

項目	細目	指数
世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等については、別表2の同ランク内での選考指数表の加点对象外とする。 ※各細目の重複適用はしないものとする。 (例：父子世帯と低所得世帯に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存在世帯 両親が不存(死亡、拘禁、生死不明)の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
	(2) 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 低所得世帯 概ね生活保護基準程度の収入で生活している場合、自立支援のため必要と認められる場合	7
就労実績 *1	1年以上の就労実績がある場合	2
	半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、おなかま保育室、家庭保育福祉員、認定保育園、かわさき保育室、商店街店舗活用保育施設、地域保育園等に預けている場合	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 *2	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
	近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合	-1
産休明け又は育休明け *3	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については1~3月中の復帰者を含む。)	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し入所解除となった児童	保護者が育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業終了後、当該保育所に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合	15

*1 児童の保護者にそれぞれ加算。

*2 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

*3 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

項 目
申込み時に保育料を滞納していない世帯
保護者の一方が長期不在（単身赴任、海外勤務、入院等）の世帯
児童を認可外保育施設等に預けている期間（育児休業期間中は除く）の長い世帯
就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯
所得の低い世帯
児童相談所等関係機関の意見に基づき、保育の実施が望ましいと認められる世帯
既にきょうだいが在園している場合で、同一の保育所に入所を希望する世帯

2. 監査手続

認可保育所の入所選考が市の入所選考基準どおりに行われていることを検証するため、関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

なお、当該資料の閲覧は平成21年4月1日現在において待機児童が多い認可保育所上位3施設（茶々いまい保育園、さぎ沼なごみ保育園、星の子愛児園）における入所決定者各10件、入所不承諾者各10件について行った。

3. 実施した監査手続の結果

(1) 星の子愛児園の入所決定者と入所不承諾者

星の子愛児園の入所決定者と入所不承諾者の入所申込みに必要な書類を閲覧したところ、母親が育児休暇中の世帯の児童は入所決定者となっており、母親が就職内定後の世帯の児童は入所不承諾者となっているものがあつた。

これは、前者が育児休暇後に月20日以上、1日実働7時間以上の就労が予定されていることから、別表1の「保育所入所選考基準」において「ランクA」となり、後者が就労先確定という扱いになり「ランクD」となっていることによるものである。

(監査意見) 就労先内定者と育児休暇後職場復帰予定者のランクの相違

市の「保育所入所選考基準」では、児童福祉法に基づいて「保育に欠ける」要件の判断をしており、入所決定時点において確認できる就労実績等からランク付けをしている。そのため、就労先内定と育児休暇後復帰予定を比較した場合に、前者には就労実績がないことから、後者と比較して「保育に欠ける」程度が低いと判断され、後者よりも下位のランクとなることは、現状ではやむを得ないことと思われる。

しかしながら、入所日時点の状況で比較した場合に、その就労時間・日数が同等であるならば、就労先内定も育児休暇後復帰予定も同じ状況であり、さらに現在の経済情勢を加味すると、前者の方が後者よりも保育を必要とする場合もありうると思われる。したがって、その基準とする時点については、今後の国の政策の動向を注視しながら、検討をしていくことが望まれる。

(2) 茶々いまい保育園の入所決定者と入所不承諾者

茶々いまい保育園の入所決定者と入所不承諾者の入所申込みに必要な書類を閲覧したところ、母親が居宅外労働の世帯の児童は入所決定者となっており、母親が自営の世帯の児童は入所不承諾者となっているものがあつた（両者とも月 20 日以上、1 日実働 7 時間以上の就労）。

これは、前者が居宅外労働であることから、「保育所入所選考基準」において「ランク A」となり、後者が自営の協力者であることから「ランク B」となっていることによるものである。

(監査意見) 居宅内就労者と居宅外就労者のランクの相違

自営の場合には「保育所入所選考基準」上、「中心者」と「協力者」の区分を設けており、その労働密度や就労内容等から見て、補助的な業務を行っていると考えられるものについては「協力者」の細目を適用することにより、居宅外就労の場合に比べてランク上劣後に扱う場合がある。これは、居宅外就労に比べて自営の「協力者」は「保育に欠ける」程度が低いと考えられるためである。

ただ、自営の「協力者」で入所不承諾となった保護者の中には、なぜこのような区分が存在し、ランク上劣後に扱われるのかについて十分に理解できていないため、苦情につながる場合があると思われる。したがって、市は、居宅外就労と自営のランク上の扱いの相違について十分に保護者に説明し、理解を得られるように努める必要がある。

VIII. 認可保育所職員の状況について

1. 配置基準

(1) 概要

認可保育所の職員数は、国が「児童福祉法」に基づき「児童福祉施設最低基準」を策定している。したがって、少なくともこの「児童福祉施設最低基準」の職員が配置されなければならない。一方で、国の基準はあくまでも最低基準であるため、多くの自治体では、自治体独自の配置基準を設けている。市でも、保育サービスを充実させるために、国の基準をベースとした上で独自の配置基準を設けている。

< 保育所職員配置基準 >

区分		国基準	公営保育所基準	民間保育所基準
保育士・看護師	0歳児	児童3人につき 保育士1人	児童3人につき 保育士1人 【産休明け保育】 児童2人につき 保育士1人 ※看護師は別枠で 1人	児童3人につき 保育士1人 【産休明け保育】 1人の臨時加算あり
	1・2歳児	児童6人につき 保育士1人	同左	同左
	3歳児	児童20人につき 保育士1人	同左	同左
	4・5歳児	児童30人につき 保育士1人	同左	同左
	年休代替要員 (予備保育士)		1施設に1人配置	同左
	休憩・休息要員 (充実保育士)		保育士4人につき 保育士1人加算	同左
調理員等	調理員	定員45人以下は1人 定員46人以上は2人	定員60～95人は1人 定員120人は2人 定員210人は3人	(調理員等) 定員45名以下は1人 定員46～60名は2人 定員61～150名は3人 定員151名以上は4人
	栄養士		1施設に1人配置	
その他	用務員		0歳児定員施設は 1人	

<保育所職員保育士配置基準の他都市との比較>

都市名	配置基準	予備配置	その他加配
川崎市	0歳児 3:1 1歳児 6:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児 30:1 5歳児 30:1	1施設に1人	充実保育士として 保育士4人に対し1人
横浜市※1	0歳児 3:1 1歳児 6:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児 30:1 5歳児 30:1	1施設に1人	—
さいたま市	0歳児 3:1 1歳児 6:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児 30:1 5歳児 30:1	全体で15名	—
千葉市※2	0歳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 5:1 3歳児 25:1 4歳児 25:1 5歳児 25:1	—	全体で5名

※1 公営保育所のみに関する基準である。

※2 国基準を下回る場合は国基準に準ずることとしている。

(注1) 平成21年4月現在の状況である。

(注2) 上記資料は保育課より提供されたものである。

(注3) 障害児加配は除いている。

(2) 監査手続

認可保育所の配置基準について、以下の視点でその運用を検証するため、関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

①最低配置基準について

市の配置基準と国の基準とを比較することにより、過度な過不足がないかどうかを検討した。

②市の配置基準について

平成21年4月現在において、配置基準どおりに職員が配置されているかを確認した。公営保育所においては、児童定員に対して正規職員が配置されているとのことであるため、実際の配置がそのとおりであるかを確認した。また、民営保育所においては、実際の入所定員に対して常勤職員（常勤的非常勤含む）を配置しているとのことであるため、実際の配置がそのとおりであるかを確認した。

また、平成22年9月16日に視察した3園について、児童数に対する職員が適切に配置されているかを確認し、また実際に職員が勤務しているかを確認した。

(3) 実施した監査手続の結果

市の配置基準は、年齢別児童数に対する保育士の配置基準については国の基準と同様であるが、予備保育士及び充実保育士という形で、他都市と同様に国の基準よりも多くの保育士を配置している。

なお、市の保育士配置数の計算方法は、以下の表のとおりである。

保育士の配置基準	算出方法
0歳児（ア）	$\frac{\text{ア} \times 20 + \text{イ} \times 10 + \text{ウ} \times 3 + \text{エ} \times 2}{60} = A$
1・2歳児（イ）	
3歳児（ウ）	
4・5歳児（エ）	
充実保育士	$A \div 4 = B$ Bは小数点1位（2位以下切捨て）を切上げ
予備保育士	C（1施設に1人）
保育士数	$A + B + C$

保育士以外の職員については、調理員基準において、国基準には特に配置する必要のない栄養士も調理業務を担っているため、栄養士と調理員を合わせて国基準を満たすこととしている。また、必要に応じて臨時職員を配置しているとのことであった。

市では、原則配置基準と一致するように公営保育所の正規職員を配置しており、保育士を始めとする市の職員が1,256人配置されている。平成21年度における公設公営保育所の児童定員と保育士の配置数を調べたところ、確かに配置基準と一致するように保育士が配置されていた。

そして、配置基準を超えて加配されている正規職員は、保育士19名、調理員1名、用務員2名の合計22名であった。この加配されている職員は、障害児加配保育士17名、病休のための加配が3名、業務補助目的のための加配が2名である。配置基準に沿った1,234名と障害児加配保育士17名は市の職員定数で決められた配置である。したがって、職員定数を超えた配置は5名であり、不測の事態に対応する場合もあることを考慮すると、著しく過剰な正規職員を配置しているとはいえない。

また、公営保育所の保育時間が7時30分から19時までであることに對し、正規職員の勤務時間は7時間45分であるため、正規職員は通常ローテーション制で勤務している。そのため、必要な時間帯については非常勤職員や臨時職員を活用して十分な保育士を配置するようにしている。非常勤職員として配置されている職員は、保育士80名、用務員45名の合計125名であり、臨時職員として配置されている職員は、保育士（補助含む）851名、調理員等98名の合計949名であった。

なお、一部の公営保育所では、児童定員を超えて児童を受入れており、その際にも、実際の児童数でも配置基準を満たせるように、臨時職員を増員して対応している。

一方、民営保育所の職員配置については、原則常勤職員で充足することとしているが、それが難しい場合には常勤職員だけでなく常勤的非常勤職員も含めて配置基準を満たしている。平成21年4月1日現在の児童数と職員数を比較し配置基準を満たしているか確認した結果、十分な職員が配置されていることを確認できた。

また、平成 22 年 9 月 16 日に視察した 3 園について、児童数及び職員数は以下の表のとおりである。

<児童数と職員数>

(単位：人)

保育園名	児童数		保育士数		職員数	
	定員	入所数	市基準 配置数	実際 配置数	22 年 9 月	21 年 4 月
中野島・中野島乳 児保育園	95	97	15	29 (14)	40 (19)	36 (16)
宮前平保育園	150	150	21	35 (13)	39 (14)	34 (9)
そらまめ保育園	30	30	5	13 (6)	20 (10)	21 (10)

(注) 括弧内は非常勤職員数であり、内数である。

上記により保育士の配置状況を確認した結果、配置基準に従って職員が配置されていることを確認し、また実際に保育所で勤務していることを確認できた。

2. 年齢構成

(1) 概要

保育所の民営化が議論される際に、公営で勤務する職員から民営の職員に入替わることで保育士の質が下がるという点がよく懸念としてあげられる。民営化される際には、職員の入替えが発生している事実があるが、保育士の質については、何をもって質と定義するのかにより、その質の意味が変化してしまうため、単純に比較できるものでもない。

いわゆる「保育の質」とは、「保育士の質」ということであり、公民で質の格差が存在するという話をよく耳にする。そして、その根拠として、公営職員は公務員という就労形態から、長く勤務している経験豊富な保育士が多いと言われる一方、民営の職員は年齢が若い経験の浅い保育士が多いという現状がある。職員の年齢や勤続年数が、必ずしも保育士の質に直結するとは限らないが、実際の状況を把握しておくことは重要と考える。

(2) 監査手続

公営職員及び民営職員の年齢や勤務体系の構成を調べるために、職員状況に関する関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

一般的に保育士の質として議論される、保育士職員の経験値の参考情報を得るために、公営及び民営の職員の平均年齢を調査した。なお、厳密には職員の業務経験年数を経験値とすべきであるが、育児休暇取得や一時退職を把握することが困難であるため、単純な年齢を経験値として平均年齢を調査対象とした。

また、市では民営職員の年齢構成等のデータについて、統計的なデータとして分析されたものはなかったため、各保育所が作成する報告書からデータを取得する必要があり、民設民営は保育所数が多いため、サンプルとして10園を任意に抽出したものをデータとして使用する。

<保育所職員の平均年齢> (単位：歳)

保育所形態	平均年齢
公設公営	43.9
公設民営	31.9
民設民営	30.9

職員の平均年齢を調査したところ、公営保育所の職員の平均年齢が高く、民営保育所の職員の平均年齢は若い傾向にある。確かに、年齢の高いベテランの保育士は経験豊富であることが多く、保護者にとっては安心できる存在であるといえる。しかし、職員の構成についてはバランスがとれていることが大事であり、ベテランの保育士が多いことのマイナスの面も存在するといえよう。

たとえば、将来的なベテラン保育士の退職による経験豊富な保育士不足、高い人件費による保育コストの上昇、若手保育士のモチベーションの低下等のデメリットが考えられる。逆に、若い保育士だからこそそのプラスの面、例えば若さによる保育への情熱や新しい事へ取り組む柔軟性などもあろうかと思われるため、単純に若い保育士がベテランの保育士より劣っていると早急に結論付けることはできない。

（監査意見） 認可保育所の職員構成

公営保育所職員の年齢構成は高い傾向にあり、一方で民営保育所職員の年齢構成は低い傾向にある。年齢構成が必ずしも保育の質とイコールになるというわけではないが、あくまでも質の一部としての保育の経験という面においては年齢と相関する。したがって、民営保育所について、著しく職員の平均年齢が低い場合や、未経験の保育士の割合が高い場合で、保育の質の確保が疑わしい場合には指導するなどの対策をとることが望まれる。

また、公営保育所の職員構成についても、ベテラン保育士だけでなく、若手保育士の能力をより活用するため、園ごとの職員構成のバランスを配慮することが望まれる。

3. 公営保育所職員の就業管理

(1) 概要

公営保育所職員の勤怠管理は、他の市職員と同様に平成 22 年度から導入された「職員情報システム」により管理されている。なお、平成 21 年度以前は、出勤した際に紙の出勤簿へ各職員の印鑑を押すといった方法であった。

保育所職員の勤怠は、園児の延長保育等の状況を考慮して、園長若しくは勤怠の管理担当者により勤怠システム上で「勤務ローテーション表」が作成される。そして、職員は出勤時に各職員が所有する出勤カードをリーダーへ通すことにより、出勤実績が勤怠システムに登録される仕組みとなっている。

(2) 監査手続

視察した公設公営保育所において、勤怠システムで管理されている勤務ローテーション表と実際の職員の勤務状況について確認した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

勤務ローテーション表の勤務スケジュールと実際に保育所で勤務している職員を確認した結果、保育士 2 名の間で、勤務ローテーションを交代していたが、その交代状況がシフト表には反映されていなかった。

(監査の結果) 勤務ローテーションの勤怠システムへの反映

保育士のローテーションは、児童の登園状況等により決定されるものであり、それが徹底されていない場合は、必要な保育士が足りないといった状況を招きかねない。今回は、2 名の間での交代であったため、保育士の人数に変化が生じたわけではないが、ローテーションの交代があった場合には、速やかに勤怠システム上に反映すべきである。

IX. 認可保育所職員に対する研修について

(1) 概要

質の高い保育を実現するために、保育所設備などハード面の充実も重要であるが、保育所で働く職員の技能などソフト面の充実の方がより重要である。職員の資質・能力を向上させ、よりよい保育を実践するためには、保育所の現場での経験による学習とともに、研修による体系的な学習も必要不可欠である。そのため、市でも保育所職員に対する研修の重要性を理解しており、非常勤職員も含めた職員への研修を提供している。市が公営保育所の職員向けに提供している研修は、以下の表のとおりである。

<公営保育所職員の研修体系>

研修の分類	研修の種類
課内研修	(1) 保育課研修 (2) 保育園職員資質向上職免研修 (3) 保育内容研究部会
他機関研修	(1) 白峰学園保育センター研修 (2) 幼児教育センター研修 (3) 区単位の研修 (4) 社会福祉協議会主催の研修 (5) 他課（保育課以外）主催の研修
自主研修	(1) 園内研修 (2) 自己研修

公営保育所の職員が受講することができる研修は、課内研修、外部研修である他機関研修、及び自主研修である。課内研修は、保育課からプログラムが用意され出席が必須とされている保育課研修と、保育課が外部研修として開催されている研修から選定した研修リストに基づき、年2回業務時間内研修として参加できる保育園職員資質向上職免研修、及び保育に関する研究発表を行う保育内容研究部会から構成される。

他機関研修は、外部機関が開催する原則任意参加の研修であり、保育課からは研修の案内に関して通知を行っている。自主研修は、各保育所内で自主的に行われるグループ研修や各職員個人の学習による研修や、公立保育園保育士会による研修である。

一方、民営保育所の職員の研修は、各運営団体により職員研修が実施されているため、保育課で民営保育所職員向けの研修は特に用意していないが、公営職員向けの保育課研修に民営の職員も出席することは可能である。また、民営の職員は、各運営団体が実施している内部研修に加えて、財団法人川崎市保育会や財団法人神奈川県民間保育園協会、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会主催の研修、学校法人白峰学園保育センター等の外部研修にも参加している。

なお、保育課の主催する研修は、保育課の予算から執行されているが、市が計上している研修費は少額であり、3年間の推移は以下の表のとおりである。

<研修費用決算額の内訳>

(単位：円)

歳出科目	19年度決算額	20年度決算額	21年度決算額
報償費（講師代）	635,000	648,000	585,000
旅費	77,730	165,250	85,840
需用費（テキスト代）	0	0	0
使用料及び賃借料（会場代）	84,920	0	91,580
負担金補助及び交付金	54,000	72,000	68,000
合計	851,650	885,250	830,420

(2) 監査手続

保育所職員研修の概要、及び研修実態や参加状況を検証するため、関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

①職員の研修の受講状況

保育所の職員が受講しているであろう研修に関して、保育課が把握している平成 21 年度の受講状況は以下の表のとおりである。

< 21 年度職員研修受講状況 >

(単位：延人数)

研修の種類	公営職員出席数	民営職員出席数
保育課研修	1,571	133
保育園職員資質向上職免研修	235	—
保育内容研究部会	215	—
白峰学園保育センター研修	66 (指定研修のみ)	—
幼児教育センター研修	自主参加のため不明	—
区独自の研修	自主参加のため不明	—
社会福祉協議会主催の研修	自主参加のため不明	—
他課 (保育課以外) 主催の研修	自主参加のため不明	—
民営保育所団体主催の研修等	自主参加のため不明	—
その他自主研修	自主参加のため不明	—

(注) 民営職員出席数について、保育課では管理対象外のためハイフンとしている。

公営保育所の職員は、主に保育課研修を受講しており、この研修は業務時間内に行われるため、勤務時間として認定されている。したがって、当然保育課でも出席状況を把握している。

また、保育課研修以外の研修として、白峰学園が主催する研修やその他の外部団体が主催する研修に参加することもできる。これらの研修のうち、白峰学園が開催する「乳児救急法研修」「0 歳児保育研修」「1 歳児保育研修」「2 歳児保育研修」や一部の外部団体主催の研修項目については、保育園職員資質向上職免研修の対象となり、保育課研修と同様に勤務時間中の受講が認められている。さらに、保育内容研究部会についても、月 1 回 (午後半日) の研究部会に参加する職員は、勤務時間中の受講が認められている。

したがって、これらの研修についても、保育課は出席状況を把握している。

上表以外の研修については、任意研修として扱われ、休暇を取得しての参加や勤務時間終了後の夜間に受講するなど、勤務時間外の研修となり、保育課では受講の管理を行っていない。

一方、民営保育所の職員は各保育所の運営団体が行っている内部研修や、川崎市保育会や神奈川県民間保育園協会、社会福祉協議会主催の研修、白峰学園保育センター等の外部研修を受講している。また、公営職員向けの保育課研修についても、任意で参加することが可能であるが、保育課研修へ実際に参加している民営職員はあまり多くない。

市では、民営の保育所職員に関する研修受講状況について、各民営保育所が毎年提出する「民間保育所指導監査事前提出資料」における項目のひとつとして把握されているが、各民営保育所運営団体や川崎市保育会等、各団体、各事業の自主的な対応に任せており、分析は行われていない。

②保育課研修の状況

保育課が提供している保育課研修は、職種別研修、新任研修、年代別研修、非常勤職員研修から構成されている。研修テーマは、毎年保育課により旬なトピックを盛り込み、過去に実施された研修の受講者からの反応等を加味した上で決定されている。また、講師については、大学の教授や地域団体の関係者、市内保育所職員などが務めており、単なる講義形式の研修だけでなく、実践力を養うための実技型研修もテーマとして選定されており、現場職員の技能を向上させるようなプログラムも含まれている。

保育課研修は必修研修として位置づけられているが、全職員が出席必須というわけではない。公営保育所については各園最低1名の出席が必須となっており、その出席者は研修で学んだ内容を各園に持ち帰り、園内研修等で他の職員へも展開される仕組みとなっている。また、研修に参加した出席者は、「保育園職員研修受講報告書」を作成し、園長の確認を受けた上で保育課担当へ提出する。保育課担当は、その報告書を閲覧することにより、受講者の研修に対する感想や効果を把握している。

平成 21 年度に実施された保育課研修の具体的な研修内容、及び研修の参加人数は以下の表のとおりである。

<平成 21 年度保育課研修一覧>

(単位：人)

区分	研修名	研修テーマ	対象者	想定出席人数	実際出席人数	
職種別研修	園長研修	川崎市保育指針について	園長、主査	68	71	
	主査研修	川崎市保育指針について	園長、主査	68	88	
	保育士研修		地域連携における子育て支援と保育園の役割	保育士、看護師 栄養士	74	76
			カウンセリングの基本と実践 (保護者対応・保育士自身の精神衛生)	保育士、看護師 栄養士	74	74 ※74
			子育て支援と保育園の役割	保育士、看護師 栄養士	74	74
			言葉と心の不思議な関係	保育士、看護師 栄養士	74	74
	統合保育研修		発達障害の子どもを理解について	保育士、看護師	74	78 ※76
			ケースカンファレンス	保育士、看護師	74	75
	健康管理研修		こどもの体と心の育ち	看護師、保育士	74	74
	給食担当者研修		給食実務と食品衛生	看護師、保育士	74	74
			保育園における食事摂取基準を活用しての栄養管理について	栄養士、調理員 保育士	45	62
			保育園給食に活かす調理技術	栄養士、調理員	45	16 22 ※16
	用務員研修		各区でテーマ設定	用務員	68	70
	新任研修	園長研修	施設運営と保育園長の役割	新任園長	12	12
主査研修		施設運営と主査の役割	新任主査	11	11	
任期付保育士研修		健康管理 接遇と職場マナー	任期付保育士	25	25	
保育士研修		保育所保育と保育士の役割	新任保育士 (任期付含む)	16	16	

区分	研修名	研修テーマ	対象者	想定出席人数	実際出席人数
	看護師研修	保育園における看護師の役割と保健、健康管理業務	新任看護師	5	5
	用務員研修	安全管理について 保育園における用務員の役割	新任用務員 (非常勤・臨時職員含む)	15	15
	新人研修	保育園職員の役割	新任職員 (全職種)	40	40
年代別研修	園長研修	施設運営と保育園園長の役割	5年未満園長	38	38
	保育士研修	川崎市帳票にそった活きた保育記録と子どもの見方	10年未満保育士	74	64
		中堅保育士の役割	中堅保育士	74	74
		主任保育士の役割	主任保育士	74	74
非常勤職員研修	保育士研修	非常勤保育士としての役割	新人非常勤保育士	23	23
	保育士研修	非常勤保育士としての役割	更新非常勤職員	57	55
	用務員研修	非常勤用務の役割	非常勤用務員	25	25

※複数回実施された研修については、実施回ごとに出席人数を表示している。

平成 21 年度の公営保育所は 74 園であり、幼児・乳児併設の保育園を加味すると、園長と用務員は 68 名である。そこで、各研修の想定される出席人数と実際の出席人数の比較を行ったところ、2つの研修において実際の出席人数が想定人数に達していなかったため、保育課担当者へ確認を実施した。

まず、年代別研修の 10 年未満保育士に関しては、研修の出席は原則各園 1 人ということであるが、幼児と乳児保育所を併設している保育所では、実質的には一体の保育所であるため、現場の状況によりそれぞれの保育所からの出席が困難な場合には、当該保育所で 1 名の出席とすることを認めているためであるとのことである。その他は、対象となる保育士が産前産後休暇や育児休暇中により、欠席しているためであるとのことである。

次に、更新非常勤職員の研修であるが、非常勤保育士で不足する 2 名は、産前産後休職者と病気による休職者が 1 名ずつとのことであった。

(監査意見) 必修研修のフォロー

現状の市のルールでは、仮に必修研修を欠席した職員や産前産後休暇等で出席できない職員に対する補講のような研修は特に存在しない。保育の質を確保するために、研修の受講は重要なものであることを考えると、市で必要と定めている研修については、できる限りの出席が望まれる。

したがって、研修への出席が必須となる職員の受講をより強く促すとともに、確実に受講が行われるような方策を検討すべきである。

(監査意見) 職員別研修履歴の把握

保育課研修の受講状況について、出席簿により出席者が誰であったかの保育課からの把握はできるが、ある保育士がどのような研修を受講済みであるかの保育士ごとの把握は行われていない。

保育課研修は公営保育所各園から、園の代表者として最低1名の出席を求めており、研修に参加する職員の選定は、各園の園長に任されている。園長もできるだけ多くの保育士が研修に参加できるように配慮をしているとのことである。

確かに、出席が必要な研修を受講しなかったとしても、保育課研修の園内研修により、出席者以外の職員へも研修内容が展開されているが、他園の職員との交流等を通じてモチベーションの向上などの効果も見込まれることから、できる限り多くの職員に出席する機会を持たせることが望ましいと考える。

また、職員の資質向上の観点からも、各職員が過去にどのような研修が受講済みでどのような研修が未受講であるかを把握することにより、職員のスキルの現状を把握し、今後身につけるべき能力を明確にすることは、研修をより効果的にするものと考えられる。

したがって、各職員が今後受講すべき研修を把握できるような管理運営方法を検討していくことが望まれる。

(監査意見) 民営保育所運営団体の研修状況の把握

公営保育所と同様、民営保育所の職員についても技能の維持・向上が求められる。民営保育所の職員は、保育課主催の研修に参加することができるものの、特に義務化されていないこともあり、保育課研修へはほとんど参加しておらず、各運営団体の研修や川崎市保育会等の研修を受講している。

各職員がどの研修に参加しているかという受講状況については、各民営保育所が提出する「民間保育所指導監査事前提出資料」として報告されている。しかしながら、公営職員も参加する白峰学園が主催する研修を除き、民営保育所運営団体の研修体系としての全体像やメニュー内容は把握できているが、認可保育所として十分な研修が提供されているか、研修の内容が適切であるかについて、分析できていない状況にある。

したがって、各民営保育所の運営団体が実施している内部研修や川崎市保育会、及び神奈川県民間保育園協会が主催している研修の体系を分析し、適切な研修が行われていることを確認することが望まれる。

(監査意見) 臨時職員向けの研修

公営保育所に勤務する非常勤職員については、非常勤職員向けの保育課研修が準備されているが、臨時職員向けの保育課研修は特に準備されていない。保育課研修への参加は各園長の選定によるため、臨時職員が保育課研修に出席できないと規定はされているわけではないが、一般的には臨時職員が出席職員として選定される可能性は低いと想定され、また保育課でも臨時職員の出席実態について把握していない。

しかしながら、臨時職員であっても、保育士としての能力・スキルが必要であり、その資質を向上させることが求められていることには変わりはない。臨時職員は、時間単位の勤務であるため、研修の参加に時間を費やすことが困難であったり、また園内研修で十分フォローされていたりする可能性もある。

したがって、臨時職員は時間や期間等様々な雇用形態が考えられるため、例えば正規職員と同程度の時間で半年以上勤務している臨時職員については非常勤職員と同程度の研修を受講させるような仕組みの整備を検討することが望まれる。

X. 保育事業における資産管理について

1. 公有財産の管理

(1) 概要

公有財産の取得・管理・処分等については川崎市財産条例及び川崎市財産規則に基づいて行われている。公有財産は市の行政目的に直接供用されるか否かの使用目的によって、行政財産と普通財産に分類される。よって、公設公営保育所及び公設民営保育所の土地や建物は行政財産として、民設民営保育所に貸付している土地や建物は普通財産として管理される。

(2) 監査手続

公有財産の管理が適切に行われているか否かを検証するため、「川崎市公有財産表（平成 22 年 3 月 31 日現在）」と関連資料との整合性を確かめるとともに、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

川崎市公有財産表（平成 22 年 3 月 31 日現在）によると普通財産となるべき「京町いづみ保育園」（川崎区京町 3-26-1）と「つくし保育園」（幸区戸手本町 2-420-1）の土地が行政財産の一覧に記載されていた。理由については、民営化により普通財産に用途変更する処理はなされていたものの、財産管理を所管する部局への報告が欠けていたため、川崎市公有財産表にその変更が反映されていなかったとの回答であった。

（監査の結果） 行政財産から普通財産への変更処理の漏れ

資産管理をする上で、行政財産か普通財産か区分することは、公設公営保育所及び公設民営保育所と民設民営保育所のどちらが使用しているか確認することができるため重要な区分であると考ええる。

したがって、用途変更の手続はなされていたものの、川崎市公有財産表にその反映がなされていなかったとのことであるから、財産表の管理を行う部局との連携を密にし、適切な事務執行に努めることが必要であると考ええる。

2. 備品の管理

(1) 概要

川崎市物品会計規則第6条1項(1)によれば、備品とは比較的長期間にわたって、その品質又は形状を変えないことなく、使用、保存に耐えうるものとある。ただし、取得価格又は評価価格が2万円未満のものについては、原則として消耗品として取り扱われ、備品としての管理は行わない。

公設公営保育所については、各保育所の職員が備品の管理を行っており、貸与されているノートパソコンを使って市の総合財務会計システムへアクセスして各種申請を行っている。また、備品台帳と現物の照合についても年1回以上行うこととされている。

また、公設民営保育所については指定管理者に備品の管理も含めて委託している。市の総合財務会計システムは指定管理者に委託した場合の備品管理を想定していないため、現状では、システムから出力される備品使用票のデータを各園で更新し、それを市の保育課が一括して入力を行うこととしている。

(2) 監査手続

備品の管理状況を確認するため、公設公営の中野島保育園及び中野島乳児保育園並びに公設民営の宮前平保育園において備品の現地調査を行うとともに、システムから出力される備品台帳との照合を実施した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

①中野島保育園及び中野島乳児保育園

中野島保育園及び中野島乳児保育園の備品について、備品台帳から任意に10件をサンプル抽出し、現物との照合を行った結果、現物がないものが以下の2件検出された。

備品番号	品名	数量	金額(円)	取得年月
00002048	洗濯機	1台	62,160	平成9年12月
00002051	掃除機	1台	32,900	平成6年9月

また、担当者に確認したところ、以下の備品についても現物がないことが判明した。

備品番号	品名	数量	金額(円)	取得年月
00001965	おでかけ兼用避難車	1台	120,277	平成15年3月
00003336	とび箱	1組	29,750	昭和59年3月
00003337	とび箱	1組	36,000	平成3年9月
00002053	掃除機	1台	64,680	平成14年1月
00002054	乾燥機	1台	40,200	平成11年3月
00000859	雛壇	1組	800,000	平成8年1月
00001001	ホットカーペット	1枚	25,200	平成11年12月
00001295	ベッド	1台	50,000	平成2年9月
00001288	ワゴン(散歩車)	1台	92,350	平成4年6月
00000294	収納ベッド付き医療戸棚	1台	144,200	平成6年3月

②宮前平保育園

宮前平保育園の備品について、備品台帳から任意に7件をサンプル抽出し、現物との照合を行った結果、すべて台帳と現物との整合が確認された。

しかし、担当者にヒアリングしたところ、備品台帳は先月である8月に調査して更新したものであり、8月の時点では不整合が検出されたとのことである。

備品台帳に記帳されていないが、現物があるものについて現地担当者が8月に確認したところ、下記が検出されている。

備品番号	品名	数量	取得年月
10-7-01	炊飯器	1台	平成7年4月
10-55-01	炊飯器(3合)	1台	昭和55年10月
11-11-01	電子レンジ	1台	平成11年8月
11-62-01	体重計	1台	昭和62年5月
4-51-03	整理棚	1個	昭和51年11月
9-12-01	引出棚	1個	平成12年11月
5-7-01	放送器具	1個	平成12年11月
18-51-01	脚立	1個	昭和51年11月
10-55-***	脚立	1個	昭和55年***月
4-51-01	ロッカー	1其	昭和51年11月
5-13-01	CDラジカセ	1台	平成13年1月
4-5-02	乳児用椅子	1脚	平成5年11月
4-8-01	乳児用椅子	1脚	平成8年7月
4-8-03	乳児用椅子	1脚	平成10年1月
4-8-05	乳児用椅子	1脚	平成10年1月
4-57-01	スチール棚	1個	昭和57年1月
***	荷台	1台	***
11-3-05	身長測定器	1台	平成3年12月

(注1) 備品には管理シールが貼付されており、管理シールは旧備品番号で記載されている。

(注2) ***についてはシールが色褪せており、内容が不明なものである。

(監査の結果) 備品の実地棚卸方法の見直し

公設公営保育所において備品の実地棚卸は年1回行われている。しかし、現状においては、中野島保育園及び中野島乳児保育園の備品管理担当者が通常の保育業務の合間を縫って行っているため、長期にわたり棚卸作業が完了できていない状況にあり、照合漏れ等が発生する可能性が高くなっている。備品の棚卸については、保育所の職員数人で行い、短期間で作業を終了させることで、実地棚卸の実効性が高まると考えられる。

また、備品の実地棚卸を行った際、照合結果について各保育所から市の保育課に報告をしていないため、実際にどのように行ったか市の保育課は把握しておらず、照合結果についても不明である。今後は備品の棚卸マニュアルや棚卸報告書のフォーマットを作成し、市の保育課へ報告する体制を整備することが重要であると考えられる。

（監査の結果） 公営保育所における備品の廃棄申請手続きの不備

公設公営保育所の備品台帳については、市のシステムで管理されている。備品の廃棄申請は、各保育所にあるノートパソコンを通じて、市の総合財務会計システムで申請を行い、決裁されてから廃棄を行うこととしている。しかし、実際には申請をせずに廃棄をしてしまうこともあり、台帳との不整合が発生している。

備品については市の財産であり、また、盗難等のリスクがある資産であるため、廃棄手続のルールを徹底する必要があると考える。

（監査の結果） 指定管理への移行時における備品の引継ぎ手続きの不備

公設民営保育所のように指定管理者に保育所の運営を委託している場合、備品は市の資産であるが、管理は指定管理者に委託することになる。その場合、市の備品と指定管理者の備品を明確に区分しておく必要があるが、宮前平保育園では、市の備品台帳と現物の照合を行わないまま、指定管理に移行してしまったため、市の台帳と現物の不整合が生じており、今回、現物に合わせて台帳を作成し直している状況にある。

指定管理に移行する際には、引継ぎを行う備品と台帳の照合を必ず行い、指定管理者と市の職員が共に確認することで、台帳と現物の不整合が生じないようにすべきである。

3. 公営保育所の安全対策

（1）概要

保育所における安全対策は、乳幼児を預ける保護者が安心して利用するために必要不可欠なものである。市では下記のような事項を実施し、安全対策を行っている。

①チェックリストによる点検

月に1度、チェックリストにて安全点検を行っている。「環境安全点検実施状況報告書（安全点検チェック表）」に危険箇所、修理すべき箇所、不適切な箇所及びその対応方法について記載する。対応したものについては、完了確認欄に対応した月日を園長が記入して市に報告する。

②用務員研修の実施

用務員研修を定期的の実施し、「保育園用務員安全衛生作業マニュアル」を作成する等、児童の安全を確保するためのチェックを行っている。

③避難訓練の実施

災害時に備えるため、避難訓練を最低月 1 回行い、園児の安全確保の確認をする。また、マニュアルを作成し、災害時における組織体制と役割分担について全職員で確認している。

④その他

園内研修や職員会議で適宜安全対策について確認している。また、市では平成 22 年度において、専門業者による園庭遊具の点検を実施している。

また、耐震対策については、平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災により旧耐震設計基準で建設された建築物に被害が多く発生したことを受けて、既存建築物の耐震性の強化が防災対策の中でも特に緊急性が高いと認識され、平成 7 年 12 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）」が制定されている。

市においても、平成 7 年度に旧耐震設計基準に基づいて建設された公共建築物の耐震診断を実施しており、対象 80 か所の保育所のうち 2 か所（大島保育園・野川保育園）については耐震補強を要すると判断されたため、平成 18 年度までに補強工事を行っている。

(2) 監査手続

老朽化対策の状況を確認するため、今後の建替計画及び保育所の老朽化に対する対応についての関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。また、定期的な安全点検が行われているか検証するため、環境安全点検実施状況報告書（安全点検チェック表）を入手し、安全点検の実施状況及び危険箇所についての対応状況の確認を行った。

(3) 実施した監査手続の結果

①公営保育所の建物の老朽化について

以下の表は公営保育所の建物の建築年月及び今後の建替予定である。

<公営保育所建物一覧> (単位：千円)

保育園名	建築年月	取得価額	建替予定
大島保育園	昭和40年3月	20,757	
中野島保育園	昭和40年6月	12,850	
中野島乳児保育園	昭和40年6月	6,650	
北加瀬保育園	昭和41年3月	12,880	
宮内保育園	昭和41年3月	13,076	
向丘保育園	昭和41年9月	13,701	
向丘乳児保育園	昭和41年9月	8,190	
渡田保育園	昭和42年3月	30,823	
小倉保育園	昭和42年3月	53,342	
諏訪保育園	昭和42年3月	12,322	
生田保育園	昭和42年3月	16,145	
生田乳児保育園	昭和42年3月	9,897	
古市場保育園	昭和43年3月	28,761	
平間保育園	昭和43年3月	13,438	
平間乳児保育園	昭和43年3月	9,554	
野川保育園	昭和43年3月	60,518	
菅保育園	昭和43年3月	33,144	
小田保育園	昭和44年3月	32,734	
玉川乳児保育園	昭和44年3月	11,011	平成24年度
末長保育園	昭和44年3月	16,191	平成23年度
古川保育園	昭和45年3月	34,727	
西大島保育園	昭和45年3月	25,917	平成24年度
中丸子保育園	昭和45年3月	33,222	
有馬保育園	昭和46年11月	31,927	
西高津保育園	昭和46年3月	24,014	
中原保育園 (わーくす中原と合築)	昭和46年3月	36,931	
新町保育園	昭和46年3月	31,857	
河原町保育園	昭和47年2月	67,258	

保育園名	建築年月	取得価額	建替予定
東小田保育園	昭和 47 年 3 月	36,340	
三田保育園	昭和 47 年 3 月	47,070	
観音町保育園	昭和 48 年 3 月	43,282	
南加瀬保育園	昭和 48 年 3 月	35,198	
下小田中保育園	昭和 48 年 3 月	35,644	
津田山保育園	昭和 48 年 3 月	42,996	
西宿河原保育園	昭和 48 年 3 月	40,122	
上麻生保育園	昭和 49 年 11 月	106,538	
菅生保育園	昭和 49 年 11 月	126,394	
南河原保育園	昭和 49 年 9 月	126,185	
西有馬保育園	昭和 49 年 9 月	128,582	
上作延保育園	昭和 50 年 10 月	132,746	
玉川保育園	昭和 50 年 3 月	107,381	平成 24 年度
藤崎保育園	昭和 50 年 6 月	132,922	
東中野島保育園	昭和 51 年 10 月	137,227	
高石保育園	昭和 51 年 2 月	108,691	
子母口保育園	昭和 51 年 3 月	159,464	
南菅生保育園	昭和 51 年 3 月	111,527	
千年保育園	昭和 51 年 8 月	137,775	
ごうじ保育園	昭和 51 年 9 月	114,649	
虹ヶ丘保育園	昭和 52 年 10 月	97,371	
中有馬保育園	昭和 52 年 11 月	96,474	
上小田中保育園	昭和 52 年 3 月	119,740	
出来野保育園	昭和 52 年 3 月	115,905	
平保育園（老人いこ いの家と合築）	昭和 52 年 3 月	153,576	
土渕保育園	昭和 53 年 10 月	99,946	
土橋保育園	昭和 53 年 11 月	104,371	
馬絹保育園	昭和 53 年 3 月	100,637	
小向保育園	昭和 53 年 9 月	81,104	
東小倉保育園	昭和 53 年 9 月	80,613	平成 24 年度
夢見ヶ崎保育園	昭和 54 年 12 月	85,660	
南生田保育園	昭和 54 年 3 月	90,471	
梶ヶ谷保育園	昭和 54 年 7 月	102,743	

保育園名	建築年月	取得価額	建替予定
大島乳児保育園	昭和 55 年 3 月	43,504	
西宮内保育園	昭和 55 年 3 月	81,103	
日吉保育園	昭和 56 年 3 月	61,439	
下麻生保育園	昭和 56 年 3 月	72,427	
橘保育園	昭和 59 年 3 月	75,167	
百合丘保育園	昭和 60 年 2 月	82,742	平成 24 年度
白山保育園	昭和 61 年 1 月	149,353	
蟹ヶ谷保育園	昭和 63 年 3 月	135,984	

建替予定の保育所 6 施設（玉川乳児保育園・末長保育園・西大島保育園・玉川保育園・東小倉保育園・百合丘保育園）については、すべて民営化に伴う建替えを予定している。今回視察した中野島保育園及び中野島乳児保育園は昭和 40 年 6 月に建築されており、築年数 40 年を超えている保育園であるが、かなり老朽化が進んでいるように見受けられた。下記の写真は視察した際のものであるが、老朽化のため柵の根元が腐食しており、園児が寄りかかると倒壊して怪我をする危険があるため、ひもで縛って対応している状態である。



(写真) 中野島保育園内通路にあった腐食した鉄柵

平成 22 年 12 月現在において、改修工事を行い対応済みである。

②安全点検チェック表による安全対策の状況

平成 21 年度の環境安全点検実施状況報告書（安全点検チェック表）を 10 件抽出し検討した結果、以下の事項が検出された。

保育園名	点検実施年月	問題点	対応
小田保育園	平成 21 年 6 月	ジャングルジムが腐食している。	日々点検している。
下小田中保育園	平成 21 年 9 月	ガスコンロが壊れている。	記載なし。
		サッシが外れやすい状態にある。	
		天井板が歪んでいる。	
		転倒防止の対策ができない遊具棚がある。	

また、抽出対象のうち、平成 21 年 10 月の梶ヶ谷保育園については安全点検チェック表は処分済みであることから、確認することができなかった。

（監査意見）建物の老朽化に対する安全対策

「公営保育所建物一覧」の築年数から、中野島保育園及び中野島乳児保育園と同様に各保育所における建物の老朽化が進んでいることが推測される。建物の劣化に伴う危険箇所の把握及びそれに応じた修繕等の対応を行う等、児童の安全を確保するためにも専門業者による調査を定期的を実施し、建物等の老朽化への対策を講じる必要があると考える。

また、建物の建替を予定している保育所はすべて民営化に基づくものであり、安全面からの建替の検討がなされていない。特に昭和 40 年代に建てられた建物については老朽化が進んでいることが想定され、安全面の点から補強工事等を検討する必要があると考える。

(監査の結果) 安全点検チェック表の活用

小田保育園については、ジャングルジムが腐食した状態であるとの問題事項に対して、職員が日々点検していることで対応しているが、速やかに業者に修理を依頼する等の対応が必要であると考え。また、平成21年9月の問題点に対して、下小田中保育園に関してはいまだ対応についての記載がなされていない。

安全点検を行うことは事故を未然に防ぐために重要な事項であるが、顕在化している問題点に対して改善策が取られなければ、安全点検を行う意味がない。

また、安全点検チェック表は、各保育所で管理しており、対応後に保育課に報告することになっているが、保管期間が決められているわけではないため処分している保育園もあり、対応状況にバラツキがみられた。保育課で対応状況のフォローを行うことや、少なくとも前年度分の安全点検チェック表については保管することが必要であると考え。

X I. 保育所運営におけるモニタリングについて

1. 認可保育所に係る指導監査

(1) 概要

川崎市社会福祉施設指導監査実施要綱第2条によれば、「指導監査は、各法に定められた社会福祉施設における施設運営について、関係法令、関係通知等に基づき適正に実施されているかを審査し、必要な是正改善及び指導等の措置を講ずることにより、施設運営の適正実施を図ることを目的としている」とされている。

認可保育所については、児童福祉法第46条を法令根拠とし、上記実施要綱第5条において、形式的な指導監査に陥ることのないように配慮し、問題点の指摘だけでなく具体的解決と施設の運営水準向上のため、具体的な助言・指導を行うものとされている。

指導監査の区分及び実施方法は、定期的に行われる一般監査と、必要に応じて随時に実施される特別監査とに区分され、指導監査の結果は報告書として取りまとめている。

また、上記実施要綱を受けて制定されている川崎市社会福祉施設指導監査実施要領において、年1回実施される一般監査及び指導監査結果の種類については以下の表のとおりである。

<一般監査の種類>

種類	内容
実地指導監査	民営保育所について、施設に赴き、書類及び施設の確認、関係職員からの聞き取り等により実施する指導監査
書面指導監査	民営保育所について、前年度の指導監査で運営等に問題を有しないと認められた施設に対し、提出された書面により実施する指導監査
集団指導監査	公営保育所について、対象施設の代表を一定の場所に集め、講義形式で実施する指導監査

<指導監査結果の種類>

種類	内容
文書指示事項	是正改善が必要な事項で文書による回答を要する事項
口頭指示事項	注意喚起は必要であるが回答を要しない事項

実地指導監査は、1施設当たり健康福祉局監査指導課の2、3名により6時間程度をかけて行われる。なお、実地指導監査の実施に当たっては、あらかじめ、処遇・健康管理・給食管理・施設管理・防災防犯・現金預金管理等に係る事前提出資料の収集を行ったうえで照会や調査がなされることになる。また、平成21年度の指導監査における重点事項は、国の関係法令、関係通知、主眼事項及び着眼点等のうち、以下の事項とされている。

- ① 虐待の防止
- ② 身体拘束廃止への取組み
- ③ 安全対策の徹底
- ④ 適切な食事の提供
- ⑤ 苦情対応の体制整備の徹底
- ⑥ 会計処理の適正化

平成21年度指導監査実施結果報告書及び平成21年度児童福祉施設指導監査実施結果によると、指導監査の実施状況は、以下の表のとおり、民営保育所で実地指導監査が52施設、書面指導監査が19施設、公営保育所の集団指導監査が74施設となっており、指導監査対象数145施設すべてに対して指導監査を実施している。

<認可保育所に係る指導監査の実施状況>

(単位：施設)

		18年度	19年度	20年度	21年度
公営保育所	対象数	84	81	79	74
	対前年対象数増減	▲4	▲3	▲2	▲5
	実地指導監査	20	22	-	-
	書面指導監査	21	21	-	-
	集団指導監査	-	-	79	74
民営保育所	対象数	33	42	57	71
	対前年対象数増減	8	9	15	14
	実地指導監査	23	31	39	52
	書面指導監査	10	11	18	19
合計	対象数	117	123	136	145
	対前年対象数増減	4	6	13	9

(注1) 民営保育所52施設のなかには、平成21年5月開設の1施設が含まれている。

(注2) 「(仮称)新・保育基本計画素案」によると、認可保育所数は、平成22年4月で161施設であり、平成23年度には185施設とすることを予定している。

平成 21 年度の指導監査結果については、まず、公営保育所の集団指導監査においては経理事務、給食関係、苦情解決等について課題が認識されている。次に、民間保育所の 71 施設のうち、文書指示事項のある施設が 4 施設、指示事項がない施設が 11 施設であり、多くは口頭指示事項のある施設となっている。

ここで、文書指示事項の指示項目の内訳は、給食管理の適正実施 2 件、苦情解決処理への対応 1 件、規程及び帳簿類の整備状況 1 件となっており、給食管理の適正実施 1 件を除いては、新設園に対するものであった。一方、既設園での文書指示事項は、前年度に口頭指示事項がなされていたものであった。ここで、上述の文書指示事項の改善については、平成 22 年度の実地指導監査によりフォローアップがなされている。

また、平成 21 年度の民間保育所の財務内容等については、既述の事前依頼資料とともに決算書等の提出依頼がなされ、その整合性等についての確認を、社会福祉法人については市職員が、それ以外の株式会社等 26 施設については市から委託された公認会計士が、確認を行っている。

ただし、上記の確認については、保育所運営主体の詳細な経営状況等の財務状況調査までは含まれていない。また、公認会計士への委託の内容については、その報告書において、決算書等の整合性評価については対象法人の会計帳簿・証憑類の閲覧・照合が実施されていないことが留意事項として記載されている。

なお、平成 22 年度以降は公認会計士等への委託の範囲を民間保育所全施設に拡大して毎年度実施するとのことである。

(2) 監査手続

市の認可保育所に係る指導監査について、実施状況等を確認するため、平成 21 年度指導監査実施結果報告書、平成 21 年度児童福祉施設指導監査実施結果を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

さらに視察対象認可保育所とした宮前平保育園及びそらまめ保育園に関しては、前回の実地指導監査における文書及び口頭の指示事項の改善状況について、担当者への質問及び関連資料により確認した。

(3) 実施した監査手続の結果

①公営保育所に係る指導監査体制

公営保育所については、現状、法令上求められていないものの市では自主的に指導監査を実施している。その手法は川崎市社会福祉施設指導監査実施要綱第4条第4号により集団指導のみによっている。

(監査意見) 公営保育所に係る指導監査体制

集団指導のみによっている公営保育所についても、監査の対象である平成21年度において経理事務、給食関係、苦情解決等について課題は識別されているため、内部統制上の牽制の観点からも、リスクに応じたサンプリング等による実地指導等の対応を行うことを検討する必要があると考える。

②民営の認可保育所及びその運営主体の財務内容の確認

現状、民営保育所の財務内容等に係る調査については、提出された決算書類の整合性等は確認しているが、会計帳簿等との照合、保育所運営主体の詳細な経営状況等の財務状況調査までは含まれていない。

また、公認会計士による決算書等の整合性評価に係る書類において、保育所からの提出書類の遅延により整合性を確認できない旨の記述が散見された。

(監査意見) 民営の認可保育所及びその運営主体の財務内容の確認

「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日 児発第295号)及び「保育所の設置認可等について」の取扱いについて」(平成12年3月30日 児保第10号)において、社会福祉法人以外の運営主体については、設置認可の審査基準に、①保育所を運営するために必要な経済的基礎があること、②財務内容が適正であること等が記載されおり、具体的に、①については、保育所の年間事業費の12分の1以上を普通預金等で保有していることや、②については、運営主体全体の財務内容が3年以上連続して損失を計上している場合には少なくとも認可の要件に当たらないこと等が記載されている。

また、上記記載は社会福祉法人以外の運営主体についてであるが、社会福祉法人については、そもそも、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされていることから、認可保育所の設置認可について求められる水準も社会福祉法人以外の運営主体と同等であることが考えられる。

「児童福祉施設最低基準」や「川崎市民間保育所運営基準」の維持・向上については、継続的な事業運営に支障をきたさない財務状況等が必要と考えられる。財務内容の適正性については、「保育所の設置認可等について」の取扱いについてにおいて、除外に係る一例が記載されているが、設置当初の審査事項については、継続的にその要件を保持することが必要と考えられ、市においては適時に関連書類を入手し、独自の財務健全性等の指標を定めて継続的な指導監査を行うことが求められている。

各民営保育所の決算書類の整合性の確認を行う際、現在、市では公認会計士等の専門家を活用しているが、その際に財務安全性等に係る調査や助言等についても含めるなどして、市として民営保育所運営主体の財務安全性等に係る適時適切な担保を行うことを検討すべきと考える。

なお、実際の対応については、保育課との調整を行うことが考えられる。

③民営保育所に係る指導監査体制

民営保育所数の近時の推移は、上表<認可保育所に係る指導監査の実施状況>にあるとおり、増加の一途をたどっている。民営保育所については平成23年度には平成21年度の指導監査実施時から40施設の増加が見込まれ、実地による指導監査は1箇所当たり2から3名が6時間とおおむね1日をかけて行われることから、80日から120日の工数が増加することとなる。

一方で、児童福祉法施行令第38条（地方自治法施行令第174条の26第1項での除外規定あり）では、年に1回以上の実地検査を想定しているが、現状でも当該頻度での実地指導監査は対応できていない。

（監査意見） 民営の認可保育所に係る指導監査体制

民営保育所数の増加に伴い、指導監査の効率性を追求する一方で、指導監査の有効性を担保するために監査時間の確保・指導監査体制の強化等を検討する必要がある。

④認可保育所に係る指導監査結果の指示方式

平成 21 年度の児童福祉施設指導監査実施結果を確認した結果、文書指示事項に限らず、口頭指示事項においても、①保育士の数は保育所 1 につき 2 人を下回ることはできない（児童福祉施設最低基準第 33 条第 2 項の但書）、②避難及び消火訓練は少なくとも毎月 1 回行わなければならない（児童福祉施設最低基準第 6 条第 2 項）、などの「児童福祉施設最低基準」に係る項目が散見された。

また、平成 22 年 9 月 16 日の視察対象認可保育所において、前回の实地指導監査での指示事項の改善状況を確認したところ、そらまめ保育園では文書指示事項・口頭指示事項とも改善が確認できたものの、宮前平保育園については、保健日誌の土曜日の記録についての一部未改善（平成 22 年 9 月 11 日分の失念）、苦情対応についての一部未改善（連絡先の明記なし）が発見された。

（監査の結果）認可保育所に係る指導監査結果の指示方式

文書・口頭の指示方式の違いがあつたとしても、改善に留意することはもちろんであるが、国の基準「児童福祉施設最低基準」や「川崎市民間保育所運営基準」に明らかに沿っていない状況が把握された場合は、その重要性にかんがみて文書による指摘を行うべきと考える。

また、文書指示方式とするか口頭指示方式とするかの指針については、現在、過去の指導結果等によっているとのことであり、保育所利用者の視点に立った客観性のある指針が望まれる。なお、この点については、指導監査基準の作成を目指しているとのことである。

⑤情報の利用

取りまとめられた指導監査の結果は、市の健康福祉局監査指導課のホームページ上で開示されているところであるが、現在までのところ、認可保育所間等で、注意喚起等の積極的な結果の共有・利用等は図られていない。

(監査意見) 認可保育所に係る指導監査結果の活用

指導監査は施設運営の適正実施を図ることを目的とした制度であり、各保育園の課題発見や自主改善への取り組みに資するため、とりまとめた指導監査結果は、報告書をホームページ上に掲示するにとどめず、改善事例等の好事例や指示事項の共有など、把握している情報を、当該認可保育所以外の利用に供することも有用と考えられる。

上記により指示事項発生 の低減が見られれば、リスクの低減により監査の効率化やコスト削減に寄与し、また、指導監査対象施設の増加へのひとつの対応となることも考えられる。

2. 認可外保育施設に係る指導監督

(1) 概要

認可外保育施設においても、児童福祉法第 59 条第 1 項に基づき、児童の安全確保等の観点から、市への運営状況の報告、市による立入調査及び質問への協力が要請されている。

指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（厚生労働省通知雇児発第 0328001 号）における指導監督基準及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付要領」（厚生労働省通知雇児発第 0121002 号）における「評価基準」に基づき行われ、かわさき保育室・おなかま保育室・認定保育園等については、別途それぞれの事業実施要綱の基準を満たしているかの確認も行われる。立入調査については、現在、保育課の非常勤嘱託員 4 名により、1 施設当たり 2 名の体制で行われている。

ここで、「評価基準」は、保育に従事する者の数及び資格、保育室等の構造設備及び面積、非常災害に対する措置、保育室を 2 階以上に設ける場合の条件、保育内容、給食、健康管理・安全確保、利用者への情報提供、備える帳簿の 9 つの指導基準にわたって構成され、細目の調査項目は内容に応じて、比較的軽微な事項で改善が容易と考えられるか否かによりあらかじめ区分がなされており、違反事項がある場合の改善指示事項を口頭指示事項とするか文書指示事項とするかの指針ともなっている。

また、上記の指導監督には、届出の対象となっていない保育施設も対象に含まれるが、届出対象施設（児童福祉法第 59 条の 2）において上記の「評価基準」が満たされていない場合には、証明書の返還・不発行となり、児童の福祉に必要なと認められる場合は、改善勧告、勧告に従わない場合の公表、また、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止や施設閉鎖を命ずることが想定されている（児童福祉法第 59 条第 3 項から第 6 項）。また、当該証明書の発行状況等は市のホームページに記載される。

ここで、運営主体の保育事業からの撤退などがあった場合には、市は、各運営主体に、閉園する前に、現に通所している児童が次に通える施設（認可外保育施設）を紹介するなどの方策を講ずるよう指導することとしている。

平成 21 年度の立入調査結果のとりまとめによると、指導監督の実施状況は、以下の表のとおりである。

なお、以下の表では、時点の違いにより閉園・新設等が発生しているため、ホームページ開示施設数は調査対象数と一致していないが、改善指示事項がある施設については新設のものはない。また、以下の表では、利用児童の募集を一般的に行っていない届出対象外施設等を除いている。

<認可外保育施設に係る指導監督の実施状況>

形態	平成 21 年度 立入調査対象数	平成 22 年度 10 月時点 ホームページ開示施設数
川崎市認定保育園	45 (0)	45 (0)
地域保育園	74 (6)	71 (5)
かわさき保育室	8 (0)	11 (0)
おなかま保育室	14 (0)	14 (0)

(注 1) 括弧内は改善指示事項がある施設数である。

(注 2) 改善指示事項の該当がある場合に、ホームページにおける公表が予定されているが、該当がない場合の公表は行っていない。

(注 3) 改善指摘事項については、年 2 回の認可外保育施設における研修会等で、注意喚起等の情報共有を行っている。

平成 21 年度の立入調査結果における改善指示事項は、上記の 9 つの指導基準の分類では、以下の表のとおりである。

<改善指示事項の分類別発生状況>

(単位：件)

指導基準	B 区分	C 区分
保育に従事する者の数及び資格	2 (0)	3 (0)
健康管理・安全確保	5 (3)	3 (2)
利用者への情報提供	1 (1)	1 (1)

(注 1) B 区分・C 区分は「評価基準」の区分であり、以下を表している。

B 区分：指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項で改善が容易と考えられる事項

C 区分：指導監督基準を満たしていない事項で B 区分以外のもの

(注 2) なお、括弧内の件数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の川崎市地域保育園名簿に含まれていない保育園における改善指示事項の件数を記載している。

認可外保育施設は「認可外保育施設指導監督基準」に基づく指導監督を受けてはいるものの、市による入所者の選考及び保育料の決定を受けないなど、比較的自由な立場で運営されている。

その中でかわさき保育室については市が計画的に増設したことから法人及び施設の決算報告書の提出を求めており、また、認定保育園については施設の事業実績報告書の提出を求めている。しかし、ここで収支状況等の確認は行っているものの、財務内容の十分な分析までは行えていない状況となっている。

(2) 監査手続

市の認可外保育施設（利用児童の募集を一般的に行っていない届出対象外施設等を除く。）に係る指導監督について、実施状況等を確認するため、平成 21 年度の立入調査結果、評価基準、ホームページ上の関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

なお、視察対象認可外保育施設においては、直近の改善指示事項の該当がなかったため、改善状況の確認等は実施していない。

(3) 実施した監査手続の結果

①認可外保育施設及びその運営主体の財務内容の確認

かわさき保育室事業実施要綱第 7 条によると、かわさき保育室の設置者の要件には、経済的基盤・健全かつ安定的に運営できること等が求められている。同要綱第 11 条における取消の要件には例示記載されていないものの、設置要件は設置後も継続的に満たされることが必要であると考えられる。

現在、かわさき保育室の財務内容の確認に関しては、選定時に分析を行ったうえで選定している。運営開始後については、法人及び施設の決算報告書の提出を求めているが、収支状況等の確認は行っているものの、財務内容の十分な分析までは行えていない状況となっている。

(監査意見) 認可外保育施設及びその運営主体の財務内容の確認

財務内容の確認に関して、認可外保育施設のうち、少なくとも設置要件に経済的基盤の項目があるかわさき保育室については一定の財務健全性等の指標を定めて継続的な指導を行うべきである。

②立入調査体制

認可外保育施設については、年1回全施設に対して、1箇所当たり2人体制で「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査を実施しており、認可保育所については、2から3名で実地指導監査を実施している。

また、「評価基準」の調査項目数は、かわさき保育室等の別途の事業実施要綱を含めずに111項目あり、保育園によっては該当がない項目もあるため、一概には判断できないが、人員及び時間の制約によっては、保育園により重要な保育の場面を実際に十分確認することが困難な状況も想定される。

（監査意見）認可外保育施設に係る立入調査体制

認可外保育施設に対する立入調査については年1回全施設に対して、1箇所当たり2人体制で実施しており、2から3名で行われる認可保育所の実地指導監査と比較しても、人員や時間的な制約から十分な確認が困難な状況も想定される。

指導監督の効率性を追求する一方で、指導監督の有効性を担保するために監査時間の確保・指導監督体制の強化等を検討する必要がある。

③改善指示事項の開示方法等

現在、立入調査で識別された改善指示事項は、市のホームページ上で、認定保育園・地域保育園・かわさき保育室に関して、その件数が開示されている。ここで、改善指示事項の内容については、利用希望者や利用者からの問い合わせがあった場合には情報提供を行っているものの、ホームページ上等での積極的な開示を行ってはいない。

（監査意見）認可外保育施設に係る改善指示事項の開示方法等

認可外保育施設の指導監督の結果について、現在は、発生した改善指示事項の件数の開示にとどまっているが、利用者の視点からは、「評価基準」における該当区分等の内容についても情報を公表することが望ましいと考えられる。

3. 認可保育所に係る福祉サービス第三者評価

(1) 概要

福祉サービス第三者評価とは、事業者の提供する福祉サービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から総合的に評価することであり、その目的は、問題点等の把握を通じた福祉サービスの質の向上、利用者の判断に資する情報開示を通じた福祉サービスの選択の確保である。

市では、平成13年から福祉サービス第三者評価事業の検討をはじめ、平成17年10月に同事業の実施要綱を施行している。この実施要綱においては、保育分野については、認可保育所を対象として定めており、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）に認証された第三者機関による調査の実施を経て、推進機構及び市のホームページに結果を公表することとなっている。

なお、この制度は、福祉サービス事業者が自主的に第三者の評価機関に評価してもらうことにより、よりよいサービスの提供につなげていくという前向きな取り組みにより成立するもので、評価の受審は福祉サービス事業者の任意となっている。

ここで、市及び推進機構のホームページ上に公表されている第三者評価の実施状況は以下の表にまとめられる。なお、第三者評価の評価結果には、「総括表」に加えて、人権への配慮に始まる8項目の「分類別結果」、「家族へのアンケート」及び「事業者のコメント」も併せて公表されている。

<認可保育所に係る第三者評価結果記事数—エリア別>

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
18年度（箇所）	4	2	2	2	2	3	2	17
19年度（箇所）	5	1	2	4	2	3	1	18
20年度（箇所）	2	4	6	2	6	3	2	25
21年度（箇所）	1	3	3	8	3	2	1	21
総計A（箇所）	12	10	13	16	13	11	6	81
保育所B（箇所）	24	17	29	25	16	23	12	146
実施率(%) A/B	50.0	58.8	44.8	64.0	81.3	47.8	50.0	55.5
回転期間(年) B/(A/4)	8	6	8	6	4	8	8	7

<認可保育所に係る第三者評価結果記事数—運営形態別>

	公設公営	公設民営	民設民営	合計
18年度（箇所）	16	0	1	17
19年度（箇所）	14	1	3	18
20年度（箇所）	16	3	6	25
21年度（箇所）	9	4	8	21
総計 A（箇所）	55	8	18	81
保育所 B（箇所）	74	11	61	146
実施率（%） A/B	74.3	72.7	29.5	55.5
回転期間（年） B/（A/4）	5	5	13	7

（2）監査手続

市の認可保育所に係る第三者評価の実施率、開示状況等を検討するため、市や推進機構のホームページ情報や関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者へ質問を実施した。

（3）実施した監査手続の結果

①実施率

上記の表の第三者評価実施状況によると、直近4年間の累計における実施率は55.5%（146箇所の認可保育所のうち延べ81箇所の第三者評価数）となっており、すべての認可保育所を一巡する頻度を示す回転期間は、およそ7年となっている。

箇所別にみると、実施率及び回転期間はそれぞれ、川崎区 50.0%・8年、中原区 44.8%・8年、多摩区 47.8%・8年、麻生区 50.0%・8年となっており、全体平均実施率 55.5%・7年を下回っており、また、運営形態別にみると、民設民営の実施率及び回転期間がそれぞれ 29.5%・13年であることが全体の水準を引き下げている。

（監査意見）第三者評価の参加推進

特に実施率が低い民設民営の認可保育所について、第三者評価の参加が促されるような推進策が必要と考える。

②情報の適時の開示

上記における表は、市及び推進機構のホームページの情報に基づいているが、市のホームページにおいては、川崎市福祉サービス第三者評価事業実施要綱第7条の公表条項にかかわらず、情報の更新が遅延している状況にある。

なお、遅延の理由は、制度所管課の変更等によるものとのことである。

(監査の結果) 第三者評価結果の適時開示

第三者評価結果の公表等、市のホームページ情報の更新が遅延しているが、利用者の適切なサービス選択に資する情報となるためには、適時に更新、公表を行うべきと考える。

③情報の利用

第三者評価結果の公表については、前述のとおり、総括表のみでなく、分類別の評価結果、家族へのアンケート結果及び事業者のコメントも含まれているため、調査結果に係る一定の情報開示はなされていると考えられる。

ただし、利用者が特定した認可保育所の評価結果は参照可能な一方で、評価結果からの認可保育所の選択は容易とはいえず、また、各認可保育所の第三者評価で得た情報を他の保育所で有効利用するなどの施策が積極的に採られていない状況が見受けられた。

(監査意見) 第三者評価結果の活用

利用者の適切なサービス選択に資する情報として、よりよいものを目指すのであれば、例えば、利用者のニーズにあった選択が容易にできるように、ホームページのリンクや検索機能等を工夫するなどして、利用者が評価結果や特色を考慮して認可保育所の選択ができるような、よりわかりやすい情報開示を行うことも考えられる。

また、問題点等の把握を通じた福祉サービスの質の向上の面では、好事例や指摘事例の共有など、第三者評価の実施により得た情報を、当該認可保育所以外に活用させることも有用と考えられる。

X II. 待機児童について

1. 市における待機児童の状況

(1) 就学前児童の状況

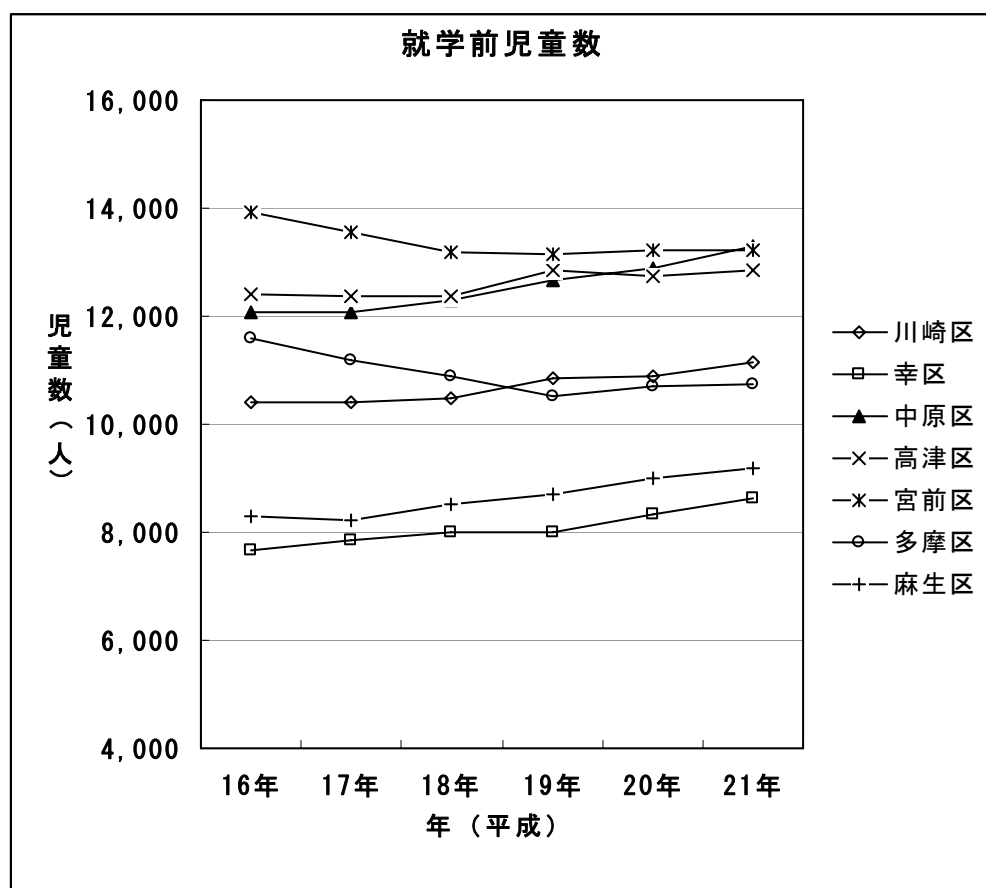
市における就学前児童数（0歳から5歳）の推移は、以下の表及びグラフのとおりである。就学前児童数は平成16年と平成21年を比較すると、市全体で2,738人増加しており、宮前区と多摩区を除くすべての区で増加している。

就学前児童数の増加要因としては、市における大規模住宅開発や中高層マンション等の増加に伴い20歳から40歳代の「若い世代」の転入が増えていることがあげられる。

(単位：人)

区	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
川崎区	10,405	10,409	10,484	10,863	10,904	11,145
幸区	7,662	7,851	8,007	7,992	8,348	8,634
中原区	12,081	12,073	12,313	12,662	12,889	13,286
高津区	12,389	12,383	12,360	12,845	12,741	12,845
宮前区	13,913	13,570	13,180	13,132	13,226	13,212
多摩区	11,589	11,198	10,876	10,534	10,717	10,738
麻生区	8,284	8,228	8,521	8,707	8,992	9,201
合計	76,323	75,712	75,741	76,735	77,817	79,061

(注) 各年の数値は4月1日現在のものを記載している。(2)の表及び(3)の表も同様。



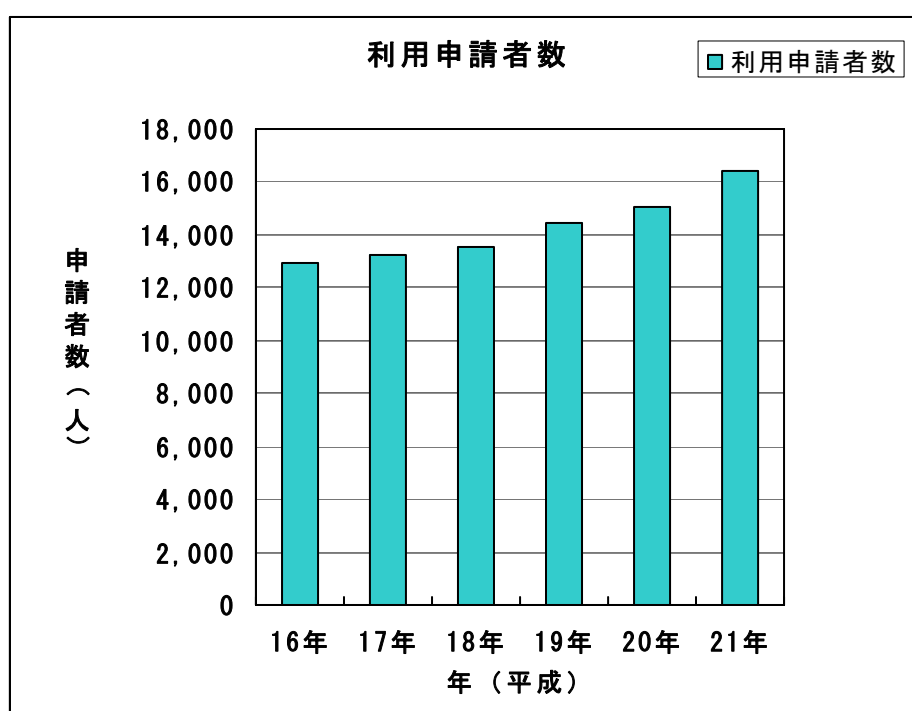
(2) 利用申請者の状況

市における認可保育所利用申請者数の推移は、以下の表及びグラフのとおりである。認可保育所利用申請者数は平成16年と平成21年を比較すると、市全体で3,542人増加している。

なお、市は区別の利用申請者の状況については把握していない。

(単位：人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
利用申請者数	12,916	13,204	13,505	14,409	15,013	16,384



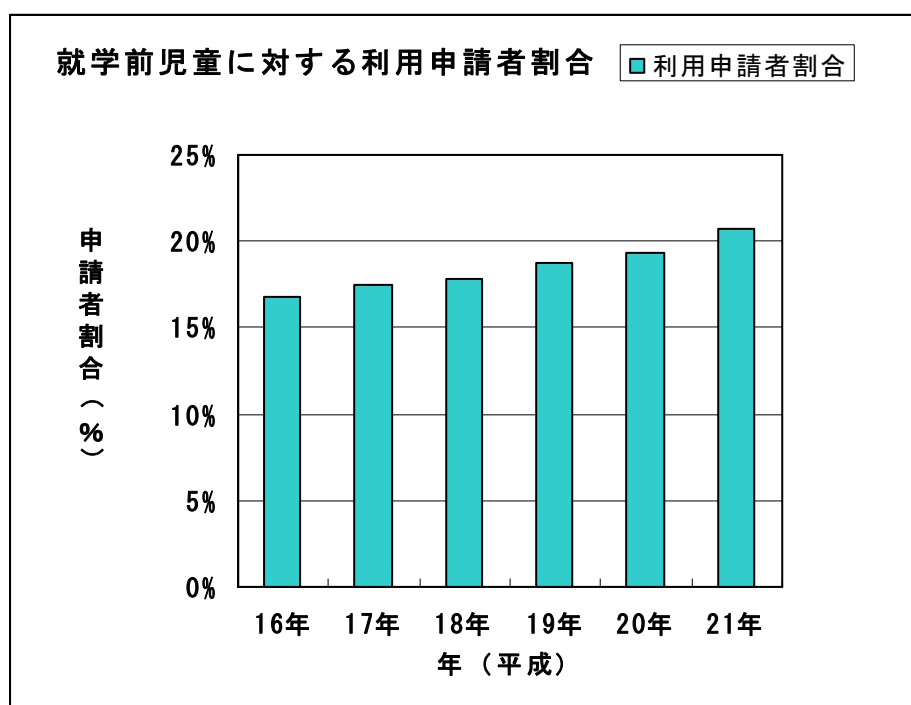
また、当該利用申請者の増加数は、就学前児童の増加数を上回っている。これは、共働き世帯や核家族世帯が増えていることを背景にして、就学前児童をもつ保護者のうち、認可保育所の利用申請を行う保護者の割合が増加していることに起因していると思われる。

就学前児童に対する認可保育所の利用申請者割合の推移は、以下の表及びグラフのとおりである。

(単位：%)

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
利用申請者割合	16.9	17.4	17.8	18.8	19.3	20.7

(注) 利用申請者割合＝利用申請者数÷就学前児童数

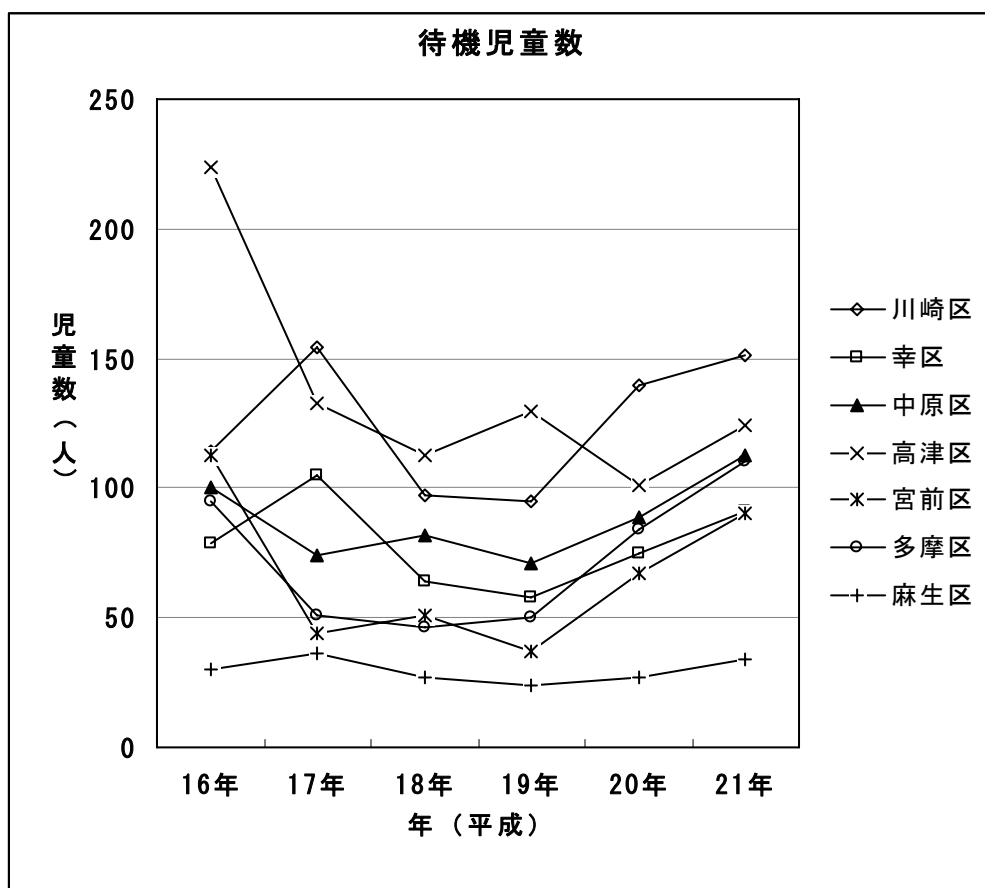


(3) 待機児童の状況

市における待機児童数の推移は、以下の表及びグラフのとおりである。待機児童数は平成16年と平成21年を比較すると、市全体で42人減少しており、高津区では半減している。しかし、麻生区を除くすべての区の待機児童数は平成21年4月1日現在100人前後であり、高い水準で推移している。

(単位：人)

区	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
川崎区	114	154	97	95	140	151
幸区	79	105	64	58	75	91
中原区	100	74	82	71	89	113
高津区	224	133	113	130	101	124
宮前区	113	44	51	37	67	90
多摩区	95	51	46	50	84	110
麻生区	30	36	27	24	27	34
合計	755	597	480	465	583	713



なお、ここでいう待機児童数とは、国の定義により、保育所の利用申請があった児童数から、現在、認可保育所に入所している児童数を除いた「入所していない児童数」のうち、「認定保育園、おなかま保育室、福祉員、かわさき保育室等、市の保育施設で対応している児童数」、「保護者が調査時点で産休・育休中にある児童数」及び「保育所の入所申込が第1希望のみ等の児童数」を除外した人数をいう。

2. 待機児童に対する市の施策

(1) 保育緊急5か年計画（改訂版）の策定

市は、待機児童を解消するため、「保育緊急5か年計画（改訂版）」を策定している。これは、平成19年度から平成23年度までの5年間に認可保育所で2,305人の保育受入枠を整備することとした「保育緊急5か年計画」を見直したものである。

市は、平成20年度までに2,305人の保育受入枠のうち1,355人の整備を完了している。しかし、計画策定時からの急速な人口増加に伴う就学前児童数の増加と保育所利用申請者数の増加により、平成21年4月時点においても、前述のとおり、待機児童は増加している。このため、平成21年度から平成23年度までの保育受入枠の整備計画を現状の950人から3,315人に見直したのである。

「保育緊急5か年計画（改訂版）」における平成21年度から平成23年度までの認可保育所の整備計画の詳細は次の表のとおりである。

平成21年度で翌年度からの運営に向けて1,130人の定員増、同様に平成22年度で1,070人、平成23年度で1,115人の定員増を図るための整備計画が策定されている。

<平成 21 年度整備計画>

(単位：人)

区	整備区分	運営形態	施設名	増員数	運営開始日
川崎区	新築	民設民営	京町いづみ保育園	30	平成 21 年 10 月
川崎区	新築	民設民営	中瀬新生保育園	60	平成 22 年 4 月
川崎区	指定管理	公設民営	大師保育園	10	平成 22 年 4 月
川崎区	新築	民設民営	キッズプラザアスク川崎東口保育園	80	平成 22 年 4 月
川崎区	新築	民設民営	レイvent川崎保育園	30	平成 22 年 4 月
川崎区計				210	
幸区	新築	民設民営	キッズプラザアスク川崎西口保育園	60	平成 22 年 4 月
幸区計				60	
中原区	新築	民設民営	ベネッセチャイルドケアセンター武蔵小杉	60	平成 21 年 5 月
中原区	新築	民設民営	たんぼぼのはら保育園	90	平成 21 年 10 月
中原区	新築	民設民営	キッズプラザアスク元住吉保育園	60	平成 22 年 4 月
中原区	新築	民設民営	すみよしのはら保育園	5	平成 22 年 4 月
中原区	新築	民設民営	ももの里保育園	120	平成 22 年 4 月
中原区	新築	民設民営	新城みらい保育園	120	平成 22 年 4 月
中原区計				455	
高津区	新築	民設民営	パレット保育園・高津	60	平成 22 年 4 月
高津区	新築	民設民営	レッツ・びー久本保育園	30	平成 22 年 4 月
高津区	新築	民設民営	キッズプラザアスク溝の口保育園	30	平成 22 年 4 月
高津区計				120	
宮前区	新築	民設民営	もものか保育園	30	平成 22 年 4 月
宮前区	定員増	民設民営	野川南台保育園	10	平成 22 年 4 月
宮前区	定員増	民設民営	キッズプラザアスクさぎぬま保育園	15	平成 22 年 4 月
宮前区計				55	
多摩区	新築	民設民営	にじいろ保育園登戸	60	平成 22 年 7 月
多摩区	新築	民設民営	ういず宿河原保育園	30	平成 22 年 4 月
多摩区	新築	民設民営	ぶどうの実登戸園	30	平成 22 年 4 月
多摩区	新築	民設民営	のぼりっこ保育園	30	平成 22 年 4 月
多摩区計				150	
麻生区	新築	民設民営	保育園キティ百合丘	60	平成 22 年 4 月
麻生区	定員増	民設民営	はるひ野保育園	20	平成 22 年 4 月
麻生区計				80	
合計				1,130	

<平成 22 年度整備計画>

(単位：人)

区	整備区分	運営形態	施設名	増員数	運営開始日
幸区	新築	民設民営	鹿島田地内保育所整備	120	平成 23 年度
中原区	新築	民設民営	木月伊勢町地内保育所整備	100	平成 23 年度
高津区	新築	民設民営	末長保育園跡地保育所	30	平成 23 年度
宮前区	新築	民設民営	宮前平駅周辺保育所整備	60	平成 23 年度
多摩区	新築	民設民営	稲田堤駅周辺保育所整備	70	平成 23 年度
—	—	民設民営	民間事業者活用型保育所整備	690	平成 23 年度
合計				1,070	

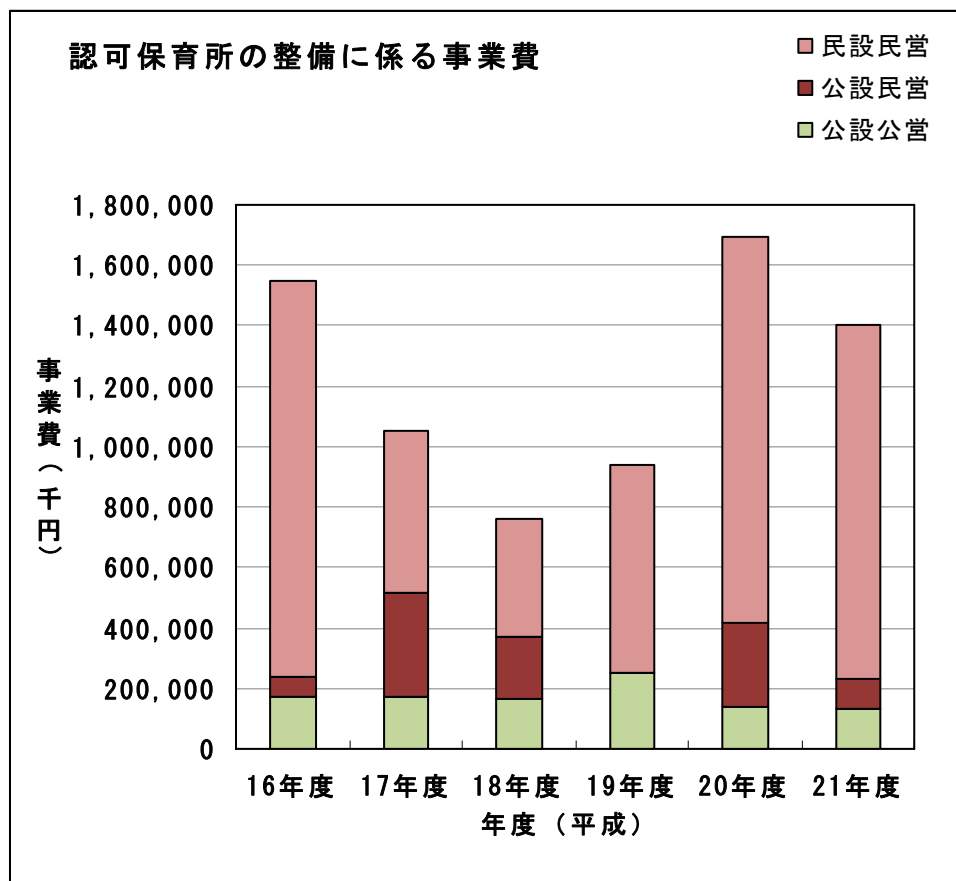
<平成 23 年度整備計画>

(単位：人)

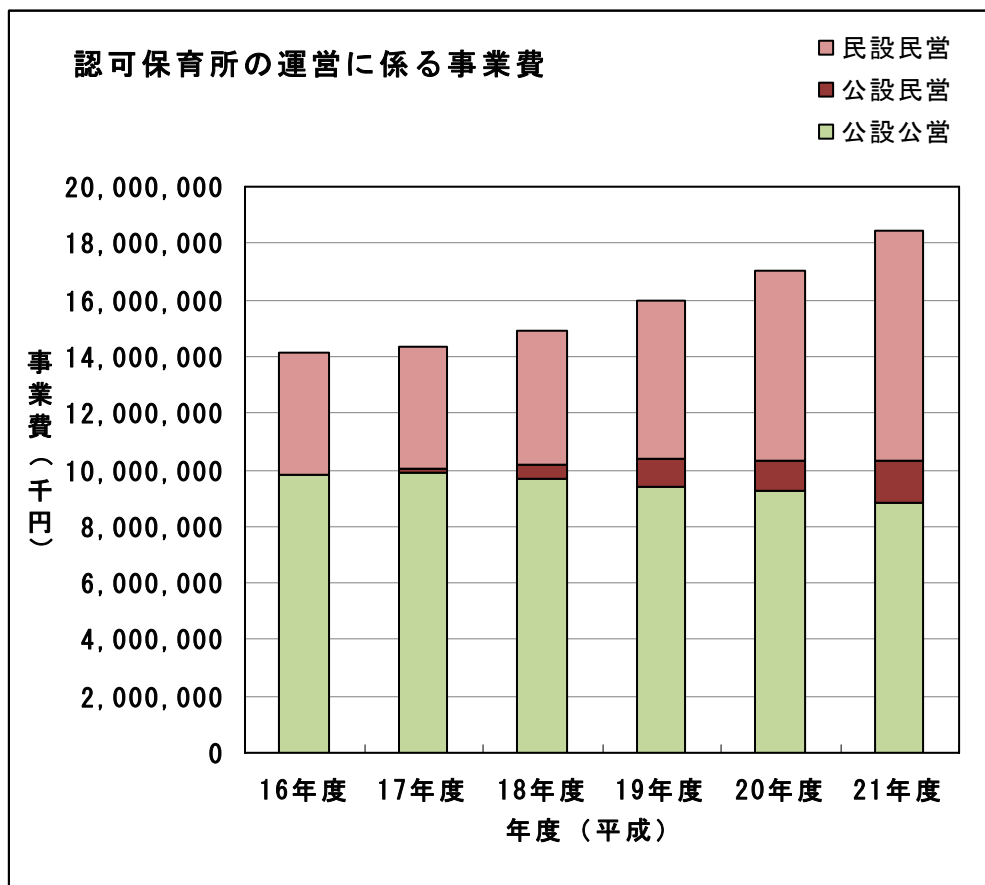
区	整備区分	運営形態	施設名	増員数	運営開始日
川崎区	新築	民設民営	西大島保育園跡地保育所	25	平成 24 年度
川崎区計				25	
幸区	新築	民設民営	戸手 2 丁目地内保育所整備	120	平成 24 年度
幸区	新築	民設民営	大宮町地内保育所整備	30	平成 24 年度
幸区	新築	民設民営	東小倉保育園跡地保育所	30	平成 24 年度
幸区計				180	
中原区	新築	民設民営	玉川保育園跡地保育所	10	平成 24 年度
中原区計				10	
高津区	新築	民設民営	久地 3 丁目地内保育所整備	120	平成 24 年度
高津区計				120	
麻生区	新築	民設民営	はるひ野 4 丁目地内保育所整備	120	平成 24 年度
麻生区	新築	民設民営	百合丘保育園跡地保育所	30	平成 24 年度
麻生区計				150	
—	—	民設民営	民間事業者活用型保育所整備	630	平成 24 年度
合計				1,115	

(2) 認可保育所に係る事業費

認可保育所の整備に係る事業費は、以下のグラフに示すとおりである。



また、認可保育所の運営に係る事業費は、以下のグラフに示すとおりであり、認可保育所の増加に伴い増加している。



3. 監査手続

市が待機児童を解消するために策定した「保育緊急 5 か年計画（改訂版）」に沿って実施された認可保育所の整備状況を検証するため、現場視察、市の担当者等への質問、関連資料の閲覧を実施した。

4. 実施した監査手続の結果

市は、「保育緊急 5 か年計画（改訂版）」の整備計画における定員増により、待機児童の解消を図ったが、以下の表に示すとおり、平成 22 年 4 月 1 日現在において待機児童数は市合計で 1,076 人に上っている。

(単位：人)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
就学前児童数	11,282	8,867	13,555	13,008	13,308	10,790	9,202	80,012
対前年								
(増加数)	137	233	269	163	96	52	1	951
(増加率)	1.2%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	0.5%	0.0%	1.2%
利用申請者数	-	-	-	-	-	-	-	18,032
対前年								
(増加数)	-	-	-	-	-	-	-	1,648
(増加率)	-	-	-	-	-	-	-	10.1%
利用申請者割合	-	-	-	-	-	-	-	22.5%
対前年増加率	-	-	-	-	-	-	-	1.8%
定員数	2,340	1,720	2,870	2,290	1,725	2,450	1,280	14,675
対前年								
(増加数)	210	60	455	120	55	90	80	1,070
(増加率)	9.9%	3.6%	18.8%	5.5%	3.3%	3.8%	6.7%	7.9%
待機児童数	149	163	182	173	150	188	71	1,076
対前年								
(増加数)	▲2	72	69	49	60	78	37	363
(増加率)	▲1.3%	79.1%	61.1%	39.5%	66.7%	70.9%	108.8%	50.9%

(注) 定員数は平成 22 年 7 月に運営が開始された、にじいろ保育園登戸（宮前区）の定員 60 名を除き、前述の整備計画における定員増が反映されている。

待機児童が増加している理由としては、市全体では、就学前児童数は前年比 951 人（1.2%）の増加にとどまっているものの、認可保育所の利用申請者数は前年比 1,648 人（10.1%）も増加しており、利用申請者割合も前年 1.8%増の 22.5%となっている。このため、当該整備計画における定員増では吸収しきれなかったことがあげられる。

また、平成 22 年度の整備計画を考慮しても、以下の表のとおりすべての区で待機児童が解消されない状況となっている。

（単位：人）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
待機児童数	149	163	182	173	150	188	71	1,076
平成 22 年度整備計画	—	120	100	30	60	70	—	380
差引	149	43	82	143	90	118	71	696

（注）この表には民間事業者活用型保育所の定員枠 690 人は含まれていない。

（監査意見）認可保育所の整備計画の再考の必要性

市は、待機児童を解消するため、認可保育所の整備による定員増という施策をとっている。しかし、「保育緊急 5 か年計画」の見直し後の初年度において既に待機児童は減少するどころか増加する結果となっている。

市では、待機児童の発生要因を、昨今の経済情勢の悪化、女性の社会進出の増加により共働き世帯が増えていること、及び核家族化による育児不安等に伴う保育需要が増大していることと考えている。整備計画を策定するに際しては、この待機児童の発生要因を踏まえ、大規模住宅開発等による急激な人口増にも対応できるよう、効率的かつ効果的に保育所を整備することが望まれる。

また、短期的には、平成 22 年度の整備計画における民間事業者活用型保育所の定員枠 690 人を可能な限り待機児童が多く発生している区に配分する必要があると思われる。

なお、「(仮称) 新・保育基本計画」の推進に当たっては、「第 2 川崎市の保育事業及び地域療育センターの概要」に記載した横浜市、大阪市をはじめ他都市等における待機児童解消策や、政府の「子ども・子育て新システム検討会議」及び「待機児童ゼロ特命チーム」の今後の動向などにも十分留意することが望まれる。

XⅢ. 多様な保育事業について

1. 概要

近年の経済状況の変化や働き方の多様化に伴い、保育ニーズが大幅に増加するとともに、ニーズそのものも多様化する傾向にある。具体的には、保育時間の延長、夜間・休日等における保育、緊急一時的な保育、在宅子育ての支援、あるいは特に保育需要の高い低年齢児に対する保育のニーズなどである。今後の市の保育施策においては、こうした多様なニーズに応えていくことも求められている。

市は、「保育緊急 5 か年計画（改訂版）」において、民間保育所の整備に併せて、認可保育所で行う多様な保育事業として、長時間延長保育・一時保育等の特別保育事業を整備していく旨を述べている。同時に、認可保育所で対応が困難なニーズについては、認可外保育施設を活用しつつ、ニーズに応えていくことを目指している。以下、それぞれの施策について検討する。

2. 認可保育所による多様な保育

(1) 概要

上記のとおり、市では「保育緊急 5 か年計画（改訂版）」において、民間保育所の整備計画に併せて長時間延長保育・一時保育等の特別保育事業を整備していく旨を述べている。したがって、今後はより特別保育事業が拡充されていくものと思われるが、平成 21 年度においては、市の認可保育所で実施されている特別保育事業は以下の表のとおりである。

<特別保育事業実施状況>

(平成 21 年 8 月現在)

事業名	事業概要	実施施設数	利用料※
延長保育	通常の保育時間では、保護者などが、勤務時間や通勤時間などの事情により児童を送迎できない場合に、1 時間若しくは 2 時間の延長保育を行う。 1 時間延長 18:00～19:00 2 時間延長 18:00～20:00	145 施設 うち、 1 時間延長： 93 施設 2 時間延長： 52 施設	1 時間延長： 2,500 円 2 時間延長： 5,000 円

事業名	事業概要	実施施設数	利用料※
夜間保育	<p>通常の認可保育所の保育時間では児童を預けられない夜間にかけての就労などを保護者が行っている場合に、夜22:00までの夜間保育を行う。</p> <p>保育時間： 9:00～22:00 (9:00～11:00 は延長保育扱い)</p>	1 施設	通常保育と同額
休日保育	<p>認可保育所に入所している児童の保護者が、日曜・祝日に勤務などをする必要がある場合、休日に保育を実施する。</p> <p>保育時間： 8:00～18:00</p>	6 施設	3歳未満： 2,300円 3歳以上： 1,200円
一時保育	<p>保護者のパート就労や就学等により、週3日以内家庭における保育が困難となる児童（非定型的保育）と、保護者の傷病や冠婚葬祭等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童（緊急一時保育）を、保育所において保育する。</p> <p>保育時間： 園によって異なる</p>	29 施設	<p>■非定型的保育</p> 3歳未満： 2,300円 3歳以上： 1,200円 <p>■緊急・一時保育</p> 2,300円
地域子育て支援センター	<p>子育て家庭に対する育児不安等に関する相談、子育てに係る情報の提供及び子育てサークルの育成・支援等を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施する。</p>	37 施設 （うち、 保育所併設型 14 施設）	—

※世帯の所得状況により利用料の減免あり。

また、同年度の各事業の利用状況を平成20年度との比較で示すと、以下の表のとおりである。ニーズの高まりを反映して、いずれの事業も利用者が増加していることがわかる。

<特別保育事業利用者の推移>

事業名	平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)
延長保育 (1 時間)	4,940	36.6	5,155	35.9
延長保育 (2 時間)	516	3.8	700	4.9
延長保育計	5,456	40.4	5,855	40.8
夜間保育	30	—	30	—
休日保育	1,368	34.5	1,554	39.2
一時保育	50,816	77.3	59,410	69.3
地域子育て支援センター	391,822	—	410,492	—

(注 1) 延長保育の利用者数は、各年度 3 月時の実績をとった。

(注 2) 延長保育の利用率は、各年度 3 月 1 日時の総入所児童数に対する比率をとった。

$$\text{利用率} = \text{利用者数} / \text{総入所児童数}$$

(注 3) 夜間保育の利用者数は、各年度 4 月 1 日時の実績をとった。

(注 4) 休日保育の利用者数は、年間の延べ利用者数をとった。

(注 5) 休日保育の利用率は、各保育所の年間開所日数を 66 日と仮定し、1 日当たりの総定員数 (60 人) を乗じたものを基礎として算出した。

$$\text{利用率} = \text{利用者数} / (66 \text{ 日} \times \text{1 日当たりの総定員数})$$

(注 6) 一時保育の利用者数は、年間の延べ利用者数をとった。

(注 7) 一時保育の利用率は、各保育所の年間開所日数を通年のところについては 245 日、5 月開所のところについては 225 日、7 月開所のところについては 185 日、10 月開所のところについては 125 日、11 月開所のところについては 105 日と仮定し、各保育所の 1 日当たり定員数 (7~20 人) を乗じたものの合計を基礎として算出した。

$$\text{利用率} = \text{利用者数} / \{(\text{各保育所の年間開所日数} \times \text{1 日当たり定員数}) \text{の合計}\}$$

(2) 監査手続

認可保育所が実施する特別保育事業について関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

①2 時間延長保育事業の整備

延長保育事業については、事業全体としても利用者が増加しているが、特に長時間延長の利用者が増加しているところである。このニーズにどのように対応していくかが、市の課題のひとつである。

現在、延長保育事業には、1時間延長と2時間延長の2種類があり、平成21年8月現在においては、市内のすべての認可保育所145施設が少なくとも1時間の延長保育事業を実施している。しかし、2時間までの延長保育を行うかどうかは、保育所によって対応が分かれているところである。

延長時間が1時間までの認可保育所と2時間までの認可保育所が混在している理由を市の担当者にヒアリングしたところ、各保育所の運営事情によるところが大きいとのことであった。すなわち、公営保育所では市の制度として1時間延長を実施しており、民営保育所では2時間延長を行うことで、利用者数によっては保護者から追加的に得られる保育料や市から得られる補助金と人件費や経費等の増加分を比較した結果、採算が取れないという理由で実施しないところもある。

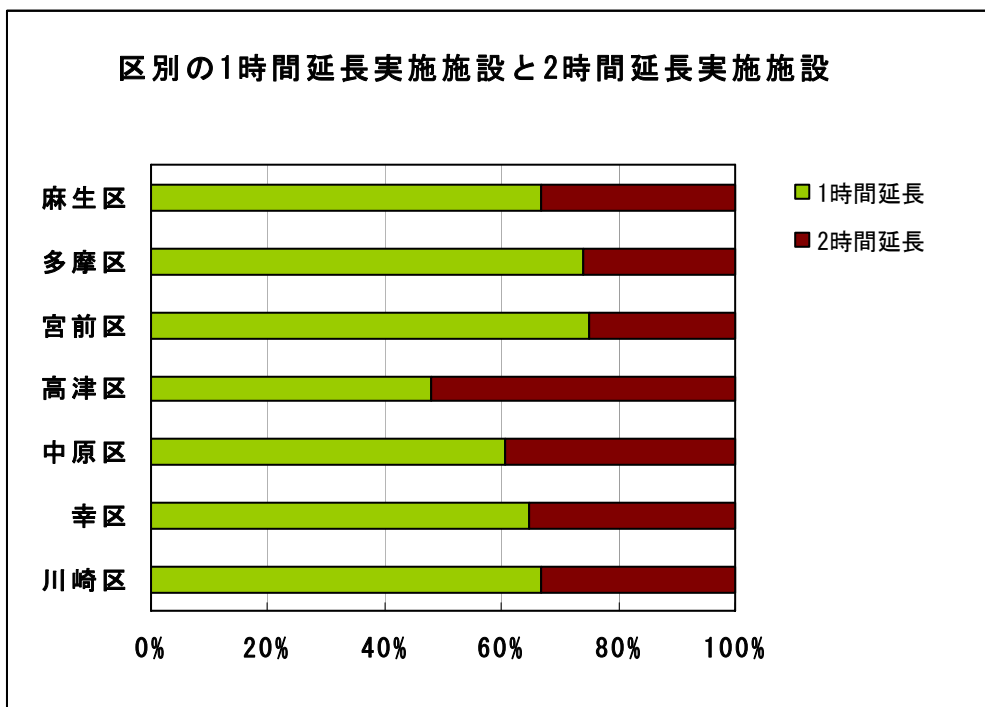
以下の表及びグラフは、1時間延長のみ実施している認可保育所と2時間延長まで実施している認可保育所の割合を、区別にあらわしたものである。両者の割合は、およそ2:1となっているが、そのなかでも、高津区のように半数以上が2時間延長を実施している区と、宮前区のように4分の1しか実施していない区と、ばらつきがあることがわかる。

多摩区や宮前区では1時間延長のみを実施している園の割合が高い。一方、高津区では、地域ニーズの高まりを受け、従来1時間延長であった二子保育園が2時間延長に変更している。

<区別の1時間延長事業実施施設と2時間延長事業実施施設の施設数> (単位：箇所)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
1時間延長	16	11	17	12	12	17	8	93
2時間延長	8	6	11	13	4	6	4	52

(注) 平成21年8月現在の施設数である。



市は、2時間延長保育にニーズがあることをかんがみ、近年新設する認可保育所は原則すべて2時間延長保育を実施することを求めている。それでもなお、2時間保育の実施割合は、平成21年8月1日現在で認可保育所145施設中52施設にとどまっているのが現状である。

(監査意見) 2時間延長保育の整備

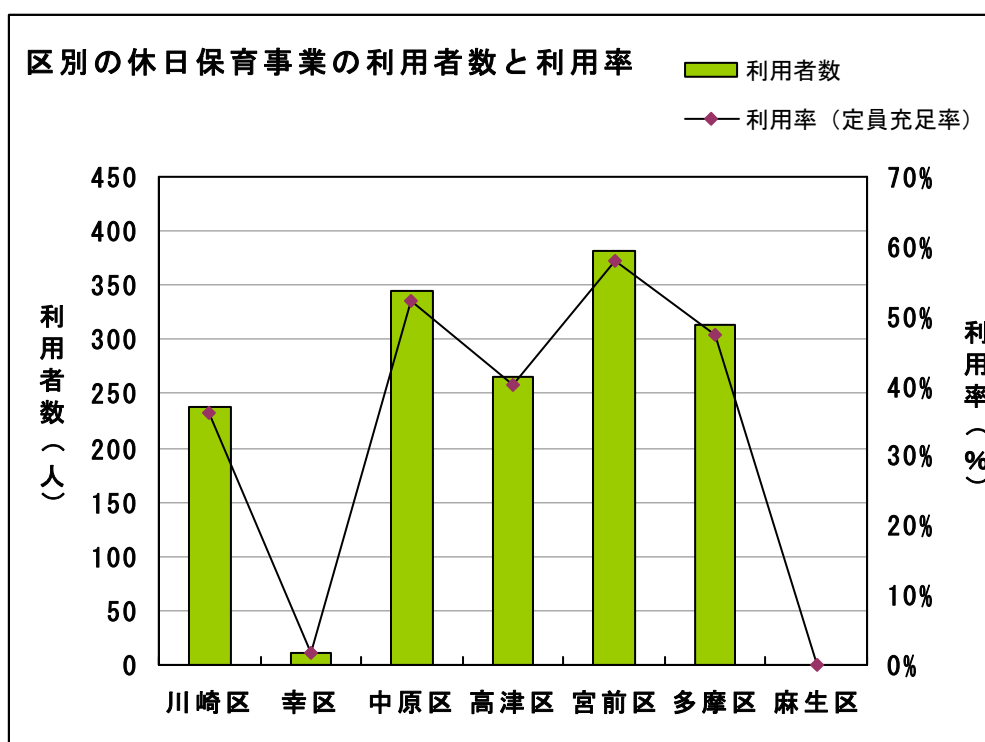
利用者にとっては、利用する保育所が2時間までの保育に対応しているかどうかは重要な関心事であろうと思われる。2時間延長保育を望む利用者の保育所の選択が過度に狭まることのないよう、市は、利用者のニーズに応じていくべきであると考えます。

民営保育所の新設も限りがあり、現在の実施状況を早急に変えるのは難しいであろうと思われる。それでもなお、市は、すべての保育所で2時間延長事業を実施するまでは無理にしても、地域ごとの利用者のニーズを把握し、財源の制約もある中で、できるだけ地域ごとの利用者のニーズにこたえるよう留意しながら、2時間延長を実施する保育所の整備を計画していくことが望まれる。

②休日保育事業の整備

休日保育事業の平成 21 年度の利用者は、1,554 人であり定員に対する利用割合も 40% 程度であるが、一定のニーズはある。このため、市は、本来的に多くの保育ニーズを見込める事業ではないが、各区 1 ヶ所ずつを目標として事業を計画している。平成 21 年度においては麻生区以外のすべての区において、各 1 施設ずつ休日保育が実施されている。

同年度の区別の利用者数及び利用率は以下のグラフのとおりである。



宮前区や中原区で利用率が 50%を超えている一方、幸区では利用者数・利用率とも低水準にとどまっているなど、区ごとの差異が大きい状況がうかがえる。幸区で利用者数・利用率が少ないのは、同区の実施施設の年間開所日数が他区施設に比べて少ないことと相関しているためとも考えられる。

麻生区でまったく実施されていないのは、休日保育事業のニーズはあるものの、現在は多摩区の施設で麻生区の方も併せて実施しているためであるとのことである。

(監査意見) 休日保育事業の整備

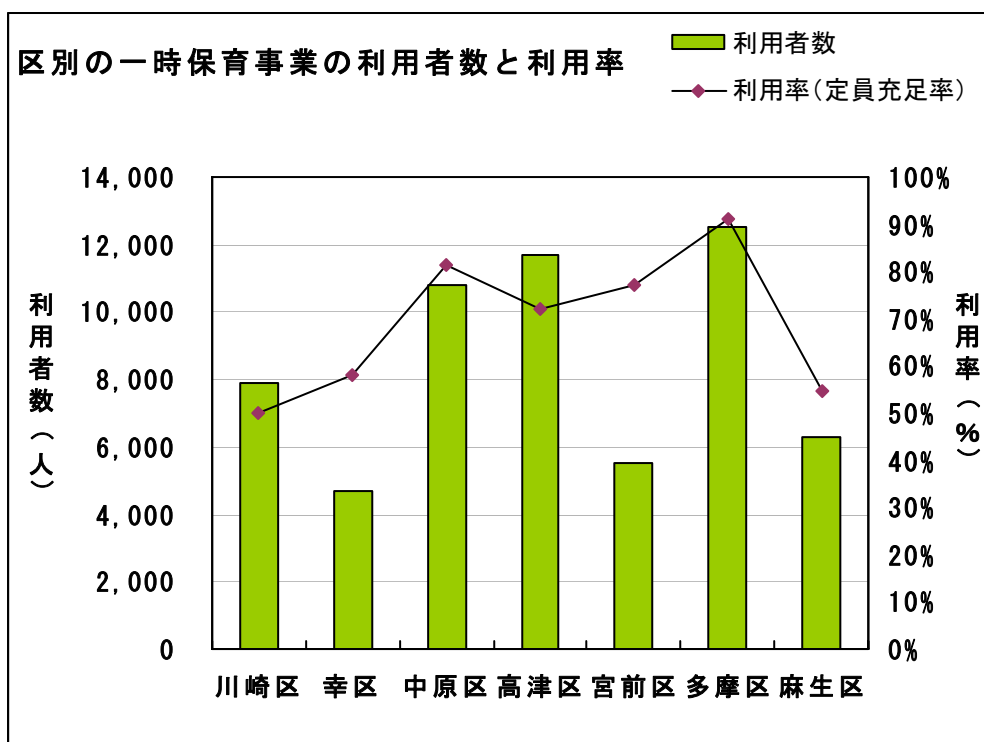
市は、休日保育事業について、各区1箇所ずつを目標として事業を計画している。平成21年度においては麻生区以外のすべての区において、各1施設ずつ休日保育が実施されている。

地域ごとに事業状況が異なるのは利用者の利便性に影響することから、麻生区内の保育所における休日保育の実施が望まれる。

③一時保育事業の整備

一時保育事業の平成21年度の利用者数は59,410人で、利用率は69.3%と、ニーズが高いことがうかがえる。しかし、一時保育事業を実施するには、専用の一時保育室を整備するなど設備面での対応が必要になることから、直ちにどの施設でも実施できるというわけではない。市は、民営保育所の新築に併せて一時保育事業を実施する施設を拡大していく計画である。

平成21年度の区別の利用者数及び利用率は以下のグラフのとおりである。利用者数・利用率ともに、区によって大きく異なることがわかる。最も利用の盛んな多摩区では定員に対して90%超の利用率となっている一方で、幸区や麻生区の利用率はそれほど高くないことがわかる。



また、市では今後の民営保育所の新築に併せて、以下の表のように、一時保育事業を実施する施設を拡大していく計画としている。

＜今後の一時保育新規実施予定数＞

開始年度	区別の施設数
平成 23 年度	幸区 1、高津区 1、宮前区 1
平成 24 年度	川崎区 1、幸区 2、中原区 1、高津区 1、麻生区 1
平成 25 年度	川崎区 1、多摩区 2

（監査意見） 一時保育事業の整備

一時保育は地域によってニーズに差があり、市が事業を拡大していくに当たっては、地域ごとのニーズを踏まえることが求められる。しかしながら、現在の市の保育状況においては、敷地面積の制約等から、通常の認可保育所の定員の確保に加えて一時保育室を備えた保育所を十分に整備できる状況には至っていないところである。

市にあっては、民営保育所の新築に併せての整備ということで難しい面もあるが、財源の制約もある中で、より効果的に地域のニーズにこたえるよう留意しながら、一時保育事業の整備を進めていくことが望まれる。

④特別保育に対する需要の把握・事業効果の検証

延長保育や一時保育といった特別保育の提供に当たって、その効果を十分に発揮するには、事前の事業の利用状況等の実態把握が欠かせないところである。また、効果の程度を事後的に検証するための調査も望まれるところである。

しかし、市は、保育ニーズの著しい増加に伴う認可保育所の新設に注力している一方、特別保育に対する需要の把握や事業効果の検証を体系的には行っていない。

(監査意見) 特別保育に対する需要の把握・事業効果の検証

市では、特別保育に対する需要の把握や事業効果の検証が体系的には行われていなかった。

特別保育にニーズが乏しいはずがなく、また事後の利用実績をみてもニーズの存在が確認できる。しかし、効果的・効率的な事業展開のため、また長期的視野に立った計画策定のためにも、事業の利用状況等の実態把握が体系的になされることが望まれる。

⑤多様化する保育ニーズへの対応における市の役割

特別保育は、主に民営保育所によって実施されているのが現状である。その具体的な割合は以下の表のとおりである。

＜特別事業ごとの公営保育所と民営保育所の実施施設数＞ (単位：箇所)

	休日保育	一時保育	夜間保育	1時間 延長	2時間 延長	地域子育て 支援センター
公営	0	0	0	74	0	4
民営	6	29	1	19	52	10

(注) 平成 21 年 8 月現在の施設数である。

公営保育所は、市の直営公共施設としての性格上、どの保育所においてもサービスがおおむね均一に提供され、事業面での機動性が乏しいという特徴を持っている。これに比較し、民営保育所の持つコスト面での経済性や柔軟性、運営の機動性といった特徴が、多様な保育事業の実施に適しているというのは事実である。たとえば延長保育事業における 2 時間延長保育のように、公営保育所では現状実施できない事業も、民営保育所であれば実施できるということがある。市は今後も、民営保育所により、多様な保育の提供の拡大を図っていく計画である。

(監査意見) 多様化する保育ニーズへの対応における市の役割

市における特別保育事業は主に民営保育所により提供されており、公営保育所による部分は少なくなっている。市の現状を考えると、今後もこの傾向が拡大するものと想定される。このような中で市は、公営保育所の経験も生かしながら、多様化する保育ニーズに適切にこたえるよう民営保育所に対する支援を充実していくことが望まれる。

3. 認可外保育施設による多様な保育

(1) 概要

認可外保育施設とは、児童福祉法第 35 条第 4 項に規定する保育所の設置認可を受けずに、日々保護者の委託を受けて保育に欠ける児童を保育することを目的として設置された施設のことをいう。

認可外保育施設の運営は各施設において独自に行われており、施設の内容、保育料、公的資金の助成の有無等はさまざまである。認可外保育施設のうち、定員 6 名以上等の要件に該当する施設は、児童福祉法上第 59 条の 2 の規定により川崎市長へ設置届を提出する必要がある、また、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく市の指導監督を受ける必要がある。

市の認可外保育事業として、平成 21 年度末現在、以下の 4 形態が存在する。

①おなかま保育室

待機児童対策として、0 歳児（生後 6 カ月）から 3 歳未満児を対象に、認可保育所への入所要件を満たしながら認可保育所に入所できない児童を受入れる施設。



(写真) おなかま保育室（川中島 A・B）外観

②かわさき保育室・商店街店舗活用保育施設

民間の賃貸物件等を保育室とし、低年齢児に適した小規模な保育施設。待機児童対策として、1 歳児から 4 歳未満児を対象に、認可保育所への入所要件を満たしながら認可保育所に入所できない児童を受入れている。



(写真) かわさき保育室（だるまキッズ大師園）外観

なお、平成 22 年度より、「商店街店舗活用保育施設」は「かわさき保育室」へ一本化されている。

③川崎市認定保育園

認可外保育施設のうち、市の定める一定の要件を備えているとして市長が認定した施設。



(写真) 認定保育園（大師新生保育園）外観

④地域保育園

川崎市長へ設置届を提出した認可外保育施設のうち、上記に該当しない施設。

各事業の概要を表形式でまとめると、以下の表のとおりである。

<認可外保育施設の概要>

(平成 21 年 8 月現在)

項目	おなかま保育室	かわさき保育室・商店街店舗活用保育施設	認定保育園	地域保育園
定員	12～15 人	20～30 人	10 人以上	施設により異なる
施設数	14 施設	8 施設	45 施設	68 施設
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住 ・認可保育所に申込をし、入所要件を満たしていながら入所できない児童 ・6 か月以上 3 歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住 ・認可保育所に申込をし、入所要件を満たしていながら入所できない児童 ・1 歳以上 4 歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住 ・1 日 4 時間以上、月に 16 日以上保育に欠ける 	規定なし
選考	市が選考	施設と直接契約	施設と直接契約	施設と直接契約
保育料	世帯所得に応じ 0 円～50,000 円	上限 59,600 円	施設により異なる	施設により異なる
保育時間	7:30～18:00 (1 時間延長あり)	7:00～18:00 (2 時間延長あり)	日中 11 時間以上	施設により異なる
設置者要件	保育事業を行っている財団法人・社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的基盤あり ・健全かつ安定的に運営 ・不正又は不誠実な行為のおそれなし 	規定なし	規定なし
施設長要件	規定なし	常勤 (保育士・看護師・助産師・保健士のいずれかを保有)	常勤 (保育士・看護師・助産師のいずれかを保有)	規定なし

項目	おなかま保育室	かわさき保育室・商店街店舗活用保育施設	認定保育園	地域保育園
職員配置基準 (最低限)	0歳児3人につき1人 1・2歳児6人につき1人	1・2歳児6人につき1人 3歳児20人につき1人	0歳児3人につき1人 1・2歳児6人につき1人 3歳児20人につき1人 4歳児30人につき1人	0歳児3人につき1人 1・2歳児6人につき1人 3歳児20人につき1人 4歳児30人につき1人
有資格者割合	3分の1以上	3分の2以上かつ保育従事者の3分の2以上が常勤	3分の1以上	3分の1以上
給食	園内調理	園内調理	規定なし	規定なし
保育室スペース (最低限)	2.475㎡/人	2歳未満：2.475㎡/人 2歳以上：1.98㎡/人	2歳未満：2.475㎡/人 2歳以上：1.98㎡/人	1.65㎡/人
屋外遊戯場	規定なし	2歳以上 3.3㎡/人 (付近の公園で代替可)	規定なし	規定なし

(2) 監査手続

認可外保育施設が実施する保育事業について関連資料を閲覧した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(3) 実施した監査手続の結果

①認可保育所及びおなかま保育室とかわさき保育室の保育料格差の軽減

おなかま保育室及びかわさき保育室は、いずれも認可保育所に申込みをし、入所要件を満たしているながら入所できない児童を受入れる保育施設として位置づけられている。

市の認可保育所に係る保育料は、「VI. 認可保育所の保育料について」でみたように、世帯所得に応じて保育料が増減するように定められている。

この点、おなかま保育室の保育料は、「認可保育所の保育料に準ずる」とされており、認可保育所の保育料と同様に、世帯所得に応じて増減するようになっている。金額は、0円から50,000円と、認可保育所の保育料より若干低めに設定されている。

一方、かわさき保育室の保育料は、「上限59,600円」とされているのみであり、認可保育所やおなかま保育室のように世帯所得に応じて保育料が増減するような制度は設けられていない。平成21年度において実際に各かわさき保育室が設定している保育料の平均金額は以下の表のとおりであり、認可保育所や、おなかま保育室に比較して、高額であることがわかる。

<かわさき保育室保育料設定額の平均金額>

年齢	平均金額 (円)
1歳児	54,750
2歳児	53,375
3歳児	49,250

(注) かわさき保育室・商店街店舗活用保育施設が設定している保育料の平均値。

<おなかま保育室 保育料負担額の平均>

年度保育料総額 (千円)	延べ利用者数 (人)	1人当たり保育料 (円)
111,076	4,324	25,688

<認可保育所 保育料負担額の平均>

年度保育料総額 (千円)	延べ利用者数 (人)	1人当たり保育料 (円)
4,716,577	175,792	26,830

(監査意見) 認可保育所及びおなかま保育室とかわさき保育室の保育料格差の軽減

かわさき保育室は、認可保育所に申込みをし、入所要件を満たしていながら入所できない児童を受入れる保育施設として位置づけられている。このことから、かわさき保育室は認可保育所に準ずる保育施設として、その保育料に認可保育所と差が少ないことが望ましい。

この点、かわさき保育室と同じく待機児童解消施策として位置づけられているおなかま保育室の保育料は、認可保育所の保育料に準じ世帯所得に応じて増減することとされ、保護者負担の軽減が図られているところである。

しかし、かわさき保育室の保育料は上限の設定があるのみであり、認可保育所やおなかま保育室の保育料とは差がある。市は、今後認可外保育事業の再構築を検討する中で、負担のあり方について検討することが望まれる。

②かわさき保育室の事業運営状況

かわさき保育室は、民間事業者が、自ら施設を整備し、市から支給される扶助費を財源として運営している。この点、民設民営型の認可保育所に類似している。かわさき保育室が認可保育所と異なるのは、かわさき保育室に対する扶助費は、運営財源を賄うに十分であることを必ずしも保証するものではないということである。そのため、かわさき保育室が資金難のため事業を停止するリスクは、民設民営認可保育所のそれと比較して高いといえるため、市は、かわさき保育室の収支状況を把握しているが、適切なチェックを行う体制を整備する必要がある。

この点、かわさき保育室の平成21年度の収支状況を事業報告書により確認したところ、以下の表のとおりとなっており、収支差額がプラスとなっている園が4園、マイナスとなっている園が3園であった。

<かわさき保育室の収支状況>

収支差額	園数	プラス（マイナス）額の平均（千円）
収支差額がプラス	4	5,546
収支差額がマイナス	3	▲3,485

（監査意見）かわさき保育室の事業運営状況の把握

市の保育ニーズを反映して、かわさき保育室はいずれもほぼ定員近くの児童を受入れている。それにもかかわらず収支差額がマイナスとなっている園は、園の運営においてなんらかの課題がある可能性がある。

市は、このような園に対して、事業継続の観点から、適時適切なモニタリングにより、課題の有無を把握することが望まれる。

③おなかま保育室とかわさき保育室の今後のあり方

おなかま保育室は、待機児童解消施策として、平成 9 年から事業を開始し、今日に至っている。現在も待機児童の問題は解決しておらず、その点おなかま保育室の存在意義は現在でも認められる。

一方、平成 20 年度から、同じく待機児童解消を図るため、かわさき保育室や商店街店舗活用保育施設（平成 22 年 4 月 1 日にかわさき保育室に統合）が創設されるなど、待機児童解消のための施策は現状多岐にわたっている。

おなかま保育室とかわさき保育室はいずれも低年齢児を対象とした待機児童解消のための施設であり、主な項目につき比較すると以下の表のとおりである。

項目	おなかま保育室	かわさき保育室 (商店街店舗活用保育施設含む)
設置者の要件	保育事業を行っている財団法人・社会福祉法人	社会福祉法人以外も可
対象児童	0歳児～2歳児	1歳児～3歳児
施設数	23施設(14施設)※	8施設
施設毎定員	12名～15名(～30名)※	20名～30名
定員数	345名	240名
実入所者数(A)	359名	215名
開所時間	7時30分～18時 (19時まで延長可)	7時～18時 (20時まで延長可)
給食	園内完全給食(委託あり)	園内完全給食(委託あり)
保育従事者配置割合	0歳児3人:1人 1・2歳児6人:1人	1歳～2歳児6人:1人 3歳児20人:1人
有資格者数	1/3以上(保育士・看護師) 従事者のうち3人以上が有資格者	2/3以上(保育士・看護師) 更に保育従事者の2/3以上が常勤
保有スペースの最低面積	児童一人につき2.475㎡	満2歳児未満の児童1人につき2.475㎡ 2歳以上の児童一人につき1.98㎡
入所選考方法	市の保育所入所選考基準に準じて、市が選考	各園の運営者が各々の基準で選考
保育料	認可に準じる	上限59,600円で施設が決定
市が負担する額(B)	平成21年度決算額 委託料:373,653,580円	平成21年度決算額 219,815,017円 (内訳) 扶助費:211,062,030円 負担金補助及び交付金: 8,752,987円
園児一人当たりの市負担コスト(B)/(A)	年間 1,040,817円/人	年間 1,022,395円/人

(注) 市負担コストを除き、平成21年10月現在のデータである。

※ 2施設一体で実施している施設あり。「IV. 保育事業における委託業務について 2.おなかま保育室事業委託」参照。

上記の表からわかるように、いずれも小規模で低年齢の待機児童を対象とした施設であり、類似した点があることがわかる。大きく違う点といえば、設置者の要件、有資格者割合、市負担額の支出形態、保育料の設定額、入所選考方法等になる。

なお、園児一人当たりの市が負担するコストについてもおなかも保育室が年間1,040,817円であり、かわさき保育室は1,022,395円であることがわかる。これは、おなかも保育室の対象年齢がかわさき保育室の対象年齢に比べて低年齢であるため、単純なコスト比較をすることはなじまない点を考慮しても、両者のコスト面は大きく異なることがわかる。

ここで、両者の制度を並立させる意義があるかについて、担当者に確認したところ、おなかも保育室とかわさき保育室を統合することに関する検討は随時行われているものの、受入対象年齢などの違いなど、少しずつ制度が異なるため、実務上統合が難しいとのことであった。

一方両者の違いについて、利用者の立場になって考えた場合、待機児童解消として両施設が存在し、おなかも保育室に入所となれば認可に準じた保育料によりサービスを楽しむことができ、かわさき保育室に入所となれば各施設が設定した保育料によりサービスを楽しむという結果となるという違いがある。

(監査意見) おなかも保育室とかわさき保育室の今後のあり方

待機児童解消として複数の制度が存在し、いずれを利用できるかでサービスの対価が異なるというのは制度が複雑で、利用者にとってわかりにくい状況であるといわざるを得ない。

おなかも保育室もかわさき保育室も平成21年においては定員を超えた受入を行っており、待機児童の解消目的に対しては成果があると考えられるので、両者を合わせた程度の定員枠を継続させることに意義はある。

しかし、待機児童対策のための複数の制度が存在する点は利用者にとってわかりにくさを否定できないことから、市は、おなかも保育室とかわさき保育室の今後のあり方について、認可外保育事業の再構築のなかで検討していくことが望まれる。

④認定保育園及び地域保育園運営事業者の経験等の活用

認定保育園及び地域保育園は、いずれも市から運営費の一部の援護を受けながら、運営されている保育施設である。安定した収益を計上している施設から、そうではない施設まで様々であるが、いずれも、保育に欠ける児童の受け皿として重要な役割を果たしているものである。また、認可保育所では実施できないような柔軟な運営により、より多様なサービスを提供している施設もある。

このような貢献の一方で、認定保育園及び地域保育園は、事業者の自由意思によって設立され運営されているものであり、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく指導監督を受けてはいるものの、市による入所者の選考及び保育料の決定を受けないなど、認可保育所に比べた場合、比較的自由的な立場で運営されている。

市は、認定保育園及び地域保育園の事業を支援するため、年間 7 億円から 8 億円にのぼる扶助費を支出している。市における保育ニーズが高まる中、「V. 保育事業における扶助費及び補助金について」で見たように、近年この金額は上昇傾向にある。

(監査意見) 認定保育園及び地域保育園運営事業者の経験等の活用

市は、認可保育所に入所できない児童の支援を継続的に行っていくことが重要であり、認定保育園及び地域保育園の運営事業者の経験やリソースを、そのような児童の支援のために活用することは有用であると考えます。

保育事業者のニーズは、多様なものがあると想像される。今後も市は、限られた予算のなかで充実した保育事業を展開するために、そのような保育事業者の既存の経験やリソースを把握し、最大限有効活用するよう工夫していくことが望まれる。

4. 家庭保育福祉員（保育ママ）による多様な保育

(1) 概要

児童の養育に経験と技能及び資格を有する家庭保育福祉員（以下「福祉員」という。）に保育を委託することにより、家庭的雰囲気の中で保育を実施し、保護者の就労と育児の支援を行う制度である。



(写真) 福祉員（長田京子氏）の保育室

事業の概要は以下のとおりである。

項目	内容
対象児童	① 日中保育に欠けること ② 市内に居住すること ③ 生後6週間（43日目）以上3歳未満で健康であること
利用時間	原則 平日 8:30～17:00 (延長保育が対応可能な場合あり。)
保育料	基本委託料 月額 0円～41,300円 (保護者の所得に応じて段階あり。)
福祉員の数	14人※1
定員数	福祉員1人につき3～5名
その他	・連携保育所制度あり※2 ・福祉員への定期的な研修、保育相談員による巡回指導を実施。

※1 平成21年4月1日現在の状況である。

※2 認可保育所が福祉員の受託児童を定期的に受け入れたり、保育に係る相談・質問に対して助言を行うことで連携をとり、福祉員の一定の質を確保、制度の向上を図ることを目的としている。

(2) 監査手続

家庭保育福祉員事業の概要を把握し、制度上の問題点の有無を検討した。

(3) 実施した監査手続の結果

家庭保育福祉員制度では、保育に従事する者は保育補助者を雇う場合を除き基本的に福祉員のみとなる。

当制度では連携保育が実施されており、福祉員が休暇・研修等で保育を実施できない場合には連携保育所で児童の受入が可能である。児童に緊急を要する事態が生じた場合のマニュアルは整備されていたが、予定外の事情で福祉員が保育をできなくなった場合の対応が不明確であった。

(監査意見) 家庭保育福祉員制度の整備運用

福祉員が保育を行えない場合、休暇・研修等の予定があらかじめわかっている場合には連携保育所において保育を実施することができるよう整備されているが、福祉員が不測の事態により保育が行えなくなった場合の対応策等が、制度上明確ではなかった。

福祉員は、通常補助者を雇っているものの、ひとりで児童を預っている時間帯もあり、その時間帯に他の手助けを必要とする場面が生じた場合、保育の知識がある者や他の保育施設等に即時に頼れる環境がないと不安であろうし、何より児童に十分な保育が行えないおそれがある。

このような不安要素をできる限り排除して安心して保育が行えるよう、緊急時の対応策について、例えば関連する要綱や契約書上に明記し活用できるようにするなどの整備運用が望まれる。

なお、平成 22 年 10 月に公表された「(仮称) 新・保育基本計画素案」では、少人数の乳幼児を家庭的で温かな環境で育み、地域の中で子育て家庭を支える取組として、「(仮称) 家庭保育福祉員[共同型]」事業を新設し、自宅以外でも複数の福祉員が共同で行えるよう、平成 23 年 4 月事業開始を目標に準備を進めているとのことである。

XIV. 地域療育センターの管理運営について

1. 発達障害児等の状況

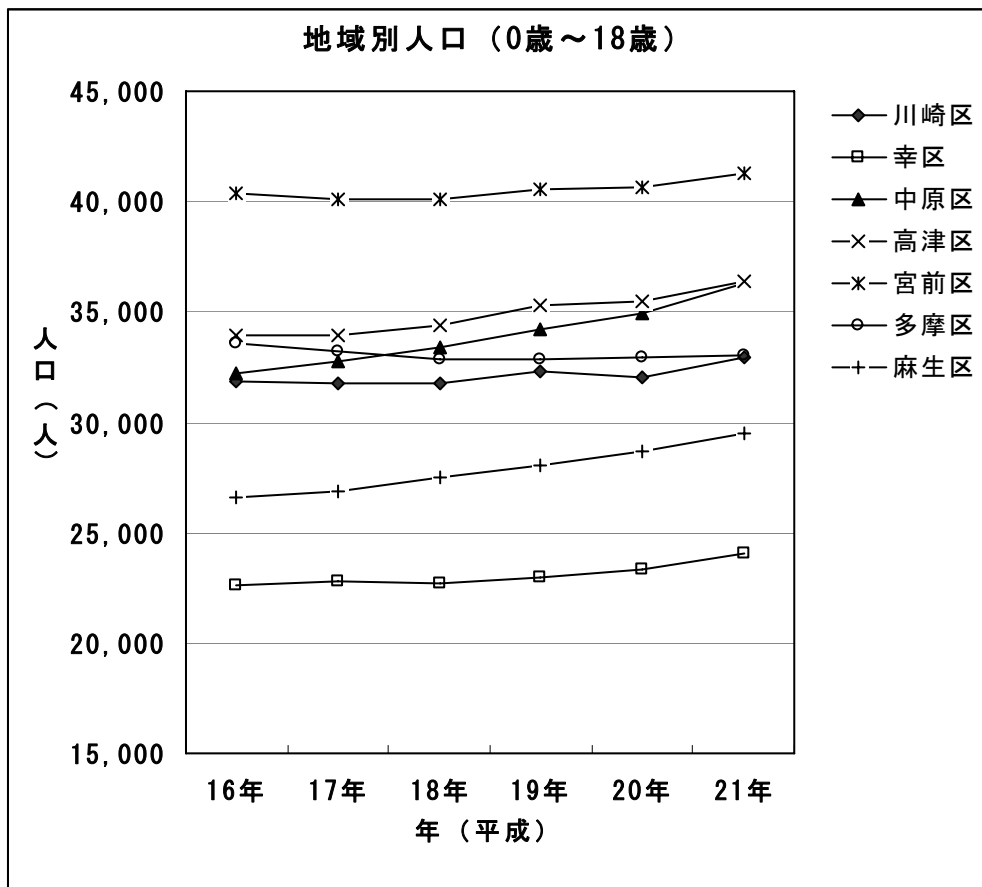
(1) 地域別年齢別人口の推移

市における0歳から18歳までの地域別人口の推移は以下の表及びグラフのとおりである。平成16年と平成21年を比較すると、市全体で12,274人増加しており、多摩区を除くすべての区で増加している。

(単位：人)

区	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
川崎区	31,820	31,733	31,800	32,305	32,006	32,914
幸区	22,600	22,788	22,709	22,987	23,358	24,079
中原区	32,240	32,783	33,354	34,179	34,978	36,277
高津区	33,970	33,987	34,391	35,311	35,460	36,345
宮前区	40,382	40,119	40,106	40,562	40,642	41,319
多摩区	33,541	33,210	32,866	32,831	32,975	33,000
麻生区	26,598	26,833	27,495	28,081	28,711	29,491
合計	221,151	221,453	222,721	226,256	228,130	233,425

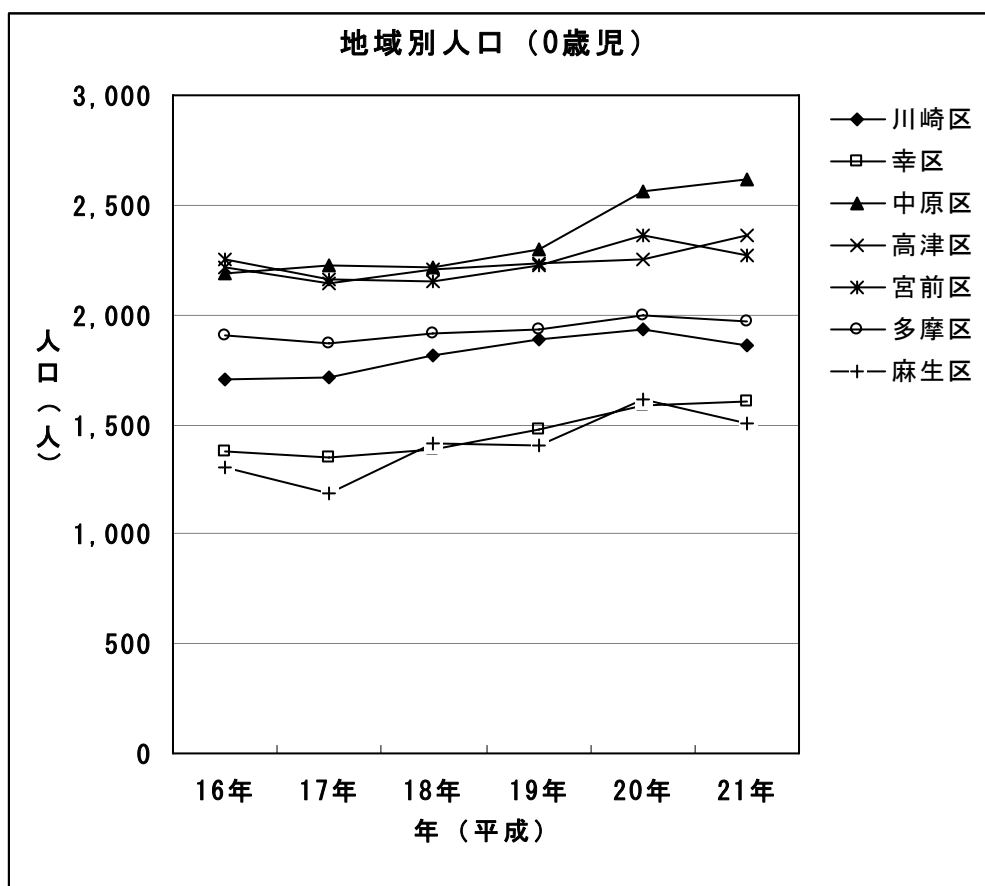
(注) 各年の数値は9月30日現在のものを記載している。(以下、同様)



また、0歳児の地域別人口の推移は以下の表及びグラフのとおりである。平成16年と平成21年を比較すると、市全体で1,229人増加しており、すべての区で増加している。

(単位：人)

区	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
川崎区	1,707	1,718	1,814	1,885	1,934	1,856
幸区	1,375	1,352	1,387	1,479	1,586	1,608
中原区	2,193	2,227	2,215	2,302	2,564	2,621
高津区	2,213	2,145	2,211	2,230	2,254	2,359
宮前区	2,255	2,157	2,156	2,224	2,358	2,268
多摩区	1,909	1,868	1,916	1,936	1,999	1,968
麻生区	1,300	1,181	1,417	1,406	1,610	1,501
合計	12,952	12,648	13,116	13,462	14,305	14,181



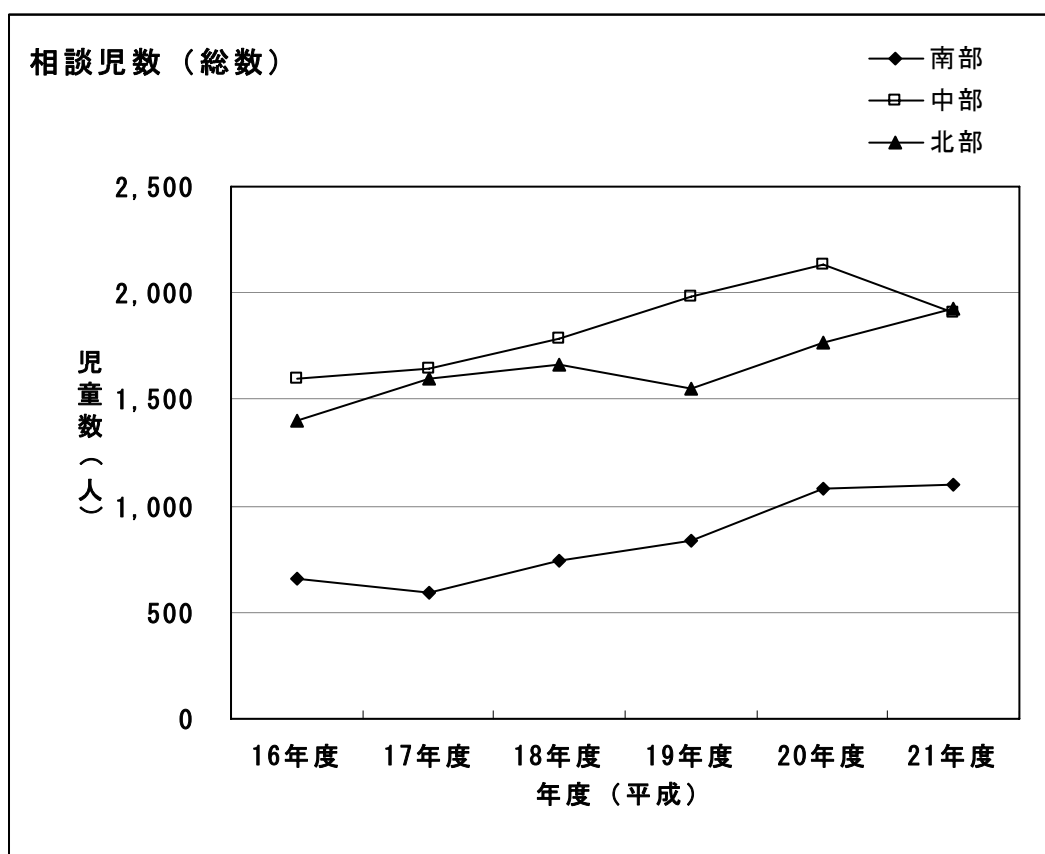
(2) 発達障害児等の状況

各地域療育センターにおける発達障害等の相談児数（総数）の推移は以下の表及びグラフのとおりである。平成16年度と平成21年度を比較すると、市全体で1,278人増加しており、すべての地域療育センターで急増している。

(単位：人)

年度	南部	中部	北部	合計
平成16年度	662	1,595	1,396	3,653
平成17年度	592	1,645	1,597	3,834
平成18年度	739	1,786	1,659	4,184
平成19年度	841	1,987	1,551	4,379
平成20年度	1,082	2,132	1,767	4,981
平成21年度	1,102	1,907	1,922	4,931

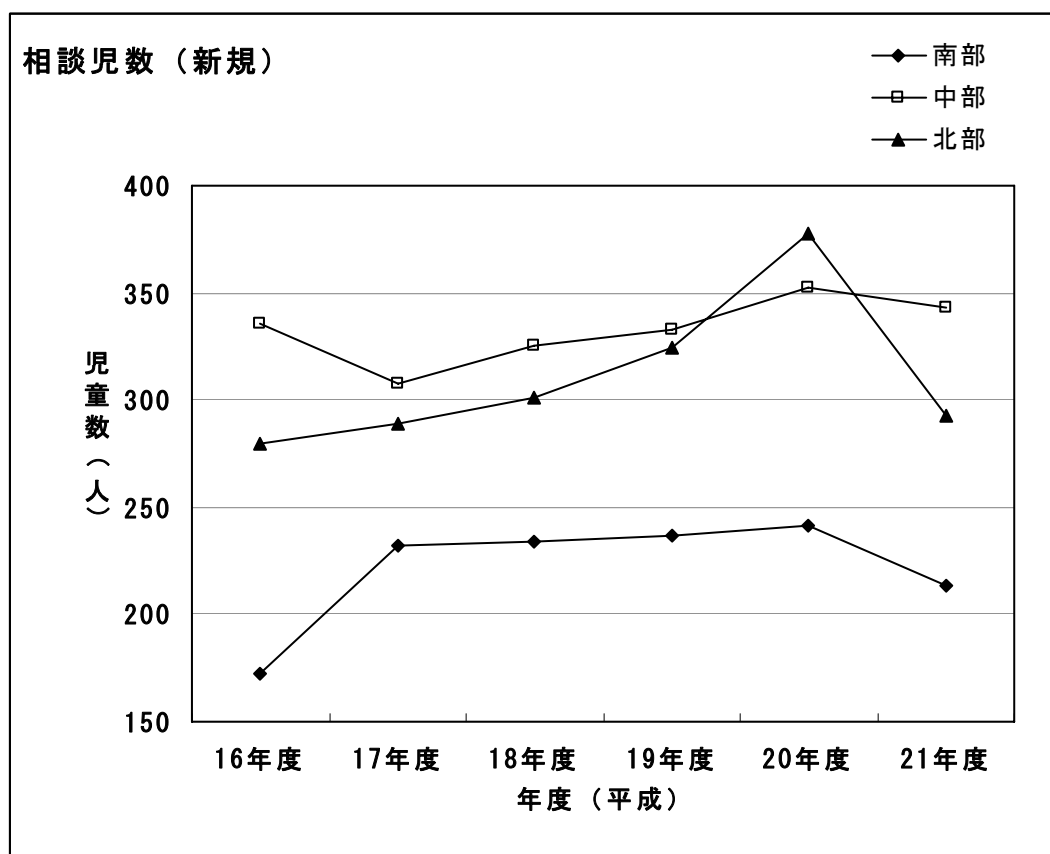
(注) 相談児数は、身体障害児、知的障害児及び発達障害児の相談人数である。(以下、同様)



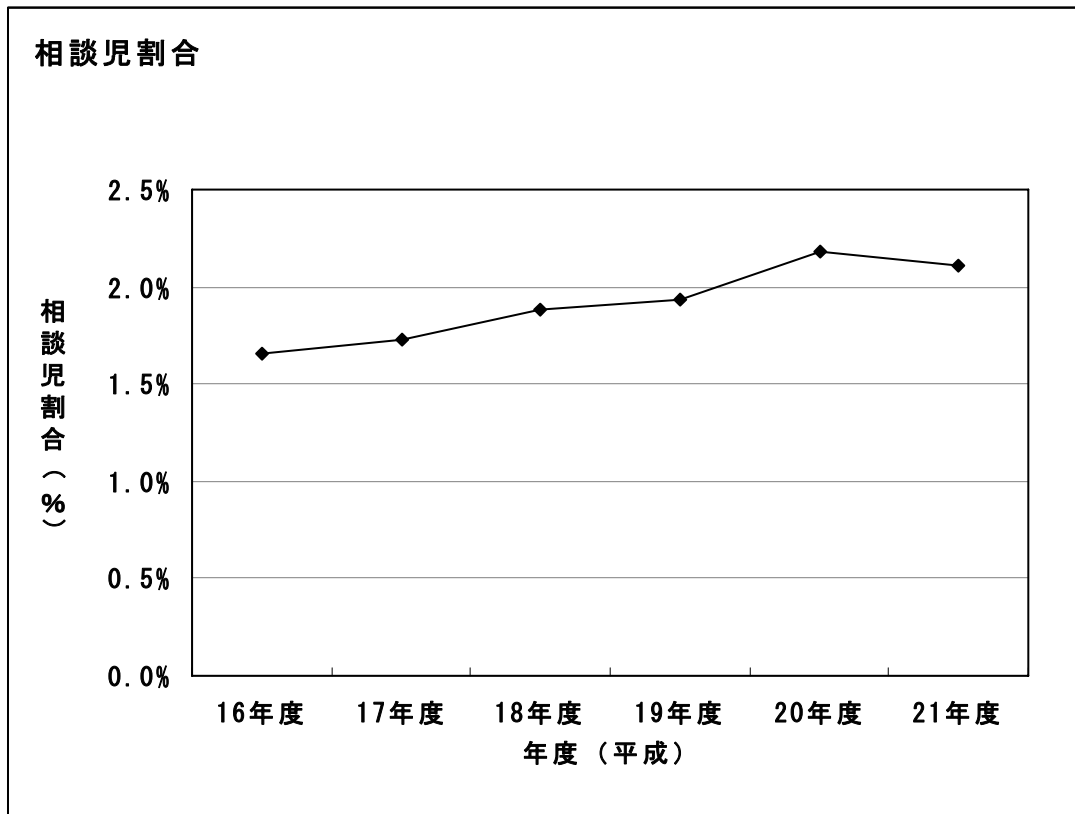
また、各地域療育センターにおける発達障害等の相談児数（新規）の推移は以下の表及びグラフのとおりである。平成 16 年度と平成 20 年度を比較すると市全体で 183 人、平成 16 年度と平成 21 年度を比較すると市全体で 61 人増加しており、すべての地域療育センターで増加している。

(単位：人)

年度	南部	中部	北部	合計
平成 16 年度	172	336	280	788
平成 17 年度	232	308	289	829
平成 18 年度	234	325	301	860
平成 19 年度	237	333	324	894
平成 20 年度	241	352	378	971
平成 21 年度	213	343	293	849



さらに以下のグラフに示すとおり、市における 0 歳から 18 歳までの人口に占める地域療育センターでの相談児童の割合も増加傾向にある。



(注) 相談児割合＝相談児数/0歳から18歳までの人口

市における0歳から18歳までの人口増加及び発達障害者支援法(平成16年12月10日法律第167号)の施行に伴い発達障害等の相談児童数も平成16年と平成21年を比較すると35%も増加している。また、0歳児も増加傾向にあることから、今後、このなかから1歳6か月児健診及び3歳児健診等を契機として障害が発見され、さらに地域療育センターにおける療育の対象となる児童が増加することが予想される。

「川崎市地域療育センター整備基本構想報告書」(平成19年1月)によると、「発達障害児等の療育は健診等で早期発見し、2週間以内で評価、2か月以内に診察を行い、すみやかに通園療育を実施するのが児童の適切な発達に効果的ある」旨が記載されている。しかし、発達障害等の相談児数の急増に伴って、同報告書によれば、「市の地域療育センターにおいては、専門職評価は1か月から2か月、児童精神科の医師の診察は約3か月、通園療育は約6か月待ちの状況となっている」旨が記載されている。

現状の市の地域療育センターの体制では、急増する発達障害児等に対し十分な療育を提供することが困難な状況にあることがわかる。

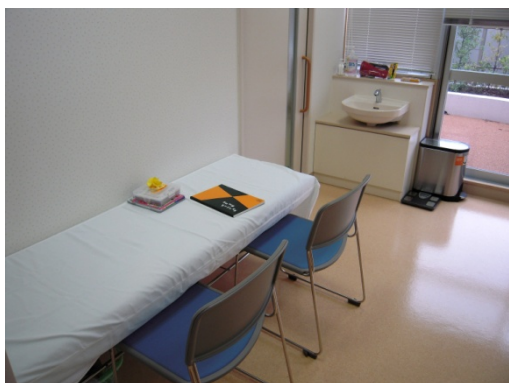
2. 発達障害児等に対する市の施策

(1) 川崎西部地域療育センターの新設

市は、人口増加及び発達障害等に関する相談児数の増加などにより、現状の3か所の地域療育センター体制では十分な支援を行うことが困難な状況にあることから、4か所目の地域療育センターとして宮前区に西部を平成22年4月に新設している。これにより、人口増加が見込まれる中原区、高津区、麻生区を中心とした地域の支援強化が図られる。なお、西部は、民設民営の地域療育センターであり、市の地域療育センターでは初の試みである。



(写真) 西部外観



(写真) 西部診察室



(写真) 西部 OTPT 室
理学療法・作業療法を行う部屋



(写真) 西部 ST 室
言語聴覚療法を行う部屋

(2) 川崎西部地域療育センターの概要

西部新設後のそれぞれの地域療育センターの所管は次のとおりである。宮前区に新設したことにより、中部の所管のうち宮前区（宮前区役所管内）が西部の所管となり、北部の所管のうち宮前区（向ヶ丘出張所管内）と多摩区の一部が西部地域療育センターの所管となっている。

	南部	中部	西部	北部
所管	川崎区の全域 幸区の全域	中原区の全域 高津区の全域	宮前区の全域 多摩区の以下の地域 中野島、和泉、登戸、 登戸新町、枡形、東生 田、宿河原、長尾、堰	麻生区の全域 多摩区の以下の地域 布田、菅稲田堤、菅戸 呂、菅、菅城下、菅北 浦、菅仙石、菅馬場、 生田、寺尾台、東三田、 三田、西生田、栗谷、 南生田、長沢

また、西部の整備に係る事業費は、平成 20 年度 51 百万円、平成 21 年度 5 億 53 百万円であり、平成 22 年 4 月 1 日現在の組織及び人員は以下の表のとおりである。

平成 22 年 4 月 1 日現在の組織及び人員 (単位：人)

		常勤	非常勤
施設長		1	
庶務	事務職員	3	
	栄養士	1	
	調理師・調理員		
	用務員		
通園療育部門	児童指導員	23	4
	保育士	※(23)	2
	療育補助員		
診療部門	看護師	2	1
	医師		
	小児神経科		1
	リハビリテーション科		1
	児童精神科	※(1)	
	内科(小児)		
	整形外科		7
	耳鼻咽喉科		1
相談外来部門	ケースワーカー	5	
	理学療法士	2	1
	作業療法士	1	1
	心理職	3	3
	言語聴覚士	1	2
合計		42	24

※施設長は児童精神科医を兼務している。また、児童指導員も保育士を兼務している。

西部においては、常勤の児童精神科の医師が配置されており、さらに他の地域療育センターよりも常勤職員及び非常勤職員が多く配置されている。

3. 監査手続

市の地域療育センターについて運営状況を確認するため、現場視察及び関連資料の閲覧を実施した。また、必要に応じて担当者への質問を実施した。

4. 実施した監査手続の結果

市は、西部を新設することにより、急増する発達障害児等に対する支援の強化を図っている。

以下の表が示すとおり、西部の新設後 3 か月における相談児数（新規）は、所管変更による発達障害児等の移転が含まれているものの、他の地域療育センターを倍近く上回っているため、市の施策には一定の効果が認められる。

(単位：人)

年月	南部	中部	西部	北部	合計
平成 22 年 4 月	18	22	48	29	117
平成 22 年 5 月	15	20	49	20	104
平成 22 年 6 月	28	38	72	21	159

しかし、西部の新設により、所管が縮小したのは中部と北部である。このため、南部の所管には変更はなく、依然として発達障害児等に対し十分な療育がなされていない可能性があると思われる。

また、中部は所管が縮小したとはいえ、昭和 47 年に建設されて以来 35 年が経過しているため、施設の老朽化が進んでいると思われる。南部も中部と同時期に建設されていることから同様のことがいえる。ただ、既に南部については、市立川崎高校の再編で福祉施設との複合化が検討されており、南部はその対象となっていることから、川崎市立高校への移転整備を行う方針となっている。また、中部についても「川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」に基づいて平成 23 年度の開設に向けて新設園舎の施設整備が進められている。

さらに、発達障害児の診断ができる児童精神科及び小児神経科等の専門医は、西部の児童精神科の医師を除き、すべて非常勤となっている。このことが発達障害児に対する十分な支援を量的に制限していると思われるが、これらの専門医は、全国的にも圧倒的に不足している状況にある。今後、地域療育センターを新設及び拡張できたとしても、これらの専門医を手当てすることができなければ発達障害児に対する十分な療育を行うことは困難である。

(監査意見) 地域療育センターの専門医の配置と施設整備の推進

今後、市は、南部の所管内の発達障害児等に対する十分な支援、各地域療育センターにおける児童精神科及び小児神経科等の専門医の適切な配置といった事項について検討する必要がある。

また、南部及び中部については、既に検討されている方針及び策定されている計画に沿って施設整備を確実に推進することが望まれる。

以上

資料 川崎市保育園等一覧

1. 認可保育所

(1) 公設公営保育所

(平成 22 年 4 月 1 日現在、単位：人)

	保育園名	所在地	定員
1	渡田保育園	川崎区鋼管通 1-11-4	120
2	大島保育園	川崎区大島 5-21-10	120
3	大島乳児保育園	川崎区大島 5-21-10	35
4	小田保育園	川崎区小田 3-17-3	120
5	新町保育園	川崎区渡田 4-9-4	120
6	西大島保育園	川崎区大島 1-24-12	95
7	東小田保育園	川崎区小田 5-14-1	95
8	観音町保育園	川崎区観音 1-10-3	95
9	藤崎保育園	川崎区藤崎 1-7-1	120
10	出来野保育園	川崎区出来野 6-7	90
11	古市場保育園	幸区古市場 2-97	120
12	古川保育園	幸区古川町 120	120
13	日吉保育園	幸区南加瀬 2-9-20	60
14	北加瀬保育園	幸区北加瀬 3-19-1	60
15	小倉保育園	幸区小倉 1346	95
16	河原町保育園	幸区河原町 1	210
17	南加瀬保育園	幸区南加瀬 3-12-8	95
18	南河原保育園	幸区河原町 1	120
19	小向保育園	幸区小向西町 3-52-3	90
20	東小倉保育園	幸区小倉 2-36	90
21	夢見ヶ崎保育園	幸区南加瀬 3-4-8	90
22	玉川保育園	中原区北谷町 61	90
23	玉川乳児保育園	中原区北谷町 61	35
24	上小田中保育園	中原区上小田中 1-28-25	95
25	宮内保育園	中原区宮内 4-13-14	60
26	平間保育園	中原区上平間 366	60
27	平間乳児保育園	中原区上平間 366	35
28	中丸子保育園	中原区中丸子 1155	120
29	中原保育園	中原区小杉陣屋町 2-3-1	120
30	下小田中保育園	中原区下小田中 4-4-17	95
31	ごうじ保育園	中原区上小田中 6-34-36	90
32	西宮内保育園	中原区宮内 1-24-7	90

	保育園名	所在地	定員
33	橘保育園	高津区千年 107	60
34	蟹ヶ谷保育園	高津区蟹ヶ谷 339	90
35	諏訪保育園	高津区諏訪 3-20-15	60
36	野川保育園	高津区野川 3906-4	95
37	末長保育園	高津区末長 1290-3	60
38	西高津保育園	高津区溝口 5-15-4	95
39	津田山保育園	高津区下作延 1084-1	120
40	上作延保育園	高津区向ヶ丘 1-3	120
41	子母口保育園	高津区子母口 378	120
42	千年保育園	高津区千年 970	120
43	梶ヶ谷保育園	高津区梶ヶ谷 5-8-2	120
44	向丘保育園	宮前区南平台 4-2	60
45	向丘乳児保育園	宮前区南平台 4-2	35
46	有馬保育園	宮前区東有馬 5-16-1	90
47	西有馬保育園	宮前区有馬 1-8-6	120
48	菅生保育園	宮前区初山 1-23-15	120
49	南菅生保育園	宮前区菅生 4-4-1	90
50	平保育園	宮前区平 2-13-1	120
51	中有馬保育園	宮前区有馬 3-2-10	120
52	馬絹保育園	宮前区馬絹 1364-7	120
53	土橋保育園	宮前区土橋 2-14-1	120
54	中野島保育園	多摩区布田 18-25	60
55	中野島乳児保育園	多摩区布田 18-25	35
56	生田保育園	多摩区西生田 3-15-10	60
57	生田乳児保育園	多摩区西生田 3-15-10	35
58	菅保育園	多摩区菅 1-5-24	95
59	三田保育園	多摩区三田 1-18-3	120
60	西宿河原保育園	多摩区宿河原 2-19-6	120
61	東中野島保育園	多摩区中野島 4-4-15	120
62	土淵保育園	多摩区生田 2-14-5	120
63	南生田保育園	多摩区南生田 3-2-7	90
64	百合丘保育園	麻生区百合丘 1-18-4	60
65	上麻生保育園	麻生区上麻生 7-2-35	90
66	高石保育園	麻生区高石 1-14-15	90

	保育園名	所在地	定員
67	虹ヶ丘保育園	麻生区虹ヶ丘 2-2-20	120
68	下麻生保育園	麻生区下麻生 2-14-1	90
69	白山保育園	麻生区白山 4-2-1	120

(2) 公設民営保育所

(平成 22 年 4 月 1 日現在、単位：人)

	保育園名	所在地	運営主体	定員
1	大師保育園	川崎区出来野 1-17	(財)神奈川県労働福祉協会	130
2	かわなかじま保育園	川崎区藤崎 2-19-2	(株)こどもの森	120
3	塚越保育園	幸区塚越 4-345-11	(株)サクセスアカデミー	90
4	小田中保育園	中原区下小田中 1-11-1	(福)川崎市社会福祉事業団	90
5	小田中乳児保育園	中原区下小田中 1-11-1	(福)川崎市社会福祉事業団	35
6	南平間保育園	中原区上平間 1183	(株)サクセスアカデミー	120
7	坂戸保育園	高津区坂戸 3-7-21	(福)尚徳福祉会	90
8	みぞのくち保育園	高津区溝口 4-19-2	(福)大慈会	120
9	下作延中央保育園	高津区下作延 2-6-3	(財)神奈川県民間保育園協会	120
10	くじ保育園	高津区久地 3-16-1	(福)大慈会	60
11	たちばな中央保育園	高津区千年 1300	(福)厚生館福祉会	90
12	宮崎保育園	宮前区宮前平 1-2-2	(福)種の会	150
13	宮前平保育園	宮前区宮前平 2-11-6	(株)日本保育サービス	150
14	宿河原保育園	多摩区宿河原 3-13-9	(福)横浜悠久会	95
15	白鳥保育園	麻生区白鳥 1-17-2	(福)横浜悠久会	120

(3) 民設民営保育所

(平成 22 年 4 月 1 日現在、単位：人)

	保育園名	所在地	運営主体	定員
1	聖美保育園	川崎区桜本 2-41-11	(福)ふたば愛児会	90
2	川崎乳児保育所	川崎区本町 1-1-1	(福)母子育成会	90
3	東門前保育園	川崎区東門前 1-8-2	(財)神奈川県労働福祉協会	60
4	川崎愛泉保育園	川崎区浜町 2-22-16	(福)神奈川県社会福祉事業団	60
5	桜本保育園	川崎区桜本 1-8-22	(福)青丘社	60
6	夜間保育所あいいく	川崎区本町 1-1-1	(福)母子育成会	30
7	のぞみ保育園	川崎区富士見 1-6-10	(福)ふたば愛児会	90
8	よつば保育園	川崎区四谷上町 14-8	(福)川崎市社会福祉事業団	60
9	ゆめいく日進町保育園	川崎区日進町 20-3	(福)母子育成会	100
10	あすいく保育園	川崎区日進町 22-14	(福)母子育成会	120
11	京町いづみ保育園	川崎区京町 3-26-1	(福)三篠会	120
12	川崎おおぞら保育園	川崎区小川町 11-9	(福)まあれ愛恵会	30
13	中瀬新生保育園	川崎区中瀬 3-20-16	(宗)日本バプテスト同盟大師 新生協会	60
14	アスク川崎東口保育園	川崎区小川町 13-9	(株)日本保育サービス	80
15	レイモンド川崎保育園	川崎区東田町 8	(福)檸檬会	30
16	YMCA かわさき保育園	幸区大宮町 26 - 3	(財)横浜 Y M C A	90
17	どりーむ保育園	幸区北加瀬 1-31-5	(福)長尾福祉会	120
18	保育園フェリチッタ	幸区南幸町 2-76	(株)ばんびーな	30
19	つくし保育園	幸区戸手本町 2-420-1	(福)川崎市社会福祉事業団	120
20	にじいろ保育園新川崎	幸区小倉 268-7	(株)サクセスアカデミー	60
21	アスク川崎西口保育園	幸区大宮町 1310	(株)日本保育サービス	60
22	多摩保育園	中原区上丸子山王町 2-1337	(福)多摩福祉会	150
23	新日本保育園	中原区木月伊勢町 3-3	(福)新日本学園	180
24	長寿保育園	中原区井田中ノ町 12-20	(福)長寿福祉会	180
25	木月保育園	中原区木月 4-42-14	(福)川崎立正福祉会	120
26	井田保育園	中原区井田 1-26-33	(福)長寿福祉会	120
27	すみれ保育園	中原区今井南町 1123	(福)多摩福祉会	120
28	こすぎっこ保育園	中原区新丸子東 2-901	(株)こどもの森	30
29	元住吉わおわお保育園	中原区木月 2-17-1	ワオ・ジャパン(株)	45
30	まるこ保育園	中原区新丸子 727-3	(株)エス・エイ・ワイ	30
31	アスク上小田中保育園	中原区上小田中 3-25-29	(株)日本保育サービス	30

	保育園名	所在地	運営主体	定員
32	茶々いまい保育園	中原区今井仲町 369-1	(福)あすみ福祉会	120
33	アスク新丸子保育園	中原区新丸子町 718-1-2F	(株)日本保育サービス	60
34	ベネッセチャイルドケアセンター武蔵小杉	中原区新丸子東 3-1100-12	(株)ベネッセスタイルケア	60
35	たんぼぼのはら保育園	中原区市ノ坪 223-9	(福)大慈会	90
36	すみよしのはら保育園	中原区木月祇園町 17-2	(福)大慈会	100
37	ももの里保育園	中原区宮内 2-26-40	(福)川崎保育会	120
38	アスク元住吉保育園	中原区木月 3-8-19	(株)日本保育サービス	60
39	二子保育園	高津区二子 5-14-56	(福)多摩福祉会	150
40	レッツ・ビー梶ヶ谷保育園	高津区下作延 2-35-1	(学)島崎学園	90
41	YMCA たかつ保育園	高津区溝口 1-19-1	(福)横浜 YMCA 福祉会	120
42	スターチャイルド《KSP ナーサリー》	高津区坂戸 3-2-1	(株)みつば	30
43	津田山きらら保育園	高津区下作延 1914	(株)グレース	30
44	このはな保育園	高津区久地 1-19-8	(特非)子ども未来じゅく	30
45	アスク高津保育園	高津区溝口 6-23-16	(株)日本保育サービス	30
46	すこやか高津保育園	高津区二子 5-1-5	(福)多摩福祉会	120
47	レッツ・ビー溝の口保育園	高津区溝口 2-16-6	(学)島崎学園	30
48	パレット保育園・高津	高津区二子 2-2-13	(株)理究	60
49	レッツ・ビー久本保育園	高津区久本 3-13-5	(学)島崎学園	30
50	アスク溝の口保育園	高津区下作延 2-7-41	(株)日本保育サービス	30
51	野川南台保育園	宮前区野川 2252-6	(福)星槎	70
52	こどものいえもも保育園	宮前区馬絹 1899-5	(福)すぎのこ福祉会	150
53	さぎ沼なごみ保育園	宮前区土橋 3-1-6	(福)なごみ福祉会	120
54	アスクさぎぬま保育園	宮前区鷺沼 1-22-6	(株)日本保育サービス	60
55	もものか保育園	宮前区馬絹 1993-1	(特非)子ども未来じゅく	30
56	稲田保育園	多摩区登戸 1416	(福)稲田福祉会	150
57	厚生館愛児園	多摩区菅稲田堤 1-11-8	(福)厚生館福祉会	120
58	龍巖寺保育園	多摩区堰 3-11-13	(福)大慈会	180

	保育園名	所在地	運営主体	定員
59	ひばり保育園	多摩区宿河原 6-46-6	(福)宿河原会	120
60	第二厚生館愛児園	多摩区寺尾台 1-1-19	(福)厚生館福祉会	120
61	なごみ保育園	多摩区菅稲田堤 3-9-2	(福)なごみ福祉会	90
62	星の子愛児園	多摩区菅稲田堤 1-17-25	(福)厚生館福祉会	150
63	なのはな保育園	多摩区登戸 2249-1	(福)川崎市社会福祉事業団	120
64	太陽の子保育園	多摩区栗谷 2-16-14	ジャパンヒューマンヘルス (株)	150
65	ひばりっこくらぶ保育園	多摩区宿河原 6-35-16	(福)宿河原会	90
66	ハグミー・ナーサリー	多摩区中野島 3-15-15	(有)ハグミー	90
67	そらまめ保育園	多摩区宿河原 1-1-40	(特非)子ども未来じゅく	30
68	ういず宿河原保育園	多摩区長尾 4-2-20	(株)WITH	30
69	ぶどうの実登戸園	多摩区登戸新町 187	(株)ぶどうの木	30
70	のぼりっこ保育園	多摩区登戸 3185	(株)こどもの森	30
71	柿生保育園	麻生区上麻生 5-23-1	(福)鈴保福祉会	150
72	すぎのこ保育園	麻生区岡上 71-3	(福)すぎのこ福祉会	60
73	あさのみ保育園	麻生区上麻生 3-22-14	(福)長寿福祉会	120
74	小田急ムック新百合ヶ丘園	麻生区古沢 43	(株)小田急ライフアソシエ	90
75	はるひ野保育園	麻生区はるひ野 2-7-1	(福)春献美会	110
76	保育園キディ百合丘	麻生区百合丘 1-16	(福)伸こう福祉会	60
77	新城みらい保育園※	中原区下新城 3-15-3	(学)調布学園	120

※平成 22 年 4 月 1 日から運営を開始している認定こども園である。

2. 認可外保育施設

(1) 川崎市認定保育園

(平成 22 年 3 月 31 日現在、単位：人)

	保育園名	所在地	定員
1	クリスチャン・ベビーセンター	川崎区渡田新町 3-10-17	27
2	鋼管通乳児園	川崎区鋼管通 2-2-6	22
3	熊谷乳児園	川崎区田町 2-10-6	10
4	エンジェルキッズ川崎園	川崎区追分町 2-2	35
5	アスク川崎いさご保育園	川崎区砂子 1-5-1	30
6	大師新生保育園	川崎区大師町 15-9	18
7	貝塚保育園	川崎区貝塚 1-15-1	30
8	ちぐさ保育園	幸区下平間 108-5-101	35
9	チャイルドタイム鹿島田エンゼルホーム	幸区新塚越 1-2	90
10	等々力保育園	中原区等々力 6-12	138
11	原保育園	中原区上小田中 2-21-29	167
12	小杉ベビーセンター	中原区今井南町 524	90
13	アップルベビールーム	中原区下小田中 4-14-11	18
14	ウパウパハウスベビー	中原区下小田中 1-6-2	24
15	マミークラブ小杉	中原区新丸子町 741	90
16	保育室わおわお元住吉園	中原区木月 2-14-15	30
17	保育所ちびっこランド新城園	中原区新城 3-5-1	120
18	！！ちーとも園	中原区新城 5-8-14	45
19	スマイリーキッズ	中原区新丸子 716	120
20	元住吉わんぱく園	中原区木月 2-2-1	59
21	たつのご共同保育所	高津区向ヶ丘 137-3	20
22	乳幼児教室ハッピールーム	高津区溝口 6-2-5	70
23	ベビーホームメロディ梶ヶ谷	高津区梶ヶ谷 3-3-8	34
24	ベビーホームメロディ溝口	高津区下作延 2-7-26-201	26
25	びーちゃん 保育室	高津区溝口 2-16-6	21
26	ベビーチャイルドランド梶ヶ谷園	高津区下作延 3-16-21	25
27	溝の口みつばち保育園	高津区久本 3-1-22	25
28	ベビーチャイルドランド高津園	高津区二子 2-18-7	25
29	チャイルドケアサポートぶどうの実	高津区久地 4-24-5	85
30	南口みつばち保育園	高津区久本 1-6-1	20
31	チャイルドケアセンター青い鳥溝の口園	高津区下作延 2-8-17	25
32	可愛ベビーホーム	宮前区宮前平 1-9-24 A101	42

	保育園名	所在地	定員
33	鷺沼なかよし保育園	宮前区鷺沼 3-5-18	60
34	馬本保育所	宮前区宮崎 1-9-9	42
35	子育て協同センター「すきっぷ」	宮前区宮崎 2-1-1	46
36	ホサナ保育園	多摩区中野島 6-25-5 タイヤビル	55
37	ちびっこハウス	多摩区登戸新町 403-3	65
38	チャイルドランド稲田堤園	多摩区菅 1-6-25	120
39	保育所ちびっこランド宿河原園	多摩区宿河原 3-5-49	30
40	保育所ちびっこランド向ヶ丘登戸園	多摩区登戸 2576	30
41	にじいろ保育園	多摩区長沢 2-20-31	52
42	東百合丘保育園	麻生区東百合丘 4-21-9	100
43	ルンビニーにこにこ園保育室	麻生区千代ヶ丘 1-10-6	94
44	新百合ヶ丘駅前保育園太陽の子	麻生区上麻生 1-15-9	108
45	カスタッチこどもclub	麻生区はるひ野 1-15-1	50

(2) 地域保育園

(平成 22 年 3 月 31 日現在、単位：人)

保育園名		所在地	定員
1	ナーサリーアシスト	川崎区東田町 2-10	55
2	グローリィ保育所	川崎区砂子 2-7-9	30
3	ちゃいんど川崎園	川崎区駅前本町 18-2	15
4	キンカーンインターナショナルスクール	川崎区堤根 37-1	68
5	うさぎ保育室	川崎区東門前 1-17-12	9
6	チャイルドタイム八丁畷エンゼルホーム	川崎区下並木 11-5	48
7	ぱれっとがーでん川崎園	川崎区小川町 11-3	26
8	保育所ちびっこランド川崎園	川崎区境町 10-8	39
9	ももんが保育園	川崎区渡田山王町 20-16	46
10	保育所キラキラルーム川崎園	川崎区貝塚 1-3-17	106
11	保育所ちびっこランド小島新田駅前園	川崎区江川 2-7-3	30
12	もっく川崎園	川崎区宮本町 8-12	21
13	たけのこ保育園	幸区柳町 55	23
14	ファイン・キッズ・インターナショナル	幸区大宮町 2-8	35
15	パンプキン・ガーデン・ラゾーナ川崎園	幸区堀川町 72-1	40
16	駅前保育室 こあらっこはうす	幸区南幸町 3-104	38
17	こあらっこはうす ゆうかり園	幸区南幸町 3-101	28
18	保育所ちびっこランド尻手駅前園	幸区南幸町 3-105-2	30
19	保育所ひまわり	幸区小倉 832-2	28
20	聖子保育園	幸区下平間 130	30
21	チャイルドタイム矢向エンゼルホーム	幸区神明町 1-80-1	50
22	たいよう保育園	幸区南幸町 2-14-2	36
23	保育ルーム 太陽と森	幸区南加瀬 3-4-18	34
24	保育 Room ことり	幸区塚越 2-161	38
25	つぼみ保育園	幸区小倉 284-11	20
26	保育室こじかルーム	中原区木月 660	12
27	中村保育所	中原区木月伊勢町 9-30	12
28	こどもの森保育園	中原区小杉 3-249-2	32
29	キンダーナーサリー武蔵新城園	中原区新城 1002	80
30	ちびっこランド元住吉ブレーメン通り園	中原区木月 1-29-20	38
31	ピコロキンダーナーサリー元住吉	中原区井田中ノ町 39-1	65
32	ウパウパハウス、キッズ	中原区上小田中 5-2-5	45
33	保育園アソシエ新城	中原区新城 5-8-30	50

	保育園名	所在地	定員
34	ティンカーベル小杉園	中原区下沼部 1918-6	45
35	ピコロキンダーナーサリー武蔵中原園	中原区下小田中 2-4-22	85
36	保育ルーム clover	中原区市ノ坪 127-7	36
37	武蔵中原わんぱく園	中原区上小田中 5-1-3	55
38	保育所ちびっこランド 武蔵中原園	中原区上小田中 6-23-30	33
39	保育所ちびっこランド 武蔵小杉園	中原区今井南町 425	22
40	バイリンガインターナショナルプリスクール	中原区新丸子東 2-907	12
41	駅型保育園・アンジェ	高津区末長 46-1	30
42	キッズサロン・ちとせ	高津区千年 233-15	16
43	私立保育園キンダーナーサリーベビー0, 1	高津区新作 5-13-12-102	14
44	保育所ちびっこランド子母口園	高津区子母口 352-3	35
45	聖心育児室	高津区下作延 3-14-13	24
46	キンダーガーデン・あいる	高津区久本 3-9-6	45
47	都市型保育園 ポポラー川崎溝の口園	高津区久本 3-14-1	35
48	be' be' (ベベ) 保育室	高津区久本 2-6-13	16
49	保育室アンファン	高津区溝口 2-14-5	38
50	保育所ちびっこランド 久地駅前園	高津区久地 4-13-1	28
51	保育所まあむ梶ヶ谷園	高津区梶ヶ谷 3-1-6	50
52	ビタミンキッズ本館	高津区二子 2-1-5	24
53	Global Education Garden	高津区新作 4-12-12	113
54	ピッコリ・アンジェリ	高津区末長 146-1	15
55	English express International School	高津区末長 163	58
56	保育所ちびっこランド梶ヶ谷園	高津区末長 654-122	25
57	保育所ちびっこランド さぎぬま園	宮前区鷺沼 3-1-35	25
58	めぐみ保育園	宮前区東有馬 2-7-1	14
59	ベビーホームメロディ宮前平	宮前区宮前平 2-15-3	48
60	保育所ちびっこランド潮見台園	宮前区潮見台 7-43	30
61	ベビーホームメロディ宮崎台	宮前区宮崎 2-7-51	56
62	保育室チャイルド宮前	宮前区宮崎 2-8-35	41
63	子どもミニディサービス ほっぷ	宮前区宮崎 2-13-35	12
64	私立保育園 キンダーナーサリー宮前平園	宮前区宮崎 6-9-6	40
65	たけのこ保育園	宮前区土橋 6-6-10	23
66	保育所いつだってひまわり	宮前区犬蔵 3-9-18	20
67	保育所ちびっこランド 稲田堤駅前園	多摩区菅 1-2-31	64

保育園名		所在地	定員
68	キッズルーム・はるるん	多摩区菅 2-1-19	13
69	マミー保育センター向ヶ丘遊園	多摩区東三田 3-10-1	40
70	保育所ちびっこランド生田駅前園	多摩区生田 7-8-9	36
71	Kids room みらっ子	麻生区多摩美 2-9-8	14
72	ヒマワリベビーホーム	麻生区王禅寺東 1-25-10	15
73	バディスポーツ幼児園はるひ野	麻生区はるひ野 4-3-2	280
74	保育ルーム ヴェリィキッズはるひ野	麻生区はるひ野 4-4-6	20

(3) おなかま保育室

(平成 22 年 4 月 1 日現在、単位：人)

保育室名		所在地	定員
1	川中島	川崎区大師駅前 1-1-2	26
2	大島上町	川崎区大島上町 22-7	32
3	向河原	中原区下沼部 1769-6	15
4	西丸子	中原区小杉陣屋町 2-19-1	21
5	今井西	中原区今井西町 96	30
6	第 2 新城	中原区新城 3-9-19	32
7	第 3 新城	中原区新城 3-17-2	38
8	溝口	高津区下作延 2-9-43	38
9	上作延	高津区上作延 284-1	26
10	高津	高津区二子 4-2-2	15
11	宮前平	宮前区宮前平 3-4-24	21
12	有馬	宮前区有馬 9-5-15	21
13	多摩	多摩区堰 2-7-4	15
14	向ヶ丘遊園	多摩区登戸 1651	15

(4) 家庭保育福祉員 (保育ママ)

(平成 22 年 4 月 1 日現在、単位：人)

	氏名 (敬称略)	住所	定員
1	長田 京子	川崎区小田 5 丁目	5
2	柴田 典子	幸区戸手本町 2 丁目	3
3	矢内 節子	幸区下平間	5
4	相澤 春美	幸区神明町 1 丁目	5
5	遠藤 光枝	幸区塚越 3 丁目	3
6	佐藤 成代	中原区上平間	5
7	山口 佐智子	中原区北谷町	3
8	夏本 恵子	中原区小杉御殿町 2 丁目	3
9	鈴木 紀子	中原区井田中ノ町	3
10	村上 睦子	高津区坂戸 2 丁目	3
11	鈴木 眞弓	宮前区有馬 1 丁目	4
12	坂西 和子	多摩区宿河原 7 丁目	5
13	大森 敦子	多摩区菅馬場 2 丁目	3
14	坂本 史代	多摩区宿河原 2 丁目	4
15	佐藤 素子	多摩区菅北浦 4 丁目	3
16	和田 智子	麻生区上麻生 7 丁目	4
17	水嶋 昌子	麻生区百合丘 1 丁目	4
18	元野 寿美子	麻生区下麻生 3 丁目	3
19	山口 かえで	麻生区片平	3

(5) かわさき保育室

(平成 22 年 4 月 1 日現在、単位：人)

	保育室名	所在地	定員
1	だるまキッズ 大師園	川崎区昭和 2-2-2	30
2	保育園 リエッタ	幸区南幸町 2-9-2	30
3	チャイルドタイム矢向エンゼルホーム	幸区神明町 1-80-1	30
4	ぶどうの実平間園	中原区北谷町 693-10	30
5	ほっぺるランド 新丸子	中原区小杉町 1-543-3	30
6	保育園キディニ子・川崎	高津区二子 5-16-16	30
7	ビタミンキッズ 南館	高津区溝口 4-6-24	20
8	可愛保育園	宮前区宮前平 1-9-24	30
9	保育室すきっぷ ドレミ園	宮前区宮崎 3-1-13	30
10	保育所まあむ向丘遊園	多摩区東生田 1-11-12	30
11	保育所ちびっこランド百合丘駅前園	麻生区百合丘 1-19-2	30